

明治期における旧長州藩主毛利家資産の由来と性格

—加賀前田家との比較で—

松 村 敏

目 次

はじめに

1. 明治初期毛利家の状況
2. 明治前期の資産と収支(1)—1871～76年—
 - (1) 資産とその形成過程
 - (i) 金融資産
 - (ii) 近世からの資産継承
 - (iii) 家禄賞典禄収入
 - (iv) 補論：明治前期における旧岩国藩主吉川家資産の由来
 - (2) 資産の性格
 - (i) 貸金
 - (ii) 横浜水道会社への出資
 - (3) 収支
3. 明治前期の資産と収支(2)—1877～90年—
 - (1) 資産の推移と蓄積過程
 - (i) 金禄公債と賞典分与
 - (ii) 有価証券投資
 - (iii) 不動産所有と北海道開墾事業
 - (iv) 貸金
 - (2) 収支
4. 明治後期の家政と資産運用—1891～1906年—
 - (1) 家憲の制定と資産運用体制
 - (i) 家憲の制定
 - (ii) 資産運用体制
 - (2) 資産の推移
 - (3) 有価証券投資
 - (i) 株式
 - (ii) 債券
 - (4) 不動産投資
 - (5) 鉱山投資
 - (6) 貸付金・仮払金・預り金
 - (i) 貸付金・預け金
 - (ii) 借入金・仮払金
 - (iii) 預り金
 - (7) 損益
 - (8) 小括

おわりに

はじめに

本稿は、旧長州藩主毛利家の明治期における資産の動向を分析するものである¹。具体的な課題を説明するために、まずやや結論的な点を述べることから始める。筆者は、すでに発表した明治前期加賀前田家の分析において、1876年頃同家が皇族・華族の中で最大の金融資産を有していた可能性が高いとした²。しかし本稿で示すようにそれは誤りであり、明治初期から1890年代（あるいは1900年代半ば頃）まで、じつは前田家より毛利家の方がより多くの資産を有しており、毛利家は大名華族の中で最大の資産家であった。しかし1900年代半ば頃以降は、前田家の資産額が毛利家のそれを追い抜いて、大名華族の中で最大額を示すようになった³。そうだとすると、第1に、明治前期を通じて、なぜ毛利家の資産額が前田家より多かったのか。というのも、前田が1869年の版籍奉還以後、1877年の金禄公債交付まで現石63万石（草高102万石）に対する家禄と賞典禄計6万7千石を毎年受領し、金禄公債も119万円を受領したのに対して、毛利は現石23万石（草高36万石）に対する家禄と賞典禄をあわせて年4万8千石、金禄公債受領額は110万円と、いずれも前田より少なかったからである（後掲表2-4を参照）。第2に、なぜ1900年代頃には前田の資産額が毛利に追いつき、やがて追い抜いていったのか。この2つの疑問に答えることが本稿の課題である。

それには、当然ながら次のような視点が重要となる。

第1の課題については、両家の近世からの継承資産はどれくらいだったか。近代日本において有力大名華族が財閥家族に次ぐ大資産家になったこと、その要因として、近世期各藩の現石高を基礎として算定された家禄や、戊辰戦争など新政府樹立に対する賞典禄、さらにそれらを基礎として交付された金禄公債がきわめて重要であったことはよく知られている。しかしこのような有力大名華族が、近世からどの程度、直接に資産を継承して近代における資産の基礎・源泉としたかはよくわかっていない。筆者は前出論文において、加賀前田家をはじめとする有力大名華族が近世期から直接継承した資産はそれほど多くなかったのではないかとの見解を示した⁴。しかし長州毛利家については、特別会計である「撫育金」や「宝蔵金」、さらに江戸藩邸（麻布邸）の床下に蓄えられた「穴蔵金」などが同家の私財となって、それは1871（明治4）年に100万両もあ

1 長州藩は、近世史研究では萩藩と称されることも多いが、幕末に藩庁を萩から山口に移し、明治初期は山口藩と称しており、本稿ではそれらの時期も重要なので、これらを長州藩と呼ぶことにする。なお、本稿は、日本学術振興会科研費、基盤研究（C）課題番号19K01793の研究成果の一部である。

2 拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程—藩政から華族家政へ—」（神奈川大学『商経論叢』53巻1・2合併号、2018年）61頁。

3 その後については、正確なところは未検討だが、おそらく第二次大戦後の華族制度廃止まで前田家が大名華族で最大の資産家だったと思われ、昭和戦前期にかけて同家と毛利家との差は拡大していったようである。

4 前掲、拙稿、78-81頁。

り、そのうち70万両を政府に献納し、残り30万両を同家が継承したという説が、十分な論拠が示されないまま、古くから存在しており⁵、これは長く再検討されないままになっていた。これに対して筆者は前出論文において疑問を呈し、状況証拠からみて献納したという70万両は毛利家の私財というよりも公的な資金であり、義務的な納付だったのではないかなどと述べた⁶。ただし筆者は、それ以上踏み込んだ検討は行わなかった。

ところが上記拙稿発表後まもなく、これに関する注目すべき田中誠二論文が発表された⁷。それによれば、新史料も踏まえて、撫育金はやはりもともと長州藩主家ないし藩主個人の純然たる私的資産ではなく、1871年の大蔵省への70万両上納は、藩札兌換準備金など（したがって藩の公的資金）としてであったことにほぼまちがいないとしている⁸。すなわち、廃藩置県直前の71年5月14日に知藩事毛利元徳^{もとのり}も臨席して、政府高官たる木戸孝允・井上馨と山口藩執行部が「改正調印」会議を開いて、撫育署と合併した会計局が旧藩主に代わり撫育金の出納権を持つこと、藩債・藩札による藩の負債460万両のうち高利の61万両を撫育金で返済し、残りの負債約400万両を百姓馳走米・知事家禄・士族給禄から捻出し25年賦で完済することが決められた。それゆえ、長州藩は倒幕の戦費を撫育金・藩資金ですべて賄い、廃藩置県時になお100万両もの撫育金余剰残額があったという従来の評価は成立しない点も示された。近世後期長州藩領の経済発展が藩財政を潤し、それが倒幕戦費調達を可能にしたという説は誤りであるということである。また撫育金は、1871年に会計局が出納権を持つようになることから、純然たる藩主個人の私的資産ではなかったことも明らかであるという。さらに1871年12月には藩債償還は政府が責任をもつこととし、各県の有する藩札兌換準備金を大蔵省に上納させ、山口県は撫育金残額のうち53万両を兌換準備金として上納、17万両を「改正調印」会議の方針に基づき、高利の藩債償還に当てることとして、計70万両を大蔵省に上納したとみられるという。毛利家私財70万両政府献納説の出所は、現在は山口県文書館所蔵の毛利家文書に含まれる『中嶋松堂書出御撫育一件 全』に収録の、旧長州藩士で明治前期に毛利家山口用達所勤務だった中嶋松堂による1879年の三条実美宛上申書であった。以来140年にも及ぶ間、私財70万両献納説が通説となってきたと、田中は記している。

5 三坂圭治『萩藩の財政と撫育』（春秋社松柏館，1944年）。この説のすぐ気づく問題点として、1864（元治元）年の第一次長州征討により、麻布邸など長州藩の江戸藩邸はすべて幕府により没収されたから（在勤の長州藩士のほとんどは実質的に殺された）、麻布藩邸の床下の「穴蔵金」が廃藩置県時まで存在していたはずはないことがあげられる。

6 前掲，拙稿，79-80頁。

7 田中誠二「『撫育金七十万両献金』をめぐって」（『山口県地方史研究』119号，2018年）。渡部史之「中嶋松堂と『撫育金七十万両献金』説の発見」（同誌，120号，2018年）も参照。

8 「撫育金」が長州藩主の純然たる個人資産ではなく、公私二重の性格を持ったものとの見解は、田中の以前からの説である（田中誠二『萩藩財政史の研究』塙書房，2013年，491頁，注37）。

結局、撫育金の残金は100万両余あり⁹、残り30万両は毛利家が継承した。いずれにせよ、撫育金から30万両を近代の毛利家が継承したとすれば、それはかなりの大金であり（しかも後述のように、それは時価70万円になったという良質の古金銀貨であった）、近世期から大名華族が継承した金融資産はそれほど大きくなかったのではないかという筆者の説に修正を迫るものである。それはどう理解すればよいのか。つまり特殊な事例なのか否か。またそうした近世からの継承資産が明治前期の同家資産においてどの程度の比重を占めたのか。さらに同家の分家たる草高きっかわわずか6万石であった岩国藩主吉川家がなぜ近代に大資産家になったのかという、上記の点と関係がありそうな問題を含めて検討することが、第1の具体的な課題である¹⁰。

第2の課題の、なぜ前田家の資産額が毛利家のそれを追い抜いたのかについては、当然ながら、両家の資産運用の相違が問題になろう。前出拙稿（および準備中の続稿）において、明治期前田家の資産運用はきわめて慎重かつ厳格であり、このような同家の、リスクをかけて積極的に利殖を図るよりもむしろ得たものを守るという守勢重視の姿勢は、藩祖利家以来の「家風」（世代を超えて継承される行動様式、思想）を反映していた点を示した。毛利家はどうか。じつは、これも結論をいえば、両家の資産運用のあり方は、（史料を見た瞬間に気づくほど）まったく異なっていたのである。

長州藩は幕末期に、慎重な前田家などでは考えられないような、リスクで大胆な尊王攘夷運動を展開し、第1次長州征討の結果、江戸・京・大坂等の藩邸を全部幕府に没収されたまま（それどころか減封や藩主父子への厳罰の可能性にさえ直面しつつも）、ついに倒幕を果たし、新政府樹立の立役者になった。藩主敬親たかちかは、幕末の政治的軍事的大変動に先だって、藩財政の立て直しや軍事の洋式化などを推進し、また尊王攘夷・倒幕運動の激化の際にも自ら重要な決断を下すこともあったとはいえ、一方では有力家臣らの進言ないし藩論を聞き入れ、それを極力尊重して行動したため、「そうせい侯」と呼ばれたことがよく知られている¹¹。本稿の第2の具体的な課題

9 100万両という切りのよい額にはやや解せないところもあるが、史料にはそうある。たまたま約100万両だったと解するほかはない。

10 吉川家は12世紀以来の歴史があるが、毛利元就の次男元春が養子入りして、元就3男の小早川隆景とともに、「毛利両川」体制を形成した。旧岩国藩主吉川家の明治期とくに明治中期以降の資産家としての成長過程や資産運用については、三浦社による近年の研究がある。三浦「明治期における華族資本の形成と工業化投資—旧岩国藩主吉川家の土地・株式投資を事例として—」（『歴史と経済』226号、2015年）、同「日露戦後から昭和恐慌期における華族資本の形成と資産蓄積の経路に関する考察—旧岩国藩主吉川家の資産形成と工業化投資を事例として—」（同誌、237号、2017年）。1891年の同家資産額は105万円。しかし6万石の吉川家がなぜ近代に大資産家になったのかという点にはふれられていない。またこの論文の問題点については、後述。

11 ちなみに、現在東証マザーズ上場のバイオ関連ベンチャー企業である、そーせいグループ株式会社は、1990年に設立されたが、こうした敬親にヒントを得て、明治維新ならぬ平成維新の1つの原動力たらんと、リスクを恐れず社員に自由で革新的な仕事をさせる企業活動をモットーとして社名がつけられた。同社のロゴマークは、毛利家の家紋を参考にして作成されたという念の入れようである（同社ホームページ参照）。

は、そうした幕末期同藩のあり方と関連させつつ、加賀前田家との比較において、明治期毛利家の資産運用やその意思決定のあり方を明らかにし、さらに明治期毛利家の社会的位置にまで論及することである。

そもそもこれまで（大名ないし武家）華族資産家の研究は「華族資本」と把握することによって行われてきており、その資本とは、マルクス経済学流の「資本の運動法則」にしたがって自己増殖していく資本のことであり、その増殖過程が主要な関心事となっている。それはむろん明示的ではなくても、発展段階論的なマルクス主義的歴史観に則って、封建制社会の江戸時代が終わり資本制社会の近代になると、かつての封建領主も資本を担う資本家になるとみなして分析している。それだけで相当時代錯誤的と感じるが、そればかりかそのような把握から奇妙な議論が展開されている。

たとえば、前掲、三浦「明治期における華族資本の形成と工業化投資」は、明治後期吉川家の株式投資の原資を問題にして、「内生的資金」（株式投資において株式収益によって賄われる資金）と「外生的資金」（同じく株式収益以外によって賄われる資金）を算出して、株式投資がいつ頃「内生的資金」で賄われるようになるかを分析している。しかしそれは、計算上株式収益以上の株式投資をしなくなったというだけである。そしてそれはいわば当たり前ともいえる。同論文でも指摘されているように、株式の大半は第二基本財産に属し、同家経常費も第二基本財産から支出される（ちなみに本稿で説明するように、この第一・第二基本財産という会計制度は宗家たる毛利家にならったものである）。したがって大名華族としての多額の経常費は、主要な収入源が株式収益であれば、主にそこから支出されたはずである。だから株式収益以上の株式投資はなかなかできないのである。大名華族の資産とはなによりもまず多額の家政費を賄うためのものであり、営利目的の私企業ではない。たとえば毛利家も前田家も、1877年の第十五国立銀行株投資から本格的な株式投資が始まるが、両家とも同行株配当によって多額の家政費を賄うしくみにしていた。その配当の残りやその他の収入、手持ちの現金預金によって有価証券投資（さらに土地投資など）を行った。だから両家とも、三浦論文流にいえば、最初から（第十五銀行株取得後）たいていの年は、株式投資は（実際はそうでなくても）「内生的資金で賄われた」ということになる。吉川家はたまたま、前田家などとは異なって、本稿で述べるように近世から巨額の資産を継承したため、それを原資とした収入や原資そのものがあつたし、さらにわずか6万石の小藩大名華族だから、金禄公債したがって第十五国立銀行株も多くなく、当初の配当収入は多くなかったから、ある時点まで「外生的資金」によって株式投資が行われたということにすぎない。それがある時点から「内生的資金で賄われるようになった」ということは、そのようなポートフォリオ調整が一段落したことを意味するであろう。結局、大藩大名華族のみならず、たいていの中小藩大名華族は第十五銀行株以外の資産は少なかったであろうからなおのこと、その株式投資は、計算上はたいていの年において「内生的資金で賄われた」ことになるはずである。三浦論文の、大名華族の株式投資における「外生的資金」から「内生的資金」へという議論は、吉川家

という特殊な歴史的経緯を持つ事例に基づいたものであり、一般性のあるものではない。繰り返すように、そもそも大名華族の豊かな資産とはまずは多額の家政費を賄うためのものという当たり前のことを忘れて、たんにマルクス経済学流の、自己増殖していく有機体的な資本とみなすことから、こうした妙な議論が湧いてくると思われる¹²。

また近年の研究では、「華族資本」がいつ「誕生」しあるいは「形成」されたかといった議論も行われているが¹³、筆者はももとの「華族資本」なる把握が適切でないと考えているので、そうした議論も結局たんなる言葉遊びに終わっていると感じる。かつて盛んだった、日本の産業資本の確立はいつかとか何をもっていうのかといった議論は、結局うやむやなまま、最近ではほとんど行われぬ。要するに、ある研究者が「こうだ」といえば、その人にとってそれが「真理」になるだけのことであり、科学的な議論（史実に基づく検証によって正否を判断できる議論）ではなかったのである。「華族資本」の「成立」「誕生」「形成」の議論も、それとまったく同様であると考えている。

しかしそれよりも、本稿にとって「華族資本」論のさらに重大な欠陥は、前記のような封建領主から資本家へという把握からは、そもそも直前の幕末期をはじめ前近代との関連への積極的な

12 さらに同論文の論点について私見を述べると、株式取得の経路として、吉川家は流通市場ではなく発行市場で取得したことが有利となり、資産の増殖につながったという議論をしている。しかしそれは、発行後値上がりした場合であり、値下がりすれば流通市場において時価で取得した方が有利になる。本稿で示す防長教育会の横浜正金株買入のように、流通市場で買い入れてもその後値上がりすれば、資産の増殖になる。また毛利家や前田家の例をみると、優良株を流通市場において高値で取得することもあったし、発行後価値が下がった株を低値で取得する場合もあったが、たしかに発行市場での取得は少なくなかった。そして多くの場合その後値上がりして多額の含み益を抱えていた。しかしそれは大名華族の特質とまではいえないであろう。資力の乏しい中小藩大名華族の多くは発行市場での投資はなかなか難しかったと思われるし、他方非華族の有力資産家でも可能な場合は多かったはずである。つまりこれは投資の勧誘がなされる著名な大資産家の特権とでもいうべきものだったと考える。ただし中小藩大名華族でも、宗家の大藩大名華族の投資時に一緒にないし一括して取得することもあったようで、加賀藩の支藩たる10万石大聖寺前田子爵家も、吉川家もその可能性がある。毛利家と吉川家の所有銘柄は似ているところがある。

それはともかく、本稿を踏まえて、あえて吉川家研究の分析視角に筆者なりにコメントすれば、同家の資産運用のあり方は宗家毛利家と似ているのか（会計制度や家憲は似ている）、あるいは異なるのかが、興味深い論点である。前掲、三浦「日露戦後から昭和恐慌期における華族資本の形成と資産蓄積の経路に関する考察」を読むと、吉川家は一見強欲に利益を追求するマルクス経済学的な資本のように見えるが、地元株にも種々投資して損失を被っていることなどをみると、同論文のトーンとは若干異なって、積極的に利殖目的の投資を行いつつも、いろいろな配慮も行う、本稿で示す宗家毛利家とある意味では似た華族資産家のようにも思える。たとえば大聖寺前田家は、吉川家より資産額はかなり少ないが、地元株には全然投資していない。要するに、本稿で示すように、毛利家の資産運用は、幕末期長州藩の急進性を受け継いで、「利倍増殖」という表現に示されるように積極的な利殖をめざすアグレッシブな面を持つと同時に、国家や地域さらに主だった旧藩関係者のために自己犠牲的な配慮もするという面も顕著であり、吉川家も一見それに似ているようにみえる。しかしこれも本稿で示すように、宗家毛利家と同じではない。

13 寺尾美保「大名華族資本の誕生—明治前・中期の島津家の株式投資を通じて—」（『史学雑誌』124編12号、2015年）、森田貴子「華族資本の形成と家政改革」（高村直助編著『明治前期の日本経済』日本経済評論社、2004年、所収）。

問題意識が生まれてこないことである。実際、前近代との関連を強く意識した武家華族資産家の研究は、管見の限り、前出拙稿を除いて存在しない。天皇家をはじめ公家・武家華族（もっと視野を広げれば、一般に旧家）とは、なによりも自家の長い歴史を否応なく背負われ、かつそれを誇りとして生きる存在なのであり、そうした各家が持つ固有の歴史性を無視した華族資産家（さらに一般の資産家）研究からは、豊かな歴史的個性は消失してしまい、結果として貧弱な分析結果に終わるのである。

本稿で述べるように、明治期における毛利家資産運用（さらに負債）のあり方は、少なくとも幕末の尊王攘夷・倒幕運動という激しい政治的軍事的変動や藩の意思決定システム、有力家臣らの思想などを踏まえなければ、とうてい理解できるものではない。毛利家は明治期に倒幕戦争の戦後処理を長期にわたって行い、かつ幕末維新期の志を実現すべく、単純な利殖活動としては理解しにくい種々の経済行動を展開した。そうした経済行動の意思決定には、井上馨・杉孫七郎・山田顕義・山県有朋・伊藤博文・野村靖ら、幕末維新期を命がけで戦ってきた旧有力家臣が重要な役割を果たした。こうした点は前田家ではむしろありえなかった。

「華族資本」について包括的な議論を行って、こんにちでも1つの水準をなす千田稔「華族資本の成立・展開—一般的考察—」では、毛利家は有力顧問井上馨を確保して「投機を回避し」有利な利殖行動を展開していったと想定されている¹⁴。同家はたしかに他の大藩大名華族と同様に第十五国立銀行株など大量の優良株や公債を所有して、その限り安定的な利子配当を取得した。しかし毛利家の近代は、それで話が尽きるような単純なものではなかった。以上、研究史を概観しながら本稿の内容を若干予告したが、こうした視点によって課題を解明し、最後により一般的に大名（ないし武家）華族の資産や経済行動とはいかなる性格を持つものだったかなどを論じたい。

なお、本稿で使用する毛利家の一次史料は、山口県文書館所蔵の毛利家文庫、毛利博物館（公益財団法人毛利報公会、防府市）所蔵の毛利家歴史資料、および高崎経済大学図書館所蔵の毛利家文書に収められているものである。このうち、会計史料の多くは高崎経済大学図書館所蔵文書であり、その他の大部分は山口県文書館所蔵文書である。以下、煩瑣になるので、原則として毛利博物館所蔵文書のみ所蔵館を注記し、また山口県文書館毛利家文庫架蔵分のみ、初出で分類番号を付す。前田家の一次史料は、注記したもの以外は公益財団法人前田育徳会所蔵文書である。また前田家の例を引き合いに出す場合に、一々出所や根拠を明示しないことが多いが、それは拙稿「明治後期における前田侯爵家の資産と経済行動—『皇室の藩屏』たる大華族—」（未定稿）による。

14 『社会経済史学』52巻1号（1986年）所収、12頁。千田の主な根拠は、井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻（内外書籍、1934年）615頁に、「[井上]公は毛利家の財政維持に就いては堅実を旨とし、投機的事業には一切手を触れぬやうに嚴重に警告し」との記述であろう。「投機」を、短期的利益をめざすことととらえれば、たしかに投機を戒めたとはいえるが、井上の助言が「堅実を旨とし」ていたかは本稿で議論する。

1. 明治初期毛利家の状況

1869(明治2)年6月、幕末の長州藩主毛利敬親(1819-1871)は、家督を養嗣子元徳(1839-1896)に譲って隠居し、2年後に没した。当主となった元徳は、1871年6月に山口から上京し、東京邸に入った。

幕末期の長州藩江戸屋敷は¹⁵、上屋敷桜田邸1万7千坪(現、日比谷公園付近)、中屋敷麻布邸900坪、その地続きの下屋敷3万3千坪(現、港区檜町公園・東京ミッドタウン付近)の他に、深川鶴歩町^{かくほ}の町並屋敷1万8千坪(現、江東区木場)、荏原郡若林村に抱地1万8千坪(現、世田谷区若林、松陰神社付近)、さらに深川砂村新田にも抱屋敷(現、江東区南砂町付近)があった。このうち、深川鶴歩町の地所は1864(元治元)年4月に町人に売却し、深川砂村新田の地所も天保・弘化期にすべて売却したと思われる¹⁶。そして1864年の第1次長州征討の際に、残りの江戸屋敷の全部を、また京都・大坂・長崎屋敷も、幕府に没収された。以後、藩主敬親と世子元徳は、明治になるまで江戸はもちろん京都・大坂にも入ることはなかった¹⁷。

越えて1869年に、若林抱地は新政府から改めて下付され、藩邸として姫路藩酒井家上屋敷跡の大手町邸(神田橋邸)1万2千坪(現、千代田区大手町)、私邸として紀州徳川家旧邸の深川邸(萬年橋邸^{まんねんばし})5千坪(現、江東区常盤)も下付された。

しかし1871年夏に、政府が大手町邸に大蔵省・民部省を入居させることになり、深川邸も低湿地なので毛利家はこれも政府に返上し、代わりに高輪の旧久留米藩有馬家下屋敷跡1万6千坪余の下付を願い出て、8月14日に引渡しを受けた¹⁸。さらに8月26日には、隅田川縁、大川端の

15 以下、主に、『忠愛公伝』第9編第1章(「両公伝史料」1911忠愛公伝)および時山弥八編『増補訂正もりのしげり』(復刻版、マツノ書店、2015年)所収の「歴代領地城宅表」による。『諸願伺届扣』(明治4年~同8年、9諸省/574)にも関係史料が収録されている。忠愛公は元徳の諡号。「もりのしげり」とは、毛利の繁栄の意。古くは「毛利^{もり}」であったとされる。

16 前掲『増補訂正もりのしげり』193頁によれば、砂村新田・平井新田(葛飾抱屋敷)は、初め、町並屋敷・抱地をあわせて10万2千坪(表向3万5千坪)あったが、1841(天保12年)と1845(弘化2)年に売却したとある。もともと同家は1879(明治12)年3月に同地を買い戻している(後述)。

17 前掲『増補訂正もりのしげり』所収の「敬親元徳両公参府帰国其他発着表」。

18 『公爵毛利邸起源略誌』(8館邸/60)の明治4年7月24日条に、東京府へ「私儀、是迄出府之節、藩邸へ滞在仕候処、今般廢藩置県ノ御沙汰被仰出、随テ被免知事職候ニ付、速ニ深川私邸へ移住不仕テハ、第一御改革之御旨意ニ相悖、且、旧藩邸民部省御用ニ相成、……然処、私邸土地低窪昇湿、実以永住難相成ニ付、不得止上地可仕ト奉存候、何卒為代、高輪元久留米藩上地々所、当今御用モ無之御様子伝承仕候間、更ニ拝領被仰付候様奉儀候」と、深川邸は低湿地なので政府に返上して、代わりに高輪の旧久留米藩邸跡地を拝領したいと掛け合っている。また『用達所日記』(19日記/65)明治4年8月13日条に、「先般下賜候高輪元久留米藩上地、明十四日第八時御引渡可申候間、同時同所^に請取之者、可被差出此段申入候也」とあり、翌14日に高輪邸の引渡しが行われた。ただし無償下付ではなく、表1-1のように高輪邸の払下げ代はのちに支払っている。当初山口藩出張所は大手町邸におかれ、官邸とも称されたが、返上した後の山口県出張所は大手町邸の西側を借りて置いた(『忠愛公伝』第9編第1章)。

表 1-1 高輪邸関係支出 (1871 年 10 月-74 年 9 月)

項 目	金額(円)	備 考
(1) 1871 年 10 月~73 年 9 月 地所買入費 南町御物見左右, 御買入費 御当邸 16,161 坪御払下代, 上納 南町元 18 番地, 御買入費	3,438 (1,733) (855) (850)	高輪南町 1873 年 6 月 7 日上納 1872 年 9 月 28 日深川町人水野信三郎より購入
(2) 〃 建設土木費 日本造御殿檜無節造 342 坪 御母堂御殿 56 坪 御霊社 5 坪 石灯笼下駄摺石御買上代 用達所請御根帳物蔵 その他	28,459 (10,923) (2,024) (2,550) (3,289) (2,470) (7,200)	建方建具疊諸色一式入費 在来鷹固屋の物置, 夫卒居所を含む 御邸南北西大手櫓, 矢来桓穀植付等を含む 二階造 3 戸, 前付請方一式を含む
(3) 1873 年 10 月~74 年 9 月 計 高輪南町・白金猿町 3 棟, 御別邸ニ御買入 西洋館 1 棟, 本館渡廊下, ケッチン 1 棟, 建調壺式入費 その他	17,529 (5,400) (9,979) (2,148)	計 2,652 坪 西洋館は地坪 87 坪

(出所)『公爵毛利邸起源略誌』。

注: 1) 備考の一部は、『用達所日記』による。() は内数。

2) このほか, 1874 年 11 月 23 日に高輪南町 34 番地等を, 5,400 両で買入(『用達所日記』)。

旧下野高德藩主戸田忠綱邸 4 千坪も建物ごと下賜され, 浜町邸とした(現, 中央区日本橋浜町)¹⁹。同年 6 月 12 日に上京した元徳がすぐに入った東京邸は大手町邸であり, 次いで 7 月末に深川邸に移った。さらに高輪邸はまだ普請が行われていなかったため, 9 月 24 日に浜町邸に移った。高輪邸は, 翌 72 年 3 月に普請を開始し, 和風御殿建築費 1 万円余, 洋館 9 千円余などをかけて, 同年 11 月にほぼ完成した(表 1-1)。そして同月 15 日に, 元徳ほか家族は, 浜町邸から高輪新邸に引き移った²⁰。以後, 高輪邸が毛利家東京本邸となり, 同邸は関東大震災にも倒壊せず, 空襲にも罹災せず, 第二次大戦後まで維持された(現, 品川プリンスホテル付近)²¹。

いずれにせよ, 幕末文久元治期以降の長州藩の華々しい政治・軍事行動によって, 前田家などは異なって維新期の邸地移動も激しいものがあつた。そして, 深川萬年橋邸は 72 年 8 月に東京府へ返上したから²², 結局, 1872 年末頃東京における毛利家の所有不動産は, 表 1-2 のように高輪邸と浜町邸のみであつた²³。

宗教面では, 毛利家も他の大藩大名華族と同様に, 明治初年先祖祭祀を仏式から神式に改めた。『公爵毛利邸起源略誌』や『用達所日記』の 1873 年 4 月 11 日条に,

19 『用達所日記』による。戸田邸になる前の浜町邸は一橋徳川家別邸であつた。『増補訂正もりのしげり』は, 浜町邸の取得日を 1871 年 7 月 26 日としているが, 誤りと思われる。同邸は 1887 年に売却された(『増補訂正もりのしげり』, 『忠愛公伝』第 9 編第 1 章)。

20 『用達所日記』明治 4 年 8 月 27 日, 9 月 24 日, 明治 5 年 11 月 15 日条など, および『公爵毛利邸起源略誌』による。

21 山崎一郎「近代における毛利家文庫の保存施設と災害」(『山口県文書館研究紀要』40 号, 2013 年)。ただしのちに, 毛利家本邸は三田尻邸さらに多々良邸(ともに, 現, 山口県防府市)になる(後述)。

22 『用達所日記』明治 5 年 8 月 9 日条, および前掲『増補訂正もりのしげり』194 頁。

23 なお, 表 1-2 には山口県の所有不動産が含まれないなど, 欠けているものがある(後述)。

表 1-2 不動産所有 (1872-74 年頃)

所在地	面積(坪)	沽券金(円)	備考
1872 年頃か 東京・高輪南町 東京・浜町	16,161 4,244	(855) 2,349	現, 港区高輪。「沽券金」は払下代 現, 中央区日本橋浜町
1874 年頃か 東京・高輪南町 (総計)	24,052	…	18~26 番地
(宅地)	18,426	4,698	
(林地)	5 反 4 畝	未定	
(萱生地)	4 反	〃	
東京・浜町	4,379	12,778	現, 神戸市兵庫区
摂津国兵庫船大工町	52	183	

(出所)『毛利家会計其他摘要録』(11 政理 /347) 所収の「御屋敷地坪」,「公爵毛利邸起源略誌」。

今般御先霊様御祭祀方御改正, 御神祭一途ニ被仰付, 来ル二十二日当邸内御霊社へ神霊御勸請被為在候事

とある。神祭への改典は前田家より 1 年早いことになる。天皇制国家体制構築へと率先して行動しているようにみえる。

2. 明治前期の資産と収支(1) —1871~76 年—

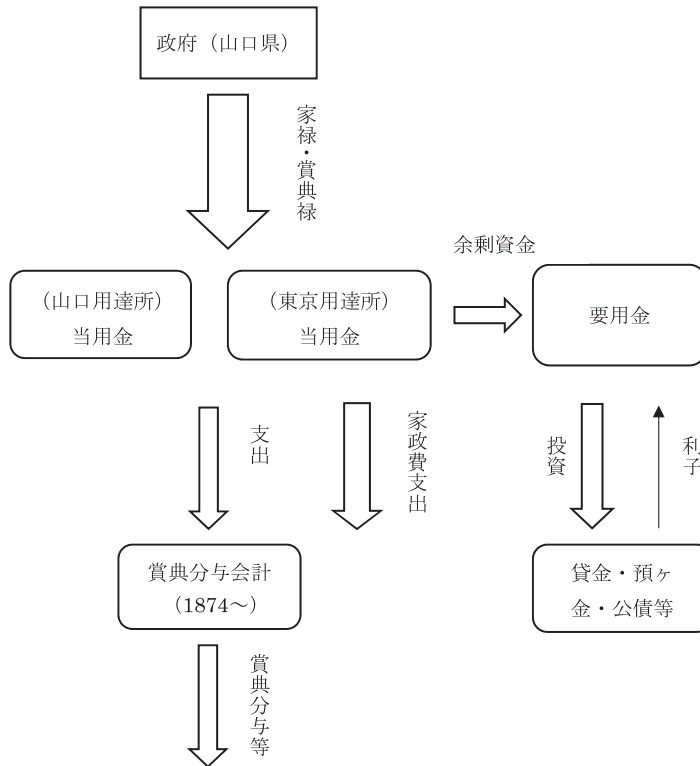
(1) 資産とその形成過程

1871~89 年の毛利家会計制度は, 当用金と要用品なる 2 つの会計に分けられていた (図 1)。当用金は同家の経常経費をまかなうためのものであり (会計第一課担当), 要用品は予備資産ないし資産増殖のための会計である (同第二課担当)。たとえば『奉伺録』(9 諸省 /573) 明治 15 年 11 月 2 日条には, 東京深川の砂村所有地について, 「多分之御利益相備り候ニ付, 御要用品加入, 利倍被申付候」(傍点筆者, 以下同様)とあり, 要用品は利殖が目的であることを明記している (ちなみに明治期毛利家の家政史料には, 後述の 1890 年発布家憲の条文をはじめ, 「利倍増殖」という語が頻出する。これはまさに同家の資産運用の姿勢を示している)²⁴。このうち当用金は, 東京分と山口分があったが (むろん前者が主体), いずれも残高・内訳についての正確な時系列データは見当たらず, 要用品の推移については表 2-1 のようである。同表の史料である『御要用品 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』は, 財政顧問であった井上馨が 1890 年に家令柏村信に作成させたものであるが, 当用金についてはこうした累年データの整備を依頼しなかったようである²⁵。しかし当用金は (後述のように藩政期からの継承資産の分配を受けた明治初年

24 同家の当用金は前田家の「根基資本」に, 要用品は「予備貯蓄」にほぼ相当する。ただし前田家がこのような会計制度を設けたのは 1882 年である。前田家は毛利家ほど積極投資による利殖という姿勢が薄かった反映と思われる。

25 前掲『世外井上公伝』第 4 巻, 618 頁によれば, 『御要用品 収支計算書抜』は 1890 年 5 月完成。したがって, それまで要用品の累年データは整備されておらず, 『収支計算書』なる年々の会計帳簿があったにすぎなかったはずである。要用品のデータしか整備させなかったのは, いうまでもなく財政顧問としては, 過去の資産運用のあり方ないし利殖の成果に関心があったからである。

図1 毛利家会計のしくみ（1871-76年）



頃は別として)それほど多額でなかったことが推定される。というのは、上記のように当用金とは貯蓄や資産増殖のための会計ではなく、経常経費支出のための会計であり、したがって余剰資金があれば要資金に移したからである(後掲表2-10, 表2-11を参照)。1877年までは家禄と賞典禄をひとまず当用金に繰り入れ、同年の金禄公債交付後はそれにより取得した第十五国立銀行株6,425株と若干の現金・貸付金のみであった。したがって要資金への繰替は1877年以降少なくなる。ただし、山口用達所においても地所等の若干の資産もあり、経常経費も生じるので、上記のように、表2-1の当用金とは別に山口用達所当用金があり、80年代にはそこに若干の有価証券を含む資産を有していた(84年は額面7万3千円余²⁶)。そして1890年に当用金と要資金の区別を廃止し、家憲を制定して、翌91年から新たな会計制度に移行した。なお表2-1において1887年から「合計」より「純資産」が少なくなるのは、借入金などの負債が発生したからである(後述)。

ちなみに、以上のような毛利家の財政制度は、帝室会計法(1888年制定)で定められた皇室

26 1884年の内訳は、七分利金禄公債4万9千円、新公債1万円、一割利金禄公債9千円、第十国立銀行株750円など(以上額面、『奉伺録』による)。

表2-1 資産の内訳 (1873-90年)

(円)

年次	(東京) 当用金		要用品			合計	純資産
	第十五国立銀行株	現金(および貸付金)	第一類	第二類別途金	計		
1873(明治6)年	—	—	—	—	569,933	—	—
74(〃7)年	—	—	—	—	787,213	—	—
75(〃8)年	—	—	—	—	980,848	—	—
76(〃9)年	—	—	—	—	1,059,021	—	—
77(〃10)年	(642,500)	—	—	—	1,068,064	(1,710,564)	(1,710,564)
78(〃11)年	(642,500)	—	—	—	1,234,617	(1,877,117)	(1,877,117)
79(〃12)年	(642,500)	—	928,369	325,714	1,254,083	(1,896,583)	(1,896,583)
80(〃13)年	(642,500)	—	1,012,150	321,723	1,333,873	(1,976,373)	(1,976,373)
81(〃14)年	642,500	—	1,051,156	353,913	1,405,068	(2,047,568)	(2,047,568)
82(〃15)年	642,500	—	1,168,878	358,639	1,527,517	(2,170,017)	(2,170,017)
83(〃16)年	642,500	39,581	1,197,032	356,235	1,553,267	2,235,348	2,235,348
84(〃17)年	642,500	35,923	1,277,284	360,015	1,637,299	2,315,722	2,315,722
85(〃18)年	642,500	23,434	1,312,146	373,392	1,685,539	2,351,472	2,351,472
86(〃19)年	642,500	20,626	1,436,505	357,910	1,794,415	2,457,540	2,457,540
87(〃20)年	642,500	18,909	1,656,489	317,977	1,974,466	2,635,875	2,425,875
88(〃21)年	642,500	—	1,505,807	339,002	1,844,809	(2,487,309)	(2,428,309)
89(〃22)年	642,500	10,925	1,500,596	335,346	1,835,942	2,489,367	2,353,740
90(〃23)年	—	—	—	(335,182)	—	2,654,367	2,480,761

(出所) 『御要用品 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』、1890年は(毛利家)会計第式課『御要用品年一紙』(明治十年余利)。当用金の現金は、『奉伺録』、『立案録』(9諸省/650)、『明治二十年分御当用金御算用一紙』(11政理/212)、『御要用品年一紙』による。

- 注：1) 各年末、「合計」の()は、当用金の現金を含まない。
 2) 当用金の第十五国立銀行株は、1880年までは推定。
 3) 当用金の現金は、86年まで貸付金を含まないと推定される。ただし貸付金は多くはない。
 4) 1879年に要用品の第二類別途金を創設。1890年には要用品・当用金の区別はなくなる。
 5) 1890年の「第二類別途金」は、史料の「第二類収支計算高」。
 6) 当用金は、別に山口用達所分がある。

財政のしくみと少し似ている²⁷。皇室財政では、主たる歳入は現在と同様に国庫支出の皇室費であるが、常用部会計がこれを受け入れ、経常費・臨時費等の支出を行う。これは毛利家の当用金(「事務章程」第8条のように²⁸、「常用金」という記載もある)に当たる。また皇室財政では、御資部会計が有価証券など動産を扱い、また常用部会計の余剰金を受け入れる。これは毛利家の要用品に近い。皇室財政では、不動産は御資部とは別の御料産部会計が扱う点が毛利家と異なるが、少なくとも明治前期の前田家の財政制度などより毛利家のそれにはるかに類似している。帝室会計法制定には、87年9月まで宮内大臣として宮中改革を推進した伊藤博文や、同じく長州出身の杉孫七郎内蔵頭くらのかみらも関わっており、彼らは毛利家財政のしくみをよく知っていた。帝室会計法で定められた皇室財政のしくみは、毛利家の財政制度をベースに、皇室に適合するように改変されたとも考えられる。しかし皇室財政の蓄積資産を扱う御資部財本は明治一桁代からあり、常用部に当たる経常収支を扱う会計も別にあったはずだから、むしろ明治初期に毛利家の方が、皇室財政を参考にして、当用金と要用品の両会計を設定した可能性もある。いずれにせよ前田家

27 皇室財政については、黒田久太『天皇家の財産』(三一書房、1966年)、川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、2001年)、加藤祐介「明治中・後期の皇室財政—制度と実態—」(『史学雑誌』130編4号、2021年)など。

28 『職制事務章程』(明治14年、9諸省/657)所収。

では、明治一桁代にこうした経常収支と蓄積資産を扱う会計を別建てで設定しておらず、皇室財政は毛利家のそれとの親近性があった。もっとも1890年に家憲制定によって毛利家財政のしくみは大幅に改正され、91年に降実施されたそれは、皇室財政と似ているとはとてもいえなくなった。

さらに皇室財政は、私的性格もあるとはいえ当然ながらきわめて公的性格の強いものであり、天皇家は日本最大の名望家として、たとえば日清・日露戦期の軍事公債や国策会社株等への投資、多方面への下賜・寄付など、国策と連動した多額の支出がなされた。公家華族とともに大名華族も、皇族に次ぐ高貴な名望家であったから、各家とも多かれ少なかれ自己犠牲的な名望家的行動を示したが、毛利家は、倒幕・新政府樹立の旗手、いいかえれば幕末期にいわば新時代を切り開いていくリーダー格だったから、明治期になると必然的に「皇室の藩屏」たる大名華族らの模範を示さざるを得ず、本稿で示すように、大変な自己犠牲的経済行動をよぎなくされた。この点は、明治期に毛利家と同程度の大資産家でありながら、倒幕直前によく朝廷側について戊辰戦争ではそれほど顕著な活躍をみせなかった前田家と決定的に異なる点である。極論すれば、毛利家は天皇家のミニ版ともいべき名望家的行動（ノブレス・オブリージュ）を課せられた。ただし明治期毛利家財政の特徴はそれだけでなく、すぐ述べるように、幕末期長州藩のリスク選好体質を濃厚に受け継ぎ、この点でも前田家と対照的な性格を有していた。これら明治期における同家の特徴は、いずれも幕末期長州藩のあり方を強く反映したものであった。

(i) 金融資産

明治初期における毛利家の要用金の内訳を示す史料は、管見の限り、1876年11月末現在のそれが最初のものである（表2-2）。総計104万円であり、これだけで同年7月の前田家の90万円（表2-3）を上回る。表2-3の方が5ヶ月ほど早く、この間に家禄賞典禄も支払われたはずであるから、厳密に時期を合わせれば、この差はもう少し縮まるはずであるが、毛利家には別に当用金もあるから、この頃、毛利家の金融資産が前田家のそれをやや上回るとはまちがいなからう²⁹。そして当用金の額がわかるようになる1880年代、さらに会計制度が変更された90年代半ば頃まで、毛利家の総資産額は前田家のそれより数十万円多いのである（後述）。

表2-2と表2-3を比較すると、前田家は現金の比重が高く、約半分を占める。毛利家は貸金が6割あるほか公債が22万円と2割あり、現金は11万円余と1割強しかない。当用金に別に現金があるとしても、毛利家の方が現金比率は小さく、貸金・有価証券の比重が高いことは明らかである。じつは同家は、早くも73年に「御貸金規則」を設け、75年にはそれを改正した「貸与改定規則」を定めているが、後者の第21条には、「要用金高ノ壺割、正金ニシテ蓄蔵スヘシ、最モ壺割ヨリ余計有合ノ節ハ、時宜ニヨリ正金ニテ貸与スルトモ妨ナシ」とあり、この規則はさらに

29 ただし毛利家は東京鉄道組合への出金5万5千円を含めているが、前田家は76年支払額を含めていない。これは同組合への払込は同年7月からなので、まだ出金していないのであろう。出金（1万6千円）すれば資産に含めるはずだから、2つの表の比較には関係ない。

表2-2 要用金の内訳 (1876年11月末)

項目	金額(円)	備考
入金(除、利子) 受取利子	1,011,048 31,104	
計	1,042,152	
秩禄公債買入代金	△ 163	額面 200 円
残	1,041,989	正味の金融資産
此内訳		
御貸金	649,753	
鉄道御出金	55,386	出金予定 38 万 8 千円余、支払済の 1 年分
記名公債証書	100,000	金札引換公債、年利 6%、74 年購入
秩禄公債証書	91,850	年利 8%
同公債同断	28,750	
御引繰金貨	100,000	
同仮払	900	
現金	15,348	

(出所)『毛利家会計其他摘要録』所収の「記」(明治9年12月)。

表2-3 前田家の金融資産 (1876年7月4日)

項目	金額(円)
現金	
御在金等(東京)	196,920
金貨別箱入	(100,000)
金銀貨幣	(59,251)
同御平生箱ニ入	(2,976)
紙幣等	(34,692)
金沢御用弁方御在金	264,895
金銀貨幣	(223,731)
紙幣等	(41,163)
計(東京・金沢)	461,815
貸金	
計(東京・金沢)	341,572
此利	23,017
秩禄公債証書	70,425
公債証書利足	5,634
総計	902,464

(出所) 本文注2の拙稿、表1-1.

注: 金額の()は内数。貸金・公債の利金は1年分。

82年に改正されたが、この部分はまったく改正されなかった(第17条)³⁰。つまり正金は1割だけでよく、あとは全部貸金や公債投資に当ててよいということであり、実際表2-2はほぼそうになっている。前田家が現金志向の強いきわめて慎重な姿勢をとっていたのに対して、明らかに毛利家の方が積極的な投資姿勢を示しており、そうした両家のポートフォリオの相違は、その後も長く顕著にみられた。そして後述のように、毛利家は積極投資によって大きな利益を得ることもあったが、しばしば失敗もした。前田に比べて、ハイリスク・ハイリターン志向が鮮明である。要するに、幕末期長州藩の政治行動と同じである。前田の慎重なローリスク・ローリターンの投資姿勢も、幕末期加賀藩の政治行動と同じである。

では、版籍奉還以後に受領した家禄賞典禄合計が前田家より少ない毛利家が、なぜ明治初年から前田家を上回る大名華族最大の資産額を有したか。その原資としては、家禄賞典禄以外に、藩政期に蓄積し継承した資産、および貸金利子など資産運用によって得た利益が考えられる。ただし後述のように貸金利子収入はそれほど重要ではなかったと考えられる。毛利家の貸金はかなり不良債権化したのである(もっともその点は前田家も同様)。

(ii) 近世からの資産継承

まず藩政期からの継承資産について、冒頭に述べたように、同家は1871年または72年に撫育金100万両のうちの30万両を私財とすることに成功した。同家家令を長らく務めた柏村信は³¹、

30 『職制事務章程』(明治14年)所収。

31 柏村信は、旧長州藩士柏村数馬のこと。維新の十傑・広沢真臣の実兄。1871年11月17日に毛利家家令に就任し、1876年12月12日に一旦家令職が廃止されて家扶上席となったが、1881年10月31日に再び家令となった(『用達所日記』)。1895年に没するまで同家家令、次いで財産主管者を務めた。

1887年7月30日に、敬親の正室・未亡人である都美子（富子）に会計報告を行っており³²、それによると、「明治五年公廩家職引分ノ時、通貨三拾万円ヲ時価ニ直シ七十万円、即チ要用金ノ原素ナリ」とある³³。藩政期の撫育金の内から30万両を継承し、それは時価70万円になったという。これは大変な額であり、1876年の要用金104万円の7割を占める（もっとも後述のように30万両は当用金と要用金に分割されて繰り入れられたはずである）。

このような巨額の藩政期蓄積資産の継承事例は、管見の限り他に見あたらない。田中論文が紹介している史料には、伊藤博文の言として、朝廷に差し出した70万両は藩の公金であるが、差し出さない藩もあり、それでも処罰されないとあって³⁴、この30万両資産継承も、新政府がどの旧藩主に対しても認めたはずの正当なものだったか否かは、いささか判然としない。しかし、藩の公金を差し出さない例もあるが処罰されないというのは、差し出す資金がないから処罰できないという意味とも受け取れる。実際、極度の財政難にあった新政府が藩の公金を旧藩主が私物化することをみすみす見逃すことは、やや考えにくくもある。

この点をもう少し考察すると、伊藤が、70万両は藩札償却のための兌換準備として差し出し、かつ差し出したからといって特段褒められるべき筋合いのものではないといつつ、残り30万両は毛利家私有資産とするというのは、いかにも便宜的な印象を受ける。このような処置が行われた要因としては、「改正調印」会議の開催が廃藩置県直前の1871年5月であり、この時期には藩の責任において藩債処分を行うことになっていたことがあろう。この「改正調印」会議は山口藩執行部と政府高官（ただし旧長州藩士、結局全員が旧長州藩関係者）との会議とはいえ、最終結論も政府高官が決定するのではなく、知藩事元徳の「御裁決ヲ仰」いでいる。そしてその直後に実施された廃藩置県によって藩債は新政府が継承・処分することになっても、長州藩の藩債はまだ残っているにもかかわらず、30万両はそのまま毛利家の私財となっているのである³⁵。

近年の近世史研究において、とりわけ幕末期に多くの藩財政が窮乏していたことが通説化しているのに対して、藩の一般会計とは別に特別会計として藩主家資産ないし藩主個人資産が（場合によっては潤沢に）あり、必ずしも藩財政窮乏化論は正しくないとの議論もある。しかしそもそも近世期に藩財政と藩主資産は一応分離されていたといっても、どうしてもあいまいさが付きまとったのではないか。明治期になって旧長州藩士によって毛利家個人資産であると主張されるようになる撫育金も、前記のように田中誠二によれば、もともと「公私二重の性格を帯びていた」

32 『柏村日記』（71 藩臣日記 /5）明治20年7月30日条、「富子様へ演説ノ大意」。

33 これによると、公金たる藩資金と私的な家の資金を分けた時を1872年としているが、前掲、田中『撫育金七十万両献金』をめぐって』では1871年となっている（後注35参照）。

34 前掲、田中『撫育金七十万両献金』をめぐって』7頁。

35 したがって、前記の1887年に柏村信が毛利都美子に報告を行った際の、「公廩家職引分ノ時」が1872年というのは、最終的に私財として認められた時という意味で正しいと思われる。『用達所日記』によれば、72年5月～7月に、「殿様、当局_正御出被遊候事」などと、元徳がきわめて頻繁に政府当局に向向している。このような記事は他の時期にはない。

とされているし、加賀前田家でも、1870年の藩内不作に対する救恤の際に、当然ながら藩主個人資産のはずの先祖伝来の「書画文房具茗器数百点」を売却して資金を捻出している³⁶。大名とは、いざとなればすべてを投げ出して対応せざるをえない立場だった（近代の用語でいえば、藩主は藩に対して無限責任を負っていた）はずである。当時の、藩の公的資産か、はたまた藩主個人の私的資産かという議論は、廃藩置県によって藩財政と藩主家財政を明確に分離する必要に迫られたために浮上した議論のようであるし、近年の近世史研究における同様の議論を含めて、のちに確立される近代的私的所有権を前提とし、かつ藩主は藩に対して有限責任であることを前提とした議論のように思われる。

したがって毛利家の例も、新政府が厳しく対応すれば100万両全部を藩債・藩札償還のために上納させてもよいものだったとも思える。しかし新政府は、撫育金の一部を藩主の私的資産として認めた。結局、公私の区別のあいまいな資産の一部（しかし巨額の資産）を廃藩置県直前に（長州系の）政府高官のお墨付きのもとで毛利家の私的資産にして、廃藩置県後も政府がそれを問題にしなかったのは、明白な公金横領の性質はなかったとしても、筆者はやはりそこに、目こぼし的・お手盛りの要素を感じざるをえない。そしてこの30万両が時価70万円になったということは、30万両のなかに良質のかなり古い金銀貨が大量にあったことも示している。どうやら、18世紀の7代藩主^{しげたか}重就以来、撫育金として金銀を貯蔵してきたという毛利家の伝承は、ほぼ正しかったようである。

(iii) 家禄賞典禄収入

次に家禄賞典禄について検討しよう。まず賞典禄について、同家は、1869年6月に下賜決定された戊辰戦功賞典の永世禄高10万石（現米2万5千石）とは別に、同年9月に沙汰された己巳箱館戦功賞典として、陸軍の功につき高2万5千石、海軍丁卯艦の功につき高1千石（いずれも3年限、1869～71年分）、さらに丁卯艦へは別に一時金1,500両が与えられた³⁷。表2-4は、家禄とともに、金禄公債交付額算出に勘案された永世禄たる戊辰戦功賞典などを表示したものである。よく知られているように、毛利家は大きな永世賞典禄を与えられたために、家禄石高のみでは8位にもかわからず³⁸、家禄賞典禄合計石高では2位になっている。しかしこの家禄賞典禄がそのまま大名華族の実収になったのではない。大半の大名華族は、受給した賞典禄から、戊辰戦争等に功績があった旧藩士らに多かれ少なかれ分与したのであり、ことに倒幕・新政府樹立に大きな役割を果たした毛利家は必然的に功績のあった旧藩士らに多額の分与を行うことになった。

36 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」68頁。

37 『忠愛公伝』第8編第1章（「両公伝史料」1900忠愛公伝）。『明治史要 附表』復刻版（東京大学出版会、1966年）「己巳箱館戦功賞典表」42-44頁には、このうち、丁卯艦への一時金1,500両の記載がない。なおこの箱館戦功賞典禄高2万6千石も現米は4分の1の6,500石だったはずである。

38 毛利家を上回る家禄を得た大名華族は、表2-4の4家以外に、紀州徳川家・広島浅野家・福岡黒田家がある。

表 2-4 有力大名華族の家禄賞典禄・金禄公債交付額など

家名	草高 現石 (万石) (万石)		家禄 賞典禄 (石) (石)		計(石) A	1875年分、賞 典分与(石) B		差引 (石、A- B)	金禄公債 元高(石、 A-C=D)	貢納石 代相場 (円) E	金禄公債交 付額(円) (D×5×E)	第十五国立銀行 出資(当初)	
						永世分 与 C	終身分 与等					額面(円)	株数
加賀前田家	102	63	63,688	3,750	67,438	236	80	67,121	67,201	3.55	1,194,076	692,600	6,926
長州毛利家	36	23	23,276	25,000	48,276	250	16,330	31,696	48,026	4.61	1,107,755	642,500	6,425
薩摩島津家	77	31	31,400	12,500	43,900	—	—	43,900	43,900	6.02	1,322,845	767,300	7,673
肥後細川家	54	32	32,968	—	32,968	—	—	32,968	32,968	4.73	780,280	452,600	4,526
尾張徳川家	61	26	26,907	3,750	30,657	2,230	735	27,547	28,282	5.22	738,326	428,200	4,282

(出所) 『明治史要 附表』(復刻版、東京大学出版会、1966年)、『明治八年十一月ヨリ 会館部長局江諸書出控』(5忠愛公/92)、『毛利家会計其他摘要録』、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」表 5-1、松平秀治「尾張徳川家の分与賞典禄支給状況」『徳川林政史研究所 研究紀要』昭和 53 年度、292 頁などより作成。貢納石代相場は、「秩禄処分沿革概要」附属統計(『明治前期財政経済史料集成』第 8 卷) 480-489 頁。

注：前田家・毛利家の「終身分与等」は予算。尾張徳川家の「終身分与等」は禄税引後。尾張徳川家の「差引(A-B)」[「差引D」は賞典分与のほか終身分与の奉還分 144 石余を差し引いてある。毛利家の永世分与は旧清末藩主家毛利元純(のち元忠)に対する分。

ところがこの賞典分与についてこれまで研究がほとんどないため、旧藩主への賞典禄はそのまま旧藩主の利得になると誤解している向きもあるようである。管見の限り、賞典分与についての個別大名華族に関する立ち入った研究は、松平秀治による尾張徳川家に関する一連の分析が唯一のものである³⁹。

賞典分与の仕方は、政府から直接に旧藩士・旧公家らへ与えられた賞典禄と同様に、永世禄・終身禄・年限禄などがあり、かつ 1877 年までたびたび制度変更が行われた。当初は分与のあり方は旧藩主に任せられ、旧藩主から分与されるかまたは旧藩主を通さず府県から直接交付されたりしていたが、1874 年 8 月以後、分与賞典禄もすべて旧藩主に交付して、旧藩主から分与されることとなり、かついずれの分与も、罪科によって分与禄が没収され回収されたり、あるいは終身分与が死亡によりまた年限分与が満期により回収されたりした場合は、回収分は旧藩主のものとすると規定された(1874 年 7 月 18 日、太政官布告第 77 号)。ところがこれらにより旧藩主がいつでも分与廃止の権限をもつと理解する向きもあったようで、改めて 75 年 3 月に旧藩主に分与と奪の権限はなく、いったん決定した分与禄の没収などを禁止するという布告が出された(1875 年 3 月 12 日、太政官布告第 41 号)。また 75 年分から賞典禄も家禄とあわせて金禄給付となり、金額への換算は家禄と同様に 72~74 年の 3 ヶ年平均貢納石代相場によることとした。さらに重要な点は、同年分から永世分与分は府県が直接に受給者に交付し、旧藩主にはそれ以外の終身禄分与分等と旧藩主取り分を交付することとし、1874 年の第 77 号布告を変更して、永世分与分が

39 松平「分与賞典禄の研究—尾張徳川家の場合—」(『学習院史学』14 号、1978 年)、同「尾張徳川家の賞典禄収入」(『徳川林政史研究所 研究紀要』昭和 52 年度)、同「尾張徳川家の分与賞典禄支給状況」(同誌、昭和 53 年度)、同「分与賞典禄の奉還問題について」(同誌、昭和 59 年度)。また賞典分与の制度変遷については、『族禄処分顛末略』(『明治前期財政経済史料集成』第 8 卷、復刻版、1963 年、所収) 295 頁も参照。

回収された場合は旧藩主の取得にならず国庫に引き揚げられることとした。

そこで家禄賞典禄上位受領者の大名華族が、どの程度賞典分与を行ったかをみると、きわめて多様であることがわかる(表2-4)。前田家による分与が少ないのに対して毛利家が終身分与を中心に多いのは、前者が戊辰戦争に大きな活躍をしなかったのに対して、後者が主導的な役割を果たしたことから当然ではあるが、他方、毛利とともに倒幕の主勢力であった薩摩島津家の賞典分与がまったくなかったのは、同藩では当初は秋田藩とともに、「藩租賞典」(「軍功禄」等)なるものがあり⁴⁰、廃藩置県後もそれを継承した「軍功賞典禄」等が政府から下付されたからである。このため、島津久光・忠義父子は朝廷に対して旧臣に分与する必要のない賞典禄の受領を繰り返し辞退したが、「御聴許」はなく、その結果旧藩主忠義は下付された賞典禄1万2,500石をそのまま1873年から77年まで県内学校資金として鹿児島県に寄付した⁴¹。したがって毛利・島津(忠義)両家とも多額の賞典禄を受給したが、実質の利得はそれより大幅に少ないかまたは皆無だったのである。また前田家と尾張徳川家の賞典禄は同額(3,750石)であったが、分与の様相はかなり異なり、後者は受給した賞典禄の大半を分与したのに対して、前者の分与はきわめて少なかった。いずれにせよ、明治一桁代において、家禄賞典禄の合計額(表2-4のA)によって大名華族の利得を測るのははなはだ不正確であり、とりわけ倒幕に寄与した薩長等の旧大名が、家禄のほかに、多額の賞典禄給付によって利得を大幅に増やしたとみなすのは誤りである(少なくとも表2-4の「差引A-B」でみるべきであり、さらに島津家のように賞典禄全部を寄付したことを考慮する必要がある。結果として同表では、細川家は別として、前田家と他家の格差は「A」より広がる)。

ともあれ、毛利家は多額の賞典分与を行うなど、賞典禄の大半を旧藩士ないし旧領のために支出している。表2-4に示した分与により、毛利家の賞典禄実収は8,420石となるが⁴²、実際には分与のほか、山口県学校費や同県授産局への支出などもあった。表2-5には1875年と推定される賞典禄の用途を示したが、そうした学校費や授産金のほかに、表2-4の「終身分与等」に含まれる「脱隊救助米」なるものもあった。これは、1869~70年に発生した長州藩諸隊の脱隊騒動に関連したものである⁴³。この騒動は、戊辰戦争後、長州藩では政府常備軍(御親兵)の編成作業が進んだが、その採用者は旧藩士に偏り、諸隊を構成する農民・町人出身者が少なかった。これが騒動の端となり、憤激した農商出身隊士らは脱隊した。そして彼ら是不公正な賞典分与に対し

40 前掲『族禄処分顛末略』295頁。

41 以上、『鹿児島県史』第3巻(1941年)503-504, 739-747頁。もっともこの学校資金は県官によって勝手に他に流用されたというオチがついている(松尾千歳「明治初期の島津家資産をめぐる諸問題」『山古集成館紀要』7号, 1994年, 81-82頁)。

42 『明治八年十一月ヨリ 会館部長局江諸書出控』(5忠愛公/92)の「[毛利家]頂戴高」。

43 この脱隊騒動については、末松謙澄『防長回天史』第6編下(1921年)第38章以下のほか、戦後の原口清、田中彰らの諸論考があるが、広田暢久「整武隊訴訟事件」(『山口県文書館研究紀要』4号, 1975年)3-4頁に、簡単な要約がある。

て公正な分与などを要求した。これに対して、藩は平和的な解決の道を探ったが、脱隊勢力は襲撃事件を引き起こし、結局武力討伐となり、激戦のすえ鎮圧した。その結果、脱隊兵に対して、分与賞典は没収する代わりに与えたのが「救助米」である。結局、この年賞典禄2万5千石のうち、これらの諸支出を差し引いて、毛利家に残った「手取」は5千石程度であった。同家はこの広義の賞典分与のための特別会計を74年に作って対応した。それは、前記のように73年分まで賞典分与は県（つまり政府）から直接に有功士民に支給されていたが、74年分から全額旧藩主に交付され、旧藩主から受給者に分与することになったからである⁴⁴。いずれにせよ、同家の旧臣等への広義の賞典分与額は、74・75年頃、山口分のみで4万円であった（これとは別に、東京に寄留ないし転籍、貫属替えした者に対して、毛利家東京用達所のもとで行う賞典分与もあったが、山口分に比して多額ではなかった）。金額は次第に減少していくとはいえ、この支出はその後もずっと続いた（表2-6、ただし同表は、東京分や1886年まで賞典証書償還金を含めておらず、実際はもっと多い）。これは他の大名華族にはみられない大規模な賞典分与ないし旧臣らへの給付であったことにまちがいない。そして77年には、家禄とともに賞典禄給付も廃止され、（表2-4のように永世分与分を除く）賞典禄込みでの金禄公債が給付されたから、同家は大規模な賞典分与を継続する必要があり、家禄廃止に準じて、東京府に届け出たうえで、分与資格者に対して、金禄公債証書に類似した「賞典証書」を発行して対応していった（後述）。

次に、このような家禄賞典禄の具体的な受給方法について述べよう。廃藩置県後、尾張徳川家では74年分まで現米で支給され、75年分まで旧領で支給されることになっていたが、県によっても異なり、前田家の場合は石川県（金沢県）が最初から石代を支給していた⁴⁵。毛利家の場合は、尾張徳川家と同様に、当初山口県が現米で支給した。したがって毛利家は受領した現米を売却換金し、東京邸に送金する必要があった。それはどのように行われたか。

（東京用達所）『用達所日記』によると、明治5年9月20日条には、

為換金手形ヲ現金為引替、鹿島助五郎ト申者、及持参御納金ニ相成候事

とある。「鹿島助五郎」は、加島屋広岡久右衛門家の一族である。加島屋久右衛門家は、幕末頃に大坂のトップクラスの両替商であり、長州藩の中心的な御用商人を務め、鴻池らと長州藩の資

表2-5 賞典禄の使途（1875年と推定）

項目	数量(石)
賞典禄 計	25,000
内、学校費用	1,000
授産金	2,500
毛利元純へ分与	250
分与御賞典米方々分	4,329
脱隊救助米引当	2,000
分与賞典金方々分	10,000
(支出) ×	20,079
残り、手取	4,920

（出所）『毛利家会計其他摘要録』所収の「御賞典禄概算」。

注：1) 毛利元純は1875年3月12日に没しており、続く史料「家禄」に「鉄道築造出金」があるから、1875年初の史料と推定。

2) 「脱隊救助米」は、本文参照。

44 『用達所日記』にも、明治6年10月2日、同7年9月14日条などに、それまで賞典分与は山口県庁が行っていたものを、毛利家に下付して同家が行うことになり、担当家職が東京から山口に異動するなどの記事がある。

45 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」69頁。

表2-6 賞典分与会計 (山口分, 1874-90)

(円)

年次	収 入				支 出						残 高		
	前年繰 越金	請高	貸金返 済・利 子ほか	計	賞典 金・証 書利払	賞典証 書償還 金	戌兵扶 持米代	不具扶 持米代	救助米 代	計	貸付金	現金	計
1874(明治7)年	—	61,858	—	61,858	33,966	—	215	216	6,100	40,498	…	…	21,360
75(〃8)年	21,360	30,029	10,000	61,390	31,239	—	453	770	13,072	45,535	6,811	9,043	15,854
76(〃9)年	15,854	30,000	1,000	46,854	10,175	—	367	495	9,122	20,160	8,832	17,861	26,693
77(〃10)年	26,693	18,800	—	45,493	23,857	—	181	218	4,332	28,590	8,832	8,071	16,903
78(〃11)年	16,903	22,500	—	39,403	16,091	—	45	556	11,160	27,853	8,832	2,717	11,550
79(〃12)年	11,550	17,000	—	28,550	11,562	—	—	628	9,128	21,318	6,996	235	7,231
80(〃13)年	7,231	16,500	—	23,731	9,171	—	—	425	7,522	17,118	6,252	360	6,613
81(〃14)年	6,613	16,500	—	23,113	9,130	—	—	484	7,252	16,867	6,007	237	6,245
82(〃15)年	6,245	16,655	—	22,900	8,900	—	—	457	7,142	16,499	5,680	719	6,400
83(〃16)年	6,400	15,000	—	21,400	8,500	—	—	406	6,867	15,774	5,364	261	5,626
84(〃17)年	5,626	14,500	—	20,126	7,932	—	—	448	6,439	14,820	4,945	360	5,305
85(〃18)年	5,305	12,250	—	17,555	7,688	—	—	422	4,840	12,951	4,487	116	4,603
86(〃19)年	4,603	11,100	—	15,703	7,299	—	—	425	4,211	11,936	3,693	73	3,767
87(〃20)年	—	4,500	12,253	16,753	6,996	4,900	—	386	3,797	16,100	…	…	652
88(〃21)年	652	14,500	1,364	16,517	6,590	4,780	—	394	3,705	15,492	…	…	1,024
89(〃22)年	1,024	13,000	1,832	15,856	6,193	4,630	—	425	3,610	14,880	…	…	976
90(〃23)年	976	9,000	3,942	13,919	5,812	4,490	—	337	3,107	13,770	…	…	148

(出所)『賞典金其外諸払計算帳』(36賞典/70)。

注:1) 支出の1887~90年には、若干の賞典証書償還経費があるが、表示略。

2) 「戌兵」は守備兵。

3) 「救助米」とは、長州藩脱退騒動における脱退兵に対するもの。

4) 「請高」は、79年から「東京ヨリ請高」。

5) 支出の「賞典証書償還金」は、82~86年は「一」としているが、実際は別途存在している(表3-2参照)。

6) 収入の「貸金返済・利子ほか」および支出の「賞典証書償還金」が86年まで史料に記載がないのは、それらはこの会計に入らず山口用途所当用金に直接出入していたからのようである。

金調達を行っていた⁴⁶。広岡助五郎は明治初年に大阪から東京新川霊巖島に移り、加島屋東京店(酒店)を開いて支配人となった⁴⁷。そして1881年には久右衛門家から分離独立して、東京における有力清酒問屋となった(後述)⁴⁸。久右衛門家・助五郎家ともこの後長く毛利家と貸借関係などがあり、広岡家は明治期になっても依然毛利家の御用商人だったのである。ただし上記の助五郎との取引は、毛利家が現金を渡して東京から送金しているようである。

翌1873年になると、4月30日に、

広岡久右衛門江為替、金壹万両持参、御本勘金江相納候事

とある。久右衛門は4月25日に上京しており、毛利家が為替手形を広岡に渡して1万両を受け取り、「御本勘金」(当用金)に繰り込んでいる。ところが、5月15日には、

金壹万両、外ニ歩金拾五両共、大坂為替ニ而、広岡吉次郎ヨリ受取候事

6月15日にも、

広岡吉次郎ヨリ大坂為替、金壹万四拾五両之辻、受取候事

46 加島屋久右衛門『長州諸用帳』(文政8年~明治4年, 11政理/107)。幕末頃の大坂有力両替商については、石井寛治『経済発展と両替商金融』(有斐閣, 2007年)240頁, 表4-1を参照。

47 『用達所日記』明治5年9月26日条に「支配人鹿島屋助五郎」とある。

48 1920年に広岡助五郎商店を法人化した(株)加島屋は、第二次大戦後も宮内庁御用達用商として現在に至っている(同社ホームページ)。

とある。吉次郎も加島屋東京店の人物であるが⁴⁹、5月15日の「歩金拾五兩」とは為替手数料の
はずであり、それを毛利家が受け取ったということは、加島屋が毛利家に東京から大阪への送金
を依頼したからにちがいない。6月15日も1万兩と手数料45兩を受け取ったと思われる。加島
屋は上方から東京へ輸送した酒の販売代金を大阪に送金する必要があった。しかしもちろん毛利
家も山口で受領した家禄米・賞典米の売却代金を、時には大阪で受け取り（後述）、東京に送金
する必要があったから、この為替送金は双方にとって都合がよいものであった。

そして7月14日にも、「金壹万円、山口県家職御用懸りヨリ大坂為替トシテ送來候分、広岡吉
次郎ヨリ請之候事」とある。このように為替送金の記事には、多くの場合「大坂為替」とあっ
た。要するに、この頃毛利家は山口で給付された家禄賞典禄を、前田家と同様に⁵⁰、月1万兩ず
つ、（どちらが依頼するにせよ）定期的に加島屋久右衛門家を通じた為替で大阪から東京に送金
していた。

同じ73年の6月20日には、「金貳万兩、御賞典米代之内トシテ、大坂為替ニシテ広岡久右衛
門預手形、榑崎豊資持登、致上納候事」とある。これも、家職の榑崎豊資が大阪で加島屋に賞典
米売却代金2万兩を渡して受け取った手形を東京に「持登」り、手形を毛利家に「上納」したの
であろう。しかしこの6月20日条は、続けて、「金三千三百拾六円貳拾九錢六厘五毛、忠正公
〔敬親〕御納戸金之内、其外正當ル現金、榑崎豊資持登り致上納候事」とあり、別に3千円余の
敬親個人資産を現送したとある。敬親はすでに亡くなっていたが、敬親の個人資産がまだ山口に
あったらしい。なぜ同じ日に、家職が為替手形と現金を同時に東京に運んだのか。その説明の前
に、同じ1873～74年頃に毛利家が山口で受け取った家禄賞典米をどのように売却換金したか
について述べる。

『御賞典米御家禄米御売米控』（明治6年～同8年、9諸省/404）によると、受領米の売却を
地元山口県の商人に託していたことがわかる。すなわち、山口商人の兼屋孫太郎ら5名、および
萩商人の宗像宗十郎ら4名に山口県産米の売却を比較的小口で依頼していた。これらの大半は山
口・萩などの地元米市場で売却したであろう。なかには、72年3月に萩の「御用達」宗像宗十
郎へ賞典米代2万2,500円を貸し、質物として米切手（「広島切手」7千石、「筑後切手」1千石）
を受け取り、貸金を大阪で返納させ、そのまま東京に旧家臣と思われる者に現送させている⁵¹。

49 『用達所日記』明治6年12月24日条に、「御米代ノ内壹万円、在県御用掛座ヨリ広岡久右衛門為換トシ
テ送り來候ニ付、当地於広岡吉二郎ヨリ上納ニ付、請方相済候事」とあり、吉次郎も加島屋東京店の担当
者であった。なお、山口県文書館架蔵『用達所日記』は写本であり、次の7月14日条のように明らかな
誤写もあることを指摘しておく。

50 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」71-73頁を参照。

51 『御貸銀一件綴』（明治4年～同18年、9諸省/383）、『出納録』七（9諸省/397）。後者の史料に、金
札2万2,980兩について、「右、御賞典米代金之内、先達而、有田千葉介上京便ニ被差登候分、宗像宗十
郎御貸金、大坂ニテ返納之分……」とある。「広島切手」「筑後切手」については、広島や筑後地方で発行
された米切手がまだ流通していたものと思われる。長州藩の米切手については、安部伸哉「19世紀の地
方米市場における取引制度の動向」（『社会経済史学』87巻1号、2021年）。

要するに、毛利家は家禄米等の売却を基本的に山口の地元商人に依頼し、商人らは山口周辺市場あるいは大阪で売却し、毛利家は代金を山口・大阪などで受け取って東京へ送金していた。そして大阪で受け取った米代金の東京への為替送金を大阪の両替商加島屋経由で行っていたが⁵²、現送もあった。むろん山口から東京への為替送金もあったはずだが、前記のように山口からも現送が少なくなかった。全体として、前田家より現送がかなり多い印象を受ける。例を追加すると、『用達所日記』明治9年4月5日条には、

先達テ〔山口〕県下用達所ヨリ御仕送り御賞典金其外、内藤恭輔護送之分、五万六千六百六拾式円四拾七銭五厘請方相済、内三万五千円日要用へ加入相済候事（〔 〕は筆者、以下同様）とある。「護送」とあるから、家職内藤恭輔が山口から現送したのであろう。また、『用達所日記』同年3月27日条には、「在〔山口〕県用達所ヨリ送り金相成、封俣御蔵収致し置キ候事」とあり、封をしたまま収納したということから、現送と思われる。『奉伺録』所収の「出納録」によれば、他にも明治一桁代に、現送とみられる例は、73年11月22日、74年6月27日、同年7月9日など、少なくない。

山口の資金を東京に送る場合、両替商を利用した為替送金をせず現送したのは、なぜか。前田家では、明治一桁代に、金沢から東京への送金は、通常、金沢店と東京店の両方をもつ御用商人に依頼して為替で行っていた。山口には、三井組が1873年2月に為替座を開設し、官金取扱や一般の為替業務を開始している⁵³。毛利家が三井組山口店を通じて為替送金をしたと明記した記録は今のところ見当たらないが、同組山口店を利用しなかったわけではなからう⁵⁴。しかし毛利家による現送が多い理由の1つは、どうやら為替手数料が高いことだったらしい。前田家が御用商人に為替送金を依頼した場合、手数料なしで為替取組を行ってもらっていたようであるが⁵⁵、1873年2月に三井組の山口から東京への為替送金手数料は2歩であった（1万両の送金につき200両）⁵⁶。これに対して、先に引用したように、1873年5月15日の加島屋が毛利家に依頼した東京から大阪への為替送金の手数は1万両に対して15両であり（同6月15日の例は45両）、三井の手数料水準自体がかなり高い。もっともこの例は毛利家と御用商人の間の為替送金だけ

52 表1-2のように、同家は1874年頃に兵庫船大工町に地所を持っていた理由として、山口で受領した現米を大阪市場で売却するために、米倉庫ないし荷揚げ事務所として取得したものではないかとも思われるが、この地所は、1878年まで幕末期長州藩の御用商人であり、七卿落ちや禁門の変で長州藩に協力した神戸の専崎弥五平名義だった（『用達所日記』明治11年6月17日条）。したがってこの不動産所有は、長州藩に味方して倒幕・新政府樹立に貢献した専崎に対する配慮のようである。専崎については、赤松啓介『神戸財界開拓者伝』（太陽出版、1980年）348-355頁。

53 『山口銀行史』（1968年）246-247頁。

54 たとえば、後掲表2-10の71~73年「山口用達所ヨリ送付」1万円について、三井組から日歩をとっているから、三井組を通じた為替送金とみられる。この日歩は、三井東京店にしばらく置いていたためか。

55 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」73頁。

56 『山口銀行史』247頁に掲載されている山口県権令の布達文による。山口から大阪・神戸へは1歩。

ら、手数料は安くて当然かもしれない。しかし毛利家は74年6月に、次のような送金手数料の規則を作っている。『奉伺録』（明治7年）所収の「出納録」には、

第六月

一、山口県家職用達所々現金并為換手形、公債証書等、持登候者江、自今、左之割合を以、被就御執候事

金貳拾円 山口県々東京迄

但、金壹万円為換手形ニ相頼候一ツ五拾円之手数料也、是を五分之二方現金持登候者江被下候

とある。前年の三井組の為替手数料は、さすがに高すぎたとみえて、この時点では1万円の為替送金に対して50円の手数料になっている。しかし現送してくれる者がおれば、5分の2の、20円を渡すとしている。もちろん現送のための旅費がかかるから、家職による輸送以外は、多くは旧藩士が上京する際のついでに現送してもらっているようである。たとえば、『奉伺録』明治7年6月27日条によると、この日「金」「正金」あわせて3万8千円余が山口から到着したが、それは、

右、小山政一帰京便りを以、在県用達所々送り方相成候分、受方被仰付候事

とある。やや後年の、逆に山口への現送の例であるが、『用達所日記』明治11年10月30日条には、

山口県士族馬屋原担範、帰県便を以、在県用達所エ仕送金壹万円……之辻、護送及委託候事とある。管見の限り、商人や運送業者に現送を依頼した例はない。76年に廃刀令が出るまでは帯刀したこわもての旧藩士が現送すれば安全だったのであろう。これならば、毛利家にも現送のインセンティブが生じるし、旧藩士も臨時収入が得られることになる。同様に、山口から西京・大阪まで、および西京・大阪から東京までの1万円の現送は、半額の10円の手数料を支払うことにしている。三井組や加島屋に依頼した為替送金では、為替手数料の外に為替手形を運ぶコストもかかるから⁵⁷、現送の方が為替送金より一層安価になる。もっとも毛利家としては、わずかな送金コスト削減よりも、むしろ政府への出仕の道から外れたいわば落ちこぼれの旧藩士を救う方に重点があったのではないか。すなわち前田家と比して現送が多かった理由は、為替手数料の問題もあったが、少なからぬ旧藩士が政府に出仕していい目を見ているのに対して、落ちこぼれの旧藩士にバイト代を渡して支援する意味が大きかったと思われる。

ところで、少なくとも1873年12月まで、家禄賞典禄は山口県庁から毛利家山口用達所に対する現米支給だったが、同家は山口県庁に対して、家禄賞典禄ともに73年分（74年受取分）から東京で直接受け取りたいと申入れた⁵⁸。実際、1874年5月から県庁が米を売却し、その代金を同

57 同じ74年6月の史料によると、山口から東京まで為替手形を運ぶ手数料は、1万円につき6円、山口から西京・大阪、および西京・大阪から東京までの手形輸送手数料は3円としている。

58 『請願伺届扣』（明治4年～8年、9諸省/574）。

家に支給しており、しかも同家山口用達所に支払われるのではなく、直接に毛利東京邸に為替送金されるようになった。すなわち『奉伺録』によると、74年5月に3万円、同年9月に7万円、75年3月には10万円をも、1度に、「御家禄御賞典禄石代之内、山口県庁々」東京に為替送金されている（こちらは県庁のお役所仕事なので、為替手数料の高さは関係ないらしい。手数料をどちらが負担するかは史料にはないが、毛利家が負担したとは考えにくい）。もっとも、山口県に居住する旧藩士らに対する賞典分与は、同家山口用達所が給付するから、時折、同家は県庁に対して、家禄賞典禄の一部を山口用達所に渡してほしいという願いを出している⁵⁹。結局、旧藩主への家禄賞典禄の支給方法は、愛知県（名古屋県）・石川県（金沢県）・山口県において、3県とも異なっていたのである。もっとも76年分は、毛利家も尾張徳川家と同様に77年に東京府から交付されていた⁶⁰。

そして上にも例示したが、1877年以降になると現送の方向が逆転して、『用達所日記』には、東京から山口への現送の記事が多くなる。これは1つには、家禄賞典禄が廃止され金禄公債が交付されても、旧藩士らへの賞典分与は山口で大規模に継続されたためであるが⁶¹、現送経費を記した例をあげると、78年9月4日に1万5千円を山口に現送した際の「依托手数料」は30円、79年6月29日に同様に1万2千円を現送した際は「護送手数料」15円となっている。82年8月14日も、家職の山口への「帰便ヲ以」、1万円を送付しており、この時は「壹万円附托ニ付」10円、「別ニ御荷物運賃トシテ」7円50銭を与えている。いずれも旧藩士ないし家職に輸送させていた。

同家は明治初期に三井組山口店をあまり利用しなかったかもしれないが、三井組との関係が疎遠というわけではなく、むしろ密接な関係があった。おそらく井上馨と三井の関係を背景に、後述のように明治一桁代には毛利家は三井組に多額の貸付金があった。さらに『用達所日記』明治11年8月14日条には、「御相談人会議ニ付、深川西大工町三野村利助宅エ、東条頼介、柏村信、笠原昌吉罷越之事^(鉄)」とあり（東条以下は毛利家家職）、じつは三野村利助（三野村利左衛門の婿養子、当時三井銀行幹部）は毛利家御相談人になっていた。しかし、三井は1874年の官金増額抵当令で苦境に陥ったし、藩政期の長州藩は、三井との関係はさして深くなく⁶²、加島屋をはじめ鴻池など大坂有力両替商を御用商人として長く取引していた。こうして明治に入っても、

59 『請願伺届扣』には、このような願が、74年11月に1万5千円、75年1月に1万円についてある。

60 『用達所日記』明治10年4月6日条。

61 表2-6の収入「請高」をみると、75年まで3~6万円の端数のある金額が入金されており、これは山口県庁から支給された賞典禄の一部であろう。しかし76年から「請高」は端数のない金額になっており、これは東京邸から送金したものと思われる（史料は、79年から「東京ヨリ請高」となる）。以後、1880年代末まで、毎年東京邸から1万数千円~3万円を山口の賞典分与特別会計に送金している。

62 日本経営史研究所編『三井両替店』（三井銀行、1983年）によると、幕末頃、三井は幕府と深い結びつきをもつとともに、紀州藩や薩摩藩から御用引受を行っていたが、長州藩との関係は一切ふれられていない。

毛利家は、為替送金は主に大阪の加島屋を利用し、現送も旧藩士に依頼して安価に送金していた⁶³。

全体として、限られた史料に基づいた議論であるが、前田家より毛利家の方が現送は多く、現送も商人に任せる前田家と異なって毛利家は旧臣に依頼してあるいは家職によって行っている。この相違の要因は、慎重でリスクを嫌う前者とそうではない後者の違いのみとは必ずしもいえない。金沢と山口の金融システム発展度の相違ともいえるが、具体的には、近世前期以来の伝統的な御用商人を利用できた前田家と、山口や萩にそのような便宜を図ってくれる伝統的な有力御用商人が存在しなかった毛利家の違いであったと考える。

(iv) 補論：明治前期における旧岩国藩主吉川家資産の由来

冒頭で述べたように、明治期の旧岩国藩主吉川家の資産分析については、三浦社の研究がある。筆者がこの研究に対して最も疑問に感じたのは、同論文の主題たる明治中期以降における同家の大資産家への成長過程ではなく、同家が1890年代初頭にすでに100万円余もの資産を有していたことである。岩国藩吉川家の石高はわずか6万石にすぎなかったのに、なぜ102万石という日本最大の大藩大名であった前田家の半分程度の資産を有していたのか。以下、この点を検討する。

版籍奉還後の吉川家家禄算出の基礎をなす現石は3万6,310石、したがって家禄は3,631石、賞典禄は名目5千石、実取1,250石であった⁶⁴。それゆえ家禄賞典禄合計は4,881石となるが、同家の金禄公債受領額13万8千円余から逆算すると、金禄元高は4,802石余となり⁶⁵、永世分与分が78石余あるはずである。すると、1875～76年分の家禄賞典禄受領額は各年2万2千円余となる。三浦論文に示された同家史料に基づく1874～76年の家禄賞典禄収入は順に、2万7千円、1万7千円、1万7千円となっているが、史料欠の月があり、米価の変動もあって（同家による米売却もある）、筆者の計算値とは正確に一致しないものの、計算値の前後の値を示しており、家禄賞典禄はルール通りの支給がなされていると考えられる。

これに対して、同家の金禄公債交付額は上記のように13万8千円余であり、その全部を第十五国立銀行へ出資すると、公債額面の55%である同行出資額は正確には7万6,154円となる。実際の出資予定は8万300円となっているから⁶⁶、他の大名華族と同様に金禄公債額の3%ほどの4,145円を現金出資していることになる。ところが三浦論文では、1878～94年の間、同家の第

63 なお、長州ではもともと下関（赤間関）が経済の中心であり、三井組はむしろ同地に早くから進出していた。国立銀行については、1878年に設立された岩国第百三国立銀行と、同年開業の山口第百十国立銀行があった。しかし後者は1880年に本店を赤間関に移転した（前掲『山口銀行史』）。

64 前掲『明治史要 附表』。

65 吉川経健の金禄公債額は13万8,462円（石川健次郎「明治前期における華族の銀行投資」『大阪大学経済学』22巻3号、1972年、39頁）、岩国藩貢納石代相場4円61銭余、金禄元高2～3万円の年限6.25年分から算出。

66 前掲、石川論文、39頁。

十五銀行株価額は一貫して14万2,607円となっている。この額は金禄公債額13万8,462円に現金出資分4,145円を加えた値と一致する。つまり、同家の第十五銀行株の簿価は額面8万300円より6万円ほど水ぶくれしているのである（なお、本稿表2-4の最右欄、有力大名華族の同行出資予定額は額面価額である）。とはいえ、これだけでは同家資産の大勢に影響はないし、同家の金禄公債もルール通りに支給され、他華族と歩調をあわせてその全部を第十五銀行に出資しているにすぎず、その後同行株を買い増してもいない。

さらに三浦論文によると、同家は明治前期に貸金に対する利子収入や小作料収入などがあるものの、利殖によってとくに法外な利益を上げた形跡はない。1875年に設立された義済堂も土族授産目的であり、積極的な利潤追求を本旨とするものではなかった⁶⁷。とすれば、1890年代初頭に、かつて草高6万石の藩主にすぎなかった吉川子爵（90年まで男爵）家が、前田侯爵家の半分程度もの資産を有するにいたった秘密は、家禄賞典禄にも、金禄公債にも、利殖活動にもなく、明治初期に近世から継承した資産にあるのではないかという推測が浮かび上がる。

じつは、この推測が正しいことを示唆する研究がすでに存在している。桂芳樹『岩国藩財政史の研究』（岩国徴古館、1986年、成稿は1965年）がそれである。しかしそれを説明するには、まず関ヶ原の戦いにまでさかのぼる同家の歴史から始めなければならない。

吉川家は鎌倉時代から続く名家であり、毛利元就の次男元春が養子入りして以来、毛利家の分家となった⁶⁸。ところが関ヶ原の戦いにおいて、西軍の総大将毛利輝元のもとにあるにもかかわらず、吉川家当主の広家（元春3男）は徳川方に内通して軍を動かさず、かつ輝元をも説得して、毛利家本領安堵とする徳川方との約束により、輝元は大坂城から動かなかった。結局、戦いは東軍の勝利に終わり、広家の弁明とは異なって輝元が西軍のために活動していた証拠も露見した。毛利家本領安堵の約束は反故となり、同家は中国一円112万石領有の地位を奪われ、本拠広島を追われて萩に移り、防長2か国29万石に減封された。これに対して吉川家は徳川家康の覚えめでたく、当初は防長2か国が与えられることになったが、同家はそれを毛利本家に譲り、その結果、家康の特命によって岩国居城となった。こうして吉川家は、江戸時代を通じて幕府側からは大名に準じる扱いを受け、江戸邸や大坂蔵屋敷を有していた。このような特殊な「吉川家の置かれた歴史的事情と、毛利氏歴代の感情」によって、幕末文久期まで吉川-毛利両家の関係は円滑でなく、毛利家が大名（支藩）と認めず、吉川家は公式には大名（毛利家）家臣とみなされていたのである。このような事情のため、同家は寛永期から全国諸大名家臣のなかで最大の6万石という石高を有することとなり⁶⁹、幕府から実質的に大名扱いされながら公式には大名ではな

67 『義済堂百年史』（1974年）によれば、1873年に義成堂として設立され、75年に義済堂に再編された。義済堂発足以来、比較的順調な経営だったとされるが、純益は75年度2,011円、76年度839円、77年度2,126円といった具合で、以後、1888年頃までの各年度純益は、1千～6千円程度であった（318-323頁）。

68 以下、主に、前掲、桂『岩国藩財政史の研究』1～4頁による。引用文も桂著。

69 幕末頃の高禄大名家臣の一覧は、拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉱山業への転換」（神奈川大学『商経論叢』53巻1・2合併号、2018年）表1。

いという家格は幕藩体制下において特例であり、「他に同類を見ない」ものといわれる。そして1868（慶応4年）年にいってようやく新政府から立藩を認められ、晴れて岩国藩主すなわち大名となったのである。

要するに毛利宗家には、関ヶ原の戦いにおいて吉川広家の余計な振る舞いがなければ勝機はあったのではないか、形勢は逆転していたのではないかとの思いがある一方、吉川家としては宗家を守る意図からの行動だったとの認識があり、吉川家は江戸時代を通じて萩藩や幕府に対して家格上昇運動（大名と認めてもらう運動）を行ったが、実現しなかったのである。これが、現在も岩国側で抱かれている認識である⁷⁰。

ただしこれはいわば伝承も交えたというべきものであり、毛利家が吉川家を大名と認めない理由として公式にそのような見解を示していたわけではもちろんなく、近年この点をめぐって種々議論されている。田中誠二は、本藩－支藩関係は両者だけで決まるものではなく、将軍家を含めた三者の関係で決まるのであり、寛永期に幕府側が吉川家を将軍家の陪臣（つまり萩毛利家の家臣）と位置付け、それが定着していったことや、他の支藩の次期当主が早くから江戸で将軍に御目見を果たすなど将軍との親疎が、支藩の藩主家より低い吉川家の家格の位置付けに影響を及ぼした点を指摘している⁷¹。また根本みなみは、近世前期の萩毛利家の見解として、支藩主である長府・徳山・清末の各分家が輝元との関係によって成立した家に対して、吉川家は萩毛利家の一門家臣（毛利一族である家老）と同様に元就に由来する家であったことを、吉川家が大名ではなく萩毛利家の家臣である理由としていたという⁷²。しかし血筋という点では、毛利宗家でも、敬親まで長らく藩主は元就の血筋であっても、輝元の血筋を引いていなかった。幕末に元徳が徳山毛利家から敬親の養子となり、1869年に当主となることにより、同家ではじつに約160年ぶりに輝元の血筋を持つ、いわば毛利本流の当主となったのである。

じつは、この吉川家の家格問題について、近年刊行の『岩国市史』通史編二近世（2014年）第2編第1章が、一次史料に基づいて江戸時代初期から明治初年までの興味深い展開を詳細に叙述している。それによると、関ヶ原の戦いの結果、毛利宗家が滅封され、このため毛利家内部では広家に対する怨嗟の念が沸き起こり、輝元も広家に不信感を持ったのはたしからしい。他方、広家は家康にだまされたとの念からへそを曲げ、参勤の命にも病氣と称して応じず、その結果、正式な大名とみなされなかったという。こうして江戸時代を通じて吉川家はきわめて変則的な立場にあり、大名への家格上昇運動の一環として幕府の老中に賄賂を贈り、一定の効果を示したも

70 「岩国 旅の架け橋」岩国市公式観光Webサイト (<http://kankou.iwakuni-city.net/iwakunihan.html>) 2021年2月11日閲覧。

71 田中誠二「萩藩の本・支藩関係をめぐって」（光成準治編著『吉川広家』戎光祥出版、2016年、所収）、初出論文は1989年。

72 根本みなみ『近世大名家における「家」と「御家」—萩毛利家と一門家臣—』（清文堂、2018年）244頁、同「家格争論から見る吉川家認識—毛利家・吉川家を事例に—」（『社会文化史学』57号、2014年）。

の、最終的には將軍の承認が必要なため、いつもあと一步というところで目的を達せられなかった。老中などへ多額の賄賂を贈り続けたため、領内の年貢は増徴され、領民を苦しめることもなった。支藩といえども藩主は大名だから、徳川將軍の家臣という点では宗家の萩藩主と同格であるが、吉川家は藩主でなく毛利家家臣扱いなので、吉川家当主が萩の毛利家家臣と同格になり、吉川家家臣は毛利家の陪臣となる。このため吉川家臣は萩の毛利家臣から蔑まされ、吉川家臣も反撃して岩国領内で毛利家臣に嫌がらせをするなど、両者の関係は円滑を欠いた。そしてようやく幕末の動乱期に至って、長州藩主敬親が吉川家を確固たる味方にするために、他の支藩主と同等にすると約束し、吉川家も毛利家サイドに立って行動した結果、1868年に新政府から大名として公認され、永年の夢が実現したというわけである。結局、従来の通説ないし伝承は、大筋としては誤っていないという評価である⁷³。

いずれにしても、吉川家は明治初年まで正式な大名ではなく、明治期以降一般化した表現では、岩国藩主ではなく岩国領主であった。そして以下のように、吉川家の近世からの資産継承という論点も、このような歴史的経緯と大きく関わっている。

一般に廃藩置県により、藩債は通常、新政府が継承し、同時に藩の資産も政府が継承したが、岩国藩は上記のような歴史的経緯により、そうした処理の方法が異なっていた⁷⁴。すなわち、廃藩置県時に同藩財政は破綻しておらず、概して健全な状態であったが、廃藩頃から同家の家扶・家令を務めた下連城しもれんじょうの主張によると、明治になるまで藩ではなく岩国領であったから、江戸時代末までの資産は、公儀たる藩のものではなく、すべて吉川家の私有に属すべきものであるというのである。

岩国六万石の領地は総じて吉川の私有なるに付き、御蔵元迎も、一つも其是は藩のもの、是は御納戸のものと云様なる差別を立てずして、御蔵元の金も御納戸の金も、一々吉川家の私有物たり、夫故に岩国藩の大坂負債も、遂に公債には不相立して、吉川家の私債の如き姿になりおりたり、是に準じて、岩国藩の御蔵元御納戸金〔 〕亦吉川家の私有たり、後に藩制と家職と引き分て後は、藩と家職と判然たれども、藩屏列に加はらざる以前の品は、全く吉川家の私有に相違なし⁷⁵

という。桂によれば、このような主張は廃藩置県の時からであり、それ以前の、版籍奉還以後における旧藩主の知藩事時代は、「なお曖昧の部分が多かったようにみえ」、岩国領時代の備蓄金で新藩債消却を行い、また予備金で歳入不足を補ったらしいという⁷⁶。ということは、岩国領時代

73 さらに近年あらためて一次史料に基づいて、関ヶ原における広家・輝元らに関する通説の見直しも行われているが（光成準治『関ヶ原前夜—西軍大名の戦い』日本放送出版協会、2009年）、上記通説を覆すほどの決定的論証はないようである。

74 以下、桂、前掲書、364頁以下。

75 吉川家旧記『密啓』明治11年9月29日下連城書状、吉川家岩国用達所長宛（桂、前掲書、365-366頁より再引）。

76 以下、桂の議論は、桂、前掲書、366頁。

の蓄積資金も、吉川家の個人資産ではなく、公儀のものということになる。廃藩置県により、旧藩と旧藩主の資産・負債を明確化することに迫られ、その時にいたって吉川家は、不遇だった江戸時代の立場を逆手にとって、都合のいい理屈を主張し始めたわけである。もっとも桂によれば、どうみても御納戸の御蔵金銀のように公的資産でなく吉川家の私的資産とみなされるものもあり、他方、御蔵元所管の、新御蔵の御見除銀と永蔵米蔵の見除米（御困米）は藩財政の予備資産とみられるが、これも吉川家私有資産として継承されたい、という。

ではどの程度の額が、吉川家の私有資産として継承されたのであろうか。桂は、その金額は不詳としつつ、「大半は、吉川家の家政を維持するための基本財産となったであろう」が、「吉川家の私有に帰した財産は、それほど多大なものではなかったと推察される」としている。その論拠は、近世以来の吉川家私有財産と主張されたものも、版籍奉還から廃藩置県までに、相当額が新藩債の償却など藩の財政面に流用されたからというものである。それは本当であろうか。もっとも、『岩国藩財政史の研究』の成稿以後に著された桂芳樹『下連城と三須成懋』（岩国徴古館、1976年）では、政府に引き継がれず、吉川家の私有となった現金を10万5千両と推定し、その他に同家の民間への債権が8万1千両ほどあったとされている⁷⁷。『岩国藩財政史の研究』のニュアンスよりももう少し多額になったような印象である。しかし、以下に述べるように、さらに多かったのではないかというのが、筆者の見解である。

三浦前掲論文によると⁷⁸、同家の最初に判明する1879年6月の資産額は、すでに96万6千円余もあったという。そのうち、前年資産の内容判明分は、第十五国立銀行株14万円、公債27万円、銀行預金1万円、土地建物7万円などとなっている。79年資産96万円余の半分は内容が不明である。金禄公債交付前の1876年頃には、このうち第十五銀行株がないし、この3年間で、ある程度剰余の蓄積分もあるはずだから、総資産は75~80万円程度となろう。これは同年における毛利家の要資金104万円、前田家の金融資産90万円に迫る規模である。さらに三浦論文によって、1874~76年の同家収支動向をみると、収入が各年3~4万円、支出は74年2万円、75年13万円、76年5万円となっている。支出のうちには、義済堂に資本を出す吉川家の部局として75年に設立された「別局」への75・76年計11万円が含まれており、これも出資金または貸金として資産に計上していたであろう⁷⁹。したがってそれは別として、仮に、廃藩置県後76年までの6年間に、各年の収入4万円、支出2万円、差引剰余2万円としても、12万円しか蓄積できない。したがって76年に75~80万円もあったということは、残り60~70万円の主たる源泉は、廃藩置県頃におけるそれまでの蓄積資産の継承分ではないかという推測が生じる。資産額の

77 同書、8-9頁。

78 前掲、三浦「明治期における華族資本の形成と工業化投資」2-3頁。

79 前掲『義済堂百年史』によれば、義済堂発足以前の義成堂時代に、吉川家から準備金5万両の提供ほか、貸付金もあったと推測されている（24-25頁）。そして義済堂第1年度（1875年7月~76年5月）に、吉川家からの「原資受高」は12万2,300円となっている（316-318頁）。

なかには第十五銀行株の簿価に類した水ぶくれ的なものが他にもあるかもしれないなど、全部が近世期の蓄積の継承ではないとして控えめにみても、近世期からの継承資産は相当な規模に上ったと考えるほかはない。桂『岩国藩財政史の研究』は、残された史料から誠実な推算・推論を行っているが、三浦論文で提示された1874年以降のデータからは、残されなかった幕末維新期の史料の存在も想定せざるをえない。

いずれにせよ、桂、同上書は、吉川家が廃藩置県までは藩資産として運用していたものを、廃藩とともに都合よく自家の歴史を持ちだして自家の私有財産であるという主張を行ったことを明らかにしつつ、それが認められてその資産の一部を旧岩国藩士の土族授産に活用したことを称賛している。それはよいとしても、吉川家が倒幕・新政府樹立に功があった長州系大名華族でなかったら、新政府は、はたして同家の主張を認めたのであろうかという疑問は消えない。

結局、毛利家・吉川家ともに、多額の資産を近世から近代に継承したことにまちがいなく、しかしこの点はどの藩でもありえたものではなく、長州ならではの特殊な事例と筆者は考える。

(2) 資産の性格

(i) 貸金

先に1876年の要資金について前田家との比較では、貸金の比重が高い点を指摘したが、その貸付先はどこであったか。表2-7は、1870年代半ば頃の貸付先である。三井組・小野組は、周知のように戊辰戦争の際に官軍側に戦費を調達した。また広岡久右衛門のみならず江戸の豪商三谷三九郎も藩政期以来の長州藩御用商人であった⁸⁰。これらが貸付の背景になっていることはいうまでもない。しかし、これら豪商の多く(三井組・小野組・三谷三九郎ら)は、その後まもなく経営破綻ないし経営危機に陥って、貸金の多くは不良債権化している。

これらの豪商にいつどのような理由で貸付が開始されたかは正確には判明しないが、ある程度は推測できる。まず三井に最大の21万円を預けまたは貸しており、これも従来知られていなかったことである。1873年12月にはすでに21万円の貸金があり、利子を受け取っている。『用達所日記』明治6年12月28日条に、

三井組御預ヶ金貳拾壹万円利金、彼方ヨリ持参

とある。さらに遡って、同年2月28日条には、以下のようにある。

洋銀四百七拾貳弗、為替手形ニシテ、井上勝江相渡呉候様、三井組江頼使シ候、代り金之儀ハ当来利金之内ヲ以、引取候様、旁申使シ候事

三井組に対して、洋銀472ドルを井上勝に渡してくれるように頼んでおり、その返金は、やがて

80 山口県文書館毛利家文庫には、三谷三九郎関係の史料が18世紀初めころから種々存在する。また明治初年頃の長州藩と三谷との関係について、たとえば、伊藤仁太郎『隠れたる事実 明治裏面史』正編(大同出版社、1939年)120-136頁を参照。

表 2-7 主な貸金・出資金・有価証券 (1873-77 年頃) (千円)

預金・出資先	1873年	1874年	1876年	1877年	備考
三井(組)	210	210	210	250	年6朱
小野(組)	100	100	100	50	年7朱
三谷(三九郎)	20	20	25	—	当初, 年8朱~1割
広岡(久右衛門)	50	20	20	59	年7朱
琉球(藩)	100	100	100	80	年1割
井上(馨)	—	—	10	10	
御預ヶ金計	480	450	450	450	
(横浜)水道会社	—	—	50	50	
記名公債	—	—	100	100	年利6%
秩禄公債	—	—	99	99	年利8%
計	480	450	699	699	

(出所) 『毛利家会計其他摘要録』所収、無表題資料。

注：1) 預金先の()は筆者が補ったもの、年次はすべて推定、計は合わない箇所もあるが、史料のまま。

2) 三谷「1876年」欄は2万5千円としているが、別史料では2万5千円を消して、16,087円としている。

3) 「記名公債」は、1873~75年発行の金札引換公債。

毛利家が受け取るはずの利子を三井組が引き取ることで清算してくれとっている。さらに『用達所日記』同年3月4日には、ドル手形の代わりに491円を三井組が井上に渡すことになった旨を記している。

過ル [2月] 廿八日、三井組江洋銀四百七拾貳弗入用有之候ニ付、手形ニシテ井上勝江渡方之儀、頼使シ置候処、井上勝ヨリ之代り金四百九拾壹円貳拾七銭ニ相成候段、三野村利介 [利助、三井組東京御用所役員⁸¹] ヨリ申越候ニ付、当年分利金之内ヲ以、正算致候様、証書差使シ置候事

同じ趣旨の記録が、『奉伺録』所収の「出納録」明治6年2月28日条、同3月18日条にもあり、それぞれ、472ドル(491円)、1,000ドル(1,043円)が計上されている。したがって、この時点で三井組への貸金ないし預金がすでにあったことがわかる。これらが、『用達所日記』および『奉伺録』所収「出納録」における三井組の初出であり、この時期から遠くない頃に毛利家が三井組に貸付ないし預金を始めたものと思われる。ここで旧家臣井上勝(当時、工部省鉄道頭)が洋銀受払いに登場するのは、毛利家高輪邸洋館建設に当たり、三井組への支払やイギリスからの洋館備品据付を任されていたからであるが⁸²、いずれにせよ、毛利家は東京において三井へ貸していた。

そして上記のように、1873年2月にすでに貸金があり、かつ同年12月末に利子を受け取っているということは、(半年分の利子であろうから)貸付開始は72年12月末か同年6月末と推定される。前掲『三井両替店』によると、72年11月29日の三井組東京両替店には、毛利家から

81 前掲『三井両替店』452頁。

82 山口県教育委員会編『山口県の近代和風建築』(2011年)19頁。

の21万円の「預り金」は存在しない⁸³。ということは、毛利家の三井組への21万円の貸金・預金は、72年12月末頃始まったと思われる⁸⁴。その傍証としてさらに、同家『奉伺録』の「出納録」明治6年1月27日条に「金銭取捌規則」が収録されており⁸⁵、その一節に、「一、東京ニテ三井組其外へ預金ハ、要金ニ付、元金ヲ取欠クハ厳禁ナリ」とある。預金は元金を棄損することは厳禁とあるが、要するに、それまで毛利家が行ったことのないほどの三井への多額の預金が始まったために、貸金・預金の仕方などをルール化したものと思われる。この三井への預金の契機を直接示す史料は見当たらないが、三井組は72年11月に内部組織再編として両替店と御用所を合併し、そのため東京両替店の勘定を清算しており⁸⁶、再編された東京御用所の再出発のために資金が必要だったとも考えられるが、同じ頃大蔵省の強い方針のもとに三井・小野に各100万円出資させて設立された第一国立銀行は、1872年11月22日に株式募集を公告し、翌73年6月11日に創立総会が行われているから⁸⁷、この貸付は、大蔵大輔井上馨の要請により、三井の第一国立銀行出資金の一部として、毛利家が貸した可能性が強い。三井は第一国立銀行の設立にきわめて不満であったとされているから⁸⁸、この貸付金は井上馨が三井側の不満を和らげるためのものであったかもしれない。実際利子率は年6%とそれほど高くない。いずれにせよ、毛利の三井への多額の預け金は、尾張徳川家や前田家が行ったような、御用商人の藩に対する債権が藩債処分によって焦げ付いてしまったことへの代替措置ではない。

小野組には、三井より若干早く、すでに1872年8月に預金ないし貸付が始まっていた。『奉伺録』所収の「出納録」(明治5年)には、同年8月8日に10万円を「小野善助江預方、被仰付候事」とある。10万円のうち8万円は「藩札引替、当所於出張所御請方相成分」つまり藩札を引換した分(明治通宝か)であり、長州藩の藩札が東京邸に大量にあることは考えにくいから、この「出張所」は山口用達所であろう。それを東京に送金したものと思われる。残りの2万円は「御蔵御有金」であった。この預金については、『用達所日記』同年8月15日条には、

小野善助江此度金八万両、年七朱付トシテ御預ヶ方相成候、右ニ付、紅白縮緬壺疋宛〔小野組の〕台居支配人水谷勝蔵江、糸織縞式反被下候、〔毛利家家職〕庶務島田誠介、権庶務竹下精一兩人ヨリ奉札ヲ以、被差送候事/ヒヤシ、当地〔東京日本橋〕田所町ニハ〔小野組の〕支配人行岡左兵衛、水谷勝蔵計ニテ、小野善助儀者、京都住居致居候事⁸⁹

83 同書、431頁、第6-14表。

84 この三井への預金開始の記録は、『用達所日記』や『奉伺録』所収の「出納録」にはない。

85 同一の規則が、『貸与規則 帳簿方法』(明治7年、9諸省/659)や、『職制事務章程』(明治14年)にも、「御直書写」(明治6年1月)として収録されている。

86 前掲『三井両替店』406、432頁。

87 『三井事業史』本篇第2巻(1980年)132頁。

88 『三井事業史』本篇第2巻、135頁。

89 文中の「ヒヤシ」とは、但し書きの最初の語(石川敦彦編著『近世防長古文書用語辞典』2017年、414頁)。

とあり、この時は実際には年利7%で8万両のみ預けたようであるが、遅くとも同年末までには小野への貸付金は10万円になっていた⁹⁰。小野組本店は京都にあったが、1873年に東京日本橋田所町へ本店を移した⁹¹。その直前のことである。この頃前記のように大蔵省の強い方針により、三井・小野の合同による銀行設立が勧告され、72年6月に三井・小野両組から銀行創立願書が紙幣寮に提出された。そして8月5日に国立銀行条例が裁可され、8月6日には三井小野組合銀行の業務が開始された⁹²。同年8月の小野組への預け金10万円は、大蔵省の強い要請によって三井小野組合銀行を発足させた手前、三井組と同様に、大蔵大輔井上馨の要請により毛利家が貸したようにもみえる。しかし三井組への貸金開始より4ヶ月ほど前だから、貸付事情は三井組と同じではなかろう。この頃、小野組は「全盛期」であり、東日本で製糸工場や鉱山などへ活発な投資活動を行っていた⁹³。毛利家はこのような小野組への預金を安全とみなして貸したと思われる。小野組としては投資のための借入であろう。そしてこのような貸借契約が成立した時、上記引用文のように、毛利家は小野組支配人へ褒美を与えている。藩政期の撫育金70万円を継承したばかりの同家は、積極的に預金先・貸付先を模索していた。しかしこの貸金は、やがて小野組の破綻によって不良債権化した。とはいえどうやら79年9月に最終的に回収して、損失は形式的には免れたらしい。『御要用金年一紙』明治12年9月5日条は、523円余の収入の説明に、

但、先年小野組へ金員御預け相成居候処、明治七年十一月及閉店候、付テハ、収納残金〔明治〕九年十月旧公債証書ヲ以、償却相済、且旧公債年限中、年式朱利ヲ明治九年ヨリ向三拾ヶ年居置、明治三拾八年十二月後ニ合利金壹万五千四百拾五円六銭収納約定之処、依嘆願一時打切金トシテ収納、該約定破談之分、正請事

とある。閉店した74年にある程度回収し、76年10月に旧公債を差し出させて一応のケリをつけたが、旧公債は73年発行の無利子50年賦であり、76年から年利2%をつけて1905年末にその利子を受け取る契約だった。しかし79年9月に小野家側からの要請によって、この契約を解消し、打切金支払により清算した。他の史料には、より詳しい経過が記されている。『用達所日記』明治9年12月18日条によると、「小野善介」の「負債償却残額」はこの時点で3万2,817円あり、旧公債と現金で返済されることになった。

大蔵省検査寮江柏村信呼ヒ出シニ付、出頭候処、小野善介負債償却残額金三万貳千八百拾七円八拾七銭七厘江対シ、旧公債証書為三万五千六百五拾円ト現金七百三拾貳円八拾七銭七厘之辻、請取帰り候事

90 『用達所日記』明治6年6月30日条に、「小野善助江御預け金利三千五百両、〔家職の〕谷村小作取帰候」とある。利子が3,500両ということは、前年に年利7%で貸しているから、半年分の利子として、貸付金額は10万円と算出され、半年前の72年末にはそうになっていたはずである。

91 小野善太郎『小野組始末』（青蛙房、1966年）14頁。

92 前掲『三井事業史』本篇第2巻、126-130頁。

93 前掲『小野組始末』14頁。

とある（したがって上記の『御要用金年一紙』にある76年10月とは同年12月の誤りであろう）。そして『用達所日記』明治12年9月5日条には、

小野組閉店之砌、負債償却残り金_江対シ、旧公債証書三万五千六百五拾円ニ而、返済及致答之処、今般更ニ方法書設ケ大蔵省へ請願之上、官金悉皆一時打切、上納弁済有之ニ付、諸向負債方も同様打切返済、不談之趣、弁済相成、金五百貳拾三円九拾壹錢三厘之辻、小野善右衛門ヨリ持参ニ付、証書不残及返却候答事

とある。小野組側の史料によっても、まったく同様に、小野側は政府への負債利子もこの時一度に打ち切り、わずかな返済で清算させてもらい、その他の負債も7分通りは利子打切として打切金を上納したとされている⁹⁴。『御要用金 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』（表2-1の史料）には、1871～89年の貸金等の損失一覧があるが（後掲表3-12）、三井組とともに小野組への貸金による損失は計上されていない。しかし、この貸金は不良債権化して、条件の悪い旧公債での返済となり、結果として小野組への貸金は成功したとはいえない。

1875年に投機で破産した三谷三九郎は、明治期にも毛利家東京邸の出入商人であった。廃藩置県直前の1871年6月に元徳が上京した際に、鮫洲で昼休みをとった時にも、「鮫洲御休所_江、三谷三九郎其外御出入町人中罷出候」とある。同年9月15日にも、「今日第十時御用達三谷三九郎其外被召出、御目見被仰付」などとある。貸付・預金について史料の初出は、『奉伺録』明治5年2月28日条に、

一、金五千両

但、賞典金之内、壹万両送り来り分

右、三谷三九郎_江利付トシテ、預ケ方、被仰付候事

とあり、山口から賞典金1万両が送金され、そのうち5千両を利付で預けたというものである。さらに『奉伺録』明治5年3月7日条に、

一、金貳万五千両

但、為替手形を以、送り来候、去末年〔71年〕分、御賞典米代金

右、三谷三九郎_江利付ニシテ預ケ方、被仰付候事

と、2万5千両を預けている。この年、三谷は水油の投機で失敗したが、2～3月頃はまだ平穩だったのであろう。そして『奉伺録』明治6年2月18日条にも、

一、金貳万千両

三谷三九郎

右、御預ケ金之内、返納仕候付、御要用金之内_江請添、被仰付候事

とあり、預ケ金の一部である2万1千両が返納されている。しかし4日前の『用達所日記』2月14日条に、

94 前掲『小野組始末』195頁、宮本又次『小野組の研究』第4巻（大原新生社、1970年）760-762頁。

三谷三九郎、同斧三郎事、此節商法方ニ付、^{ひとかたならぬ}不^一ト方苦情之趣有之、連々被聞召上、依之、
為御尋問、生菓子壺折宛被下候ニ付、為持使候事

とあり、三谷事件が世上を賑わせたため⁹⁵、毛利家が三谷を「尋問」している。翌月の『用達所日記』3月20日条には、

三谷三九郎所持之深川西大工町地面建家共、御預り金質物トシテ致書入候ニ付、……竹下精
一致出勤、調印相済セ……

とあって、三谷所有の深川地所を貸金担保として書入するために家職竹下が出向いており、あわ
てて預け金の担保を設定したとみえる。それまで無担保だったのである⁹⁶。

その後、『用達所日記』によると、75年1月に三谷が破産し、毛利家は提訴した。同年6月25
日には担保物件を競売に付し、6,200円で落札した。そして9月21日に5,761円を受け取ってい
る。この頃毛利家は小野組や三谷の負債問題で、家職が頻繁に裁判所や大蔵省に出頭して、慌た
だしい様子であった。いずれにせよ、三谷への貸金で毛利家は少なくとも1万4千円の損失を
被った（後掲表3-12）。

もっとも、その後も三谷は御用商人として毛利家に入入りしているし、『立案録』（明治十六年
ヨリ、9諸省/650）によれば、1890年頃、再び三谷が進退窮まったらしく、毛利家が旧公債1
万円を拠出して救済している⁹⁷。

一 旧公債証書 壺万円

右、三谷三九郎^江為救助被下

説明 三九郎家、代々用達相勤、相応ノ御仕成モ有之者ニテ有之候得共、先年失敗有之、
身代限り処分ヲ請候節モ、預け金壺万四千弍百余円損失ニモ相成候^(死)候、方今必至之難洪ニ
至り、生活ノ目的モ無之ニ付、[旧公債]証書ハ御預りニ成置、賦金下渡相成候ハ、御
都合ト思考ス

毛利家は、あるいは前田家・尾張徳川家も、明治期になって藩政期以来の御用商人に対して、概
して寛大なところがみられる。長く御用を務めてくれた上に、有力大名華族の威信、とりわけ新
政府樹立の旗頭であった毛利家にとってはその名望にかかわることだったからであろう。

次に、広岡久右衛門への貸金もあった。加島屋広岡家は藩政期には長州藩に貸す側であった
が、廃藩置県後、貸付の方向が逆転している。『奉伺録』明治5年9月28日条に、

一、金弍万兩

右、御賞典米、御売払代金之内、壺ツ書之辻、広岡久右衛門^江預け方、被仰付候事

とあり、広岡に預金している。ところが、『奉伺録』同年11月18日条には、

95 風来団三郎「御用商人・三谷三九郎破産事件」（事件・犯罪研究会編『事件・犯罪大事典 明治・大正・昭和』東京法経学院出版、1986年）200-201頁。

96 先の、三井組・小野組への貸金も無担保だった可能性がある。

97 この史料は、「国学院開設ニ付、皇典講窮所^江寄付」の記載があり、1890年と推定される。

一、金壹万両

広岡久右衛門

右、嘆願之趣、無余儀次第二付、壹御書之辻、替借、被仰付候事

とある。広岡側からの「嘆願」により、預ヶ金2万両の内1万両は返済されず、あらためて預ヶ金としている。この頃、広岡家の経営は大きく傾いていた。この場合、おそらく長州藩への貸金が藩債処分で回収不能となり、このため毛利家が貸したと思われるが、史料でこの点をはっきり確認できない。いずれにせよ、京都の小石川三井家から嫁いできた広岡浅子が借入先を回って、借財返済据え置き嘆願に奮闘していた頃である⁹⁸。その後、毛利家史料には、広岡との貸借記事が多数あり、残高は表2-7では1877年頃に5万9千円となっているが、より信頼性の高い『御要用金年一紙』『御要用金収支計算書抜』（表2-1の史料）によれば、77・79年のそれは10万6千円余であった。後者の史料によると、81年7月に久右衛門は6万5千円を新公債で返済し、残4万1千円は助五郎への貸としている。つまり広岡本家は債務4万1千円を助五郎に肩代わりさせた。じつはこれは同年4月に助五郎の東京酒店が大阪の本店から独立したことが契機だった。『用達所日記』明治14年4月17日条には、

広岡久右衛門、広岡助五郎、長谷川糸七等ニ、鮫洲河崎屋ニ於テ御酒被下候ニ付、用達所一立引請トシテ差越候事、此廉ハ広岡家分離之談判行届キ事済ノ益相ナリ

とある。また『御要用金年一紙』の、上記81年における広岡の債務分割と返済の記事には、

〔明治〕十四年七月、久右衛門ヨリ家事向改革之儀ニ付、嘆願申出、右金之内四万六千六百四拾円之金員ハ助五郎負担引受候ニ付、更ニ同人へ貸与被申付……

とあり、この年の同家の家政改革とは、東京の助五郎店を本店から分離し、かつ本店の債務を整理するという趣旨であった。同年には、浅子が旧高松藩主松平家とも交渉して、広岡家に対する12万2千円余の債権のうちの6割を免除してもらっている⁹⁹。

この家政改革直前頃から、毛利家家令柏村や家職が「広岡為替方惣会」「広岡為替座惣会」「広岡店為替会議」に出席している¹⁰⁰。これは、以下に述べるように、助五郎が81年の大阪本店からの独立に先だって、自前の両替店を東京で立ち上げたものであり、毛利家はこの為替座に1万円を出資した。「広岡為替座」は、『柏村日記』明治23年1月18日条に「広岡為替方第廿三回定式総会へ出席」とあるから、1年2期として1878年7月頃に発足したことになる。そして「惣会」「総会」とあるから、毛利家だけでなく少くない出資者によって運営されていた。この出資金

98 広岡浅子「活力主義—成功の資本はこれ一つ（上）」（『婦女新聞』438号、1908年）。

99 その史料が、同家が主体となって創立した大同生命保険会社に保存されている。「加島屋における浅子の奮闘」大同生命ホームページ（<https://kajimaya-asako.daido-life.co.jp/asako/02-01.html>、2021年2月14日閲覧）。

100 『柏村日記』における「広岡為替座」の初出は明治14年1月22日条であり、以後ほぼ毎年1月・7月に同為替座総会の記事がある。

は、後掲の表3-3や表4-6には現れず、表3-6の「当期貸付金」に含まれるなど、貸金または預金扱いであった。『柏村日記』明治23年1月18日条には、「広岡為換方……預金ニ対シ年壹割ニ当ル純益配当ニ可決ス」とあり、出資は「預金」とされている。実際、1890年代の貸付金を示した表4-12の、広岡助五郎への「年限貸付金」は3万円ないし2万6千円となっているが、これは各年とも2件あり、1件は1万円であり、史料には「広岡商店為替座へ」と明記され（金利も無記入）、「明治十一年七月御出金高」とあり、78年7月の貸付開始を示している。そして広岡為替座は83年7月に一旦営業満期となり、さらに5年間営業を継続することとした。『柏村日記』明治16年7月12日条に、

広岡為換座上半季決算報告金主集会ニ付、出席、本季満期ノ処、往キ五ヶ年間営業継続ニ決議ナル

とある。広岡家の加島銀行は、広岡為替座が5年後の営業満期近くとなる1888年1月に設立されたが、しかし同行は広岡為替座を継承したものではない。加島銀行設立後も、さらに同行東京支店開設後も、広岡為替座は存続していた¹⁰¹。つまり同為替座は、大阪の広岡本家や加島銀行とはまったく別の、助五郎の経営による東京両替店であった。助五郎は、多額の債務に苦しむ大阪加島屋本店とは切り離された金融業を別に立ち上げて経営しなかったのであろう。こうした志向が、1881年の助五郎店と大阪本店の分離につながっていったはずである。そして「広岡商店勘定報告ニ付、如例、金預ケラル各家令扶、参会ニ付」とあるから、同為替座に預金をして事実上の出資金を提供していたのは、じつは華族（おそらく大名華族）たちだったのである¹⁰²。

いずれにせよ、従来、広岡家の明治前期に関する研究はほとんど進んでおらず、これまでの研究において、81年の家政改革や、広岡助五郎への言及も、管見の限り見あたらないが、この家政改革とそれを契機とした債務付替・減免等は、苦境にあった同家の再建に大きな意義があったように思われる。

東京の助五郎店が本店から分離された1881年以降、毛利家と広岡本家との関係を示す史料はやや少なくなっていく、むしろ助五郎店との関係が密接になっていった。先の分離の際に助五郎が本家から継承した4万1千円の債務も、82年9月29日に一旦皆済したとはいえ、同年10月3日に2万5千円を借入して、すぐに貸借関係を再開している¹⁰³。しかし助五郎店は同時に、引き続き毛利家から借入する大阪加島屋の窓口にもなっており、84年8月に助五郎の用達所宛の文

101 『柏村日記』では、加島銀行東京支店の初出は明治23年10月17日条であるが、明治24年1月29日条には、「広岡為換座定会へ出席、純益年九歩ニ決ス」とあり、なかなか好調な成績を上げている。同年7月18日条を最期に「広岡為替座」の記事はなくなるものの、「広岡商店」と名を変えて存続している。明治25年7月11日条には、「広岡商店、本年上半季決算報告ニ付、預之各家參集、預ケ金百円ニ対シ年八歩ノ割相ナリ、各家異議無ク原案ニ決ス」とある。

102 『柏村日記』明治26年2月4日条。「家令扶」なる記述からは宮家もありうるが、それはあまり考えられない。

103 『用達所日記』による。

書によると、先のように久右衛門は81年に6万5千円を返済してまもなく、再度毛利家から8万5千円余を借入しており、この「大坂本店拝借金八万五千三百三拾円」のうち2万円は助五郎が「引請」していたことが記されている¹⁰⁴。広岡東京店と大阪本店の関係、および両店と毛利家との関係は依然密接であった。

ともあれ、広岡家が明治前期に没落せず、近代を生き延びることを可能にしたのは、女傑浅子らの奮闘に止まらず、それに呼応した近世以来取引のあった毛利家など有力大名華族の支援があったからである。その背景には、むろん御用商人として大名家に尽くしてきたことがあった。1868年に広岡久右衛門正饒は、多額の債務を抱えていた長州藩のために、他の債権者と交渉して利子軽減などの再建案を取りまとめ、その功で敬親から黄金の茶碗を拝領したといわれる¹⁰⁵。

前田家が明治前期に救済した旧加賀藩御用商人木谷藤十郎ら「通達方」は、松方デフレにより北陸銀行が破綻して、完全に没落したわけではないものの、その後は顕著な発展はみせなかった。しかし大阪の広岡家や、尾張徳川家に債務減免をしてもらった名古屋の伊藤次郎左衛門家は、その後銀行業その他の事業により発展した。経済史研究では近代日本の経済発展における近世以来の商人の役割が従来から強調されている。しかしこのような事例をみると、大名貸を行っていた藩の御用商人たる近世有力商人が藩債処分によって没落の危機に瀕しつつも、なんとか危機を乗り越えて近代に継続して事業展開をみせたケースでは、藩債処分以降の有力大名華族による関与も大きな意義があったのではないか。三井ですら、官金抵当増額令のよる危機を乗り越えるのに、オリエンタル銀行だけではなく¹⁰⁶、毛利家による既存の融資も重要だったはずである。近世有力商人の近代における発展は、やはり幕末維新期の激動期において連続的なものではなかった。

さて、表2-7には琉球藩への貸金がある。同表の史料には「琉球」としか記していないが、『用達所日記』明治10年2月8日条に「琉球藩貸附弐万円并利息トモ、[家職の]竹下精一受取帰り候事」とあり、琉球藩への貸付であったことがわかる。これは、1872年に琉球藩が設置された際に、第一国立銀行から政府保証で貸付した一部のようなものである。利率が年1割と、他に比して高利であり、岩国吉川家も5万円貸付けている¹⁰⁷。

表2-7について補足すると、表2-2のように1876年11月に貸付金は65万円も存在したが、同表では45万円であり、したがって同表の貸付先は主なものにすぎない。このほかに比較的小口の貸金が多数存在した。76年について、『用達所日記』から判明する限り摘記したのが、表

104 『奉伺録』(明治17年)。

105 小前亮『広岡浅子』(星海社、2015年)108頁。この茶碗は、1881年に広岡家が借金のかたとして債権者に持っていかれないように、毛利家に「保護預ケ」としていた「黄金天目茶碗^(備)」であろう(『用達所日記』明治14年6月13日条)。現在は寧楽美術館所蔵。

106 石井寛治『近代日本金融史序説』(東京大学出版会、1999年)第2章。

107 前掲、桂『下連城と三須成懋』26頁。

表 2-8 毛利家貸付金の動向 (1876 年)

(円)

貸付先	日付	貸付	返済	残高	利子 受取	備 考
専崎弥五平	1月12日				226	神戸商人、七卿落ちや戊辰戦争の際、長州藩を支援した 新公債 5 万円担保
河村栄三郎	1月15日		15,000	15,000		
〃	2月 6日	15,000		30,000		東京の御用商人、1875 年に貸付
山岡吉右衛門	1月19日		11,500			
〃		15,000				深川平野町、不良債権化か 地所建物担保、地券書換 (抵当流れになっらしい)
福田善右衛門	1月20日			…		
〃	9月26日			…		旧長州藩士、のち司法大臣など、伯爵
木戸孝允	1月24日			10,000		
堀江善兵衛	1月31日		1,300			旧長州藩士、のち司法大臣など、伯爵
山田顕義	2月17日			1,200		
〃	12月 2日	1,000				この日抵当の地所を売却して返納 この日担保の公債を返して 4 万円受け取る
小池祥敬	4月 8日		…			
嶋有三	5月24日		40,000			芝日陰町
村田治兵衛	5月26日		1,600			
植木忠淳・山岡 吉右衛門	6月20日	4,510				両人とも御用商人、秩禄公債担保
〃	6月22日	5,490				6 月 20 日とあわせて 1 万円貸付
楫取素彦	7月15日		1,600			旧長州藩士、のち元老院議員など、吉田松陰の義弟、男爵
〃	9月22日	1,600				山口出身、のち大蔵省記録局権少書記官 家令柏村信の長男、陸軍将校のち実業家
関口兼民	7月24日		…			
深瀬真一	7月31日		20,600			萩出身、宮内省侍医局医員など、永田町地所が担保 担保の地券・公債書換 (抵当流れ・質流れになっらしい)
吉村正義	8月 3日	500				
柏村庸	8月10日	500				加島屋広岡家、新公債が担保 金貨と公債が担保
南部一政	9月 8日	1,000				
松崎某など	9月29日			…		抵当の地所につき、裁判所に勧解願 (調停願) を出している 旧安芸藩士、旧公債が担保
広岡吉次郎	11月 1日	7,000				
〃	12月 8日	3,000				七卿落ちの公家、5%半期の利子として 1 万 6 千円の貸付か 久保清太郎、旧長州藩士、のち官僚、公債担保
〃	12月29日		500			
折橋政嘉	11月30日			…		史料は、「鷹司殿」
後藤作左衛門	12月 4日			…		
東久世通禧	12月16日			(16,000)	400	
久保断三	〃	1,300				
鷹司輔照	12月27日		350			

(出所)『用達所日記』。

2-8 である。貸付先の数、抵当流れ地所などは、前田家よりはるかに多く、この傾向はかなり後まで続く (後述)。貸付先には、専崎弥五平・木戸孝允・山田顕義・^{かとり}楫取素彦・^{みちとみ}東久世通禧など、旧家臣や公家・商人で、倒幕・新政府樹立の功労者ないし長州出身の政府高官が多く含まれ、毛利家ならではの特徵であり、この特徴も後まで続く。むろん利殖目的の貸付ではなく、恩恵としての貸付である。表示していないが、翌 77 年には、有地品之允 (旧長州藩士、戊辰戦争に参加、のち海軍中將) や木戸正二郎 (木戸孝允の養嗣子) の名もみえる。前記のように、毛利家は藩政期からの資産継承では政府から便宜を図ってもらったかもしれないが、長州系政府高官らへも便宜を供与し、後述のようにそれは後にもっと本格化する。しかしそれとは別に、東京の御用商人などに貸付して、焦げついたものも目立つ。これは慎重な前田家では考えにくいことである。要するに幕末以来毛利家は、前田家との比較では、リスク許容度が大きいだけでなく、リスク管理がやや甘いのではないかという印象を持つ。

さらに家職への貸金も行われ、その規則も設けられた。低利であり、かつ彼らに資産を持たせるためのものまであった。「御付中へ御救助御貸金」(75 年 3 月) には家令・家扶・家従らへの

貸金案があるが、たとえば家令へは210円、利率は年2%であった。同じ時期の「御付中へ御貸金規則」をみると、一応担保をとることになっていたが、担保が差出せない場合も「別段御当用金ノ内ニテ御恩借之法方ニ設置ルニ付、右ニ照準シテ借用被仰付候事」と、やむを得ない時は貸付するという。そして「御付中へ御貸金規則増補」(75年9月)に記されている規定は、通常の貸金と違い、「永久ノ目的相立度タメ、地所公債証書其他等、譲請度、追テ名前書換ノ上、其品抵当ニ可差出ニ付、拜借金相願候節ハ、抵当物相当金壹万五千円迄ハ御貸金可被仰付」と、家職が自分の資産を持ちたいために、地所・公債を買い入れる際に1万5千円までは貸し出すというものであった。家職優遇政策が顕著である。家職のみならず、1878年には家政相談人に対する貸金規則を設けている(「御相談人御由緒并御附貸金定則」)。ついでに言えば、79年には「金禄公債証書ヲ以テ借金ヲ請願スル者、年賦且納方法」が定められているが、これは山口県士族で東京府寄留者への特別の貸金規則であった¹⁰⁸。要するに毛利家は、家職や家政相談人、その他の旧臣らを種々支援するという、彼らの間の公共的な金融センターともいべき組織になっていた。

明治期の前田家では、家職や女中、さらにのちの評議人らへの退職慰労金や死亡弔慰金などは早くから制度化されていたが、このような家職らへの貸金慣行はない。武士団とは、もともと発生過程から共同体的性格の強い組織であったが¹⁰⁹、毛利家は、少なくとも幕末以来御家は藩全体のもの、明治になっても、旧臣・旧領を中心とした公共的組織、という感覚が顕著だった。幕末期長州藩の意思決定における主流派家臣らの発言権の強さとも関係しているであろう。しかしこれほどまでの長州藩や毛利家のあり方はおそらくやや特殊であり、どちらかといえば前田家の方がよりふつうのあり方だったように思われる。

(ii) 横浜水道会社への出資

表2-7には、76年から横浜水道会社への出資金5万円がある。横浜の近代水道については、日本最初の近代水道とされる1887年通水の、現在にいたる水道が誕生とされており、それ以前に試みられた木樋水道(横浜水道会社)については、失敗に帰したこともあって、あまり顧みられることはなかった。そもそも『横浜市史』(1958~82年刊)は、この木樋水道にまったくふれていない。いわんや毛利家が出資金全体の4割強を占める突出した筆頭出資者であったことはもちろん、この水道事業に出資していたことも、これまでどの文献・研究にも記されていない。ただし、『横浜市史稿』政治編3(1932年)第10章第1節第1項「横浜水道」と、『横浜水道百年の歩み』(横浜市水道局、1987年)がこの事業の一応の経緯を記している¹¹⁰。ここでは、これら

108 以上、いずれも、前掲『職制事務章程』(明治14年)所収。

109 尾藤正英『江戸時代とはなにか』(岩波書店、2006年)203-204頁[原書は1992年刊]。

110 近刊の『横浜水道130年史』(横浜市水道局、2020年)の第1章は、1887年通水の「近代水道の創設」から始まり、それ以前については『横浜水道百年の歩み』の要約である。『横浜開港資料館紀要』2号(1984年)、3号(1985年)にも、横浜水道関係の論稿が掲載されているが、失敗に終わった横浜水道会社には、まったくふれられていない。横浜水道にも言及している松本洋幸『近代水道の政治史』(吉田書店、2020年)も同様である。

の文献と毛利家側の史料をもとに、同家が、何の縁もゆかりもなさそうな横浜の水道事業にいかなる経緯で出資したのか、そしてその結末はいかなるものだったか、主に出資側の視点からこれらの問題を解明しよう。

まず1871年3月から、多摩川から取水する木樋水道の建設が始まった。同年、最初に、神奈川県の出願に際して、横浜商人らが水道会社設立を願った時に、すでに大倉喜八郎は発起人10名の代表者として名を連ねていた。喜八郎は明治初期横浜に貿易のための店を持っていた。この出願時には、水道事業はいずれ会社組織にするが、その細部は完成までに決めることとしていた¹¹¹。その後まもなくであろう、茂木惣兵衛、原善三郎、金子平兵衛、鈴木保兵衛、田中平八ら、著名な横浜生糸売込商らが新たに加わり、18名が出資して会社設立の出願をした¹¹²。しかし建設は難航し、費用も嵩んだため、毛利家が出資することになったようである。同家が横浜水道会社に出資したのは、73年7月である。『用達所日記』明治6年7月9日条に、「横浜水道会社江御加入相成、金五万両、同所町人原善三郎江相渡候事」とあり、原善三郎に5万両を渡している。そのうえで翌8月に、出資者29名、出資額計11万4,625円によって水道会社設立の認可申請が神奈川県を経て大蔵省に提出され、同年11月に許可された¹¹³。つまり毛利家の出資が行われたことにより、会社の認可申請が行われた。ここで毛利家が最大の出資者となる。表2-9ははや後年の81年の出資者一覧であり、73年8月の出資者と若干入れ替わりがあるが、出資者数や出資総額は変わらない。

73年に会社設立申請を行った頃、大蔵卿は大久保利通であり、内務卿はまだいない。外務卿は旧佐賀藩士副島種臣であり、神奈川県権令は旧土佐藩士大江卓であった。したがって、これらの政府高官が毛利家に出資の要請を行ったわけではなさそうである。また毛利家家政にその後長く関わった井上馨は、同年5月に尾去沢鉦山事件で大蔵大輔を辞任して野に下ったから、井上が毛利家にこの出資を勧誘したとも考えにくい。

じつは、この水道事業には、大蔵省が18万円の貸下金を支出していた。しかし毛利家がこの貸下金を条件に出資したという事実はないし、大蔵省も毛利家の5万円出資を条件に貸下げを認めたとすることもない。貸下げ申請は毛利家出資の翌74年であった。すなわち、予想を上回る工事費に苦しんで、74年2月に内務省に17万円の無利子貸下げを要請し、翌3月には大蔵省へ18万円の借入申請をした。大蔵省では貸付について反対論も強かったが、神奈川県による再三の陳情もあり、また開港場の水道建設が頓挫すると、市民のみならず外国人に対しても問題を生じることにもなり、前年10月に大蔵卿に就任していた大隈重信がわざわざ横浜まで来て実地調

111 前掲『横浜水道百年の歩み』20-21頁。

112 前掲『横浜市史稿』政治編3、所収の「横浜水道事業経歴ノ大概」501-503頁。また、高橋淡水『天下の糸平』（日東堂、1917年）166頁および『世外井上公伝』第4巻、197頁によれば、最初に同社社長ないし頭取になったのは田中平八だったとされている。

113 前注および前々注と同じ。

表 2-9 横浜水道会社の出資者 (1880年9月頃)

出資者	住地	出資額 (円)	備 考
柏村数馬	東京	50,000	柏村信, 毛利家家令
田中平八	〃	7,500	実業家, 「天下の糸平」, 2千円は元田中和吉分, 500円は元高橋重兵衛分
茂木惣兵衛	横浜	5,000	生糸売込商
原善三郎	〃	〃	〃
鈴木保兵衛	〃	〃	〃
第二国立銀行	〃	〃	元, 金子平兵衛 (生糸売込商) 分
中村惣兵衛	〃	2,500	綿糸布商, 当初5千円出資
平沼専造	〃	2,000	綿糸商・実業家, 元, 中村惣兵衛分
大倉喜八郎	東京	〃	〃
三浦金吉郎	〃	〃	〃
石川徳右衛門	横浜	〃	数百年続く横浜の旧家, パリーを応接したことで知られる
中山沖右衛門	〃	〃	近世期は名主
堀江新兵衛	〃	〃	〃
原木政蔵	〃	〃	〃
萩原半蔵	多摩郡	〃	地主・生糸商, 萩原彦七らと萩原製糸場 (後の片倉組八王子製糸所) を設立
荻谷三右衛門	東京	〃	〃
上野七右衛門	〃	〃	〃
大河内従五位	〃	〃	大河内正質, 最後の大多喜藩主, 理研コンツェルン総帥・大河内正敏の実父
木村静幽	〃	〃	実業家, 大倉組理事
中村文次郎	横浜	〃	元, 鈴木忠兵衛分
中屋佐七	東京	〃	〃
小計(21人)		108,000	
総計(29人)		114,625	

(出所)「元水道会社資本金者氏名表」(「演達書」『横浜水道出金一件控』9諸省/649)

注: この史料は, 1881年2月神奈川県野村靖の演達によるもの。

査をした上で, 6月に神奈川県への貸下げが決められた¹¹⁴。つまり毛利家が出資をしていたから政府が貸下金を出したということでもない。

そうだとすると, 同家にこの出資話を持ってきたのは, 大倉喜八郎ではないかと思われる。上記のように喜八郎はこの水道事業のリーダーシップをとっていたし, 彼は戊辰戦争の際に官軍御用達になっていたから, 長州藩の有力者とはみな知り合いだったのである。実際, 1886年と推定される喜八郎から家令柏村への書状(3月10日付)をみると, 神奈川県庁にとって喜八郎が毛利家の窓口になっている。

過日横浜江差出候旧水道会社一条ニ付, 此程, 沖県令方面談致度ニ付, 出行之様申参リニ付, 出港仕候処, 該件ニ付, 必払応候処ニ相運ニ付, 可申候得共, 種々面倒之事情も御座候間, ……明暮迄ニハ必運候ニ付, 可申旨, 内意ニ御座候, 尤右之次第柄, 貴主屋へ詳ニ御意通申上候様, 伝言ニ御座候

水道会社の件で喜八郎と面談した沖守固神奈川県令は, (出資金は)必ず払戻すようにする, 面倒な事情もあるため明年暮れまで待ってくれ, その点を毛利家に伝言してくれと話している¹¹⁵。

114 前掲『横浜水道百年の歩み』31-35頁。

115 『横浜水道出金一件控』(9諸省/649)所収。後述のように, 1886年2月に大蔵省が貸下金の返済免除を決めていることから, 同年の書状と推定した。沖守固は, 1881年11月~89年12月の間, 神奈川県令・県知事, 元鳥取藩士。

喜八郎の毛利家への働きかけの理由は、資金難の上に、県が背後にいる公共的な性格を有する安全な投資であり、利益を生む可能性が大であるというものだったと思われる¹¹⁶。

さて、74年6月に18万円の貸下げが決定すると、事業は神奈川県に引き継がれ、会社は一応解散することになった。ただし出資者は水道が利益を上げるまで出資金の償還請求はせず、利益が上がるようになった時点で、大蔵省の貸下金と同様に分配償還することとした¹¹⁷。しかし事業が神奈川県に移っても、東京における江戸時代以来の木樋水道の料金改変問題がからみ、また不況にも突入して、政府は水道料金徴収の認可をなかなか行えなかった。結局、1877年から井戸の閉鎖を解除し無料で開放することとなった。とはいえ長い間の閉鎖により、大改修の必要が生じ、県は11万円を費やして改修工事を行い、79年から再び料金徴収を始め、ようやく水道経営になっていった。しかし渇水期の問題や、応急工事のための追加の修理が多く、木樋水道の利用者も水売り業者に頼らざるをえず、かつ水売り業者も不足していた。こうしてパーマーの報告書に基づいて、相模川から取水する本格的な近代水道の建設が開始されることになる。

それにやや先立ち、1881年2月に野村靖県令が出資者らに対して、将来この事業を負担し運営する気があるのか、そうでなければ横浜区全体の公共事業とすべきかとの諮問があり、出資者らが株主集会を開いて回答した史料が残っている¹¹⁸。

第壹

御諮問ノ両途ハ横浜市街之共有物ト為サンヲ望タリ

第貳

若シ、区会即チ共有者ニ於テ買取セント望マレタルトキハ、旧公債ノ価格ヲ以、之レニ応スヘキ事

第三

亦、区会ニ於テ買取スルヲ欲セサルトキハ、元来不充分ナカラモ、此大業ヲ起シタル^{マツ}効勞モアレハ、株金ニ対シ何程カノ利益ヲ割渡サレンヲ望ムナリ

「第壹」は、水道事業は横浜区に引き取ってほしいという意向の表明である。営利目的の会社組織としては採算があわないという認識であろう。「第貳」は、出資者から買取する場合は旧公債（無利息、50年賦）の価格で買い取ってほしいというものである。要するに、81年時点で多大の

116 横浜水道に出資した73年頃も、毛利家は他にも積極的な投資活動を試みている。『用達所日記』によれば、同年9月17日には、「金七千両質物取置、横浜大田源右衛門御貸渡被仰付候」とある。この「大田源右衛門」は、幕末に「太田屋新田」を開発し、太田町（現、横浜市中区）なる地名を残した名主太田源左衛門であろう。ただし太田は水道会社の出資者ではなく、この貸金は水道事業とは関係ないらしいし、「大田」側の「不束」により毛利家はこの貸金は中止している。おそらく源左衛門が関わる公共事業のためだったのであろう。さらにこの頃、毛利家は広岡久右衛門を通じて第三国立銀行への1万円出資を決めている（9月4日、9月27日条）。しかしこれも開業に至らなかった。

117 以下、前掲『横浜市史稿』政治編3、507頁、前掲『横浜水道百年の歩み』31-45頁。

118 『横浜水道出金一件控』所収。

損失を被っているものの、50年という長期にわたってようやく元がとれる事業であるという点から、水道会社の出資と同じ時期に発行された旧公債価格が、水道会社出資の現在価値であるという認識であろう。現時点では採算があわないが、いずれ元は取れるという希望的観測を表明している。「第三」も、横浜区が買取しない場合は、利益が得られるかわからないのに公共のために起こした功績に対して、株金に対してなんらかの償いをよこせというものである。当然ながら、出資者らは自分らの都合のよいように回答している。

そして1885年、新式水道の工事が進んでいくと、木樋水道の処分問題が浮上し、神奈川県は同年8月に貸下金18万円の返済免除を大蔵省に申請し、翌年2月に同省は免除を決定した。そして88年4月、施設の売却の上で、株主の出資額に応じて配当し、清算を完了した¹¹⁹。

水道会社には、鳥羽・伏見の戦いで幕府軍の指揮者を務めて敗北した、最後の大多喜藩主大河内正質^{まさただ}も出資していたが、1888年3月27日付の大河内正質ら宛の大倉喜八郎・柏村信書状控には¹²⁰、次のように、神奈川県庁による「旧水道処分」案を伝えて、賛成してくれるように依頼している。この点から、大河内へ出資を誘ったのも、喜八郎や柏村に違いない。

拝啓、陳ハ、昨二十六日、旧水道処分ニ付、神奈川県庁ヨリ召喚ニ付、出頭候処、該水道工事ニ付、先年大蔵省ヨリ御貸下金ハ棄捐セラレ候ニ付、旧株主出金額ノ五分ノ一ニ当ル金額御下付之上、旧水道悉皆引渡之事ニ同意致候ハ、其筋^筋可申置、若シ不同意ナラハ払込金抛棄之外、別段処分無之ト、県知事ヨリ御懇諭ニ付、今日ニ至リ充分ノ請願スルモ到底御採用不被為儀ト愚考シ、拙者トモ御請申上候間、御勘考被下、幸ヒニ御賛成ニ預リ候得ハ、致大慶候、此段及御照会候也

明治二十一年三月廿七日

柏村 信
大倉喜八郎

大河内正質様
木村 静幽様
上野七左衛門様
荻谷三右衛門様

追テ御同意ニ候ハ、別紙正副請書ヘ其記名御調印ヲ相願候也

要するに県庁としては、大蔵省からの貸下金は棄捐してもらおう代わりに、出資の5分の1だけ払い戻すという案である。不同意ならば、出資金全部を抛棄のほかなしというものだから、やむを得ず同意せざるをえないので、大河内らにも同意してもらえるとありがたいとある。結局この通りになって、毛利家は5万円出資のうち1万円のみ払い戻され、4万円の損失が確定した。

119 前掲『横浜水道百年の歩み』94頁。

120 『横浜水道出金一件控』所収。

総じて、この水道事業への出資に、県令・権令や政府高官から直接毛利家に依頼があったとは考えにくい。また毛利家が高額の出資をしていたから、政府がこの会社の運営に便宜を図ったことも窺えない。それどころか、会社運営の要となる水道料金徴収を政府はなかなか認めようとしなかった。そして神奈川県は、出資者になるべく損をさせたくなかったようであるが、大蔵省は、事業が大きな損失を出しているのに、同省からの貸下金 18 万円を全額返済免除にさせておいて、出資者に責任を取らせないのは不公正であるという点から、県に出資の多くを放棄させよと迫ったにちがいない。5 分の 1 しか返却できなかったのではなく、5 分の 1 を返却しても残金はまだあるのに、他に使っているのである¹²¹。

また毛利家や横浜有力商人らの投資は、一見いわゆる「名望家的投資」のようにみえるが、これは当初は県を後ろ盾にした安全かつ利益の上がる投資とみなして出資したはずである。出資者たちは、多大な経費が必至とみるや政府に多額の貸下金を要請したし、かつ事業が結果として失敗すると、その返済免除を実現させた。さらに、74 年 6 月に大蔵省からの貸下げが決定した際や、81 年 2 月の県令の諮問に対する答申にみられるように、利益が容易に上がらないとみるや、たちまち事業を県や区に丸投げしようとし、かつ執拗に出資金の回収をめざした。大倉喜八郎と柏村信から出資勧誘を受けたであろう大河内正質も、安全かつ有利な投資とみなしたから出資したはずである。わずか 2 万石の大多喜藩旧藩主大河内正質の家政運営は、この頃決して楽なものではなかった。1875 年 6 月の旧家臣井上義行から正質宛の大河内家財政に関する書状によると、この頃同家は家禄 4 千円のほか、陸軍少佐であった正質の官給などを含めて、歳入は計 6 千円余とされ、他方 3,500 円余の借財を抱えていた¹²²。彼の 2 千円の投資は、いわばなけなしの資金を叩いて支出したものであり、決して低収益予想の「名望家的投資」ではありえなかった。

毛利家の積極的な投資方針のもとに行った多額の横浜水道事業投資は、当初時点において決して非合理的なものではなかったかもしれないが、石橋を叩いて渡る前田家であれば、誘いがあってもこの事業に投資したとは思えない。

(3) 収支

まず、当用金収支と要用品収支の関係を説明する。表 2-10 は要用品の収支、表 2-11 は当用金の項目別支出額を示した。すでに若干説明したが、金禄公債が交付される 1877 年以前は、基本的な収入は毎年の家禄賞典禄であり、それはまず当用金（本勘ともある）に入る。そして当用金の余剰資金は要用品に移管され、当用金を原資とした投資は原則として行わない（77 年以降は第十五国立銀行株を保有し、前記のように山口用達所当用金にも若干の有価証券等を所有す

121 前掲『横浜水道百年の歩み』94 頁。残金は用水路線の各村に水路改修費として交付した。

122 神奈川大学日本経済史研究資料室編『上総国大多喜 大河内家文書』（1986 年）136、151 頁（目録番号 4、24 の史料。24「借財高覚」の年次は 4 の史料から 1875 年と推定）。同家文書は、現在、神奈川大学大学院経済学研究科経済史資料室寄託。

表 2-10 要資金の収支 (1871-77年) (円)

項目	1871~73年	1874年	1875年	1876年	1877年
収入					
前年ヨリ越高	390,055	569,933	787,213	980,848	1,059,021
当用金ヨリ加入	142,110	145,000	122,800	30,111	—
山口県下貸付金利子	3,687	1,643	—	—	—
山口用達所ヨリ送付	10,015	—	—	—	—
旧公債付譲	—	30,384	—	—	—
秩禄公債買入	—	—	99,950	200	—
貸付金公債利子	22,791	40,253	56,419	48,025	51,530
その他	1,276	—	94	—	—
計	569,933	787,213	1,066,476	1,059,184	1,110,551
支出					
当用金へ渡高	—	—	—	—	42,000
その他	—	—	85,628	163	487
計	—	—	85,628	163	42,487
収支差引	569,933	787,213	980,848	1,059,021	1,068,064

(出所)『御要資金 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』。

注: 1) 1875年支出の「その他」は、秩禄公債買入代など。

2) 収入の「貸付金公債利子」は、75年まで「貸付金利子」のみ、76年から公債利子加わる。

表 2-11 当用金の項目別支出額 (1873-75年度) (円)

年度	殿様御用度	経費金	臨時御入費	華族会館保続金	小計	御要金加入	総計
1873(明治6年)	1,177	21,476	17,057	555	(40,265)	32,123	(72,388)
74(7年)	1,328	22,752	26,814	3,254	(54,148)	260,025	(314,172)
75(8年)	1,371	30,356	16,541	5,250	(53,518)	52,800	(106,318)
計	3,876	74,584	60,411	9,060	(147,931)	344,948	(492,878)

(出所)『毛利家会計其他摘要録』所収、無表題史料。

注: 年度は、10月~翌年9月。「小計」「総計」は筆者の算出。

る), というしくみであった(前掲図1)。当主元徳の名で策定された前出の「金銭取捌規則」(明治6年1月)には¹²³, まず「一、本勘金銭ハ家禄御賞典米売払代金ニ限ルヘシ」, 「一、本勘ニ於テ余計ノ金銭ハ払切ニシテ要資金ニ加入スヘシ、本勘ニテ別段貸与等、禁止タルヘシ」とある。そして当用金が不足の場合は要資金から無利子で借入するが「速ニ返済」することとなっていた。もし「時勢ノ変遷ニヨリ」家禄賞典禄が廃止された場合は、「預金ノ利足ヲ以テ本勘金銭ト定メ」, 元本の取崩しは厳禁とある。実際にも家禄賞典禄が廃止され、金禄公債が交付されると、それにより得た第十五国立銀行株6,425株が当用金の「元本」となり、経常費・臨時費は同株配当金で賄うことになったわけである(後掲図2)。

ここで注目すべき点は、この規則の末尾に、「右之通、金銭取捌規則設タル上ハ、上下同権ニテ……必ス衆議ヲ尽シ、公論一決ノ上、取計フヘキ者ナリ」とある。当主の恣意を防ぐためのものであるが、規則の前には当主も家職らも「同権」であり、家政運営は「公論」で一決するとい

123 末尾に「御名御印」とあり、元徳名で定められている。前注85参照。

う。これはむろん家令柏村らが原案を作成して当主元徳の承認を得たものであろうが、「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ」などとある「五箇条の御誓文」の影響が窺われるようである。また、幕末期長州藩の重要議案決定の際に、藩主と家臣が「上下同権」だったとまではいえないであろうが、この規則にある当主と家職ら（および外部の家政相談人）の関係は、御前会議で衆議一決する長州藩の意思決定のあり方を反映しているようにも思われる。そしてこのような長州藩ないし毛利家の意思決定のあり方と言明は、天皇の専制を否定する近代日本の立憲君主制を生み出す一土壌だったといってもさしつかえなかろう。もっとも、(多くの場合の朝廷、幕府や諸藩と同様に)加賀藩も決して君主専制とはいえなかったし、明治期の前田家も、家憲を制定し評議会を設けて当主の恣意を制約するしくみを作ったのであるが、ここまで直截に家政運営に際して「上下同権」とか「衆議ヲ尽シ、公論一決」などとはいわなかった。毛利家の場合、何事にも気合が入り、理念・思想が前面に出てくる点が幕末以来の特徴であった。

それはさておき、このルールに基づき、表2-10のように、要用品に家禄賞典禄が直接入った記録は、(71~73年の「山口用達所ヨリ送付」1万円は別として)存在せず¹²⁴、他方、当用品から要用品への「加入」は多い。ただし表2-10の、71~73年の「前年ヨリ越高」39万円は、史料に、内訳が古金6万7,791両(31万55円)と藩札引換代金8万円とあり、古金は三井組で現金に換えたとある(「於三井組ニ、引換代り金高」)。これは藩政期からの継承資産であろう(藩札引換代金8万円は、前記の小野組への貸金になったものと思われる)。要するに、藩政期から継承した30万両(=70万円)は、要用品へ39万円、当用品へ31万円と分けたはずである。そうでなければ、75年頃までの当用品から要用品への移管分が多すぎる。当初は、山口で給付された家禄の多くは東京に送金されると当用品に繰入れ、それと当用品へ組み込まれた藩政期からの継承資産から経常費・臨時費を支出し、余剰資金を76年まで順次要用品に繰替えたわけである。そして当用品から要用品への移管は、77年以降はまれにしかみられなくなり、1890年の当用品は77年に交付された金禄公債によって当用品に組み入れた第十五国立銀行株64万円余のほかは現金1万円余のみであった(表2-1および後掲表3-10)。したがって、76年に3万円を要用品に組み入れた直後の当用品の残額はかなり少なかったはずである。表2-11の74年度に要用品への「加入」が26万円と突出して多いのは、表2-7にある「記名公債」10万円と秩禄公債9万9千円を購入するためだった¹²⁵。「記名公債」とは金札引換公債であり、『諸願伺届扣』(明治4年~8年)によれば、74年10月12日に「記名公債」10万円を購入しており、秩禄公債購入は75年に

124 71~73年の「山口用達所ヨリ送付」も、同所当用品からとも考えられる。なお表2-10は、実際の資金の出入ではなく、たとえば貸金の出入は含まず、損益と交じっている。

125 この表2-11の74年度「御要用御加入」26万円は、表2-10の74年「当用品ヨリ加入」14万円と大きく異なるが、前者の年次は年度であり、後者は暦年だから、両表の数値の食い違いは、1万5千円程度となる(表2-10の「当用品ヨリ加入」が過少)。この1万5千円の差が生じる理由は不明である。

購入した(表2-10)。

次に、当該期の毛利家の当用金・要用金をあわせた収支全体の特徴を、前田家との比較で説明しよう。表2-12によって1876年の毛利家当用金収支予算をみると、支出には、経常費たる「常費」などのほか、旧藩士等への賞典分与が大きな比重を占めている。表2-11には賞典分与支出が記されていないが、同表の史料に記載されていないだけであり、賞典分与は当用金から支出された。それは(分与分を含んだ)賞典禄が当用金に入るから、当然のことである。結局、当用金からは、日常生計費・賞典分与関係費・寄付金・家禄税・その他の臨時費が支出されることになっていた。この表2-12を、同じ76年の前田家予算(表2-13)と比較すると、収入は両家とも家禄賞典禄のみであり、毛利家のそれは22万2千円、前田家は23万8千円であり、後者が若干多いとはいえ大した差はない。家禄税はこれも前田家の方がやや多いとはいえいずれも8万円程度であり、大差はない。前田家の経常費「年中御用途」7万円には寄付金も含まれ、毛利の該当支出予算を合わせると7万円前後になるから、これも大差はない。異なるのは、毛利家の賞典分与関係費が7万6千円であるのに対して、前田家のそれはわずか285円である点である。この差を最大の要因として、毛利家は差引1万4千円の赤字、前田家は4万5千円の黒字が想定されている。やはり毛利家にとって賞典分与の負担はきわめて大きかった。戦争とは、負ければ大変であるが、派手に戦って、勝てば勝ったで、論功行賞や戦死・戦傷者に対する手当で大変な出費を強いられるのである。明治維新は世界の近代諸革命の中で犠牲者数がかなり少なかったことがよく指摘されるが¹²⁶、それまでの日本史上における戦いの中では、上位の死者数だったことはまちがいない。戊辰戦争の勝者でこれほど多大な旧藩士やその遺族らへの出費を強いられた大名華族は、毛利家以外にない。

もっとも以上は予算額であり、毛利家の実際の賞典分与支出額は7万円もなく、当用金の収支には若干の余剰があった可能性はある。さらに家禄税が課されるのは、74年分つまり75年の家禄賞典禄交付分からだから、それ以前の余剰はもっと多かった。しかしやはり毛利家の収支余剰は前田家ほど多いものではなかったことにまちがいない。

ここで毛利家が、藩政期からの継承資産は別として、76年までの家禄賞典禄から諸経費を差し引いた余剰がどの程度あったかを推定してみよう。前田家は、藩政期からの継承資産は数万両にすぎないと推定され、しかもその多くは古金銀として、他の金融資産とは区別していた。さらに前記のように前田家は毛利家に比して資産に占める現金比率が高く、76年の貸金残高は毛利家の半分であり、その大半は御用商人「通達方」への救済的なものであったから、貸金利子収入は毛利家より大幅に少なかったはずである。したがって、1876年における金融資産90万円の大半は、家禄賞典禄収入から経常費を差し引いた余剰から形成されたはずである¹²⁷。これに対し

126 三谷博『日本史のなかの「普遍」—比較から考える「明治維新」—』(東京大学出版会, 2020年)10頁など。

127 前掲, 拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」78頁などを参照。

表 2-12 当用金収支予算 (1876 年)

項 目	金額(円)	備 考
収入		
御家禄金	107,379	2 万 3,276 石
永世御賞典金	115,333	2 万 5,000 石
計	222,712	4 万 8,276 石
支出		
禄税	77,273	1 万 6,750 石
[華族]会館費用臨時歩合引当	4,890	
[華族]会館保続金	1,956	
御常費引当	36,000	
在県同断	10,000	山口用達所などの経費
有栖川殿江御助成金	2,000	
御常費ノ外臨時引当	12,000	
為[医]学校費	4,613	「山口県庁々御出分」
授産資本金トシテ	11,533	「年々米式千五百石山口県庁江御差出分」
御賞典御分与トシテ	1,153	旧清末藩主家・毛利元忠への分与 250 石
山口県土民江御賞典分与米	75,335	1 万 6,330 石
計	236,754	
差引不足	14,043	

(出所)『毛利家会計其他摘要録』所収、無表題史料。

注：史料に、明治9年1月概算とある。当用金予算とは、内容から判断した。

表 2-13 前田家の年予算 (1876 年)

項 目	金額(円)	備 考
収入		
御家禄賞典録金額	238,815	「但、永世御分与ノ分引去御渡ノ全額」
支出		
税金額	84,844	家禄税
御賞典禄ノ内終身御分与金高	285	「但、八年分ノ金額ナリ」
[華族]会館保続金	6,147	「但、御家禄御賞典合併高二五分ノ一」
鉄道御出金	16,857	華族組合による新橋 - 横浜間の官鉄払下げ
忍岡小学校御出金	300	東京本郷の前田邸付近
根岸御邸へ被進金	14,592	「但、御家禄高十分ノ一」
年中御用途	70,000	「七万円斗 但、金沢御用弁方共」
残	45,787	

(出所)前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」76 頁、表 5-1。

て、毛利家はどうか。

表 2-10 の当用金から要入金への移管分は計 44 万円である。近世からの継承資産の当用金への分配額を前記のように 31 万円とすると、少なくとも 13 万円は家禄賞典禄から当用金支出を引いた余剰となる。76 年末の当用金残高はゼロではないはずだから、この余剰はもう少し多くなるはずであり、20 万円程度はあっただろう。

別の視点から推計すると、仮に 1876 年に、要入金 104 万円 (表 2-1) と当用金若干分を合わせて毛利家資産計 110 万円とすると、そこから藩政期からの継承分 70 万円を引いた 40 万円が、当用金の年々の収支余剰計と要入金の利子収入となる。76 年までの要入金利子収入は計 17 万円だから (表 2-10)、当用金年々の収支余剰は計 23 万円となる。上記の推計とだいたい一致す

る。これに対して、前田家の同じ余剰計は80万円弱程度かと思われる。かなりラフな推計ではあるが、両家間でこのような収支余剰の差があったことはまちがいない、その差の主要因はもはやいうまでもない。

結局まとめると、前田家は巨額の家禄賞典禄から経常費を引いた余剰をほぼ積み上げていっただけであったのに対して、毛利家は藩政期から70万円もの資産を継承したうえ、前田家よりも少ないとはいえさほど遜色ない家禄賞典禄を受け取り、さらに積極的に貸付・公債に投資を行い、資産運用益もそれなりに上げていった。ただし前田家とは異なって、多大な賞典分与という負担があった。しかしそれでも76年時点で前田家のある程度上回る資産を形成していた、というわけである。

ここに両家の、少なくとも幕末期以来の政治・軍事行動との類似性と反映が容易にみてとれる。前田家は藩祖利家以来のポリシーに基づいて、リスクを回避しつつ慎重な保守的姿勢の行動を貫き、幕末期も倒幕直前まで徳川方に加担し、その結果、新政府において旧家臣らが重きをなすことが出来なかった。このような同家の伝統的な慎重姿勢が、明治初期の同家の経済行動にも明白にみられる。これに対して毛利家は、幕末期に御家の存亡をかけて、尊王攘夷・倒幕運動を積極果敢に華々しく展開し、ついに天下の覇者となった。しかしリスクをかけた行動には当然失敗も伴ったし、覇者となったのには家臣らの多大な貢献・犠牲があり（犠牲とは、戦闘における死傷者はもとより、安政の大獄による吉田松陰の刑死、開国論を主張した長井雅楽の切腹、第一次長州征討の責任をとった家老・参謀らの切腹・斬首、同時期の江戸藩邸詰藩士らの犠牲、明治初年にまでわたる暗殺など）、当然ながらそれらに報いなければならず、やがて多額かつ長期にわたる賞典分与が必然化したのである。そして明治期になっても、同家は「利倍増殖」をモットーとしてアグレッシブに積極投資を行い、かつ失敗も少なくなかった点は、明らかに幕末期の同家の体質を継承している。それはむしろ、同家の資産運用には、幕末以来の旧藩士らが家職および相談人などとして大きな影響力を持ち、かつ当主もそのような姿勢を容認したからであり、したがって井上馨や柏村信といった特定人物の影響によるもののみでは決してなかった。

なお、前田家の現金比率が高いことは、たんに臆病なだけで、非合理かつ非効率な資産運用とみる向きもあるかもしれない。しかしそれは安定的な金融システムが形成されている場合についてである。明治一桁代のように信頼しうる金融機関や確実な貸付先などが乏しい場合は、前田家の資産選択・ポートフォリオは合理的だったし、非効率とはいえなかった。実際、同家も金融システムがかなり安定した明治後期には、現金比率は著しく低くなっていく。その意味では毛利家の方が、（幕末期同様に）リスク管理が甘いともいえよう。いずれにせよ、両家のこうした相違は、この後もずっと続いた。

3. 明治前期の資産と収支(2) —1877~90年—

(1) 資産の推移と蓄積過程

この時期の会計制度は前期と同様に当用金と要用金であるが、1879年に要用金を第一類と第二類別途金に分けた(図2)。第二類別途金を設けた理由は、79年末の第二類への分与財産内容から明らかである。それは、実質破綻した横浜水道会社出資金5万円、三谷三九郎滞貸金1万4千円、質流地家屋元高9万9千円などと、不良債権ないしは償却・売却される資産であった(表2-1の史料)。第二類には金貨10万6千円もあり、それは、金貨の退蔵は利益を生まないからである。また共栄社(山口県徳山の汽船会社)への貸金や株は、それぞれ「低利二付」「利益未定二付」、第二類に組み入れたとあるし、旧公債5万6千円余や無利子貸付金も第二類に入れている。結局、第二類を設定したのは、利益を生まない、ないし生む見込みがあまりない資産を別枠にしたということである¹²⁸。慎重な投資姿勢を持続させる前田家では、このような会計は設けていないし、設ける必要もなかった。

次に、要用金第一類には87年から借入金が見えており(表3-1)、それまでこのような多額の負債はなかったとみられる。これを契機として87年から第一類の純資産として「資本金」を設定した。『立案録』には、86年8月に「西洋簿記式ヲ用ユル事」の記述があり、付箋に「大賛成」とある。要するにここから複式簿記化したわけである。これに対して前田家の複式簿記化がいつかは、明治前期の会計史料が乏しいこともあって、はっきりしない。現在残されている同家の1886年度『原簿』は、その後の『原簿』と同様に、たんに科目ごとの収入・支出と残高を記載した単式簿記である。しかし93年度から『歳計決算書類』が存在し、それには貸借対照表にあたる簡単な「資本財産対照表」や「総勘定試算表」が作成されており、明らかに複式簿記となっている。前田家家職らはこの頃まで複式簿記を知らなかったのではなく、逆にかなり早くからその知識を有していた。たとえば明治一桁代に同家家扶だった小幡和平は、同家から委任されて金沢第十二国立銀行(1877年設立)の初代頭取を務め、それ以前の74年に銀行経営について研究して、「国立銀行ノ利害」なる書を遺している¹²⁹。しかし前田家の複式簿記化は、「歳計決算書」を作成し始めた93年度からではないかと思われる。複式簿記化が毛利家よりやや遅れた理由として、当時の前田家には毛利家のような多額の借入金や預り金はほとんどなく、その後も借入してもすぐに返済することが多かったため、資産がほとんどそのまま純資産となり、複式簿記化する必要があまりなかったことがあげられる(同家で年度末に借入金残が初めて発生したのは94年度末である)。毛利家も87年に初めて多額の借入を行ったため、純資産算出の必要に迫ら

128 1877年にはすでに「別要用」を設けており、すぐに利益を生まない東京鉄道組合への出資引当金1万円を当用金からこれに移管している(『奉伺録』明治10年2月9日条)。この「別要用」が要用金第二類へ発展したのであろう。

129 植村元覚「小幡和平の国立銀行経営論」(富山大学日本海経済研究所『研究年報』第1巻, 1976年)。

図2 毛利家会計のしくみ (1877-90年)

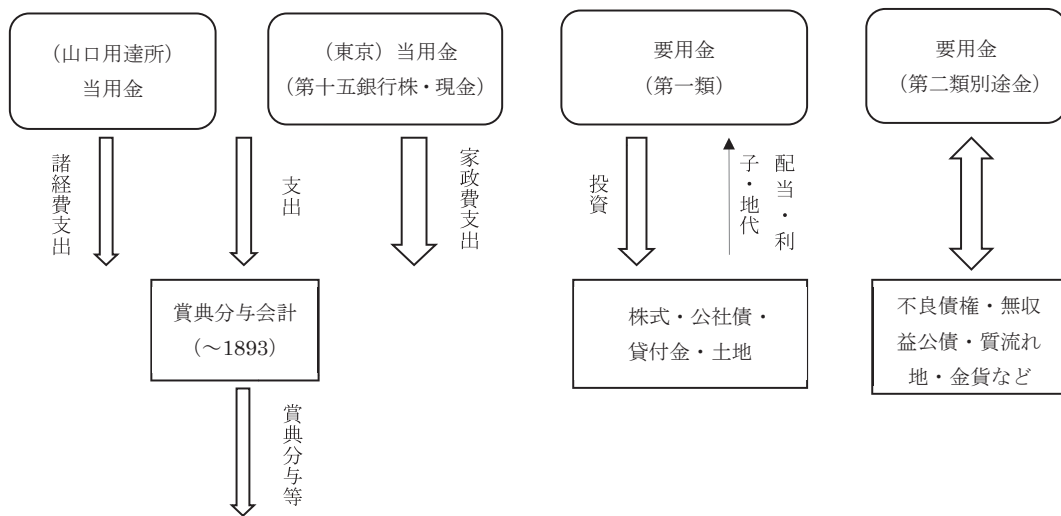


表 3-1 要用品等の内訳 (1879-90年)

(各年末, 円)

年次・項目	資 産						負 債				
	株式・出資金	公債	不動産	現金預金	貸金等	仮払金	計	資本金	借入金	賞典証書等負債	計
1879(明治12)年第二類	50,000	56,196	99,204	106,080	14,235	—	325,714	—	—	—	—
81(〃14)年第一類	99,550	564,075	27,539	12,791	347,201	—	1,051,156	—	—	—	—
82(〃15)年〃	92,666	561,761	84,188	75,054	355,208	—	1,168,878	—	—	—	—
83(〃16)年〃	119,050	556,036	104,599	69,626	347,721	—	1,197,032	—	—	—	—
84(〃17)年〃	153,300	588,078	125,320	55,005	355,581	—	1,277,284	—	—	—	—
85(〃18)年〃	190,500	608,442	42,852	118,685	351,668	—	1,312,146	—	—	—	—
86(〃19)年〃	167,430	681,170	43,152	155,855	388,898	—	1,436,505	—	—	—	—
87(〃20)年〃	394,330	565,307	54,362	141,780	500,057	653	1,656,489	1,446,489	210,000	—	1,656,489
88(〃21)年〃	506,930	368,160	43,152	134,064	451,436	2,066	1,505,807	1,446,807	59,000	—	1,505,807
89(〃22)年当用金	642,500	—	—	3,886	7,039	—	653,425	—	—	—	—
〃 第一類	414,080	335,520	74,352	229,158	445,865	1,620	1,500,596	1,364,968	—	135,628	1,500,596
〃 第二類	38,275	68,941	108,098	2,226	117,806	—	335,346	—	—	—	—
〃 全資産	(1,094,855)	(404,461)	(182,450)	(235,270)	(570,710)	(1,620)	(2,489,367)	—	—	—	—
90(〃23)年全資産	1,075,482	347,281	226,947	176,549	823,492	4,617	2,654,367	2,480,761	48,000	125,606	2,654,367

(出所) 表 2-1 と同じ。

注: 1) 1889年の全資産は、筆者算出。最上段の「資産」「負債」も筆者によるものであり、史料にこの用語が記されていないわけではない。

2) 1890年の借入金4万8千円は第十五国立銀行からの借入れ。

れて、「資本金」なる概念を導入し、事実上、複式簿記化した。前掲、森田「華族資本の形成と家政改革」は、岡山池田家を例として大名華族の会計制度において複式簿記の導入を検討したこれまででほとんど唯一の研究であり、同家は1882年から複式簿記を導入したとある。とはいえ、その導入の契機は明示されていない¹³⁰。しかし同論文によれば、池田家は82年前後頃に借入

130 前掲、高村編著『明治前期の日本経済』393頁。

金があり、毛利家と同様にそのために導入したと思われる。

さて毛利家に戻って、前記のように賞典分与は当用金において行われていたが、87年から要
用金第一類の扱いとなった。そして77年から分与のための賞典証書を発行したため（後述）、89
年に同証書残高などいづれ償還・支払いすべき分与関係の負債を第一類に計上した。その分、資
本金を減少させたであろう。

総資産の推移を前掲表2-1で見ると、1882年までは当用金の正確な額が不明なので、「合計」
「純資産」は若干過少である。83年以降は220～240万円あり、これは前田家の170～190万円よ
り50万円程度多い¹³¹。要資金の内容をみると（表3-1）、現金預金が少ないが、前田家も1884年
度に新金貨15万円を売却して、大幅に減らしている。不動産の変動が大きい、84年まで北海
道農場投資額が急激に増加し、それを85年に第二類に移管したためである（後掲表3-5）。それ
でも毛利家は前田家より土地所有にこだわる傾向がある。ただしこの点は前田家の方がやや特異
かもしれない（後述）。さて、次にそのような資産を、1877年以降どのように蓄積したかを検討
しよう。

（i）金禄公債と賞典分与

まず1877年の金禄公債交付額について論じる。というのは、この点について以下に述べるよ
うに、こんにちまで奇妙な理解が流布しているように思われるからである。

金禄公債交付額の決め方は、家禄・賞典禄の合計高（石高を72～74年の3ヶ年平均貢納石代
相場により金額に換算）から永世分与分を差し引いた額を元高として、元高7万円以上であるほ
ぼ大藩大名華族には、その5ヶ年分の額を金禄公債の額面とするというものであった（1876年8
月5日、太政官布告第108号）¹³²。ところが各地の貢納石代相場には大きな格差があり、表2-4の
5家の中では島津家の貢納石代相場が最も高く、丹羽邦男『明治維新の土地変革』（御茶の水書
房、1962年）には、

この貢納石代相場〔明治〕五―七年三ヶ年平均の旧藩別値段決定の操作によって、とくに鹿
児島・高知の雄藩家臣団に有利な手心が加えられていることを指摘しよう。なかでも、旧鹿
児島藩石代相場は六円〇二銭と東京府について高額に定められている。〔中略〕鹿児島県の

131 前述の『柏村日記』明治20年7月30日条の、敬親未亡人富子（都美子）への柏村演説には、1872年
に公金と私的資産を分離して、30万両（70万円）を「要資金ノ原素」として、「爾來節儉ヲ専トシテ、頃
日ニ至リ百四拾六万円ニ増額セリ」とあり、この頃146万円の資産があったことを記しているが、これは
要資金第一類のみのはずである。なお、阿部勇『日本財政論・租税』（改造社、1933年）所収の1887年
高額所得者納税額から算出される所得額は、毛利・前田の内部史料に照らしてかなり正確であり、島津は
前田より少ないから、この頃の大名家族の資産額トップスリーは、毛利・前田・島津の順と思われる。彼
らは、スポーツ競技のような資産額のトップ争いをしていただけではないが、自家の資産額の位置は、寄
付する際の他家との相談でも必要であり、もちろん気にしていた。

132 永世分与分を差し引いて元高を算出する点は、前掲、松平「尾張徳川家の分与賞典禄支給状況」も参
照。実際、表2-4のように尾張徳川家・前田家・毛利家いずれもそうしている。

ばあい、同県内の他藩の石代相場と比較すれば第二三表のごとく周囲の隣接諸旧藩地域と——すでに藩域経済は解体したはずの明治五—七年において——いちじるしい隔差があるのに気がつく。同じ藩内でも同様の隔差がつくれ、とくに鹿児島城下町居住家臣団を対象とした政治的配慮が加えられたことを推定させる¹³³。

とされ、このような石代相場が意図的に高く改竄されたという説があり、これを批判・否定したものは見あたらない¹³⁴。しかしこれはあまりに根拠薄弱な誤りと筆者は考える。まずこの説は、相場の数値をみて推測している以上に、意図的な「操作」の積極的な証拠は何も示されていない。次に高知県の石代相場にも「手心が加えられている」というが、同県相場は5円40銭、徳島県は5円26銭であり、この程度の差でそれ以上の具体的な根拠もなくそのようにいえるわけもない。さらに（史料および丹羽が示している当時の）鹿児島県についても、現・宮崎県各地域が4円台前半に比して、現・鹿児島県は大隅地方が5円81銭、薩摩地方が前述のように6円02銭であり、現・宮崎県に比して旧薩摩藩の大半を占める現・鹿児島県の薩摩・大隅両地方が高いことはたしかであるが、薩摩と大隅の比較では、大した差ではなく、かつほとんどが農村の大隅より旧城下町鹿児島を含む薩摩の方が高いのはなんら不思議ではない。そもそも薩摩藩は多くの郷士を抱えており、明治になって旧武士が農地を所有した場合も少なくなかったはずであり、貢納石代相場が高いことは農地所有者にとって不利益になり、石代相場をわざわざ高く操作して鹿児島県の旧藩士を含む納税者に不利益を与えるようなことを行うことはありえない（もっとも同県では明治一桁代には地租改正事業は着手されなかった）。それとも各年の貢納石代への操作ではなく、その3年平均を算出する過程で操作したという意味かもしれないが、それも筆者にはにわかには理解できない。（上方にも下方にも）意図的な操作をすればすぐに問題化したはずと思われる。丹羽著の原史料の各府県・地域別相場、ないし簡単には本稿表2-4における5家の石代相場の差をみると、なるほど倒幕期に朝廷側につくのが遅れた前田家は低いが、賞金禄が前田家と同じだった尾張徳川家の方が倒幕派の主力であった長州毛利家よりかなり高くなっている。旧薩摩藩士らには有利な操作を行って、なぜ旧長州藩士らにはそれをしなかったのか。士族反乱の予防のためとすれば、たしかに旧薩摩藩士らは翌77年に大規模な西南戦争を引き起こすが、山口県でも76年10月に、熊本県の神風連の乱、福岡県の秋月の乱に呼応して、萩の乱が起きてい

133 同書、233頁。

134 この丹羽著の議論に依拠したと思われる叙述が、現在もネット上で流布している（「秩禄処分」、<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%A9%E7%A6%84%E5%87%A6%E5%88%86>, 2021年7月22日閲覧）。ただし、落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、2001年）61頁、同『秩禄処分』（中央公論新社、1999年）174-175頁などは、旧薩摩藩士の廢藩以前から売買できた家禄に限り一割利付金禄公債が交付されたという鹿児島県士族に対する優遇策を指摘し、薩摩を依怙蟲化するのよろしくない木戸孝允が記している史料を載せて説得的であるが、丹羽説にはふれていない。もっとも鹿児島県士族優遇説は、前掲『鹿児島県史』第3巻、750-751頁にも、種々の点をあげて明確に指摘されており、少なくとも戦中期以来の通説であるが、丹羽説はこれらとは内容が異なる1960年代に現れた新説である。

る。近年の経済史研究では近世日本の米市場の効率性が強調されており、このため米の地域間価格差があまりなかったようなイメージがあるが、実際は、他地域から移入すると輸送費が上乗せされて、きわめて大きな格差があった。要するに、現・宮崎県もシラス台地は少なくないが、それがはるかに多い現・鹿児島県である薩摩・大隅両地方では、^{いも}諸はとれても米はあまりとれず、米価が高かっただけと筆者は考える。ただしその結果として島津家などは円換算した金禄公債をより多く受領できたとはいえる。そして、大半の大名華族が東京に集住したにもかかわらず、このように旧領の石代相場によって金額換算したことは、(島津家を有利にするなどの)不公平さを生じさせたものと考えられる向きもあるかもしれないが、家禄や金禄公債は、旧禄を基準として算出されるものだから、旧領の石代相場によって換算するのが当然なのであり(つまりたとえば同じ100石でも地域によってもともと価値が異なっていた)、この点で当時不満があったという史実を、筆者は寡聞にして知らない。

関連して、石井寛治『開国と維新』(小学館、1989年)では、華族への金禄公債交付額について、個々の華族によって大きな格差があり、それは旧幕時代の各華族の経済的地位を反映しているとともに、維新変革期の政治的役割を強く反映していたとし、

大名家禄と賞典禄の収入から公債額を算出するやりかたは、島津家と前田家の順位の逆転がしめすように、石代相場のきめかたであるていど操作できるが、それには限界があり、公債額に大きな影響をあたえているのは、むしろ戊辰戦争のさいの賞典禄の有無であった。

と記している¹³⁵。金禄公債額は「石代相場のきめかたであるていど操作できるが」とあるのは、地方間における米価水準の差はあるから、丹羽説のいう意図的な操作はある程度できるが限界があるという意味であろうが、上記のように筆者には理解できない。そして、「公債額に大きな影響をあたえているのは、むしろ戊辰戦争のさいの賞典禄の有無であった」とする点については、賞典禄に大きな格差があったのは事実だが、石代相場によって順位が逆転しているのは島津家と前田家だけではなく、賞典禄が毛利家より少ない島津家と多い毛利家の順位が逆転しているのも、石代相場水準ゆえである。また尾張徳川家は、家禄賞典禄計から永世分与分を差し引かれて金禄公債元高が前田家とさらに差をつけられたものの、石代相場の高さのおかげで金禄公債交付額は差がかなり縮まっている。要するに、賞典禄の大小も重要ではあるが、石代相場の差も多大な影響を及ぼしていた。かつそれはなんら不公平というものではなかった。しかも前記のようにまたすぐ詳述するように、受領した金禄公債の賞典禄による部分(それによる利子収入ないし第十五銀行株配当収入など)がそのまま大名華族の実入りになるのでもなかった。

なお、念のために付言すれば、一般に近世の石高は玄米表示であったのに対して、薩摩藩のそ

135 同書、316頁(復刻版は、同『明治維新史』講談社学術文庫、2018年、371頁)。さらに、石井寛治『日本経済史[第2版]』(東京大学出版会、1991年)149頁にも、「金禄公債算出方法は石代相場の決め方如何でかなり操作されているが、[中略]賞典禄を多く受け取った薩長土肥などの諸藩がとくに厚遇されて」とほぼ同趣旨の記述があり、かつ丹羽説の影響が強く窺える。

れは粳表示であったことが知られている¹³⁶。薩摩 77 万石島津家は、加賀百万石前田家に次ぐ第 2 の大藩大名であったと、今でもいわれることがある。しかし石高が粳表示ということは、他大名基準の玄米表示では約半分になり、じつは薩摩 38 万石という、隣国の肥後細川家や尾張徳川家より少ない石高なのである。他方、貢納石代相場は玄米のそれである。すると、島津家（および旧薩摩藩士ら）の家禄金は約半分になるはずであり、同家らは不当に多くの家禄金や金禄公債を受給していたのではないかという疑念がわく。しかしそうではない。表 2-4 に示した島津家の草高 77 万石は粳表示であるが、現石 31 万石は玄米表示なのである。すると、粳表示の現石は 62 万石となって、公租収取率はじつに 8 割という高率になる。実際に明治初年でも、薩摩藩は過酷な八公二民だったのである¹³⁷。かくして、一見「操作」「手心」「政治的配慮」が加えられているようにみえても、この場合はそうではなかった。

次に、1877 年の金禄公債交付と家禄賞典禄廃止の際に、府県が旧藩士らに直接下付していた永世分与禄は、政府が受給者に金禄公債を交付して廃止された。そして旧藩主が受給した賞典禄から分与していた終身禄等については、旧藩主が適宜処分するよう布告された（1877 年 12 月 7 日、太政官布告第 82 号）。ところが旧藩主による終身分与等の処分の仕方が、じつはまちまちであった。松平秀治によると、尾張徳川家は 1877 年 12 月に、第十五国立銀行へ金禄公債を額面の 55% に切り下げて出資する仕方に準じて交付額を決め、それを終身禄受給者に現金で交付して一挙にケリをつけた¹³⁸。しかし毛利家や前田家は、1877 年以降も引き続き分与終身禄等を毎年支給した。そして毛利家と前田家では、その支給の仕方がこれまた全然違ったのである。

それはすぐ後に述べるとして、家禄賞典禄に代わって旧大名が受け取った金禄公債の給付額が、（政府が処理した永世分与分を差し引いた）賞典禄をも勘案して決められたのは、金禄公債給付が旧家臣らへの賞典分与を含んだものだったからである¹³⁹。前掲、石井『開国と維新』は、毛利・島津のような倒幕の旗頭になった旧藩主らは巨額の賞典禄を勘案した金禄公債を受給し、「華族資本」として成長していったという議論であり、受給した金禄公債は、旧家臣に分与などせず、そのまま大名華族の実入りとなったかのような書き方であるが、少なくとも毛利家にとってはそう虫のよい話ではなかった。したがって、明治一桁代に家禄賞典禄の合計額で大名華族の実取格差を論じるのが正確ではないと同様に、1877 年以降も金禄公債給付額（したがって概ね第十五国立銀行出資額）の大小で大名華族の実収益を論じるのも正確ではない。

もっとも、島津家は石井『開国と維新』ないし従来のイメージのように金禄公債交付額がそのまま実取になったようであるし、尾張徳川家は前記のように 1877 年に最終処分した。前田家は

136 岩片磯雄・山田龍雄「鹿児島県農業史」『日本農業発達史』2 巻（改版、中央公論社、1978 年、初版は 1954 年）471-482 頁。現在も、薩摩藩粳表示説が通説である。

137 前掲「鹿児島県農業史」参照。

138 前掲、松平「尾張徳川家の分与賞典禄支給状況」。

139 この点は、前注、松平論文で、指摘済みである。

1890年代にも賞典分与を毎年行ったとはいえ、それはわずかであった¹⁴⁰。しかし毛利家は、明治一桁代の賞典分与額が他の大名華族とはケタが違っていたから、1877年に分与のしくみを変更することとした。すなわち金禄公債証書に類似した「賞典証書」なるものを、東京府に届け出た上で、独自に旧藩士らへ発行することにして対処したのである¹⁴¹。毛利家が毎年受給していた家禄賞典禄が廃止されて、その代わりに金禄公債が交付されたのと同様に、毎年毛利家が支給していた賞典分与を廃止して、その代わりに賞典証書を分与受給資格者に交付したわけである。すなわち下級士族へ交付する金禄公債と同様に、年7%の利付、5年据置、その後抽籤により償還、償還は最長30年という条件であった。77年の賞典禄給付廃止によってこのような措置をとったのは、大名華族のなかで毛利家だけだったと思われる。

賞典証書は、大蔵省紙幣局に依頼して印刷してもらい¹⁴²、額面13万3千円余を発行し、82年10月から年5千円余の償還を開始した(表3-2)。これらの支払原資は、1886年までは当用金収入すなわち第十五国立銀行株配当であった。受領した金禄公債額は、(永世分与分を除いた)賞典禄を加えた元高を基礎に算出されていたから、当然であった。もっとも、当用金の現金残高が減少してきたので(表2-1)、1887年からは要用金から支弁することとした(後掲表3-10)。年5千円償還のペースによって1907年全額償還完了という計画であったが、結局1893年に残額6万円を一挙に償還して決着をつけた。

1882年以降分与関係支出は、証書関係と山口分の扶持米を加えると、当初は2万円強、そして次第に減少するとはいえ、90年頃でも1万5千円程度あった(表2-6、表3-10)。そのうえこのような賞典分与に対して、旧臣らの中には不当に少なすぎると不満を持つ者も当然存在した。たとえば、1869年に発生

表3-2 賞典証書の償還・利払い・残高(1887-93年) (円)

年月 (抽籤回)	償還額	利払い/年	計	残高
1877~81年	—	9,377	9,377	133,960
82年10月 (第1回)	5,360	9,377	14,737	128,600
83年6月 (第2回)	5,450	9,002	14,452	123,150
84年3月 (第3回)	5,320	8,621	13,941	117,830
85年6月 (第4回)	5,345	8,248	13,593	112,435
86年6月 (第5回)	5,430	7,870	13,300	107,005
87年3月 (第6回)	5,055	7,490	12,545	101,950
88年2月 (第7回)	5,095	7,137	12,232	96,825
89年2月 (第8回)	5,000	6,778	11,778	91,825
90年2月 (第9回)	5,035	6,428	11,463	86,790
91年2月 (第10回)	5,105	6,075	11,180	81,685
92年1月 (第11回)	5,030	} 5,718	} 15,793	75,545
92年12月 (第12回)	5,045			70,500
93年3月 (第13回)	10,005	4,935	14,940	60,495
93年6月	60,495	4,235	64,730	—

(出所)『賞典証書額面高抽籤差引簿 明治十五年十月』(36賞典/121).
 注:1) 1885年6月、88年2月、92年1月には、抽籤償還のほか、各50円、30円、1,110円の奉還・献納等による減少分がある。
 2) 「残高」は償還後残高。

140 前田家『歳計決算書類』(明治26年~同32年)によれば、1893・94年の「賞典分与」支出は各年194円にすぎなかった。

141 『用達所日記』明治10年6月21日条には、「山口県士族江兼テ御賞典分与金、本年ヨリ改正シテ金禄公債証書ニ照準シ、年賦証書発行致シ度、手続キ方法書、東京府ヨリ照会有之ニ付、右手続キ書……東京府戸籍局江[同家家従の]嶋田誠介持参」とある。そして表2-6の史料である『賞典金其外諸払計算表』には、1877年上半季から「賞典証書利子金」の支払が現れ、「賞典証書」を早速発行している。なお『請願伺届扣』(明治九年一月ヨリ、9諸省/574)に、より詳しい規則案がある。

142 『奉伺録』明治11年5月8日条。

した脱隊騒動における脱隊兵らは、84年以降毛利家に対し、種々の救助米追加支給、没収された賞典禄の復旧を請願し始めた。この問題は、やがて『朝野新聞』による毛利家批判を伴いつつ、嘆願から組織的な団体運動となり、1900年代には複数の訴訟にまで発展した。結局、訴訟はすべて毛利家側の勝訴に終わったが、この抗議運動は、脱隊騒動発生からじつに40年後の1909年まで続いたのである¹⁴³。前田家では、このような問題はまったく起きなかったことはいままでもない。

(ii) 有価証券投資

まず、この時期の株式投資について検討すると(表3-3)、他の大藩大名華族と同様に、株でないし資産全体の主軸は第十五国立銀行株であった。同株へは、交付された金禄公債全部と現金3万円余を出資しており¹⁴⁴、6,425株(64万2,500円)全部を当用金に所属させ、その配当で臨時費を含めた家政費を賄うことにしている。その後若干の買い増しを行い、これは殖産目的の要入金に入れている。たとえば81年に旧美濃加納藩主永井尚服から268株を買収し、82年にそのうち240株売戻し、残りは28株となったといった具合である(同表の史料による)。この頃と同株売買相手は華族に限られる。

元徳は、第十五国立銀行初代頭取となり、78年2月までの頭取在任中はかなり頻繁に出行した。家令柏村は、頭取の元徳を補佐するため同行世話役に就き、これは元徳の頭取退任後も続け、81年7月には支配人になって、以降毎日のように出行した¹⁴⁵。

ところで、毛利家家政とは話が外れるが、日本銀行が設立開業してまもない82年11月頃、同行を創設させた松方正義大蔵卿が、第十五国立銀行を日銀に合併させようとしていたことが『柏村日記』に記されている。要するに松方は、日銀の業務が大規模になることが予想されたため、資本金規模を早期に拡大したかったようである。しかし管見の限り、従来この合併の議論はどこ

143 以上、前掲、広田「整武隊訴訟事件」(『山口県文書館研究紀要』4号)、同「旧諸隊連合会・六合会設立要旨」(同誌、5号、1978年)。90年代前半の『柏村日記』にも関係記事は多い。明治27年2月1日条によると、旧諸隊の賞典復旧請願代言人が近日中に「壮士引率」して高輪邸に押し寄せ、元徳に「直願」、家令柏村にも「強談」するという情報が入り、毛利家側は警察に連絡して、巡査を増派してもらっている。そして実際に2月6日に代言人が「壮士拾名計、引率」して来邸し、元徳との面談を要求した。家職は、元徳は鎌倉別荘に滞在中で、家令扶も不在と答えると、「応接問答数回ノ上、彼、重而參上スヘク」といって退去したとある。同年3月には、伊藤博文・山県有朋の意見によってこの問題をもう一度会議を開いて検討することになり、同13日に、伊藤・山県ほか林友幸・野村靖・三浦梧楼・宍戸璣その他の長州系政府高官等を集めて、元徳のもとで協議した。その結果はやはり「賞典復旧拝借金等ノ儀ハ採用不相成」となったが、「[元徳の]御熟考ノ上……特別を以、幾分欸ノ給与金」を出すべきかを検討する委員会を立ち上げ、山県が委員長に指名された。結局6月27日に「一時賞給与」案が、山県・伊藤・杉・宍戸その他の臨席の下で決定された。毛利家としても、有力旧臣の総力を挙げて検討する重大問題となっていたのである。

144 前掲、石川「明治前期における華族の銀行投資」に提示されたデータから、毛利家の第十五国立銀行への現金出資分は、3万3,234円と算出されるが、『用達所日記』によると、1877年3月29日に1万5千円、4月9日に1万8千円、5月24日に234円余を「第十五国立銀行正準備金トシテ被差出」とあり、両者は正確に一致する。

表 3-3 所有株式・出資金 (1882-90 年) (円)

銘柄	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年	備考
第十五国立銀行(当用金)	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	}650,000
〃 (要用金)	2,800	2,300	2,300	500	7,910	7,910	7,910	7,910	7,910	
日本銀行	4,000	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
横浜正金銀行 新	—	—	—	—	—	200,000	200,000	100,000	100,000	
愛知県為替会社	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	—	—	
東京海上保険	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
日本鉄道	5,000	14,000	22,000	}40,000	56,000	72,000	84,000	92,000	100,000	
〃 新	—	—	—							
共同運輸(日本郵船)	—	10,000	30,000	50,000	—	—	93,600	93,600	50,400	85年から日本郵船
大阪商船	—	—	—	—	—	—	—	—	26,137	
大阪紡績	9,866	12,500	15,000	30,000	32,420	}34,420	36,420	41,420	41,420	
〃 第二増株	—	1,250	3,000	—	—					
東京電灯	—	—	1,000	(1,000)	1,100	}8,000	7,500	7,500	}9,000	85年は第二類
〃 新	—	—	—	—	—			500		
東京人造肥料	—	—	—	—	—	2,000	6,000	11,000	11,000	88年は第二類
東京家畜市場会社	—	—	—	—	—	—	—	150	1,575	
〃 増株	—	—	—	—	—	—	7,500	—	—	
日報社	10,000	10,000	10,000	(10,000)	(10,000)	(10,000)	(10,000)	10,000	10,000	85年から第二類
忠愛社	1,000	1,000	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	1,000	1,000	84年から第二類
品川硝子田(第二類)	—	—	—	—	—	—	—	3,250	}4,550	
〃 新(第二類)	—	—	—	—	—	—	—	325		
東京ホテル(第二類)	—	—	—	—	—	—	750	2,500	6,000	90年から帝国ホテル
共栄社(第二類)	—	—	—	—	—	—	—	20,000	—	
日本舎密(第二類)	—	—	—	—	—	—	—	1,200	4,400	
[当用金計]	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500	642,500		
[要用金第一類計]	92,666	119,050	153,300	190,500	167,430	394,330	506,930	414,080		
[要用金第二類計]	…	…	…	…	…	…	…	38,275		
総計	…	…	…	…	…	…	…	1,094,855	1,075,482	

(出所) 表 2-1 と同じ。

注：1) 各年 12 月末現在。() は推定。山口当用金は含まない。

2) 89 年まで、第十五国立銀行(当用金)以外は、すべて要用金。89 年までの「銘柄」欄や備考に会計の帰属を記していないものは、要用金第一類。90 年にこれらの区分はなくなる。

にも記されておらず、以下に紹介しておきたい。

まず『柏村日記』明治 15 年 11 月 7 日条に、

午後三時ヨリ頭取一同、大蔵卿へ参向、十五銀行ヲ日本銀行へ合併ノ理由ヲ承ル、外ニ伊達東久世両公一席ナリ、相済、井上外務卿へ参向、同上ノ件ニ付、示談アリ

145 柏村は 90 年 7 月に一旦支配人を退任したが、同年 9 月から再び支配人になり、最終的に退任したのは 92 年 1 月であった(支配人在職中は毎土曜日に金庫の鍵を預かって帰宅した。以下、『柏村日記』)。90 年夏に一旦退任した後、再度支配人となったのは、後任支配人が定まらなかったことがある。当初、後任支配人は、副支配人高橋作善(旧加賀藩御算用者)が昇格する予定であったが、同年 8 月にコレラで没してしまった。そこで間島冬道(旧尾張藩士)が支配人に就任したが、彼も就任時には病魔に冒されていたらしく、8 月 27 日に解職願を出した(9 月 30 日没)。そして間島の推薦により、9 月 1 日の重役会で山本直成(旧小浜藩士、作曲家山本直純の曾祖父)の就任が決まったが、なんらかの事情で再度柏村支配人となった。山本は、92 年初の柏村退任後に支配人になった。柏村は退任後も、池田章政頭取(最後の岡山藩主)の「将来重大之事件ハ御相談モ致度……自今適宜御出店可有之事」というたつての要請で(『用達所日記』明治 25 年 1 月 15 日条)、世話役として 95 年末に没するまで頻繁に出勤し、同行にとって重要な役割を果たした。

と、第十五銀行頭取池田章政以下役員が松方に呼び出され、第十五銀行を日銀へ合併する案の理由を聞いている。その後柏村は、早速この件を井上馨に相談している。

次いで、3日後の『柏村日記』同年11月10日条には、次のように記されている。

銀行へ出勤、午時半ヨリ頭取並世話役ノ内ニ、田、北川、鬼塚ト共ニ、〔岩倉具視〕右府公ヨリ召喚ニ付、参邸ノ処、井上外務卿ヨリ日本銀行へ合併セラルヘカラサル理由、及ヒ政府理財上将来ノ目的等ヲ説示セラル、ニ付、篤ト勘考ノ上、尚示談ノ趣モアルヘシト答フ、外ニ肥田浜五郎モ一席ナリ

岩倉右大臣がこの合併案の持ち上がっていることを知ったようで、第十五銀行の頭取や柏村らが岩倉に呼び出されて、昼十二時半に参邸した。3日前に柏村が井上馨に会って相談した時、井上は大反対したらしく、ここで柏村は岩倉に、先日井上が合併に反対した理由、そして井上が政府の金融制度政策の目標を説いた点、それを受けて第十五銀行側がよく検討し、なお井上と話し合いをすることもある点を答えたという。肥田浜五郎は、一般には造船技術者として知られているが、岩倉の信認が厚く、第十五国立銀行創立にも関係しており、この頃同行の「監督」職であった¹⁴⁶。

さらに6日後の『柏村日記』同年11月16日条には、

午後二時ヨリ池田章政殿邸ニテ日本銀行ヘ十五銀行合併ノ件ニ付、世話〔役〕中及ヒ肥田浜五郎集議ニ付、出頭、十五銀行資本千万円、日本銀行へ加入スルニ付、其代り既成鉄道公債額面ヲ以、払下ト、銀行条例ノ上、普通ノ営業ニ付テ利益割合及公債〔2文字空欄〕ノ益金準備金仕用ニ付、発行紙幣減耗ノ割合等、計算ノ事ヲ肥田氏ニ依頼シ、出来ノ後、更ニ会議ヲ催シ、何分ノ趣ヲ〔岩倉〕右府公へ上申スルコトニ決ス

とあり、頭取の池田邸に世話役と肥田らが集まって、合併問題を検討した。第十五銀行の資本金は1,782万円だから、上記は同行を分割して、資本金1千万円分を日銀に合併させるという案らしい。その見返りに、「既成鉄道公債」を額面で払下げてもらい、また存続する第十五銀行の利益、同行発行紙幣の償却などを計算して、損得がどうなるかを肥田浜五郎に依頼した。その計算が出来てから、また会議を開いて、結論を岩倉に報告することとしたという。「既成鉄道公債」とは、中山道鉄道公債はまだ発行されていないが、合併後のことなので、将来発行されるはずの公債という意味であろうか。いずれにしても緻密な思考力のあった肥田浜五郎に損益の検討を依頼した。

そして2週間後の『柏村日記』同年11月30日条に、

銀行へ出勤、日本銀行へ加入損益計算取調書出来ニテ、肥田氏持参ニ付、世話役以上、山崎屋楼上へ集会、承之了テ副支配人高橋公債買入ノ件、未決中、吉川金兵衛へ買入云々申入、甚不束ノ取計セシ顛末ヲ頭取へ陳述シ、且身柄日勤不仕ニ付、如斯不都合ヲ生スルニ付、別

146 土屋重朗『近代日本造船事始—肥田浜五郎の生涯』（新人物往来社、1975年）234-236頁。

ニ正支配人撰定ノ上、元世話役へ復任ノ義ヲ請願ス

と、肥田の計算書が出来上がり、会議を開いた。肥田の計算結果を了承して、あとは別件で、副支配人の不始末があり、柏村は、自分は毎日出勤できないので、別に正支配人を選んでもらって、元の世話役専任に戻りたいことを願い出た、という。ここで第十五銀行の日銀への合併問題は、否定の結論となって、決着がついたらしい。この後、『柏村日記』には、この合併問題は現れない。要するに、松方の提案を、第十五銀行側が蹴ったわけである。

『三井銀行八十年史』には¹⁴⁷、

松方正義は、……明治十五年新たに中央銀行として日本銀行を創立した。初め、松方には第十五国立銀行を中央銀行に切り替える腹案があったが、第十五国立銀行当局者は、創業以来の伝統を重んじてこれを拒んだため、新たに日本銀行が設立されたのである。

とある。しかし日銀設立以前に松方が第十五銀行を中央銀行に移行させる案は、他の文献には見当たらず、この記述は、日銀設立後の上記の合併案が不正確に記述されたものではないだろう。

松方は、87年2月に日銀からの出願に基づいて同行の資本金を1千万円から2千万円に増資する案を、井上馨外務大臣を含む閣議の賛成を得て実現させている¹⁴⁸。日銀の資本金規模を倍増させるべきとする松方の意見がようやく実現した。

次に、横浜正金銀行への出資は87年から始まり、同年新株2千株を20万円で取得している。これは同年の日銀などからの借入金23万円を原資としたものであった（後掲表3-10のように、同年23万円借り入れて、年末借入残は21万円）。この年、海防費として政府への献金10万円などもあったから、当初の借入予定額は40万円であった。前田家も日清・日露戦時期の軍事公債応募に際して第十五銀行や日銀から借入を行うようになるが、毛利家をもっと以前から国家的事案でもない通常の株式取得のために借入を行っている。この点も、慎重な前田家とは異なる。

そして正金株は当初の新株2千株が89年には1千株となり、その後も減らして93年には300株となった（後掲表4-6の史料）。しかしこれも当初からの予定であった。家令柏村が元徳に提出した87年5月12日付の「廉書」には、

横浜正金銀行新募株式千株、内蔵寮を譲渡ノ分ハ、満期払込迄ハ〔柏村〕信名義ニシテ差置、該銀行其外ニ而、金四拾万円借入、皆払、本株券請取之後、漸次売払、負債償却、益金ハ〔防長〕教育会ニ差加候積り

とある¹⁴⁹。この文書には、元徳の承認を意味する「諾」の印が押されている。同行新株は87年に

147 同書（1957年）556頁。

148 『日本銀行百年史』第1巻（1982年）371-372頁、徳富猪一郎編『公爵松方正義伝』乾巻（1935年）928-930頁。

149 『立案録』（9諸省/650）所収。この「廉書」には横浜正金などから借入するとあるが、借入先は日銀・第十五銀行および正金からになった。このうち正金には同年7月4日に5万円を返している（表2-1の史料および『用達所日記』）。『要旨実施備忘録』（9諸省/655）に1888年と推定される借入明細があり、第十五銀行から8万円、日銀から9万円、不明（これも日銀か）4万円、計21万円となっている。

発行されたが、毛利家は、旧株を所有していなかったため新株の割当がなく、したがって発行市場で取得したのではなく、宮内省^{くわんないしやう}内蔵寮から払込額という条件で譲ってもらったのである。当時の内蔵頭は、前記のように毛利家家政に深く関わった杉孫七郎であった。そして同家は取得後、漸次売却し、値上がり益を実現させて、それを防長教育会に寄付する、という予定だった。

防長教育会とは、1884年に毛利家が10万円を抛出するなど同家の主導で設立された旧藩関係の育英会である（会長毛利元徳）。おそらく宮内省も、毛利家の自己利益追求のためではなく、利益は奨学資金に使用されるということから、便宜を図ったのであろう。ただしこの計画は、実際には変更された。史料には付箋がついており、「新募株弐千株之内、壱千株ハ御所有ニ相成、残り壱千株ハ払込金額ニ而、野村靖、品川弥二郎、桂太郎エ売却ニ相成ル」とある。1千株は野村靖ら長州系政府高官・高級軍人に払込額で渡した。そして史料には、「一、従前、教育会所有ノ〔横浜正金〕株ニ対スル新株ハ、御当家ノ御所有ニ致、七分利〔金禄〕公債券ト漸次入替ノ積リ」とあり、じつは防長教育会はすでに正金株を所有しており、それに対して割り当てられる新株は毛利家所有にして、金禄公債を減らす方針という。防長教育会と毛利家の関係は融通無碍というか毛利家の私物であるかのようである。またこれにも付箋が付いており、「教育会持〔横浜正金〕旧株ニ対スル七百三拾五株ニ対ス新株百個ハ平保太郎照会ニ而、北村重兵衛ハ譲渡、残ル六百三拾五株ハ教育会所有トナル」とある。「平保太郎」とは、旧土佐藩士中平保太郎であろう。北村重兵衛も旧土佐藩士である。教育会に割り当てられる正金新735株のうち100株は北村に譲り、635株はそのまま教育会所有となったという。これも、教育会の所有株を毛利家の意思だけで動かしているごとくである。そして後述のように、これらは井上馨による指示の可能性が濃厚であるが、たとえそうであっても家職らや当主はそれを受け入れているわけである。

やや話がそれるが、所有株など資産の運用方法とも関わるので、もう少し毛利家と防長教育会の関係について論じると、そもそも同教育会設立時の毛利家10万円寄付などのいきさつも興味深い。のちに同教員会会長も歴任した江木千之^{えぎかずゆき}（岩国藩士家出身、官僚、文部大臣などを歴任、1853-1932）の談によると、

〔明治〕十七年の頃になると、大分其教育振興の話が熟して来て、十七年にはもう毛利家は、〔明治〕十二年に問題となった五万円〔の寄付〕どころではない、もっと巨額の金を出されて宜かろうと云ふ希望が高まって来たが、それは家令の柏村翁が毛利家財政上の都合を言ひ立て容易に承諾しさうもなかったため、遂に山県〔有朋〕さんと井上〔馨〕さんが元徳公の御前に出で、柏村翁列席の上で、元徳公の親裁を乞ふ事になり、終に十万円を出さるゝと云ふことになったのであります。

吉川家では二万円出されるやうに私共は希望を持って居ったが、是も財政上余程困難であるので、到頭吉川家々令下連城氏、玉乃氏〔玉乃世履^{よのみ}、旧岩国藩士、当時大審院長〕其他吾々の旧臣が〔吉川〕経健公の御前会議を願って、経健公の親裁に依って二万円出さるゝことに決定したのであります。……〔旧長府藩主毛利〕元敏公^{もととし}は今日は国家の為に別段尽すこと

もないのに斯く位〔位階のこと〕を進められることは洵に感激に堪へぬ、何か公共事業に金でも出して皇恩の万分の一に報ひ奉りたいと云ふ趣旨で一万円差出すと云ふことを決定せられて、それを〔旧長府藩士の〕乃木希典氏等に言渡された。そこで乃木氏は之を防長教育会に寄附せらるゝことに取計った¹⁵⁰。

などである。要するにここでも、後述の北海道開墾事業などと同様に、家令は財政責任者だから余計な出費は抑制したがるのに対して、家職でない有力旧臣の当主への直接の説得によって、当主も進言に同意するというパターンがみられる。また引用文にある吉川家家令下連城こそ、前記のように、吉川家は江戸時代には大名ではなかったと主張して、近世からの多額の資産を近代の同家に継承させた立役者であった。前掲、桂芳樹『下連城と三須成懋』によれば、この時の吉川家の様子ももっとリアルに記されている¹⁵¹。

さて、明治十七年四月、玉乃が井上〔馨〕宅に呼ばれ、その席には山県〔有朋〕参議や野村〔靖〕通信〔馭通総官〕以下、宗支〔宗家と支家〕の令扶や山口の県官数人もいた由で、学費醸出の相談があった。そして、示された案によると、宗家（毛利）から十万円ないし十二万円、豊浦（毛利）〔旧長府藩毛利家〕は一万円、岩国（吉川）は二万円、徳山（毛利）〔旧徳山藩毛利家〕、清末（毛利）〔旧清末藩毛利家〕は任意、……そして、豊浦からは即座に、右割当て受諾の回答があった由、なお、宗家へは井上・山県両参議がお願いに伺うから、吉川家へは玉乃が当れということであった。……

玉乃は驚いて、早速吉川邸へ行き、下家令へ井上より相談の始末を報告したので、下も驚き、かつ憤慨し、とりあえず、主人に申上げ、熟議の上で回答することを約した。

ここに於て下は思うのである。此度の寄附は宗支の交際の事より起きたのではない。圏外の事だから、此度は腹を据えて、たとえ岩国出身の官員とも絶交しても構わぬ、玉乃の顔を潰しても背に腹は替えられぬ、独立独行、びた一文も出すものか……当時吉川家には、親族由緒に困窮者があり、吉香神社の移転問題があり、……先に手を着けねばならぬ事がたくさんある。……

右に並べたような理由で、これ以上の寄附は出すまいと決心したのだが、岩国出身者の総攻撃にあい、……主人の〔吉川〕経健が折れたので、遂に敗れ、割当額には応じ難いが応分の出金はなされたいということで、金一万五千八百円の寄附ということになった。

……寄附をするについても、その金額が豊浦より上ということは我慢なりかねたようである。従前から、また当時も、何事にも豊浦の次席に置かれていたのに、出金だけは豊浦より上というのは、せめて同額に押えたかったようだが、これも遂に通らなかつた。

ところが、一件はそれだけで治まらず、井上参議らの割当て通りに、吉川家は二万円を取

150 防長教育会編『防長教育会百年史』（同会、1984年）32頁。

151 同書、99-101頁。

上げられることになったのである。

結局、吉川家の家令らがいかに抵抗しても、井上馨・山県有朋・野村靖らの原案通りになった。要するに、井上馨らの案に最も抵抗したのが、吉川家であった。同家としては、不遇の江戸時代に苦勞をかけた旧岩国藩士・旧領民のための出金ならば惜しくはないが、山口県全体の教育へ出金することは「圏外の事」であり、寄付する筋合いではないとの認識であった。実際、吉川家は義済堂の運営など旧岩国藩の士族授産事業には熱心であった。江戸時代を通じて、吉川家は毛利宗家の家臣とされ、大名（すなわち徳川将軍家の家臣）としては毛利宗家と一応同格だった支藩主家の下座に位置づけられ、明治に入ってもその扱いを必ずしも改めようとしなかったのに、カネを出す時だけは他の旧支藩主家より多く出せとはなにごとか、というわけである。過去の長い歴史を背景とした同家のあるべき社会貢献とは、旧岩国藩領限定なのであった。

他方、毛利宗家の社会貢献も独特であった。前田家の場合は、むろんしかるべき向きには多額の寄付をするが、評議員など非家職の有力旧臣も、家職と同様に、同家の資産ないし経済的利益を守らねばならないという現実主義的な姿勢が顕著だったのに対して、山県・井上ら毛利家有力旧臣らは、維新の魁として高邁な理想を掲げて新政府を樹立させた手前、毛利家に対しても大名華族の範たる行動を示すべきという、理想主義的・自己犠牲的行動の要請を行った。それは、中央政府の高官・高級軍人として、日本全体を視野に入れたリーダーシップをとるという自分の立場に箔をつけ、政官軍界における長州閥の権威を保つためにも、必要なことであった。したがって毛利家の社会貢献は、必ずしも旧領・旧藩士に対するものに限定されなかった。そうした旧家臣らの進言に、毛利家の置かれた立場をわきまえた当主元徳も、進んで理解し同意したのである。しかし、同家の資産には限りがあるのに対して、そうした社会貢献を行っていけば切りがなくなる。これは、同家の資産額が次第に前田家のそれに追いつかれ、やがて抜かれる重要な一要因となった¹⁵²。

152 ちなみにここには、この頃すでに長州閥筆頭の実力者になっていた伊藤博文が現れない。また『世外井上公伝』には井上馨の毛利家への関わりが詳述されているのに対して、伊藤や山県有朋の公式伝記には、明治期以降の毛利家への関わりについてまったくふれられていない。しかし、山県は1882年に元徳の要請によって毛利家顧問になっており（『柏村日記』明治15年4月12日条に、「[第十五] 銀行へ出勤、帰路……山県有朋へ毛利家事御身上ノ義ニ付、顧問御依頼ニ付、[元徳の] 御手翰ヲ持参シテ詳細ヲ口陳ス」と、家令柏村が山県邸に赴いて顧問を依頼している）、その後、防長教育会設立時や前述の旧諸隊賞典復旧請願への対応、後述の百十銀行救済の際など同家家政の重要案件に関する会合に井上馨らとともに出席している。伊藤博文も多忙の合間を縫って、野村靖・山田顕義・杉孫七郎らとともに、同家の非公式会議に時折出席している。井上も伊藤も長い期間、毛利邸のすぐ近くの同じ高輪近辺に邸宅を構えたから、空いていればすぐ顔を出せたのである。そして井上とともに山県や伊藤が出席すれば、会議は彼らが主導したであろう。さらに1900年代になると、山県も伊藤も井上らとともに毛利家家政協議人となった。同家史料からは、長州系政府高官らが毛利家を旧主家として奉りつつ、（本当は仲が悪い場合も多かったのだが）結束している様子が窺われる。もっとも後の百十銀行救済において、伊藤の弁によると、自分は財政に詳しくないので井上馨に一任するなどといっており（後述）、彼は毛利家の具体的な資産運用についてはあまり介入しなかったと思われる。

ところで前出の史料には、防長教育会が正金旧株を所有していたとあった。このいきさつについて、江木千之の回想によれば、

防長教育会が成立つてから、その資金をどうして持っておいたら宜しかろうか、ということになったところ、井上〔馨〕さん達の考えで、横浜の正金銀行がしっかりした銀行だから、あの株を買っておいたらよろしかろうというので、よく記憶せぬが、一株百幾十円かで買われたところ、数年のうちに四百円から騰った。そこでこれを売って現金とせられたら、……一躍して余程の額に達し、それから三井物産に預金を為し、その後毛利家に利子をよくして預かって貰ったりして、とうとう資金が殖えて、百万以上となり……

とある¹⁵³。引用文中にある、毛利家に比較的有利な利率で預かってもらった点は後述するとして、やはり井上馨の意見で、正金株を買い、しかもそれを売却・現金化して、三井物産に預けたという。その1887年の物産との契約書も残っている（『立案録』所収）。

私立防長教育会資本金ヲ東京府下兜町五番地三井物産会社^ニ預ケ金ヲ為スニ付、結約スル條款、左之如シ

第一条 本教育会^ハ三井物産会社^ニ預ケル貨額金三拾万円〔五拾万円〕を消して訂正^ヲ極度トシ、其出納ハ総テ通帳ヲ以テ証拠トスヘシ

[以下、略]

第2条は、物産が預かった資金は利子付で、年利6分5厘とするとある。これは当時の市場金利程度であり、教育会は不利ではなく、むしろ有利と思われる。銀行預金にしなかったのは、こちらの方が有利だったからであろう。これも井上馨の口添えと思われる。物産も育英団体だから便宜を図ったのかもしれない。その代わり、第3条には、預金の半額は約定期日から2年間は引き出さないものとする。そして附則として、三井銀行が三井物産の保証人とする、とある。

防長教育会の資産には多額の貸金もあり、90年前後頃、同教育会は小野田セメント会社に7万円もの貸金があった¹⁵⁴。しかしこの貸金から得た利子の処理が問題である。『賞典金其外諸払計算帳』（表2-6の史料）の91年1月の記事には、

金四百五拾円

是ハ、防長私立教育会^ハ〔小野田〕セメント会社^ニ貸金七万円^ニ対スル廿三年七月^ノ十二月迄ノ利子金^ハ壱千七百五拾円^ヲ収受ノ内、壱千三百円^ヲ当用金^ニ払渡、残金、右之^ヲ辻、請取候とある。防長教育会の利子収入を、毛利家は自分の収入のように、一部を当用金に入れ、残りは

153 前掲『防長教育会百年史』37頁。

154 小野田セメントの防長教育会からの7万円借入は、『小野田セメント百年史』（同社、1981年）96頁に記されており、89年11月4日借入とある。この借入は、同社による就産所からの7万5千円借入（88年10月）の継承であった。就産所の解散によりその資産が防長教育会に移された。またこれは『防長教育会百年史』に、「次いで明治二十二年には、士族授産所から七万円の追加寄附があった」（36頁）とあるのが、それであろう。

山口用達所が受け取って賞典金支払いに当てているのである。一見、同教育会と毛利家の財政は混然一体のようにみえるが、なんらかの理由があると思われる。たとえば、小野田セメントへの貸金は、実質は毛利家による貸金の可能性もある。しかし1890年頃、毛利家には防長教育会へ立替金2万円余はあるが、7万円もの貸金の記録は見当たらない（以下、『要旨実施備忘録』）。あるいはこの頃、教育会は自らの正金株・大阪鉄道株を担保に5万800円を第十五銀行・日銀から借り入れているが、その利払いを毛利家が行っていたために、セメント会社から利子を受け取ったのかもしれない。この頃、毛利家家職が防長教育会職員を兼務しており、教育会は実質的に毛利家のもとで運営されていた¹⁵⁵。このためであろう、毛利家の史料には、第十五銀行・日銀からの教育会借入金の明細ばかりかその返済方法案も記しているし、毛利家も教育会所有の正金240株・郵船300株を「信用」で借りて、それを担保として第十五銀行から4万8千円を借入れるなど、同家と教育会の資金関係は大変に錯綜していた。じつは、このような毛利家と教育会の間で株式貸借などを融通無碍に行えたのは、この頃教育会はまだ法人化されておらず（財団法人化は1899年）¹⁵⁶、教育会所有株は会長たる元徳（および嫡子元昭^{もとあきら}）名義だったという事情もある。たとえば、前記のように毛利家が正金株を取得したのは1887年だったが、86年頃に教育会所有の正金旧株735株は、元徳名義535株・元昭名義200株であった¹⁵⁷。それでも別組織の会計処理を混同させるようなことは、他の大名華族ではあまりないことではなかろうか。前田家についていえば、同家の寄付を主体として、日本初の民間育英事業団体である、旧領関係者のための「育英社」を1879年に設立させた（現、加越能育英社）¹⁵⁸。その後も同家がたびたび寄付をしたり地所を無償貸与するなどの便宜を図ったが、同家家政史料には、「育英社」の財務データなどはまったく存在せず、完全に別組織としての運営だったことが明白である。

関連して、やや後の1893年の史料であるが、「両公伝史料」の『忠愛公伝』第9編第3章第5節第4項（1920忠愛公伝）に、「参考史料」として防長教育会商議員会の議事録が収録されている。第1回（同年5月22日）には、第8議案として、

教員会ノ資産ハ、毛利家世襲財産中ノ一部ニ加ヘ、其性質ヲ明カニシ置クヲ

と、防長教育会の資産を、なんと毛利家の世襲財産の一部にしてはどうかという意見が出されていた。この時は議案が多かったためか、「半途ニシテ決議ニ至ラス」、次回に持ち越した。そして第2回（同年6月1日）では、

前会第八ハ、教育会ノ資金ト毛利家ノ財産トハ混同スヘカラサル性質ナルヲ以テ、毛利家世

155 たとえば、『用達所日記』明治22年6月26日条。現在も同教育会の事務局は、毛利家高輪邸所在地だった付近にある。

156 前掲『防長教育会百年史』612頁。

157 『横浜正金銀行史資料』第1巻（坂本経済研究所、1976年）所収の株式名簿による。

158 『前田利為』（前田利為侯伝記編纂委員会、1986年）543頁以下、および公益財団法人加越能育英社ホームページによる。

襲財産ノ一部ト為スヘシトノ説ハ、商議員挙テ不賛成ヲ唱フ

とある。要するに、前回の、防長教育会と毛利家の資産の区別をあいまいにするかのような提案は、さすがに議員一同から疑義が出て否決されている。5月の第1回は「井上伯官邸」において、井上馨、杉孫七郎、柏村信、さらに江木千之を含め7名が出席し、第2回は毛利高輪邸において新たに4名が加わり11名の出席によって開催された。この時まで井上は同教育会の「資金世話人」であった。5月の公私混同そのもののような提案は、「資金世話人」たる井上馨によるものではないか。さらに上記の教育会・毛利家両財務の錯綜も、多くは井上の指示のように思える。井上は明治前期に（あるいは幕末から）公私の区別を便宜的に取り扱って、融通を利かせすぎるところがあり¹⁵⁹、こうした点を批判されたり誤解を受けたりしたことはよく知られている。やはり井上馨とはそういう人物であった。ただし毛利家財務のあり方を特徴づけたのは、井上の影響ばかりではない。もともと毛利家の家政運営は、前田家に比してやや厳格さを欠き、ルーズな面があるように思われる。だからこそ幕末期に長州藩はリスクのある政治行動をとれたのではないか。

さて表3-3に示すように、株式について要資金第一類と第二類の組替が時々あり、最初から第二類所属のものもある。これは、その銘柄の確実性・有利性についての毛利家の認識を表しているはずである。たとえば、旧臣が設立に関わり同家が当初から出資していた東京電灯や、やはり設立当初から出資していた東京人造肥料も、当初は第一類であったが、その後成功への確信が揺らいだのか、一時、第二類に移管されたこともあった。東京ホテル（90年に帝国ホテルとして開業）さえ、第二類であった。

近年の日本経済史学では、地方資産家による地元地域への株式投資について、純然たる利殖目的かもしれないのに「名望家的投資」として議論する向きが一部にあるが、ここで、当初の投資時から要資金第二類に属す株式は、明らかに純然たる利殖目的とはいえない投資である。しかしそのような株式投資は、同表では、品川硝子・東京ホテル・共栄社・日本舎密の4銘柄にすぎない。後述のように旧藩関係者による創業の支援や新産業の振興、あるいは政治的立場からの支援とみられる投資も、じつは充分利益が見込まれるものとみなして投資したのであり、「名望家的投資」は同家でもそれほど多くはなかった。とはいえそうした投資がなかったわけではない。

これに対して前田家では、毛利家と異なってそのような投資はほとんどみられなかった。しかし寄付はかなり行った。アンドリュー・カーネギーは、友人の契約書類に裏書きして保証するくらいならば、「要求されただけの金額をすぐ出して、その人にあたえてしまうことである。自分の名を貸すのは最後の手段で、賢明な人は、自分の名を大切にするものなのである」と記している¹⁶⁰。「賢明な人」は、成功が不安視されるような投資を行って自らの名前を傷つけないようにす

159 文久年間に井上が適当にいりくめて藩の公金などを遊興費や渡英資金に当てたことは、『世外井上公伝』第1巻（1933年）にも記されていることである。

160 アンドリュー・カーネギー『カーネギー自伝』（中公文庫、2002年）181頁。

るということでもあり、そうした投資をするくらいならば、寄付すればよいということであろう。たしかに前田も毛利も、投資に当たって自らの名を出さず家職による名義株をさかんに用い¹⁶¹、「自分の名を大切に」した。ただし前田家は、寄付も相手に無駄遣いをさせないように慎重に行った¹⁶²。ジョン・ロックフェラーは、「寄付ほどたやすく[相手に]害を及ぼす方法はほかにない」と述べ、「ただの寄付ではなく、賢明な寄付をするべきだ」という義務感を抱いていた」とされる¹⁶³。名望ある大資産家が、自らの名誉を傷つけず、相手にも害を及ぼさないような賢明な投資や寄付に心を配る点は、世の東西を問わず、また貴族か否かを問わない。

さて東京電灯は、日本初の電力会社として1883年に設立された。設立にあたって主導した電気技術者藤岡市助が岩国藩士家出身であり、元官僚の同社初代社長矢島作郎が徳山藩士家出身だったこと、また電気事業を新時代の新産業とみなしたことが、同家が設立当初から出資した契機だったであろう¹⁶⁴。ただし上記のように、利益は見込めると踏んだ投資のはずである。同社の発起人は、矢島作郎・原六郎・大倉喜八郎・三野村利助・柏村信・蜂須賀茂韶であり、原六郎は長州出身ではなかったとはいえ、幕末長州藩の倒幕運動に関わり、三野村利助は1878年頃に毛利家「御相談人」になっていた。大倉喜八郎も前記のように毛利家と関係が深く、発起人の大半が長州藩ないし毛利家関係者といっても過言ではなかった。開業当時の株主名簿をみると¹⁶⁵、他の大名華族もいるが、筆頭株主矢島作郎230株のほか、柏村信110株、藤岡市助50株、谷村小作30株、広岡助五郎30株、兼重成一20株など、長州藩関係者や毛利家出入商人の名がめだつ。毛利元徳・元昭名義の株はないから、柏村や谷村ら毛利家家職の株は同家の名義株であろう。しかし同社は89年頃、経営危機に陥った。ここで同社は安田善次郎に援助を依頼し、善次郎は同社株を買い入れるとともに、社務調査委員を設けて自らそのトップとなるなどして再建に尽くし、経営は再び軌道に乗っていったという¹⁶⁶。この時、同社株は要資金第二類に格下げされ

161 前田や毛利が所有株を家職らの名義株にした理由は種々あり、前田家の場合、最も多かったケースは、家職を株主総会に出席させて経営動向を把握しておくためであったが、他に、中小零細企業へ前田家が投資するのは同家の沽券にかかわるといったこともあった(洲崎養魚会社の例)。毛利家でも、後述の北海道鮎山会社のように経営が悪化した企業の株を救済的に引き取った場合、不良会社の株主に同家が名を連ねるのは体面上よくないと考えたからであろう、全面的に名義株にした。もちろん前田・毛利ともに、たんに利殖の具体相を知られたくないために名義株にしたと思われる場合も多い。すでに豊かな資産を有する名望家が強欲に蓄財せんとしたり、資産があまりに多すぎることも、一般に良いこととされないからである。したがって株式のみならず土地所有や鉱山投資などを他人名義にすることもあった。他方、たとえば全部の資産を他人名義にして隠すことも不自然なばかりか、それにより資産が乏しいとみなされることもまた望ましくなかった。明治後期の前田家は、このような観点から、公示される世襲財産をどの程度設定するか、毛利や島津と比較しつつ慎重に検討していた。

162 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」参照。

163 デイヴィッド・ロックフェラー『ロックフェラー回顧録』上(新潮文庫、2014年)32、49-50頁。

164 以下、『東京電燈株式会社開業五十年史』(1936年)による。

165 同上、35-37頁。

166 矢野竜溪『安田善次郎伝』(中公文庫、1979年)196-197頁。以下の引用は、同書、196頁。

なかったが、それは、『安田善次郎伝』も記すように、同社の事業は本来「最も安全確実の性質を帯びて居る、もしその経営が宜しきを得なば、この特権〔東京市の過半へ電力供給する権利〕を利用して、相応の利益を挙げ得べき筈」という認識があったからであろう。

東京人造肥料は、1887年に、高峰讓吉、渋沢栄一、益田孝らにより、日本初の化学肥料製造会社として創業された¹⁶⁷。高峰讓吉は加賀藩御典医高峰精一の子であり、1880年、最初の海外留学の際に前田家本郷邸へ挨拶のため参上し、前田家側の記録には「工部大学校卒業生高峰讓吉、英国へ留学被命、近近日、出船ニ付、為御暇乞参邸ニ付、金貳拾円被下候事」とある¹⁶⁸。明治後期にアメリカ在住の讓吉と契約してタカジアスターゼを独占輸入していた三共が1913年に株式会社化し、讓吉を社長に据えて国内でのタカジアスターゼ生産を開始すると、前田家も讓吉からの依頼により同社株を持つようになる。しかし同家は、東京人造肥料にはまったく投資しなかった。毛利家との大きな違いを示している。

東京家畜市場会社は、1887年に設立された。『港区史』下巻（1960年）によれば、鈴木源蔵が86年に屠場として浅草家畜市場を浅草千束村で設立し、それを継承して増資のうえ東京家畜会社が成立した。さらに同社は89年に神戸家畜会社を併せ、資本金を30万円として、日本家畜市場株式会社と改称された。これはその後も発展していった、とされる¹⁶⁹。しかし、当初経営は良好だったが、90年代も順調に発展していったという点は、毛利家側の史料と異なる。まず『立案録』の、前後が87年の記事である箇所に、家職らが同社への投資の可否を元徳に仰いだ記録がある。

東京家畜市場会社ハ、現今衣食住改良ノ機ニ際シ、都府ニ於テ必用ノ会社ニテ、創立セサルヘカラス、^{ママ}発企首唱ノ内、鈴木源造ハ^(性格カ)正確實着^(性)ノ生質ニシテ、家畜販売ノ業、経験アル者、且御当家ニ川口町地所買取ノ時、^{さしもつ}差纏レ出来、公訴ノ時、聊カ尽力セシ事アリテ、^{しほしほ}屢出入致セシ因モアレハ、^(「五千」に修正)貳百五拾株、即チ貳千五百円、〔柏村〕信ノ名義ニテ加盟申付ラレテハ如何

但、第二課別途ヨリ支払

とあり、「可」の記載の下に家職4名の印、そして冒頭に「諾」印がある。担当家職らの合意の上で、元徳に上申して承諾印を受け、会計第二課から要資金第二類別途金として払い込むこととしている。鈴木源蔵とは、東京吉原で牛肉店を営業し、1880年に毛利家が後述の埼玉県川口町の耕地等を買入れる際に仲介した人物である¹⁷⁰。第二類ということは、順調に利益を上げられ

167 日産化学工業社史編纂委員会『八十年史』（同社、1969年）第2部第1章。

168 『淳正公年表稿』明治13年1月30日条（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）。

169 以上、同書、501-502頁。89年に神戸家畜会社を合併したのはたしかであり、さらに同年、四日市牧畜会社の合併も決めている（『柏村日記』明治22年6月11日、同6月15日条）。

170 『柏村日記』明治13年6月23日～同25日条。引用文の「川口町地所買取ノ時、差纏レ出来、公訴ノ時」というのは、川口町地所買取について川口町戸長柴崎平七と一旦仮契約したものの、元所有者宇田川が全権委任した代人と紛議となり、訴訟に至ったことをさす（『柏村日記』明治13年7月、同12月の各条）。

るか不透明という認識を示しており、それゆえ家名を傷つけないように家令柏村の名義株とする予定であった。「現今衣食住改良ノ機ニ際シ、都府ニ於テ必用ノ会社ニテ、創立セサルヘカラス」という文言から、家職や元徳は、利益獲得はともかく、日本社会にとって必要だから投資するという考えである。このような投資姿勢は、前田家にはほとんどなかったといつてよい。ただし毛利は、同社株を88年に第一類で旧株80株・増株700株を所有し、その後も第一類で所有している記録はあるが、第二類の所有は確認できない。おそらく見込みありと踏んで、当初の予定を変更し、最初から第一類に属させたのであろう。実際当初は配当もあり、その後同家は貸付金も与えた。しかし92年前半頃に同社は実質的に破綻したらしく、同年6月頃の記録（『要旨実施備忘録』）によると、「家畜会社」への貸付金4万6千円のほか、同社株65株（払込金1,300円）について、「右、御財産整理ニ付、付ヶ置、財産控除」とある。史料はさらに続いて、新川霊巖島の酒商広岡助五郎1万6千円につき、「右、年賦貸付金八万壱千円ノ内、前記ノ金額、今般家畜会社貸付金始末ニ付、御託、迷惑ノ廉モ不少、依テ前記貸付金ノ内、棄捐シテ附ヶ置、財産控除ノ事」とある。助五郎に対してはこの時点で8万1千円の貸金があったのだが、彼に迷惑をかけたというのは、90年1月に、毛利家が現金と整理公債で5万3千円を広岡為換座に貸し出し、「此金額、悉皆家畜市場会社へ貸与」させたことをさしているのであろう（『要旨実施備忘録』）。毛利家が広岡助五郎に対して、家畜会社に貸すことを条件に5万3千円を貸付し、それが焦げ付いたのである。結局毛利家は、同社の経営破綻により、減価した同株の売却損を含めて、6万3千円余の損失を被った（後掲表4-18）。もっとも同社は解散したわけではなく、合併していた神戸家畜会社を92～93年に分離さらに再合併したようで、かつ93年に減資を行い、94年以降も日本家畜市場会社として存続した¹⁷¹。

次に、表3-3には品川硝子会社への出資があり、これも結局同社が破綻して毛利家は損失を被るのであるが、これは前史として、三条実美家への貸金に関する問題がある。しかしそれは次項で述べるとして、同社の設立経緯の簡単な説明から始めよう。

三条実美家の家令らが1873年に開始した品川のガラス製造（興業社）は、76年に官営品川硝子製造所となり、さらに85年に西村勝三らに払い下げられ、88年に品川硝子会社となった。これに伴い、毛利家は同社株式に出資し、かつ貸金も行った。1890年頃、同家の品川硝子株式は4千円程度であるが、貸金は同じ頃、じつに7万5千円にも上っていた（後掲表4-12）。同社への出資および多額の貸金を勧めたのも井上馨らしい。そもそも同社社長には、家令柏村信の長男柏村庸が就任していた。ガラス製造という新事業に毛利家は積極的に支援すべきとの意図であらう。91年頃には同社は苦境に陥っており、同年4月26日付の、井上馨宛柏村庸書翰には¹⁷²、

171 以上、『柏村日記』による。その後も家令柏村は自分で同社株を所有し、しかもおそらく94年初頭頃まで同社社長も務めていたらしく、同社株を最終的に手放した95年8月に同社から感謝状を受け取っている（明治28年8月1日条）。

172 以下、「井上馨関係文書」第11冊（国会図書館憲政資料室所蔵）所収。

先年幣会社設立之際、前持主ヨリ譲受代金之一部、即時払込之為メ、要用有之金參万円借用之義、願出候処、速ニ御聞届ニ相成、難有仕合ニ奉存候、其後、御成規之通、金參千円返納仕候得共、尚会社営業之都合ニ依リ、廿二年九月金壹万八千円之増借及昨廿三年六月更ニ会社改革其他負債始末業務取統等之為メ、金參万円増借願出候処、是亦御聞届被成下、全ク御蔭ヲ以テ今日迄営業罷在候段、重々御厚恩ヲ蒙リ、難有奉存候、然ルニ昨年及本年共一般商業不景氣、加之製造上之損失モ不少、為メニ御定則之利子モ御上納致兼候場合ニ相成リ、殆ト当惑仕候……

とある。要するに、会社設立当初、譲ってもらった西村勝三らに代金を支払うために毛利家から3万円借り、その後も毛利家は同社からいわれるまま、1万8千円、3万円と、追貸をしているのである。そして結局同社は行き詰まった。この時点で、同社は毛利家から、「借入金」7万5千円、同利子2,500円、「別口一時借入金」2,400円、同利子37円、総計7万9,937円の負債があった。そこで同社としては、甲案として7万9,900円を同額の株券と交換してもらうことを願い出で、乙案として7万9,900円を当分無利子で据え置いてもらうことを申し出ている。もしこれら両案のいずれも採用されず、これまでの契約を遵守せよということになれば、「硝子会社ハ今日ニ解散スルノ外、致方無之、折角山口県下へ着手仕候事業モ半途ニシテ水泡ニ相成、県下ノ株主ヘ対シテモ申訳無之次第ニ存シ」とある。

これほど毛利家が同社に肩入れしてきたのは、上記引用にもあるように、89年から窓ガラスなどの製造のために山口県小野田で分工場の建設を開始していたこともあった¹⁷³。これは井上からの要求だったとみられる。そしてそのために山口県からも出資を募ったのであろう。毛利家は、同社への7万5千円および柏村庸への2,400円の貸金に92年までなんら変更を加えていないので¹⁷⁴、同社からの返済猶予などの願出に応じなかったとみられる。小野田工場は柏村庸がこの嘆願書を出した91年に竣工したが、「操業開始に至る前に経済界の変動にあい」、92年11月に解散した。ここでも毛利家は大きな損失を被った（後述）。

日本舎密製造会社は、硫酸などを生産する日本最初の化学会社であり、1889年7月に、山口県の実業家豊永長吉らも深く関与して、小野田に設立された¹⁷⁵。この企業は破綻することなく存続した。同社への毛利家の出資も、井上馨の同意によって行われたとされる。同家は明らかに、地元企業に投資する傾向が、前田家より強い。

東京ホテルは、よく知られているように欧化政策を進めた井上馨が、鹿鳴館に隣接する地に洪

173 以下、旭硝子株式会社臨時社史編纂室編『社史』（同社、1967年）12頁。

174 『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』（明治24年）。

175 前掲、日産化学工業社史編纂委員会編『八十年史』47頁、畠中茂朗「日本舎密製造会社の創業と企業家豊永長吉」（『山口県史研究』15号、2007年）、同「明治期地方企業家の成長と事業展開」（『経営史学』53巻2号、2018年）。豊永長吉（1831-1911）は旧長府藩士で、幕末に坂本龍馬とも親しい関係にあった。明治期には実業家となり、1892年から没するまで日本舎密会社の社長を務めた。また後述のように毛利家の融資を受けて筑豊炭鉱経営にも関わっていた。

沢栄一や大倉喜八郎らを説いて設立に至った企業だから、この投資も井上の推奨によるものであろう。しかし毛利家は第二類に属させていた点からみて、あまり期待していなかったらしい。

共栄社は、山口県徳山の汽船会社である。この頃、瀬戸内海航路は競争が激化しており、同社はその有力なプレイヤーの1つであった。旧領企業支援とみられる¹⁷⁶。忠愛社は、81年設立で「明治日報」なる新聞を発行した。毛利家は同年1千円を出資した。日報社は「東京日日新聞」を発行していた。いずれもこの頃政府よりの保守系新聞であり、毛利家の政治的立場からの出資にちがいないが、第一類に属しており、利益も十分上がると見込んだ出資だったはずである。

以上、電気事業、人造肥料製造、家畜市場、ガラス製造、硫酸製造と、いずれも新時代の新産業であり、毛利家はこのような新しい試みに積極的に投資すべきと、家職らや有力旧臣らは考え、当主も同意したのであるが、同時にそれにより大きな利益が得られると期待したものが多し。要するに、毛利家の株式投資は、採算性にある程度目をつぶった「名望家的投資」もまったくなかったわけではないが、むしろベンチャー銘柄志向があり、その結果、成功して大きな利益を得たものもあると同時に失敗もめだつ。幕末期長州藩の行動と同じである。これに対して前田家は、何よりも安全確実を旨とし、名だたる優良株に分散投資し、珍奇な事業株には手を出さなかった。具体的には、銀行・保険・鉄道・海運株に集中し、電気・化学工業株に投資するのは1900年代以降であり、それも入念な事前調査を経た後であった。こちらも幕末期の慎重な行動と同じである。

その他の所有銘柄に若干ふれると、大阪紡績株については、前田家は、値上がりしかつ寄付などのために現金需要が発生するとさっさと売却して売却益を得ていたが、毛利家はむしろしばらくの間は投資を増やしていった。前田家が同株を早期に売却したのは、おそらく繊維株は景況に左右され変動が大きいとみなしたからであろう。毛利家も92年に同株全部を売却したが、動きがやや鈍い¹⁷⁷。その後明治期には両家とも繊維株は判明する限りまったく所有していない。

次に、公債所有をみると(表3-4)、大半は、利殖を目的に所有する第一類であるが、貸金が焦げ付いて担保品が所有物になったり、返済の代わりに受け取ったりした第二類所属分も、82年や89年は2割ある。たとえば81年の新公債(第二類)6万5千円は、広岡久右衛門が貸金返済の代わりに譲り渡したものである¹⁷⁸。前田家でも貸金が焦げ付いて担保を取得した場合はあったが、毛利家よりかなり少ない。また時期がやや戻るが、たとえば74年に毛利家は、旧公債2

176 当時の瀬戸内海航路の動向については、『大阪商船株式会社五十年史』(1934年)51-54頁。しかし共栄社も89~90年頃経営難に陥り、柏村・井上馨らは社長ら幹部を東京に呼んで、打開策を議している(『柏村日記』明治22年12月26日条など)。

177 ただしその前の87~88年にも同社株を部分的に売却した。売却は、同社に関係の深い藤田伝三郎に依頼した(表3-3の史料および『要旨実施備忘録』)。

178 なお表3-4において、金額が翌年減った場合、売却したとは限らない。償還もあるし、(貸し出す場合も第二類に移管したから)第二類に移して表に現れない場合もある。83年の例では、七分利金禄公債5万8千円を第二類に移して、「八家仕組掛」へ貸与している。

表 3-4 所有公債 (要資金, 1881-90 年) (実価)

銘柄	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年
秩禄公債	123,535	55,228	49	—	—	—	—	—	—	—
起業公債	42,768	42,768	39,898	39,898	39,898	39,898	39,898	39,898	39,898	39,898
一割利金禄公債	7,000	11,348	11,348	6,949	4,064	—	—	—	—	—
五分利金禄公債	3,840	7,934	7,934	7,934	7,934	7,934	3,840	—	—	—
六分利金禄公債	6,373	8,024	18,126	25,495	28,794	29,120	32,025	23,880	23,880	23,880
七分利金禄公債	176,337	232,671	242,029	260,618	226,489	294,025	179,139	91,007	—	—
金札引換公債	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	97,500	96,500	20,000	20,000	—
中山道鉄道公債	—	—	—	10,530	58,280	55,671	54,984	54,984	54,984	54,984
整理公債	—	—	—	—	—	18,950	20,850	—	58,367	21,300
新公債	99,221	98,789	131,653	131,653	137,983	138,071	138,071	138,391	138,391	} 203,716
新公債(第二類)	65,325	(65,325)	(65,325)	65,325	65,325	65,325	65,325	65,325	65,325	
旧公債(第二類)	…	54,732	—	—	—	7,668	(4,268)	…	3,616	
[要資金第一類計]	564,075	561,761	556,036	588,078	608,442	681,170	565,307	368,160	335,520	
[要資金第二類計]	…	…	…	…	…	…	…	…	68,941	
総計	…	…	…	…	…	…	…	…	404,461	347,281

(出所) 表 2-1 と同じ。

注: 1) 各年 12 月末現在。

2) 1889 年までの「銘柄」欄に会計の帰属を記していないものは、要資金第一類、90 年は第一類・第二類の区別なし。

3) 1882~83 年の新公債 (第二類) と 1887 年の旧公債は推定。

万 9 千円余を所有していた。これは、73 年に萩町の御用商人小林喜平 (喜兵衛) から 1 万 2 千円分を、山口町の御用商人三輪惣右衛門から 1 万 9 千円分を買い入れたものである¹⁷⁹。これはおそらく、政府から御用商人に、藩債に対して旧公債が渡されたので、毛利家が額面で買い取ってやったのであろう。尾張徳川家や前田家に限らず毛利家も、藩債処分によって不利益を被る御用商人に対して、種々配慮を示していた。

さらに家職を山口県に派遣し、旧藩士の便宜のために金禄公債の買い上げも試みていた。結局、買入を取りやめた例であるが、『用達所日記』明治 11 年 12 月 4 日条には、「竹下精一、山口県エ御用ニ付、被差越、本日致出立候、金八万円并御用物壺纏メ致、持越候事」と、なんと家職が現金を 8 万円も持参したとある。これは、旧領において旧藩士から金禄公債を買い取るための輸送だったらしく、同月 13 日に下関に着いた家職竹下に対して、高すぎるから買入れは中止せよと電報を打っている。「馬関滞在之竹下精一へ電報ニテ、前約之金禄公債証書五万円買取モ、余高価なれハ買入相止メ、残り現金、山口用達所エ相渡シ置可申様、報知ニ及候事」とある。たんなる利殖目的の公債買入ならば、わざわざ山口県まで赴かなくても東京でいくらでも可能だったはずである¹⁸⁰。これに対して前田家では、特別な事情がある場合はともかく、このような公債買

179 『御要資金収支計算書抜』、『用達所日記』(明治 7 年 6 月 29 日、同 6 月 30 日条)、『諸願伺届扣』(明治 4 年~同 8 年)。切落しがあるので、額面は減少。

180 この資金は、1880 年 1 月にも、まだ山口用達所に 4 万円あった。『奉伺録』(明治 13 年) 所収の「出納録」には、1 月 21 日「金四万円 右、一時 [明治] 十一年十二月山口県下用達所江公債証書買取金引当トシテ御要資金之内ヨリ送置相成候分、今般更ニ……其儘県下用達所ニ取差置、公債証書買取被仰付候事」とあり、やがて実際に七分利金禄公債などを買い入れたようである (『奉伺録』明治 16 年所収「明治十五年予算」および前注 26)。

入という旧臣に対する配慮は基本的には見られない。公債は両替商に売却できるからである。

(iii) 不動産所有と北海道開墾事業

表3-5によって、この時期の不動産所有のあり方をみよう。同表は要用金に属する不動産であるが、当用金には不動産はないはずだから、同表に示したものが所有不動産の大半である。大半というのは、高輪邸・山口野田別邸¹⁸¹・鎌倉別邸¹⁸²など自家用の邸宅ないし墓所などは、資産に計上していない。したがって取得年次が正確に判明しないものもある。しかしそのような自用不動産は案外多い。同家に限らず、大藩大名華族は、旧領など諸所に邸宅・地所を有した。また家の歴史の古さを反映して各地に散在した先祖の墓所・墳墓を多数所有していた。そしてとくに明治前期にはそれらをたいてい資産に書き上げていない。1876年に、元就の墓所がある広島県の「吉田御廟地付近官林」を4千円余で払下げを受けたが（『用達所日記』明治9年1月12日条、元就はもともと安芸吉田荘を本拠とした）、明治期の史料に資産として計上しているものは見当たらず、大正後期には計上している。前田家もこうした不動産を資産としてもれなく計上するようになるのは明治後期からである。明治期以前から所有していたり、政府から下賜された地所は取得価格がゼロだったり、売却換金も想定されていなかったからであろう。その他の動産を含めて、会計史料には直接現れない資産を多く持つのが大名華族であった。

毛利家の場合は、高輪邸¹⁸³・野田別邸・京都別邸¹⁸⁴・萩別邸¹⁸⁵・三田尻別邸¹⁸⁶・東京世田谷若林地所¹⁸⁷は、1893年に初めて資産に計上された。浜町別邸は1890年に売却したが、同邸は政府から無償下付されたものであり、かつそれまで資産として計上していなかったため、売却代6万円を

181 敬親の隠居所として1869年に建設決定、1871年毛利家「野田御殿」となる（前掲『増補訂正もりのしげり』199頁）。現、山口市菜香亭付近。

182 1890年10月に旧長州藩士進十六（司法官、のち毛利家家令・家事部長）らから購入した（前掲『山口県の近代和風建築』23頁）。

183 梅御殿・下高輪別邸などを含む。梅御殿は、1883年に敬親未亡人美子のために、高輪本邸の近くに新築した（『用達所日記』明治16年12月28日条）。

184 三本木中ノ町（現、京都市上京区）。遅くとも1887年には存在し、修繕費が支出されている（『明治二十年分御当用金御算用一紙』11政理/212）。旧長州藩邸ではなく、同藩士らが倒幕のために密会した吉田屋の付近。ただし吉田屋を買い取ったわけではない。この別邸には、敬親側室の園^{その}が長く居住した（『用達所日記』明治22年5月7日条など）。

185 萩には、萩別邸（萩八丁邸）と萩土原別邸^{ひじわら}の2つがあった（後掲表4-8）。前者は藩政期の南園御茶屋、後者は渡口御殿か。萩別邸には、10代藩主齋熙^{なりひろ}の3男信順の子である順明（1883年没）と、齋熙の娘である八重子（最後の徳山藩主毛利元蕃正室、1900年没）が、萩土原別邸には信順の娘である俊子（喜久姫、1899年没）が晩年居住していた（『増補訂正もりのしげり』114-116頁、『用達所日記』などによる）。

186 藩政期の毛利家三田尻御茶屋。幕末に七卿落ちの公家らを一時かくまった屋敷として知られ、1939年まで同家所有であった。現、英雲荘。

187 世田谷村若林地所には、82年に吉田松陰を祀る松陰神社が建立された。

そのまま純益としている（後掲表 4-6 の史料による。表 3-10 も参照）¹⁸⁸。

また当初、当用金で買入れたものもある。東京府南葛飾郡平井新田・砂村新田は、前記のように、藩政期は葛飾抱屋敷であった。それを 1879 年に地主小田某から買戻した¹⁸⁹。買戻しの理由は、元徳の鴨猟のためであった¹⁹⁰。しかし 82 年に要用金に移管した。それは、元徳は猟を止めることとし、かつ利益が期待できるためであった。『奉伺録』明治 15 年 11 月 2 日条には、

砂村地所之儀ハ、御銃猟等ノ為、御買取相成、御本邸同様、第壹課之担当ニ被致置候処、頃日銃猟御廃止之思召茂被為^{あらせられ}在、且亦多分之御利益相備り候ニ付、御要用金加入、利倍被申付候とある。このため要用金に入れて、「利倍」を申付けられたという。ここにも同家の積極的な利益追求の姿勢がみえる。この地所は、明治前期以降の前田家深川地所の隣接地であり、前田利嗣^{としつぐ}もこの頃さかんに鴨猟を行っていた¹⁹¹。

川口町の不動産（田畑・宅地・家作等）は、前記のように 1880 年 6 月に東京の牛肉商鈴木源蔵の仲介で同町の地主宇田川安から買入れた¹⁹²。この地所からは小作料を収取し、当初から要用金第一類に属しているから、地代收取目的で買入れたはずである。1890 年代とみられる井上馨宛柏村信書翰にも、すぐ述べる小作料収取目的で取得した宮城県耕地と川口町耕地が同列に記されている点からも、それが窺える¹⁹³。遠隔地の耕地所有によって小作料収取をめざす場合は、現地の管理人が必要であり、川口地所では買入時の戸長かつ案内役であった同町の名望家地主芝崎平七がそれを担当したらしい¹⁹⁴。

仙台地所は、1888 年に 3 万 1 千円により「田地凡百町歩御買取」とある（表 2-1 の史料）。こ

188 『柏村日記』明治 23 年 6 月 27 日条によると、柏村が勤務する第十五銀行へ安田善次郎が来て、浜町邸を 5 万 7 千円で買受けたいと申し出た。柏村は、6 万円での購入希望者がすでにいるので、6 万円にしてもらえば、かねてからの間柄でもあるので、主人の元徳も満足するであろうと答えたところ、善次郎は即座に承諾した。そこで柏村は、一応元徳に上申のうえで後日確答することとしたとある。しかし前掲『安田善次郎伝』によれば、この頃浜町邸を買入れた記録はなく、翌 91 年に池田侯爵旧邸（本所区横綱町）を購入して本邸としているから、毛利家は善次郎には売らず、先の購入希望者に売却したのであろう。元徳は順序を重んじる義理堅い性格だったようである。

189 『用達所日記』明治 12 年 3 月 9 日条に、「今般砂村、本所両新田之内、御旧邸御買入相成」とあり、同日記には、この頃から砂村新田の記事が急増する。

190 『奉伺録』明治 15 年 11 月 2 日条。

191 たとえば、前掲『安田善次郎伝』185-186 頁。また 1895 年 5 月 9 日に利嗣夫妻が砂村毛利別邸に招かれ、元徳らに歓待されているほか、隣接地のため両家間で区画整理等、種々交渉が行われている（前田家『諸事留』明治 28 年、同『評議案』明治 45 年など）。

192 『柏村日記』明治 13 年 6 月 23 日～同 25 日、同 29 日条。

193 「宮木県耕地、埼玉県川口町耕地、登記之手続及催促候処……」とある。年次不明 1 月 24 日付、「井上馨関係文書」第 11 冊（国会図書館憲政資料室所蔵）。

194 『第壹基本第式基本財産月計表』（明治 33 年）に、1905 年の第一基本財産仮払金として芝崎平七に 1 千円余がある（地租等の支払か）。芝崎については、『川口市史』通史編下巻（1988 年）50、88 頁。代々平七を襲名しているようで、『日本紳士録』37 版附録（1933 年）多額納税者名簿、21 頁、『日本紳士録』36 版（1932 年）埼玉県、8 頁には、「農業」「地主」とある。

表 3-5 所有不動産 (要用金, 1879-90 年)

所在地	1879年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年
第一類						
東京府平井新田砂村新田	—	—	29,539	29,539	29,539	29,539
東京府麹町区中六番町	—	—	—	—	—	—
埼玉県川口町	—	13,580	13,441	13,313	13,313	13,313
兵庫県下神戸山手通	—	—	—	—	—	—
宮城県仙台	—	—	—	—	—	—
北海道大江村	—	13,959	41,209	61,747	82,468	—
[第一類計]	—	27,539	84,188	104,599	125,320	42,852
第二類						
東京府南葛飾郡須崎村他	—	…	…	…	…	…
東京府麹町区上六番町	138	…	…	…	…	…
東京府麹町区麹町	5,573	…	1,015	(売却)	—	—
東京府深川西大工町	6,183	—	—	—	—	—
東京府深川富川町	—	—	1,880	1,880	1,880	1,880
東京府新栄町入舟町	7,000	…	…	…	…	…
東京府横綱町	11,000	…	…	…	…	…
東京府越前堀一丁目	17,200	(売却)	—	—	—	—
東京府本所外手町	13,700	(売却)	—	—	—	—
東京府芝新堀町	4,500	…	…	…	…	…
東京府芝栄町	4,800	…	…	…	…	…
東京府芝区白金猿町	—	…	…	…	…	…
東京府三田君塚町	110	…	…	…	…	…
神奈川県横浜平沼町	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
兵庫県兵庫東川崎町	23,000	…	…	…	…	…
兵庫県福原町	—	…	…	…	…	…
兵庫県下神戸山手通	—	—	—	—	—	—
山口県萩土原村	—	…	…	…	…	…
宮城県仙台	—	—	—	—	—	—
北海道大江村・黒川村	—	—	—	—	—	…
[第二類計]	99,204	…	…	…	…	…
総 計	99,204	…	…	…	…	…

(出所) (毛利家) 会計第弐課『御要用金年一紙』(明治十年余利)。

注: 1890 年は第一類・第二類, 要用金・当用金の区別なし。各年末現在。

れも井上馨の主導したものであった。『世外井上公伝』第 4 巻は¹⁹⁵,

[1886 年夏に、北海道からの帰途] 公は陸前石巻に上陸して宮城県下に入り、農民の事情視察旁々田畑の地価と収益の状況を調査した。これは当地方に於て純収益が買収代価の六七分に当る田地があれば、毛利家の不動産として買入れさせようとの考があつたからである。

その結果、宮城郡など 3 郡に望みの水田があつたので、帰京して協議の上、買収に決し、第七十七国立銀行頭取遠藤敬止らに買収を依頼したという。買収は順調に進み、翌 87 年 12 月に井上は家令柏村とともにもう一度仙台に赴き、遠藤と詳細を定めている。遠藤はその後も毛利家仙台地所の現地管理者を務めた¹⁹⁶。井上はこの頃外務大臣であった。井上の世話好きの一面がよく現れている。

195 同書, 615-616 頁。

196 『柏村日記』明治 25 年 8 月 14 日条には、遠藤から仙台地所「取穫米売払廿四五両年分収支決算」が送付されていることが記されている。

(元価, 円)

1886年	1887年	1888年	1889年	1890年	備 考
29,539	29,539	29,539	29,539	29,539	地所, 82年当用金から
—	—	—	—	32,000	地所家屋
13,613	13,613	13,613	13,613	13,459	地所
—	11,211	—	—	—	地所, 88年第二類へ
—	—	—	31,200	31,200	地所, 89年第二類から
—	—	—	—	—	開墾地経費金, 85年第二類へ
43,152	54,362	43,152	74,352	—	
…	…	2,300	(売却)	—	尾崎斑象(南葛飾郡長)質流地
(売却)	—	—	—	—	地所, 83年駅通局へ売却
—	—	—	—	—	
(売却)	—	—	—	—	地所
(売却)	—	—	—	—	
(売却)	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	
(売却)	—	—	—	—	
…	…	…	—	—	
…	…	…	1,175	1,175	地所
…	…	…	110	(売却)	地所家屋, 毛利家君塚町邸か
(売却)	—	—	—	—	地所
27,525	(売却)	—	—	—	地所家屋
—	(売却)	—	—	—	地所
—	—	11,211	(売却)	—	地所, 88年第一類から
…	…	…	3,500	3,500	地所家屋, 萩土原別邸
—	—	31,200	—	—	88年買入, 89年第一類へ
…	…	…	103,313	116,075	85年第一類から
…	…	…	108,098	—	
…	…	…	182,450	226,947	

このように毛利家は土地投資も積極的であり、旧領とはまったく無関係の地域の耕地を物色し取得した。それは井上馨の助言も大きかったが、むろん柏村など家職幹部や当主元徳もみな賛意を示し了解した。岩国吉川家も同様に、旧領とは無関係の遠隔地の耕地を大規模に取得しており¹⁹⁷、その点で両家の投資性向はよく似ている。

他方、前田家は利殖目的の内地における不動産取得は不活発であり、明治前期に所有した石川県の耕地 54町歩も 1887年に全部寄付したし、その後明治後期に東京代々木の畑地・原野(のちの代々木練兵場) 4万3千坪や石川県の耕地 163町を取得したが、それも比較的短期で手放した。同家が耕地所有にあまり積極的でなかった理由は、土地管理・小作料徴収のコストを嫌ったためではないかと思われる(現地管理者が誠実でないと、イタリアマフィアのように中間搾取が発生する)。代々木地所は未墾地が多く、少ししか貸していないようであるし(小作料収入は少額)、明治後期の石川県耕地の取得は、元の地主らが金沢電気の経営で行き詰まったことによる

197 前掲, 三浦「明治期における華族資本の形成と工業化投資」。

同家への買取要請に基づくという若干救済的な性格も有していた。しかも元地主の中心たる羽昨郡の岡野家は、かつて小牧・長久手の戦い(1584〔天正12〕年)の一環として北陸で起きた末森城すえもりの戦いの際に、佐々成政軍の来襲をいち早く前田利家に通報したとの伝承もあり、少なくとも近世期には十村とむら(加賀藩の大庄屋)という旧家であった。前田家が耕地を取得しても、土地管理・小作料徴収は従来通り岡野家らが行い、管理コストはほとんど生じなかった。代々木地所は陸軍に売却し、石川県耕地は元の地主が買い戻した。

その他、表3-5をみると、第二類に東京を中心に各地に所有地があり、かつ1880年代にほとんどを売却している。この大半は質流れ地であった(表2-1の史料による)。これも前田家ではありえないことである。前田家では、毛利家のように利子取得目的で多方面に貸付することはなかったから、焦げ付くことも、抵当の地所を取得することもきわめて少なかった。表3-5の第二類の地所は、毛利家の積極的な貸付＝利益追求姿勢の結果である。

次に、大名華族が北海道に広大な地所を所有し、開墾・農場経営あるいは小作経営を行ったことはよく知られているが、これは内地(本州以南)の耕地所有とはまったく性格が異なると筆者は考える。

従来、明治期北海道の華族による広大な土地所有は、官有地が華族に有利に払下げられることによって進展した点が強調されてきた。その代表的研究ともいえる旗手勲『日本における大農場の生成と展開』(御茶の水書房、1963年)では、たとえば「とくに北海道では、明治一九年に制定された土地払下規則にもとづいて、広大な官有未開地が有利な条件で処分されることになったから、……明治二〇年以後きわめて多くの華族などが、北海道において土地所有者になったのである」とある¹⁹⁸。「有利な条件」とは、土地払下規則における当初の無償貸付や、一定期間後の有償払下げなどをさしている。あたかも華族・政商が特権的に有利な条件で払下げを受け、大土地所有者となつてうまい汁を啜ったかの如くの論調である。しかしこれはまったくの誤りと思われる。そもそも払下げ対象者は華族・政商に限定していたわけでもないし、払下げにあたっては「成功期限」といった条件も付けられていた。そしてなによりも北海道の未墾地は内地既耕地とは比較にならない劣等地が大半だったのである。大きな利益獲得が自明の払下げではなかった。それにもかかわらず大名華族が北海道の土地投資を行ったのは、「皇室の藩屏」という立場から国策に呼応せざるをえなかったからである。そのような土地投資・開墾に率先して携われる担い手は、富裕な大藩大名華族くらいしかいなかった。これに対して、政府高官たる大隈重信・青木周蔵・松方正義・山県有朋らの新華族はさっさと内地の比較的優良な土地を買い占め、利殖をめざす三井・三菱・住友などととも北海道の土地投資はしなかった¹⁹⁹。農村地主や商人が進出した例はあるが、だいたい撤退している。要するに、旗手前掲書が提示するデータは貴重であるが、データとその解釈ないし理論的枠組がうまく照応していないように思われる。前田家は毛利

198 同書、50頁。

199 旗手、前掲書、46-55頁。

家より10年以上遅れて、1894年から本格的な北海道農場経営に着手したが²⁰⁰、1895年末に取得した軽川農場（札幌近郊）は新潟県の地主森本義質が手を持ってあました農場を譲り受けたのである²⁰¹、前田農場も採算がなかなかとれず、1904年には隣接の平民地主から地所買取りを要請されたが、こちらが売りたいくらいだと本音をもらして断っている²⁰²。

さて毛利家の北海道開墾事業は、大名華族の直営としては最初のものである²⁰³。1880年前後から政府の士族授産政策が本格化し、北海道開拓も農業を含む産業育成に力点が置かれるようになった。前田家は、1880年7月の華族会館における岩倉具視の指令によって、京都と北陸を結ぶ東北鉄道計画の推進とともに、起業会（北海道漁業・開墾事業）への10万円の拠出を行った²⁰⁴。これに対して、毛利家は1880年2月に貧窮士族のために北海道後志国岩内郡の地所510万坪の払下げを開拓使東京出張所へ出願した。これは前年の79年における開拓使勤務の旧長州藩士らによる「建言」を受けたものであった。「建言」には、

200 前田家は1883年から北海道に広大な土地を所有したという記述がみられるが（たとえば、旗手、前掲書、48頁、第14表）、これは、旧臣の士族授産のために同家が補助金10万円を支出して活動させた起業会によるものであり、所有者を同家名義にしたものにすぎない。したがって前田家直営農場ではなく、同家は自らの資産とは認識していないし、同家の財産台帳等にも一切記載はない。

201 『上越市史』通史編5近代（2006年）153-154頁〔筆者執筆〕、『金沢市史』資料編12近代2（2005年）380頁。

202 前田家『諸事留』（明治37年度）4月8日条。

203 前掲、旗手、46-50頁によると、明治10年代に北海道に広大な地所を取得した大名華族には、毛利・前田の他に尾張徳川家・鍋島家があるが、尾張徳川家は直営ではないし、鍋島家も87年頃から主に小作経営による開墾実施とされている。

204 前田家が旧領の旧臣らを対象とした士族授産に乗り出す姿勢を見せたのに対して、金沢士族らは鉄道建設派と開墾派に二分して争ったが、当初の1881年時点では前田家は金沢士族らに東北鉄道計画を推進することを表明していた（前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」99頁以下）。これに関連して、『柏村日記』には、1881年9月17日に「成器会開設出席」とあり、以降、柏村の在京中は月1回程度のペースで「成器会へ出席」などという記事が現れる。これは前田家家扶だった寺西成器しげのりのことと思われる。寺西は、81年夏に前田利嗣とともに金沢に赴き、東北鉄道の出資募集とともに、袖にされた格好となって不満を募らせた開墾派士族らの対応に当たったが、彼らに対して前田家の権勢を笠に着て威圧するなど尊大な態度をとったため、開墾派士族らは寺西を打倒、鉄拳を加える騒ぎとなった。寺西はこの混乱の責任を取って同年9月18日に前田家を辞職した（『淳正公年表稿』。「成器会」とは、寺西が無職となった時期に、柏村ら有力大名華族の幹部家職など寺西の友人たちが傷心の彼を慰めるための会だったと思われる（9月17日には辞職は決まっていたはずである）。柏村と寺西は、1879年～81年とともに主家代理として東京海上保険取締役でもあり、交替で同社に出勤する間柄であった（『柏村日記』明治13年6月23日条）。翌82年9月に寺西が三菱に入社すると（『三菱社誌』10、515頁）、『柏村日記』から「成器会」の記事もピタリと消える。これらは、有力大名華族の幹部家職間で日常的な交流があったことを示すとともに、寺西は人望のある人物だったことを窺わせる。寺西はその後、三菱合資大阪支店長などを長く務めたが、毎秋、大阪から前田家本郷邸に「見事ナル御所柿」（前田家から寺西への礼状控、御所柿は奈良県御所原産の甘柿の最高級品）を2籠、1籠は「御先霊様」（歴代藩主・当主の神前）へ、1籠は「方々様」（前田家家族ら）へ献上しており、稀には御機嫌伺のために本郷邸へ参上した（『諸事留』『淳正公年表稿』）。

上は報国の義務，中は以て毛利家の荣誉，下は旧藩士民の困難を救はせらるゝ便のみならず，目下華族の中に其の業に着手せんとする輩も有之趣に付，此際先鞭以て其の泰斗とならせられん事を……

とある²⁰⁵。彼らとしては，士族授産や北海道開拓が国策となれば，新政府樹立の旗手となった旧主家が率先してそれに協力し，大名華族の範となることが望まれた。それが実現すれば，開拓使勤務の旧藩士らの功績にもなったであろう。しかしこの「建言」に対して当初毛利家家職らの反応は鈍かった。『大江百年』には，次のようにある²⁰⁶。

この献議に対して笠原〔昌吉〕家扶と数回面会して頼んだのであるがぐずぐずして決定しない，そこで内務省に奉職して居りました〔旧長州藩士の〕栗屋貞一氏は……井上〔馨〕，山田〔顕義〕の両参議にあって利害得失をうったへ開墾事業を始める様毛利家事務局にすゝめてもらうことを頼んだ，両参議のすゝめがあって事務局も漸く決心いたし毛利〔元徳〕公に上申した。

毛利公はこれよりさきに旧藩士民の困苦するものであるをきかされた救済の方法を考えて居られた時であったので，早速よろこび賛成なされて実行することになった成功の見込みも覚束ない事業に，当然ながら家職らは乗り気にならなかったが，内務省や開拓使の官吏らは井上馨・山田顕義らに毛利家用達所への説得を依頼し，ようやく1880年2月に同家は事業開始を決定した。ここにみられるように，最終決裁はむろん当主元徳であるが，それ以前に家職らの判断が重要だったことが明らかである。いずれにせよ，倒幕・新政府樹立の旗手は，名声と多額の賞典禄を得つつも，じつはつらい立場だったのである。そして自己犠牲的な投資案に家職らは消極的であっても，肝心の当主はきわめて積極的だった。それが新時代の毛利家に課された役割と自覚していたのである。

この岩内郡510万坪払下げの願は，同年11月に許可された。ところがその土地は，岩倉具視の口添えもあった北海道開進会社なる出願者と重複していたことを，当初開拓使は気付いていなかった。紆余曲折の末，毛利家は，開拓使の指示通りに余市郡山道村地所300万坪への「転地願」を提出し，岩内郡の地所払下げ願を取り消した。この新たな払下げ願は81年8月に許可が出され，同年9月から山道村での開墾が開始された（現，仁木町のJR函館本線沿い）。翌82年には山口県土族の移民受入れも開始され，移民者に好条件が提示されたこともあって，募集に対して応募が殺到したという。また同家の北海道開墾事業は，前記のように大名華族直営事業としては最初の試みだったから，「毛利家による開墾事業は政府，地方庁の注目の的であり，高官の

205 『新仁木町史』（2000年）108頁より再引。以下，同家の北海道開墾事業・農場経営については，主に，山口県文書館毛利家文庫の一次史料などに基づいて分析した同書，Ⅱ，第1章，第4章，および『余市農業発達史』（余市郷土史編集委員会，1968年）145-149，361-363頁，『大江百年』（大江100年記念実行委員会，1980年）5-27頁による。

206 同書，7頁。

『開墾着手実況視察』が相次いで、同年には西郷従道農商務卿・岩村高俊内務省大書記官・佐藤秀顕札幌県大書記官・鈴木大亮農商務省大書記官・山田顕義内務卿らが視察に訪れている²⁰⁷。翌83年には、行政区画も山道村のうち同家開墾地は大江村として独立した。いうまでもなく、毛利家家祖、鎌倉時代の大江広元の名に由来する。

この事業は、当然同家の大きな負担となった。開墾地だから当初は利益が上がらないことが予想され²⁰⁸、かつ直営なので最初から入植者に食糧供給・年金（年当たりの現金）支給を保証していた。小作地ではなく、生活が保障されたから、働くインセンティブに欠け、真面目に働かない者もいたようである。そこで85年から順次、小作制に移行したようで、同年から小作料を徴収するシステムに変えた。それでもうまくいかず、86年に同地を訪れた外務大臣井上馨は、「将来見込ナキ場所」との判断を下した。結局、井上とともに同地方を視察した内務大臣山県有朋も「良好ノ地ナリ」と是認した付近の黒川村120万坪（大江村北方の、現、余市町）の貸下げを願い出て、88年に許可になった²⁰⁹。それに伴い、同家は大江村の現地事務所を縮小するなど、同村から徐々に撤退していった。

他方、黒川村の開墾事業は、小作制に移行した大江村とは異なって直営方式であり、かつ「大規模な機械化による西欧式、しかも畜産を取り入れた混同農業による経営がめざされていた」という²¹⁰。1906年には黒川毛利農場の総反別は653町に達した。しかしこちらも結局失敗して小作制へ移行し、1907年に小樽の会社に16万円で売却された。大江村の開墾地も1895年に小作人に譲渡し、その他の地所も現地の農場事務所員らに贈与され、さらに他へ売却された。家職らの姿勢とは異なって当初から北海道開墾事業に積極的だった元徳が死去した1896年以降、毛利家は同地方からの撤退を加速させた²¹¹。こうして1905年に大江村所有地の移転登記が完了し、07年の黒川農場売却をもって、毛利家の余市郡開墾事業は終了した。

同家の北海道開墾事業は、大名華族としての同家の特性をよく示している。家職らはリスクが大きく当初積極性を見せなかったものの、新政府樹立の旗手として大名華族の範を示すべきとの有力旧臣らの説得に、元徳が賛意を示して投資が開始されたが、結局、失敗に帰したというわけである。しかしその後これらの耕地は同地の農民によって継承されて、こんにちに至っているから、同家の試みが無駄に終わったというわけではない。大江・黒川村のその後の展開は、なお多

207 前掲『新仁木町史』117頁。

208 もっとも、表3-5をみると、北海道地所は、当初、要資金第一類に属していた。建前としては利益獲得目的の取得だったからであろう。しかし85年には第二類に移管されている。

209 前掲『新仁木町史』123-125頁。

210 同上、126頁。これはこの頃「大農論」を主張した井上馨の影響のようにもみえるが、当時とくに北海道では大規模な泰西農法の導入が提唱されていた。また井上の「大農論」が当時必ずしも異質で非現実的なものではなかったことについて、荒幡克己「井上馨の『大農論』を巡って」（『農業経済研究』68巻3号、1996年）を参照。

211 前掲『新仁木町史』131頁。

くの曲折を経ているが、毛利家は道路を整備し、排水事業を行い、耕地を拡大し、稲作・果樹作を開始させた。要するに、同家の事業は、明治前期に西欧技術を導入して試みた官営工場の役割にやや似ている。採算はとれなかったが、基盤の整備、技術の導入・定着、技能の習得などに果たした役割である。最初からリスクの大きい事業であることは百も承知で始めたのであり、いわば実験農場だったのである。少なくとも、大華族が特権的に政府から広大な土地の払下げを受けて、独占的に利益を得ようとしたというイメージはまったくの誤りである。前田家やその他の有力大名華族の北海道開拓事業も同様である。なお余市郡では、同家は開墾事業とは別に、1900年代に然別鉾山を経営する北海道鉾山会社に多額の出資をしたが、これは後述する。

(iv) 貸金

この時期の要用品のうちの現金預金・貸金は、表3-6のようであるが、90年以外の各種貸付金内訳や1881～88年の第二類の明細は不明である（第二類の明細が判明する89年も表示をほぼ略した）。まず金貨10万円余が84年まであり、これは前記のように要用品の1割を正貨で所有するというルールによる。ところが85年からこれを大蔵省預金局への定期預金として、利子取得をめざすことにしている。以前は紙幣に対する正貨相場が高かった（正貨の価値が高かった）のに、84・85年頃になるとは金銀ともに低落して、紙幣として所有するのと変わらなくなったからである。いうまでもなく、85年から銀貨兌換の日銀券が発行され、86年には政府紙幣の銀貨兌換も始められたことによる。『奉伺録』の85年6月頃（日付なし）の文書には、

先年紙幣多分ノ差異相立候際、非常為、予備御要用品十分ノ一、正貨ニシテ御貯蔵相成、此分ハ利倍増殖ノ法ヲ設ケス、御据置シ、然ニ今協議ニシテ、即チ金貨拾万六千八拾円御貯蓄之処、現今金銀貨低落、紙幣ト大差無之ニ付、右金額之内、拾万円、大蔵省預金局_江御預ケ相成、相当ノ利子御領収ニ成度儀ト相考候旨、此段御内応奉伺候事

とあり、元徳の承認印たる「諾」印が押してある。同表のように、大蔵省への金貨預金は90年まで12万円あり、翌91年に大半を売却して2千円余になった（後掲表4-12）。前田家も82年には金貨24万円などを持っていたが、その後減らしていき、85年までに金銀貨をほとんど全部売却して、含み益を実現させたようである²¹²。前田家の方が毛利家より市場に対して機敏な反応を示しており、毛利家は市場対応力という点では前田家に劣るようである。

次に貸付金について、第一類のそれは、「永期貸付金」「年限貸付金」「当期貸付金」に区別しているが、この区別は貸付期間の長短によるのであろう。長いほど確実な担保が必要となるはず

212 前田家では、84年まで金貨15万円などを所有していたが、86年には金貨は737円のみであることが判明し、85年6月までにほとんどを売却したはずである。前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」102頁、表10-2のように、84年までの金銀貨のデータが存在するのに、それ以降は財産目録にそれがなくなっているのは、売却したためである。同論文、表10-1において、84年に比して85年の総資産が不連続に増加しているのは、売却により含み益を実現したことも大きく影響していると思われる。この点も、前掲拙稿に示した解釈を訂正しておく。

表 3-6 所有現金預金・貸金等 (要資金, 1881-90年) (円)

項目	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年
現金	12,791	56,912	39,726	15,655	10,385	8,104	5,958	4,798	1,210	130
大蔵省預金局定期預金	—	—	—	—	100,000	111,200	121,180	121,180	127,730	127,730
第十五国立銀行当座預金 〃 (第二類)	—	—	—	—	—	36,551	14,642	8,086	14,859	—
三井銀行通知預金	—	18,142	29,900	39,350	8,300	—	—	—	2,226	47,721
愛知県為替座預金	—	—	—	—	—	—	—	—	19,360	969
永期貸付金	206,640	204,890	205,446	204,729	232,979	293,346	290,971	278,797	238,126	—
年限貸付金	—	22,652	20,502	7,735	3,456	1,706	1,148	628	—	457,705
当期貸付金	139,711	124,159	119,573	137,861	104,792	93,761	141,056	172,011	207,739	297,287
防長教育会へ当期貸付金	—	—	—	—	—	—	62,596	—	—	—
藤田組へ預け金	—	—	—	—	—	—	—	—	12,000	—
広岡助五郎へ貸金	—	—	—	—	—	—	—	—	44,000	—
仮払金	—	—	—	—	—	—	653	2,066	1,620	4,617
違算金・追算金	850	3,507	2,200	5,256	10,441	85	4,286	—	—	—
[要資金第一類計]	359,992	430,263	417,347	410,586	470,353	544,753	642,490	587,565	676,644	—
金貨(第二類)	(106,080)	(106,080)	(106,080)	(106,080)	(6,080)	(—)	(—)	(—)	—	—
炭坑同盟組合貸金(第二類)	—	—	—	—	—	—	—	—	80,000	68,500
[要資金第二類計]	—	—	—	—	—	—	—	—	120,032	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	796,676	1,004,657

(出所) 表 2-1 の史料と同じ。
 注: 1) 各年 12 月末現在。() は推定。1889 年までの「項目」欄に、会計の帰属を記していないものは、要資金第一類。
 2) 「大蔵省預金局定期預金」は金貨預け。
 3) 「第十五国立銀行当座預金」の 82 年は第一国立銀行と第十五国立銀行への預け金、84 年は第一類「諸銀行預金」。
 4) 1890 年の「炭坑同盟組合貸金(第二類)」は、「豊柏採炭組合金田炭坑元資金」。
 5) 1889 年の第二類は表示していない項目もある。1890 年は当資金・要資金の区別廃止。

である。前記のように、同家は貸金規則を早くから制定しており、1875 年には改正されて「貸与改正規則」となっている。その第 23 条には、「五万円又ハ拾万円以上確實ナル抵当差出候者へ貸渡ノ分ハ、永年貸ト見做シ、当季貸ハ金員貳拾万円ヲ限ルヘシ」とある。無担保貸付は「当季貸」として上限を設けたわけである。この規則はさらに 82 年に改正され、「当季貸金額ハ拾五万円ヲ限リトス」(第 18 条)と、さらに上限を低くしている。表 3-6 の「当期貸付金」は 80 年代末になるまでこの規則を遵守している(80 年代末に再度規則改正がなされたいが未確認である)。これに対して、「年限貸付金」は、1888 年までは主に旧臣への救助年賦貸付金であり、額も多くない。1890 年には当資金・要資金の区別が廃止され、89 年の第二類の貸金の多くは、「年限貸付金」「当期貸付金」へ移動したようである。

さて 87 年以降、藤田組へ多額の貸金があったことが、同組の関係会社である同和鉱業に残された史料などによってすでに知られている²¹³。藤田伝三郎は萩の酒屋の子であったが、井上馨らとのつながりができ、その後井上や毛利家との関係が長く続いた²¹⁴。先行研究では、契約書の文面から毛利家の同組への貸付について井上馨の役割の重要性なども指摘されている。しかし毛

213 武田晴人「明治前期の藤田組と毛利家融資」(東京大学『経済学論集』48 卷 3 号, 1982 年)。

214 砂川幸雄『藤田伝三郎の雄渾なる生涯』(草思社, 1999 年)。

利家側の史料をみると、それに止まらず、同家の投資の性格を端的に現すような意思決定の記述もあり、以下にそれらについても述べる。

まず、先の研究によれば、85年8月に藤田側が20万円の貸金を願い出て、9月に許可され、小坂・十輪田両鉾山借区証書を質入して、同年11月から翌86年2月までに20万円が貸し付けられた。この貸金は、毛利家側の史料によると、90年末には「年限貸付金」になっており²¹⁵、表3-6のように、同年の「年限貸付金」45万円余の半分近くを占める。ただし89年まで「年限貸付金」はきわめて少ないから、同年までは「永期貸付金」に入っていたはずである。前記のように「永年貸」は、「五万円又ハ拾万円以上確實ナル抵当差出候者へ貸渡ノ分」だったからである。いずれにしても、藤田組への20万円の貸金は、89年まで要資金第一類に含まれているので、この貸金は通常のそれであり、焦げ付くことはあまり想定されていなかったことになる。

さらに、以下は先行研究でふれられていないことであるが、『立案録』によると、86年10月20日付けで、藤田組への公債6万円の貸付を決めている。

藤田組御貸金抵当ニ差入有之小坂鉾山借区、年賦上納之約定ニ御座候処、今般金六万円、一時上納致、御払下之義、大蔵省^江出願、許可相成候ニ付テ、融通ニ差支り候間、公債証書元金六万円ニ当ル券面拜借願出候、仍テ現今借区中、千万一、藤田組蹉跌有之、御当家^江返金不相成時ハ、右抵当鉾山藤田組ノ事業ヲ引継ク訳ニ而、不完全ノモノニ付、幸ヒ今般御払下ニ相成、藤田組ノ所有ト相成候上ハ、完全ナル抵当物ニ付、特別ヲ以、公債券御貸下申付之方、却而、御当家ノ御都合ト考案仕候ニ付、此段御内応奉候

明治十九年十月廿日

要するに、毛利家が藤田組に貸金を行い、その抵当は上記のように藤田組が政府から受けた小坂鉾山借区などであったが、今回藤田組が政府に6万円支払って払下げが認められ、それまで万一藤田組が破綻したら、貸金返済の代わりに毛利家が小坂鉾山の事業を引き継ぐことになり、不完全な抵当であったが、今回小坂が藤田組の所有物になり、希望通り公債6万円貸付した方が毛利家のためにもなると考えられるので、そのように(元徳に)お伺いを立ててみました、とある。まだ日本坑法の時代なので、86年に借区でなく所有物になったとあるのは、権利を譲渡できるようになったということである²¹⁶。これも「諾」の印がある。その付箋には、

本書御内伺済ノ上、貸下^{なおし}ニ直候処、三十五ヶ年賦ヲ割引、一時上納金六万八千余円ニ相成、

215 『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』(明治24年)。

216 佐藤英達『藤田組の発展—その虚実』(三恵社、2008年)25頁は、藤田の小坂・十輪田両鉾山払下げには、代金完済まで他の融資の担保に充ててはならないという条件があったのに、毛利家からの借入の担保としていたのは、政府からの払下げ条件を無視し、井上馨や毛利家も黙認していたのではないかと推測している。しかし上記引用の1886年10月20日付け文書に明らかなように、この条件は、代金完済までは借入金返済不能となっても借区権が債権者に渡らないという意味であり、しかし86年10月頃藤田が代金完済したので、借区権は通常の担保ないし譲渡可能な資産となったというわけである。

抵当公債不足ニ付、今壹万円拝借願出候ニ付、貸下可ト申付哉、御内応奉伺候とある。追加でもう1万円の公債を拝借したいとの願出があり、これも「諾」印がある。『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』（明治24年）には、翌87年に中山道鉄道公債額面7万円を藤田伝三郎に貸与した記録があるから、上記の伺にある公債7万円の貸下はすべて翌87年に実施されている。

さらに毛利家は、87年頃に藤田に対して浜町邸の御殿も貸していた。やはり『立案録』の87年5月12日付の「廉書」によると、

- 一、浜町邸ヲ藤田組_江貸渡、在来之御殿并諸建物、解払、御住居新築、自今御宗族中及旧臣等饗宴席ニ拝借ニ差許度
- 一、前条之通、許可之上ハ、将来保存方且平常御庭手入家屋税区入費仕払之義ハ、該組ト約定取結度
- 一、建築入費ハ折半ニシテ、御要入金_ハ仕払被申付度

これは同年4月に、藤田が大倉喜八郎と日本土木会社（建設業）を設立したため²¹⁷、藤田に仕事を与えるという意味もあったと思われるが、小坂鉦山の景況がよいためであろう、浜町邸を藤田組に貸して、新築費用も毛利家と折半し、その他の費用・税も負担させるというものである。これも「諾」印がある。要するに、毛利家が藤田に一方的に恩恵を与えたわけではないが、この契約も込み入った内容であり、先の防長教育会との関係と同様に、深くやや馴れ合い的な関係という印象も受け、これは毛利家の特徴である。ただし毛利家は浜町邸を90年に売却した。藤田組の経営が苦境に陥ったからであろう。

次に、藤田組への貸金20万円の利率を88年1月以降、7.5%から5.5%に引き下げた。それを決めたのは、87年6月であり、

大坂藤田組_江御貸出金貳拾万円、利子年七歩五厘之処、現今利子低落之景状ニ付、五歩五厘ニ減却之旨、藤田伝三郎へ申入相成候事²¹⁸

とある。この利率5.5%は、「当時としては例外的とも思われる低利」であり、またこの引下げの要因として、87年頃から藤田組が岡山県児島湾開墾事業に出願し、それに対する毛利家への出資要請もあり、同家が藤田組を援助する意味もあったはずという指摘がされている²¹⁹。ただし毛利家が金利引下げを決めたのは、開墾を出願した87年7月の前であり、しかもその理由は近時市場金利が低下したからとある。そして武田論文も指摘するように、毛利家が藤田による児島湾開墾事業に出金することが決定したのは、88年9月であるから、この推測はやや微妙である。また同家が藤田組に便宜を図ったことはもちろんであるが、この頃の同家の貸付利率をみると、

217 砂川、前掲書、120-127頁。

218 『用達所日記』明治20年6月24日条。

219 前掲、武田論文、5頁。

86年から2万円を貸していた広岡助五郎には4%だったのをはじめ、4~5%の貸付利率であった例は他にもある(後掲表4-12)。他方、やや後年であるが、山県有朋ほか長州系政府高官などからの預り金は高利で優遇していた(後述)。藤田に特別な便宜を図ったわけではなく、毛利家は関係者に対して、皆、便宜を図っていた。したがって、そもそも貸金や預り金ではなかなか利益は得られないというのが、同家の顕著な特徴であった。

ちなみに『世外井上公伝』第4巻(201-202頁)に記されている、88年9月における毛利家による児島湾開墾事業への出資決定のソースは、『柏村日記』明治21年9月19日条である(『世外井上公伝』の著者らは、『柏村日記』ほか毛利家所蔵史料をよく読んで著していることが判明する)。

[午後] 五時、井上伯、藤田伝三郎、令扶一席、児島湾開墾事業組合費金、毛利家ヨ[リ]支出成墾ノ上、田地三分ノ一ヲ毛利家譲渡之件ニ付、談話ス、遂ニ其事業組合ニ相決スルニ付、正二位公尊慮ヲ伺シカ許可相成、余談了テ十一時過、分散

ここでも家職や井上らによる成案を元徳に上申すると、たちまち許可が下りるというパターンがみられる。

さて、1890年恐慌によって打撃を受けた藤田組は、再度毛利家に援助を要請した。ここで毛利家が横浜正金株・日銀株・郵船株などを藤田組に貸して、同組の銀行借入の担保品としたことが知られている²²⁰。要するに、有価証券の使用貸借契約を結んだわけである。毛利家側の史料にも、この点の記録があるが、表3-7のように、藤田が横浜正金株を借りる際には、藤田の日本製菓株・田川採炭株を担保品として差し入れるという、複雑な手続きを行っており²²¹、さらに毛利家が貸し付けた日銀株は、同家所有ではなく、広岡久右衛門から預かったものだった。広岡の日銀株を藤田組に又貸したのである。

『要旨実施備忘録』や『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』(明治24年)によれば、同じ90年に毛利家は、藤田組だけではなく、矢島作郎や広岡久右衛門とも、有価証券の相互貸借を行っている。この頃東京電灯社長を務めていた矢島作郎には、神戸電灯300株を預かり、代わりに中山道鉄道公債1万円と現金5千円を貸している。これは神戸電灯株より中山道公債の方が信用力は高く、矢島がそれを銀行借入の担保とし、かつ現金需要もあったものとみられ、藤田組と同様に毛利家が便宜を図ったものであろう。また矢島には88年12月に、七分利付金禄公債3万円を貸していた。これは「共栄社維持方法ノ為」とある。共栄社は、前記のように山口県徳山の汽船会社であった。さらに毛利家は同じ88年に東京電灯の借入担保用の有価証券を矢島に貸す計画も立てつつあった。『要旨実施備忘録』には、「右、東京電灯会社借入抵当トシテ貸付」とあるが、

220 前掲、武田論文、6頁。

221 『要旨実施備忘録』には、藤田組の差出担保として他に大阪織布会社株もあげられているが、赤で消しであるので、これは当初案にすぎなかったであろう。前掲、武田論文、9頁には、こうした藤田組からの毛利家への株預け入れは91年4月契約からになっているが、すでに90年から始まっていた。

表 3-7 藤田組への有価証券貸付 (1890 年末)

貸付銘柄	数量・額面	貸付開始期	貸付利率	備 考
横浜正金銀行株	950 株	1890 年 6 月	年 1 %	担保として、日本製薬会社株 1,650 株および田川採炭会社株 2,500 株
日本郵船株	500 株	1890 年 12 月	〃	広岡久右衛門の抵当預り分
日本銀行株	40 株	〃	〃	
日本鉄道株	200 株	〃	〃	
東京海上保険株	50 株	〃	〃	
起業公債	9,000 円			日銀株受戻ニ付、代リトシテ貸付
中山道鉄道公債	30,000 円	1887 年	年 0.3 %	

(出所)『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』(明治 24 年)。

右欄は無記入であり、貸付銘柄は未定だったようである。

広岡久右衛門に対しては、90 年に、旧公債 11 万円と日銀株 65 株を毛利家が預かり、代わりに起業公債 5 万円と整理公債 6 千円を貸している。預かった日銀株のうち 40 株を藤田組への貸付の一部にした。この場合も、毛利家が預かった日銀株は少なく、旧公債は借入担保になりにくいから、起業公債 5 万円などを貸した毛利家が広岡に便宜を図ったものと思われる。

結局、このような有価証券貸借は、いずれも借入担保に適合的な銘柄を確保する目的の使用貸借であり、いずれも毛利家が藤田や矢島、広岡らに便宜を図った。しかしそのなかでも、藤田へ有価証券を含めて貸した金額は突出していた。前掲、武田論文からは、華族大資産家たる毛利家からは、打出の小槌のように資金や有価証券が出てくるような印象を受けるが、決してそういうわけではないから、この頃、毛利家が藤田組をどう認識し、旧御用商人から預かった株まで貸すという、込み入った支援をしたのはなぜかが問題になろう。この点について、90 年 12 月 10 日付の井上馨宛柏村信書翰には、次のように記されている²²²。

藤田組ノ件

過日、於神戸御取調被仰候書類ニ付、先夜田中有七郎帰京中ニ付、呼旁々質疑仕候処、粗明瞭ニモ相成候得共、今一層源入致、審査セサレハ、内幕ハ分り兼申候、尤モ本年中ニ可相渡約定金額ハ、来ル十日ニ抵当ハ高輪の差入、日本銀行ニ於テ弍万五千円借用、来ル廿日ニ抵当ハ高輪の差入、第十五銀行ニ而弍万五千円、都合五万円ニ相成候間、違約不致ニ付、御安神可下候

(中略)

藤田組ノ一条ハ御同感[一兒島湾の件がなくなれば、来年藤田組への支出はしなくてすむかもしれないとの井上馨の意見に同感]ニ而、只今破産スル時ハ、山口県一般ハ不及申無迄、御世話ニ成候歴々方ニモ多少面目ニ関候間、可相成丈ケ之保護ハ致度精神ニ付、申上ル様ニ候得共、尊台ニモ御心添願置候

222 毛利博物館所蔵。

要するに、藤田組の内情について十分な情報がないが、本年中に藤田組へ貸渡す金額は5万円であり、このため毛利家が日銀と第十五銀行から各2万5千円借りるとしている。この同家の借入金は、表3-1の90年末における要借金借入金4万8千円に近い額である。実際に、この5万円は翌91年1月に藤田組に貸しており、その時点で、同組への貸付残高は87年貸付の20万円とあわせて25万円になった²²³。さらに藤田組は、毛利家が貸し付けた正金株等によって、第十五銀行から14万5千円余を借り入れていた。そして柏村は、藤田組がもし破産すれば、毛利家としては、山口県はもちろん世話になった政府高官らにも面目が立たないので、できるだけ藤田組を保護するしかない、井上馨に配慮を依頼している。毛利家の財政運営は、井上の助言によるところが大きいことはたしかであるが、ここでは家令の方から、藤田組を保護する心積りでいてほしいと井上に頼んでいる。そして翌91年における同組への追加融資額として約10万円と概算予想し、大蔵省預金局に預けている金貨12万円と新公債22万円をその引当としている。これは後述の翌91年4月に成立する追加の15万円貸付契約に至る貸金要請が、すでにあつたことを物語る。そして柏村は、大量の株を貸したのだから、築地不動産（藤田組東京支店）ぐらいは毛利家名義に書き換えてはどうか、買いたい者が居ればすぐ売ってよい、（毛利名義なのだから）毛利家が現金を必要としたから売ったといえ、藤田組の名誉に関わるほどのことでもなからう、たんに藤田組を保護するというだけでなく毛利家資産となれば信用も生じると、井上に相談している。

前陳之通、現金ヲ支出セサルモ是ニ相当スル抵当品ハ貸与シタルモノニ付、築地ノ地所建物位ハ名義書換ニ而、受取置ハ放ち不当トハ存不申、尊台ノ高案如何、然ル時ハ、此代価凡五万円ト見積り、能キ所望人有之時ハ、即時売払候テモ不苦、高輪ニ入用ニ付、売出タルト申セハ、世間ニ対シ藤田組ノ名誉ニ係ル程之事モ無之ト存候、支店ハ従前之通ニ差置候ニ而、事務為取扱置、将来ニ売却スル時ハ毛利之名義ニ而、該利スルモ毛利ニ於テ放ち不都合モ無之、之ヲ要スルニ単ニ藤田組ヲ保護スルノミニ非ス、旧臣等高輪之財産ニ付、信用ヲ置候場合可有之ト存候

次いで同12月28日付の井上馨宛柏村信書翰には²²⁴、井上から柏村に築地の不動産を毛利家が買収してはどうかという提案があつたらしく、柏村はそれを、品川弥二郎・野村靖・杉孫七郎らに相談したところ、「毛利家ハ抵当差入、[銀行から]借金を以、不動産之買取、又ハ藤田組へ貸出候而者、利子ノ差ニ損失ヲ来ル候間」と、銀行からの借入資金での買収はありえないと回答するとともに、

将来藤田組ハ、十輪田、大森、二ヶ所之鉞区を以、営業ノ目的ニ而、他へ一切手出シ致サヌ

223 『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』（明治24年1月）。この追加5万円の貸付については、前掲、武田論文、6頁にも指摘がある。実際は、前の20万円とともに、藤田伝三郎・藤田鹿太郎・久原庄三郎の3名に対する貸付である。

224 「井上馨関係文書」第11冊（国会図書館憲政資料室所蔵）。

様、嚴命ヲ下シ、万端注意ニ注意を加へ、保護スル時ハ決而破産ノ杞憂ニ及問敷ト存候、万端来春尊台御帰京以後、御相談之上、充分ノ準備モ設ケ、改革之手續ニ取掛リ候義ハ、御伺意ニ奉存候

と、十輪田と大森の2 鉦山以外は手を出さぬように同組に厳命し、井上と相談して同組の改革に取り掛かりたいと記している。また築地不動産の柏村名義への書替は翌91年4月の契約で実施された²²⁵。この新たな91年4月契約では、事業成績が好転しない同組に対して、追加の15万円を貸し付け、残高計40万円とするものであり、実際に92年末までに、防長教育会からの貸付3万円を含めて、計45万円余が貸し付けられた²²⁶。この意思決定について、『立案録』所収の「明治廿四年四月二日 井上別邸ニ於テ内議」に若干の記述がある。当初、井上馨・杉孫七郎の両家政協議人は、15万円の追加貸金の引当を大蔵省預金局への預金とする案を提出したが、翌4月3日に旧支藩主家当主らの家政協議人によって、異議が出された。

井上、杉両氏ノ意見ハ、利子八年六分、三鉦山ノ外、将来見込アル予備鉦山ハ登記ノ上、抵当ニ差入サセ、各地所建物公債株券等、漸次売却、廿四五兩年支出金額へ補充スレハ毛利ヨリ貸出スル金額モ從テ減少シ、双方ノ都合宜シカラントノコトニ付、四月三日、井上、杉、毛利元敏〔旧長府藩主〕、吉川経健〔旧岩国藩主〕、元昭〔元徳の嫡子〕各位ノ協議ニ提出セシカ、異議ニ決ス

この史料は朱書きであり、4月3日以降に追加書き込みされたものである。結局、前記の柏村書翰にも記されていた、88年には世襲財産であった新公債額面22万円を（世襲財産から解除のうへ）売却して20万円を入手し、同組への貸金15万円や第十五銀行への返済に当てることになった²²⁷。しかしすでに前年12月には家令柏村が翌年に追加の貸金を行うことを予定していたし、井上・杉も大蔵省への預金で賄う案を提示し、毛利一族らの家政評議人も原資について異議を出したにすぎない。要するにこれは、井上・杉の提案がすべて通るわけではないことを示しているとともに、柏村、井上、杉、その他の一族家政協議人のいずれもが、藤田組への追加貸付を最初から容認していたのである²²⁸。井上馨が他の家政協議人の反対を押し切って藤田組に支援していったのではなく、藤田組を支援することには最初から毛利家全体の賛意があったはずである。毛利家とはそのような大名華族であった。

その後、藤田組は日清戦後恐慌によって、またまた経営危機に陥り、毛利家の指導のもとで大改革をよぎなくされ、筑豊炭田にも進出して所有していた炭坑を毛利家が買い取るなどの支援策をとった。それは後述するとして、1900年代の毛利家による藤田への貸付残高を示すと（後掲

225 前掲、武田論文、6頁、注23。

226 前掲、武田論文、6-9頁。

227 『要旨実施備忘録』。

228 なお柏村信は、90年12月15日の毛利家家憲発布により（後述）、家令を辞任し、財産主管者となった。

表4-12)、1904年1月192万円、05年1月200万円、06年180万円、07年160万円と巨額に上っていた。前掲、武田論文では、1903年1月の残額183万円までは判明するが、その後どう返済されたかは不明としている²²⁹。しかし同論文が示している返済予定より早く返済が進んでいった。とはいえ、これは同家貸付金の大半を占めた。

なぜ毛利家はこのように藤田組に多額の支援をしたのか。藤田が長州出身者であったことは理由の1つではあるが、どの有力大名華族も旧藩出身者にそのような支援をしたわけではない。とくに前田家は、前記のように旧臣出身者たる高峰讓吉の設立した東京人造肥料にも出資しなかったし、旧加賀藩家老で前田家評議人も務めていた横山家の鉱山事業が1880年代半ば頃に苦境に陥っても、横山家が旧主家に支援を懇願した形跡はないし、前田家もまったく支援していない。旧臣が苦境に陥った場合、旧主君側に原因があればともかく、自分の事業が立ち行かなくなったからといって旧主家に安易に援助を求めるのは、畏れ多くもあり、筋違いでもあり、ふつうはそうしたことはあまりしないのである。旧主家としても、苦境にあるからといって旧藩関係者に一々援助していると切りがないため、よほどの事情がない限り、大規模な支援には乗り出さなかった。これに対して毛利家は、支藩を含めて旧藩関係者や旧領の事業、さらに前記のように旧藩とは無関係であっても重要な新興産業とみなした事業や近隣地域の事業に積極的に投資し、または援助した。これは、毛利家が新時代を開かんとする倒幕・新政府樹立の旗手であり、かつて長州藩の主流派であった有力な旧臣らは（さらに旧支藩主家当主らも）、幕末期と同様に、旧主家はそのような公共的な役割を果たすべきであるという理念を強く有し、かつ旧主家がそのような大名華族のお手本を見せてくれるか否かは、自分たちの面子にも関わることであった。そしてこれまた幕末期と同様に、毛利家当主も、有力旧臣たちによるそのような説得にたいいてい進んで同意した。幕末期には、(吉田松陰に象徴される)理念・思想に導かれてリスクの大きな尊王攘夷・倒幕運動に走り、一旦は朝敵となるなど苦境に陥りつつも、なんとか新政府樹立にこぎつけた。他方明治期には、そうした理念に基づいて行った投資のうち、藤田組への貸付は最終的に損害を免れたとはいえ、失敗に帰し同家が損失を被った場合は少なくない。少なくとも前田家よりはるかに多い。

このような毛利家のあり方は、近代の有力大名華族のなかで、それほど一般的とは思われな。名望家たる大名華族は多かれ少なかれさまざまな社会貢献を行ったとはいえ、すでにある程度示した後述するが、毛利家ほど大規模で多方面にわたってそれを行った例はおそらくあまりなく、かなり特殊な事例と思われる。そもそも幕末期の理念先行で突っ走る長州藩のあり方自体からしてかなり特殊だった。

他方、なぜ藤田組は毛利家に資金提供を懇願したか。前掲、砂川『藤田伝三郎の雄渾なる生

229 以下、同論文、21-22頁。返済予定は、20頁、第6表。前掲、佐藤『藤田組の発展』32頁には、毛利家融資の完済は1903年9月とあるが、まったくの誤りである。

涯』は、1870年に奇兵隊員らが論功行賞もなく解雇され、脱隊騒動を起こし、その後も賞典回復運動を行っていた元諸隊員らに藤田が同情して、井上馨を利用して毛利家から資金を引き出すことを考えたのではないかという説を唱えている²³⁰。しかし藤田がそのような旧主君に対する「復讐」ないし「嫌がらせ」をするとは筆者にはどうも考えられない。藤田は実業家とはいえ、井上馨らと同様に、明治期の毛利家をとるべく有力者の1人になっていた。そしてそもそも、藤田組は銀行借入のための差入担保にも窮していたのであり、したがって先収会社以来旧知の井上馨のつてを頼って、毛利家に支援を懇願するのが、資金調達の方法の最も可能性のある方法だったと考えたからであろう。つまり毛利家がどのような大名華族かを知っていたのである。それゆえ藤田に限らず、後述のように毛利家を知る下関百十銀行なども同家に頼ってきた。そしてこれまた毛利家が支援の手を差し伸べて、大変なことになったのである。

さて前記のように、要資金には1887年末に21万円の借入金があった(表3-1)。このうち正金株2千株を担保として日銀から借り入れた9万円は、「藤井希璞ノ為」とある²³¹。この事情がまた驚くべきものであった。藤井希璞(1824-93)は、旧地下人(朝廷の下級廷臣)であり、明治前期に有栖川宮家令・伏見宮家令などを務めた人物である。この藤井への貸金9万円は、彼が、当時仕えていた有栖川宮家の邸宅新築(84年完成、現、国会議事堂敷地内)に際して、装飾品などを無断で発注し、また無断で同家名義の借金をして返済できなくなったためである。我部政男・広瀬順昭編『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』下巻の、「藤井希璞」1885年11月2日の項には²³²、

其宮〔有栖川宮熾仁親王^{たるひと}〕御邸新築之節、装飾品調度等何ヲ経ス取計、費額相嵩ミ、且金銭貸借之義ニ付テハ、去ル十年八月達之趣モ有之処、専断ヲ以、他借等致シ、遂ニ消却方願出候段、不^{ふつつか}東之至ニ付、譴責候事

とあり、藤井はこれにより譴責処分を受けたという。表2-1の史料である『御要資金収支計算書抜』によると、次のような説明がある。

金壹万四千八百壹円五拾六銭也

但、明治廿年六月、有栖川宮家ヨリ御頼談ニ付、金九万円、日本銀行ヨリ御借入ノ上、藤井希璞貸進之処、廿二年九月宮内省ヨリ同宮へ下賜金、及ヒ抵当地所同省へ御買上ヶ代金等ヲ以、元利償還、猶不足金貳万九千六百参円拾貳銭貳厘ヲ、有栖川宮并御当家ニテ、半額宛御負担之上、右金悉皆償却ニ付、即チ同宮御出金壹万四千八百壹円五拾六銭貳厘ヲ引去リ、御当家ニ対スル分、正払高

87年6月に、有栖川宮家からの依頼により、日銀から9万円を借入して藤井に貸した。しかし

230 同書, 174-176頁。

231 『要旨実施備忘録』。

232 同書(柏書房, 1995年)493頁。

藤井が返せるわけもなく、結局 89 年 9 月に宮内省から有栖川宮家への下賜金と、抵当の地所を宮内省に買い上げてもらった代金で元利償還したが、不足金 2 万 9 千円余を有栖川宮家と毛利家で折半して、1 万 4 千円余の損失が確定したという。そして毛利家が藤井に 9 万円貸した際に、有栖川宮家の地所を抵当に取った記録はない。

じつは前掲、矢野『安田善次郎伝』（185 頁）に、

〔86 年の〕年末には、有栖川宮家の依頼により、宮家の所有地を抵当として金員を用立てた。

とある。有栖川宮家は、毛利家の前に安田善次郎にも借入を依頼していた。そして、毛利家は有栖川宮家とも縁続きであり²³³、また幕末期に熾仁親王は長州藩に近い攘夷派であったから、同家も依頼を断るわけにもいかなかった。そもそもこの頃の宮家は、大藩大名華族のような豊かな金融資産を持っておらず、毛利家などほど裕福ではなかった。1886 年度における有栖川宮家の「貯蓄金」は、日本鉄道株 600 株（払込額 3 万円）と五分利付金禄公債 8,590 円のみであった。そして 85 年度からの「越金」はわずか 1,840 円であった（もっとも「越金」の少なさは邸宅新築ないしこの不祥事のゆえかもしれない）。その代わりに、天皇家から毎年皇族家費が支給されていた。その「御定額金」は、^{たかひと}熾仁親王（熾仁の父、1886 年没）と熾仁親王にあわせて 3 万円、^{たけひと}威仁親王に 1 万円、計 4 万円であった。この額は宮家の中で最も多い部類であった²³⁴。

そして、毛利家が藤井へ貸して返せない 9 万円をどう処理するかも、じつは宮内省や有栖川宮家に大きな影響力を有した毛利家旧臣らが大枠を決めた。『柏村日記』明治 22 年 6 月 3 日条には、

午後四時、藤井希璞負債返償ノ件ニ付、伊藤 [博文]、井上 [馨]、山田 [顕義] ノ三大臣、杉 [孫七郎] 内蔵頭、山尾 [庸三] 別当、高輪邸ニ集会、相談ニ付、令扶参座、左之通金六万円

是ハ有栖川宮御拝借地返上ニ付、開墾費トシテ御下渡、藤井名義ノ地所等悉皆差上同壹万五千円

宮御手元ノ御下渡

同壹万五千円余

毛利名義ニ而、日本銀行ノ借入ニ付、先年式万円御助成約定中、八千円ニ而御断ニ付、右ノ因縁ヨリ有之旁、毛利家ノ損失ニ相立ヘシ

右之通ニ協議済、[土方久元] 宮内大臣へ具申承認ノ上、夫々手続スヘシトノ事ナリ

伊藤博文ほか 3 大臣（伊藤は枢密院議長兼班列大臣）と、宮内省内蔵寮長官たる杉孫七郎、有栖

233 9 代藩主毛利齊房の正室が有栖川宮織仁親王の娘幸姫であった（『増補訂正もりのしげり』111 頁）。

234 以上、「二十六年度以降歳費定額」「有栖川宮家十九年度歳計決算報告」（伊藤博文編『秘書類纂 帝室制度資料』上巻、1936 年〔復刻版、原書房、1970 年〕所収）646、702-703 頁。

川宮家別当の山尾庸三²³⁵、および毛利家家令・家扶らが集まり、先年、毛利家が有栖川宮家へ2万円援助する約束だったのを、8千円だけで断ってしまったといういきさつもあるので、この際、毛利家も1万5千円くらいは泥をかぶることもやむを得ない、となった。実際、ほぼこの案通りに執行された。

これから推測すると、有栖川宮家が毛利家に借入を依頼したというのも、安田善次郎に頼るだけでは解決しないために、毛利家旧臣らが考えた弥縫策だったであろう。そして結局最終的な決着点もまた、毛利邸における旧家臣らの相談により決められた。当主元徳もやむを得ないとして受け入れた。こうして同家は、自家には何の落ち度もないまったく無関係な宮家の不祥事の尻拭いをさせられた。これが、幕末維新期の勝者に負わされた義務なのであった。

次に、幕末以来、七卿落ちなど三条実美に従ってきた尾崎三良の『尾崎三良自叙略伝』上巻(1976年)によると、三条家が毛利家から多額の借入を行ったという記述がある。すなわち1876年に、三条家の財政が行き詰まっていたため、尾崎の主導で家政の大改革を行った。その一環として、尾崎は三条家の苦境を井上馨に相談した。すると井上は、三条家とは幕末以来深い縁のある毛利家が支援すべきと考え、その結果毛利家が三条家に融資したという。

同人〔井上馨〕は頗る世話好きの人故に忽ち同情を寄せ、抑々三条家と毛利家とは維新の大業に於ては離るべからざる間柄ゆゑ毛利家のあらん限りは世話せねばならぬと。依つて同氏の発言にて毛利家より金十万円を無利息十ヶ年賦借用することとなり²³⁶

とある。井上の世話好きな性格は明治前期からよく知られていたらしい。翌77年頃、毛利家が無利子10ヶ年賦で10万円貸付け、その10万円によって、直ちに一割利付金禄公債10万円を買い入れ、利子のみを毛利家に毎年返済して10年で完済し、手元に公債10万円が残るという計算の上、貸し付けた。実際は、現金10万円によって、価格下落した一割利付金禄公債額面11万円を買い入れることができ、予定通り、86年に毛利家への負債は完済したという。この記述から、前掲の石井寛治『開国と維新』や、近年の刑部芳則『三条実美』(吉川弘文館、2016年)、内藤一成『三条実美』(中央公論社、2019年)なども同様の点を指摘している²³⁷。しかしすぐ述べるように、これは毛利家側の史料によってはっきり確認できない。

『尾崎三良自叙略伝』上巻によれば、三条家が家政不如意になった契機は、もともと支出に対して収入が多くなかったうえに、1873年頃三条家家令丹羽正庸・森寺常德らが無断で横浜のジャーディン・マセソン商会(「英一商館」)から6万円を年1割5分という高利で借り入れ、それによって前記の品川における硝子製造を試みたことから始まるという。75年にはこの借金は利子により膨らみ、9万円となった。それでも実美は、丹羽らの、まもなく硝子製造所も落成して利益がでるようになるという言葉を信用して、丹羽らの家令雇用も継続していた。そして76

235 山尾は、当時宮中顧問官兼有栖川宮別当であった(『官報』1757号、明治22年5月11日)。

236 以下、『尾崎三良自叙略伝』上巻、217-219頁。

237 前掲、石井『開国と維新』322頁、刑部『三条実美』165-170頁、内藤『三条実美』178-179頁。

年に三条家家政の資金繰りが行き詰まった結果、丹羽らが三条家の親戚である肥後細川家から1万円を借り入れた。それを丹羽・森寺が私消したことが発覚し、三条家は彼らを解雇・追放した。そのうえで硝子製造所を、伊藤博文工部卿の判断によって政府に4万円で購入してもらい、宮内省からも3万円を下賜されるなどして、家政立て直しを支援してもらったという²³⁸。

しかし、三条家家令丹羽・森寺両人が試みた品川のガラス製造（興業社）は、日本のガラス製造工業史では、『尾崎三良自叙略伝』の記述のイメージとやや異なって、官営以後の活動を含めて、結局失敗したものの、その後のガラス工業の発展に大きな役割を果たしたと評価されている²³⁹。また『尾崎三良自叙略伝』上巻によれば、三条家財政立て直しに際して、76年頃丹羽が経営していた「広島地方の或る鉱山」について、丹羽の採掘権を紀州徳川家に同家相談役三浦安（のち東京府知事）を通じて1万円で購入してもらったというが²⁴⁰、これは広島県ではなく群馬県の中小坂鉱山のことである。近年の研究によれば、丹羽による中小坂鉱山経営は、由利公正・三浦安らの支援を受けて洋式設備による本格的な採掘が進められたが、鉄価格の下落などもあって経営は苦しく、76年以降、由利公正・三浦安に経営が移され、次いで78年には官営となり、さらに84年に民間に払い下げられ、中断期を挟んで1961年まで採掘が継続された。そしてとくに丹羽の経営期を含む幕末・明治初期に日本の鉄工業に大きな足跡を残したと評価されている²⁴¹。ただし品川硝子製造所（および中小坂鉱山）はその後も容易に利益が上がらなかった点を見ると、やはり丹羽らの試みは、結果からみて三条家にとって適切な投資ではなかったといえよう。

それはともかく、本稿にとって肝心の毛利家による三条家への貸金について、まず三条家の家政大改革が行われたとされる1876年には、『用達所日記』同年4月13日条に「三條様へ兼テ御約定之通り、御助成金壹万円、今日柏村信へ持参被申付候事」と、三条家に1万円を援助した記録はあるが、その後を含めて同家への貸金出金の直接の記録は見当たらない。また『尾崎三良自叙略伝』によると、77年頃の無利子貸付とあるから、毛利家会計では、要資金第二類に属したはずであるが、その明細がわかる1879年について（さらに返済完了とされる後の89年にも）第二類に同家への貸金はない²⁴²。ところが、『用達所日記』明治16年12月10日条には、「三條家ヨ

238 前掲『尾崎三良自叙略伝』上巻、205-216頁。

239 杉江重誠『日本ガラス工業史』（1950年）111-112頁、井上暁子「興業社と官営品川硝子(1)」(『GRASS』53号、2009年)など。現在、跡地には記念碑(「近代硝子工業発祥之地」)が建てられており、建物の一部は明治村(愛知県)に移設されている。

240 同書、215-216頁。前掲、石井『開国と維新』322頁も、これを踏襲している。

241 中小坂鉱山については、一倉喜好「官行以前の中小坂鉱山について」(同『近代群馬の行政と思想 その三』私家版、1986年)、『群馬県史』通史編8(1989年)295-298頁、原田喬「『中小坂鉄山』の研究」(『産業考古学』120号、2006年)などを参照。

242 79年の第二類貸金は、三谷三九郎への滞貸金1万4千円余と広沢万須(広沢真臣次女満寿)への無利子10年賦貸与金1万円余だけである。89年の第二類貸金預金は12万円余あったが、すぐ述べるように大半の8万円は炭坑同盟組合への貸金であった。また90年以降も三条家への貸金はない(後掲表4-12)。

り利子金五千円、同家大田源二持携セシニ付、収庫致候事、但三井預り手形ニシテ」とある。この「利子金」5千円が、毛利家が受け取るべき利子か、それとも一割利付金禄公債利子で元本返済分が不明であるが、後者とすれば、半期利子として公債額面10万円となって、『尾崎三良自叙略伝』の記述とあまり矛盾しない（ただし『自叙略伝』では額面11万円で半期利子および半期返済分は5,500円）。しかし三条家からの「利子」受取記録はこれのみである。いずれにしても、「利子金五千円」とあるから10万円前後の巨額貸付だったはずである。可能性として、(1)無利子貸付だったとすれば、80年以降貸付して89年までに完済した、(2)それとも有利子貸付であり、第一類の「永期貸付金」（表3-6）に含まれていた、(3)さらに当用金から、あるいは同家会計帳簿に記載されない元徳の「御手許金」（後述）から支出した、が考えられる。これほど巨額の貸金らしいのに、毛利家史料の中ほとんど痕跡を残さないことも珍しく、三条への崇敬からあまり事務的に記録しなかったのかもしれない。

なお、三条家側の史料によっても、この貸金は確認できない。「三条実美関係文書」第114冊（国会図書館憲政資料室蔵）には、1870～80年代の「三条家会計」の諸史料が収録されており、それによるとたしかにこの頃三条家財政は苦しく、家政困難につき内蔵寮（皇室）から81年に拝借した5千円について84年に6分利を無利子にしてほしいとか、78～79年に借りた計3,900円の「拝借元金据置願」を（宮内省）華族局に出している記録はあるが、せいぜいその程度であり、むしろ76年には岩倉具視とともに大炊御門家に貸している。また先述の『尾崎三良自叙略伝』のいうところの、三条家が資金借入した外商は、ジャーディン・マセソン商会ではなく、ワトソン（英二十二番館）だったことが明らかにされており²⁴³、総じて『尾崎三良自叙略伝』は、記録を確認せずに著したものらしく、正確さの点で大いに問題がある²⁴⁴。ただし三条家に有利な形で毛利家が大金を貸したのはたしからしく、これもやはり明治維新の勝者に課せられた義務ということになろう。

次に、表3-6には、89年に「炭坑同盟組合貸金」（第二類）8万円、90年には「豊柏採炭組合金田炭坑元資金」6万8千円余がある。じつは90年の豊柏採炭組合への出金はこれだけではなく、「年限貸付金」のなかに、89年の8万円が引き続き貸し付けられているほか、1万1千円余の新たな貸金もなされた（後掲表4-12）。そして後述のように筑豊炭鉱へ（さらに九州以外の鉱山へ）の投資が91年以降さらに増加していった。

243 石井寛治『近代日本とイギリス資本』（東京大学出版会、1984年）235-241頁、および前掲、井上「興業社と官営品川硝子(1)」21-23頁。

244 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』上巻、中巻（中央公論社、1991年）にも、三条家の毛利家からの借入に関する記述は見あたらない。前掲、刑部『三条実美』や、前掲、内藤『三条実美』は、三条家の負債・借入について、上記の石井、井上らの研究を参照せず、『尾崎三良自叙略伝』に無批判に依拠して叙述しているが、井上の指摘のように丹羽正庸らのガラス製造業開始は三条実美の了解の上で開始されたという史料もあって、丹羽や森寺が三条家の資金を私消したとの尾崎の記述を含めて再検討が必要と思われる。

まず^{かなだ}金田炭坑について、高野江基太郎『筑豊炭鋳誌 完』（中村近古堂、1898年）によると²⁴⁵、豊永長吉と柏木勘八郎等が組織した「豊柏採炭組」によって1891年に開坑したが、翌92年11月に柏村信に譲渡したという。他方、辰巳豊吉編『貝島太助伝（稿本）』によると、「毛利公爵家が久良知重敏より買取せし金田炭坑」とある²⁴⁶。毛利家は、1890年に「豊柏採炭組」（柏木勘八郎ら）に、金田炭坑借区券を担保にして資金を貸しているから（後掲表4-12）、同家が所有する前は、福岡県築上郡上深野村の実業家久良知重敏が、山口県の実業家豊永長吉や福岡県行橋の豪商柏木勘八郎らと共同で金田炭坑を手がけていたのであろう²⁴⁷。「豊柏採炭組合」は、豊永と柏木の頭文字から命名されているが、毛利家史料に収録されている「明治廿四年前半期 豊柏採炭組第二回考課状」には²⁴⁸、組長は末松房泰、組合理事として豊永和吉（長吉次男）と柏木守三の2名、相談役久良知重敏が記され、また顧問が柏村信・井上馨となっている。組長末松房泰は、『防長回天史』の著者としてまた伊藤博文の女婿としても知られる行橋出身の末松謙澄（内務大臣等を歴任、子爵）の実兄である。

金田炭坑は久良知らが借区権を得た1890年まで海軍予備炭田の1つであり、同炭坑を含む田川郡の予備炭田は、最も有望な炭田とみられていた。またこの借区権獲得には、地元の人脈がないと村の承諾を得ることが難しく、三菱などは直接に借区競争に参入せず、地元鋳業家が獲得した借区権を高値で買取する戦略を採用した²⁴⁹。毛利家も同様だったと思われる。すなわち同家の89年出金は「炭坑同盟組合貸金」とあるが、前記のように翌90年から貸金とともに「金田炭坑元資金」が現れ、これは出資金であった。最初から毛利家は久良知らへ資金を貸し付けて彼らに借区権を獲得させ、その後借区権を譲り受ける計画だったはずであり、事実そうだった（後述）。金田炭坑は89年12月に民間人による採掘のための鋳区選定が告示され、出願が許可されており²⁵⁰、90年には豊柏採炭組合が借区権を獲得している。そして同年に、毛利家が借区券を担

245 同書、608-615頁。これまで、地元の自治体史などの文献は、明治中期までの金田炭坑の沿革については、基本的に同書に依っている。

246 同書（石炭研究資料叢書第20輯、九州大学石炭研究資料センター、1999年）80頁。原本は1910年の著。この引用は、『世外井上公伝』5巻（1934年）196頁にもある。中山主膳編『明治初期の先覚者 久良知重敏翁の実歴談』（門司市立図書館、1959年）には、久良知重敏の炭鋳事業として1880年開掘の峰地炭坑（福岡県田川郡）しか記されていないが（14-16頁）、久良知の従弟蔵内次郎作（のちの有力炭鋳主）が「従兄久良知重敏氏と提携して熱心斯業の爲めに尽力し 廿三年金田坑の開鑿を始め」ともあり（26頁）、蔵内が金田炭坑を久良知と提携して開鑿したようである。なおこの頃筑豊炭鋳業において複数人による炭鋳開発の例が少ないが、政策的な借区統合によるためもあろう（高村直助「筑豊炭鋳業の台頭」同編著『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992年、151頁、のち、同『再発見 明治の経済』塙書房、1995年、に収録）。

247 豊永長吉については、前注175参照。

248 『立案録』に、「第二回考課状」のほか、「金田炭坑第二回決算報告」などが収録されている。

249 以上、前掲、高村「筑豊炭鋳業の台頭」150、156頁および167頁、注73。この頃の筑豊炭鋳業の借区権獲得競争については、同論文や地元の自治体史が簡便である。

250 前掲、高村「筑豊炭鋳業の台頭」150頁。

保にして資金を貸しているから、まだ同家の単独所有とはなっておらず、この頃の金田炭坑の主な所有者は豊永和吉・柏木守三や柏木勘八郎らだったはずである。

そして実際に採掘を開始したのは1891年だった²⁵¹。同年に井上馨が柏村とともに金田炭坑を柏木勘八郎の案内で視察している。柏木はすでに井上の知遇を得ており、柏木の養嗣子治郎熊は井上の甥であったから、彼らは親戚だった²⁵²。毛利家の金田炭坑買収も、柏木を介した井上の助言のはずである。井上は1888年に農商務大臣に就任して、筑豊の海軍予備炭田の民間への「解放」を取り仕切っていたから、井上という有力財政顧問によって毛利家は有利な鉱山投資が可能になったといえなくもない。毛利家のその他の鉱山業への投資も、井上の影響が強くみられる。なぜ井上は毛利家に鉱山業への出資を推奨したか。宇田川勝は、井上が後述の貝島太助を支援した理由の1つとして、「筑豊炭鉱業の発展には三井、三菱等の財閥の進出と並んで地元炭鉱業者の発展が不可欠であると考えていた」と述べている²⁵³。毛利家に対してもやや似たようなことがいえるであろう。後述のように、この頃、井上ら毛利家を取り巻く有力旧長州藩士らは、大名華族は旧領に居住して存在感を示し、地域産業の発展に貢献すべきとの考えを有しており、彼らは、新政府樹立の旗手たる毛利家は率先して範をみせるべきと、同家当主に説得していたのである。

さてこれ以後の同家鉱山投資は次項で述べるとして、次に桂二郎への貸金についてもふれておこう。桂二郎は、のちの首相桂太郎の実弟である。しかし軍人・政治家であった兄と異なって、彼は技術者かつ実業家だった。1886年9月に北海道庁が、元開拓使札幌葡萄酒醸造所を桂二郎に経営委任し、さらに翌87年12月に道庁はこれを彼に払い下げた²⁵⁴。これに対して毛利家は、払下げ決定前の87年秋頃に、二郎に9千円の貸付を決定した。

金九千円也 年利六歩

此質物、公債証書額面千円及ヒ北海道石狩国札幌葡萄酒園地券、是ニ属スル家屋板庫製造場、造酒諸器械等、悉皆有形之儘

内、

四千五百円 払下許可ノ上、払渡

四千五百円 地券下付ノ上、払渡

右、来廿一年二月五日、両度貸出、廿二年ヨリ五ヶ年賦、元利返納ノ約定

右者、北海道札幌在留桂二郎所轄之処、今般払下相願度、就テハ拝借金之儀、出願仕候得

251 前掲、高野江『筑豊炭鉱誌 完』608頁に、同炭坑の開坑は1891年に豊柏採炭組によって行われたとある。「明治廿四年前半期 豊柏採炭組第二回考課状」にも、同期は「前期ヨリ継続シテ金田炭坑ノ立錐及開坑ノ業務ヲ執リタリ」とあり、職工9名、役夫2名で、技師・事務員を含めて雇用者はまだ18名にすぎなかった。

252 以上、前掲『貝島太助伝(稿本)』80頁、『世外井上公伝』5巻(1934年)196-197頁。

253 宇田川「貝島家の石炭業経営と井上馨」(法政大学『経営志林』26巻4号、1990年)64頁。

254 以下、桂二郎については、サッポロビール(株)『サッポロビール120年史』(1996年)139-141, 153, 639, 936頁。

共、内規モ有之、容易ニ御採用難相成筋ニ候得共、先年若学為研究、欧州ニ渡而学、帰朝後、専ラ該事業ニ従事シ、元札幌在勤以来、引続担当仕、大江村開墾事業ニ付テハ、万事世話致、委員ノ助力ニ茂相成候間、特別ノ筋ヲ以、前書之方法約定ニシテ拝借可申付哉、此段奉伺候²⁵⁵

これによると、本来は貸金の内規により許可し難かったのであるが、桂二郎は若くして研究のためヨーロッパに留学し、帰国後、札幌でワイン醸造に従事し、毛利家の大江村開墾事業にも助力したので、特別の計らいで貸すというものであり、元徳の命令を意味する「命」の印が押されている。1875年に二郎は兄の太郎とともにドイツに留学し、二郎は3年半にわたってブドウ栽培とワイン醸造法を勉強し、帰国すると勸農局に勤務し、83年に北海道勤務となった。二郎はこの貸金を一旦返却して、90年に再度毛利家から7,300円を借りたのであるが、それについては後述する。いずれにせよ、旧臣を中心とした新産業への試みには、積極的に支援するというスタンスである。二郎はこの払下げを受けて、花菱葡萄酒醸造場と称して経営した。さらに88年には日本麦酒醸造会社（現、サッポロビールの前身の1つ）社長、そして札幌製糖会社社長にも就任している。

以上、この時期の毛利家の貸金は、幕末以来新政府樹立をともに闘ってきた宮家・公家らへのやむを得ざる支援とともに、旧藩関係者などによる事業への支援、とりわけ新時代の新産業起業の試みに、成功の見込みに関する事前調査は大して行わず、志がよければ、あるいは人柄が信用できれば許可するという、理念先行が顕著である。繰り返すが、幕末の長州藩と同じである。そしてこれはこの時期に限らず、後の時期も同様である。前田家も公家・宮家などへのやむを得ざる出金・貸金はあったが、それも概して毛利ほど規模は大きくなかったし、その他の投資については、毛利家の上記のような姿勢と、前田家の慎重で堅実な姿勢とは、全然異なっていた。

(2) 収支

表3-8は、78年の当用金と要用金をあわせたとみられる予算である。収入の「預ヶ金等利子」3万2千円の根拠が、80万円に対する年4%利子とあり、この80万円は要用金の資産とみなすほかはないから、同家全体の予算のはずである。収入の3分の2は第十五国立銀行株配当である。同家の藩政期からの継承資産が巨額に上り、それを貸付金等に運用していても、やはり同行の配当金は基幹をなすものであり、（とりわけ大藩）大名華族にとっての同行設立の意義は大きかった。支出では生計費や用達所経費が3万8千円に対して、賞典分与関係費が、賞典証書を発行して一息ついたとはいえ、2万円とまだかなりの比重を占めている。繰り返すように、第十五銀行株配当で家政費や賞典分与などの経常経費をまかない、他の資産を予備的に運用して増やそうとし、あるいは寄付など臨時支出に当てようとするのは、前田家とだいたい同じである。第

255 『立案録』所収。

表 3-8 当用金・要金収支予算 (1878 年)

項 目	金額(円)	備 考
収入		
第十五国立銀行配当	64,250	純益配当金年々割ノ見積リニシテ
預ヶ金等利子	32,000	預ヶ金并秩禄公債証書等、部合金高、八拾万円ノ年四朱
貸金返済	1,000	旧藩中御貸付元金年賦返納ノ分、取立凡積
計	97,250	
支出		
毎月经費 2 千円	24,000	前年史料は「殿様御用度」
毎月臨時費 500 円	6,000	
戸主用度引当	1,000	
在県毎月经費 500 円	6,000	
同臨時費毎月 100 円	1,200	
賞典分与金	20,000	
華族会館学資出金	1,000	
山口県学校費	3,000	
計	62,200	
出納差引	35,050	

(出所) 『毛利家会計其他摘要録』所収、無表題史料。

注：1) 78 年とは、末尾に「右、明治 11 年改正表」とあることから推定。

2) 支出の「山口県学校費」は、毎年米 1 千石、授産局資本として 2,500 石、計 3,500 石を賞典禄から支出していたが、廃止して 78 年から毎年 3 千円ずつ出金することとしたもの。

十五銀行株は金禄公債を出資したものであり、金禄公債は家禄賞典禄の代わりに受領したものであったから、そうするのが筋と考えたはずであるし、実際にも家政運営はそれしか方法はなかった。

ちなみに前年の 77 年を対象とした同様の収支予算史料もあり、78 年支出の「戸主用度引当」は、77 年では「殿様御用度」であった。じつは同家では、前年の 77 年中に「殿様」の呼称を(家内では)全面廃止したのである。「御姫様」の呼称はすでに 1871 年に廃止していた²⁵⁶。これに対して前田家では、「御姫様」の呼称廃止は、なんと 1926 年であった。もっとも前田の場合、利嗣の長女^{なみこ}漢子が 1906 年に結婚して以降、「御姫様」と呼ぶべき該当者がおらず、1926 年に利為^{としなり}の長女美意子誕生後まもなく、当主利為がこの呼称廃止を家職らに厳命したものであったが²⁵⁷、それにしても格式を誇る前田家はかなり遅い。それはさておき毛利家が、前田家をさかのぼること半世紀前の明治初期頃に早くも前時代の遺物たる「殿様」「御姫様」の呼称を廃止したのは、おそらく当主元徳の発案ではなく、新時代を切り開かんとした木戸孝允や井上馨、柏村信ら有力旧臣の進言だったと思われる。

さて表 3-9 によって、1880 年代の当用金の収支予算ないし決算をみると、収入の第十五銀行株配当をはじめ比較的安定した推移を示している。86 年までは予算、87 年は決算であるが、おおむね予算に準じた支出であったこともわかる。山口用達所の当用金有価証券は 85 年中に要用

256 以上、『忠愛公伝』第 9 編第 9 章(「両公伝史料」1927 忠愛公伝)。

257 未婚だった齋泰次女^{はつ}初 (1860-1929) の呼称は、1900 年頃には「初様」だったようである。以上、前掲『前田利為』9、279 頁。

表3-9 当用金の収支予算・決算(1882-87年) (円)

項目	1882年	1884年	1885年	1886年	1887年
収入					
前年ヨリ(現金)越高	…	39,581	35,923	23,434	20,626
第十五国立銀行株配当	77,100	70,675	70,675	73,888	70,675
山口用達所有価証券利子配当	7,800	(5,117)	(5,000)	—	—
その他	—	—	—	—	1,739
計	84,900	110,256	106,598	97,321	93,039
支出					
東京常用費		} 24,640	27,010	28,796	35,331
山口経費			3,200	4,100	3,566
男女月給定夫給金旅費日当		13,250	13,200	14,570	12,428
華族会館費		830	830	830	831
御先靈御祭祀	60,913	500	650	600	623
山口県学資金		4,000	—	—	—
諸税		830	830	500	592
賞典証書利子		9,000	8,500	6,350	—
不具扶持救助		—	7,700	4,534	—
賞典証書抽籤	5,000	5,000	5,350	5,500	—
臨時費(東京・山口)	19,000	3,600	8,500	5,400	19,118
野田神社建築費	—	12,000	16,000	—	—
編輯所費	—	—	—	1,602	1,642
追算	—	15,507	—	—	—
計	84,913	89,157	91,770	72,782	74,130
差引、残金	△13	21,099	14,828	24,539	18,909

(出所) 1882~85年は『奉伺録』, 86年は『立案録』, 87年は会計第壹課『明治二十年分御当用金御算用一紙』(1888年1月作成)。

注: 1) 1887年は決算, 他は予算。

2) () は計に含まない。

3) 1884年の計など, 史料を修正した箇所がある。

金に移管されたようである(後述)。

次に要用品の収支を, 表3-10(第一類)と表3-11(第二類)で示した。表3-9の「前年ヨリ越高」「差引、残金」が現金のみであったのに対して, 表3-10・11の「前年ヨリ越高」などは資産全体の額である。そして資金の出入が全部記されているわけではなく, たとえば有価証券投資・土地投資・貸金支出自体は損失ではないから計上していない。つまり前期と同様に, 実際は収支と損益が交じっている。

表3-10について, 収入の「利子配当, 地代家賃」欄は, 78年からそれまでの貸金公債利子に「地代」「店賃」が加わる。さらに80年から株配当金が加わり, 所有資産を反映している。85年収入の「当用金ヨリ加入」5万6千円余は, 当用金にあった金禄公債, 新公債, 旧公債を要用品に移管したものであり, 山口用達所管分であろう。ただしこれを売却して, 北海道地所購入費等に当てたらしく, 要用品の各種公債は減少している。同じく85年の収入「第二類ヨリ」の10万円は金貨であり, これを大蔵省預金局に預けている。

他方同年支出の「第二類へ」11万円余のうち, 9万5千円は北海道地所を第二類に移管したものであり, 他は日報社株1万円, 東京電灯株1千円, 専崎弥五平貸金返還分5千円余, 玉川辰五郎貸金返還分1千円余であった(専崎・玉川は延滞金があるから第二類へ移管した)。結局この

年第二類は大して増減していない。89年支出の「その他」7万1千円のうち、1万4千円余は、藤井希璞への貸金の損失が確定したものである。残り5万7千円余のうち、同表の史料には、5万円は「御手許金」として支出したとある。「御手許金」とは、用達所が管理する毛利家資産とは別に、当主個人の裁量で使用できる資金であり（いずれも法的には当主の個人資産であるが）、これは家族分を含めて前田家でもあった。ところがこの場合の5万円とは通常の「御手許金」としては大きすぎる額であり、じつは当時司法大臣であった山田顕義に救助金として支出するためであった²⁵⁸。大臣たる山田がなぜ困難に陥ったかは、次のような仮説が考えられる。(1)この年、山田は東京小石川音羽町に豪壮な邸宅を建築したから（現、講談社本社地）、その費用不足だったか（音羽の新築洋館には翌年天皇が行幸しており、それを予定した建築だった可能性が高く、そのような事情があれば毛利家としても救助金支出を断りにくい）、(2)文部省が79年から開始していた『古事類苑』編纂事業を、山田が89年1月に初代所長に就任した皇典講究所が継承し、これは「非常な難事業で年間予算の五千円では到底まかないきれず、予算の超過金は、山田所長の奔走によって、行なわれた模様である」とされているから²⁵⁹、この資金援助だったか、あるいは(1)(2)の両方だったかであろう。皇典講究所が『古事類苑』編纂事業を正式に継承したのは翌90年3月ではあるが、同講究所と当時の内閣は緊密なものがあったから、同講究所への意向打診は形式的なものだった可能性も指摘されている²⁶⁰。いずれにしても、ともにやや公的な性格があったことが毛利家による支援の背景だったと思われる。ともあれ、高給取りのはずの長州系政府高官が頼るのは、やはり人の好い旧主家毛利家であった。

支出の寄付のうち、多額のもの、87年の宮内省への海防費10万1千円、85年の防長教育会への10万円であった。

この海防費献納について、『柏村日記』明治20年5月19日条は次のようにある。

杉〔孫七郎〕内蔵頭へ参謁、島津家も拾万円海防費献金ニ相決候ニ付、毛利家一同願出手続ヲ伺シニ、井上〔馨〕大臣帰京ノ上、伊藤〔博文〕大臣も両家トモ拾万円ニ相決候趣を相伝へ候上、願出可然トノ事

柏村が献納先の責任者たる杉内蔵頭に会って、島津も10万円献金することに決めたそうなので、毛利も献納願の手續につき杉に伺ったところ、杉からは、井上馨が帰京した後、伊藤博文が井上に両家とも10万円拠出する予定であることを伝えた上で、願出するのがよい、といわれ

258 『柏村日記』明治22年2月25日条に、「昨夜井上馨と柏村が相談した通り、井上が今朝高輪邸に出頭して）山田大臣救助ノ為、金三万円御下付ノ義ヲ正二位公〔元徳のこと〕へ願タルカ、承諾アリタルニ付」云々とあり、同年3月6日条にも、井上馨が用達所に来て、「稟議ノ旨趣、山田大臣へ三万円御救助ヲ願シカ、其後困難ノ一件終結ニ不至、仍テ今式万円御下付ヲ願トノ事、誠ニ御辞退も被遊兼候場合ニ付、御承諾ニ相成ル」とある。

259 以上、日本大学編『山田顕義伝』（1963年）854、911頁。引用は、854頁。

260 熊田淳美『三大編纂物―群書類従・古事類苑・国書総目録の出版文化史』（勉誠出版、2009年）96頁。

表 3-10 要 用 金 収 支 (第 一 類, 1878-90 年)

項 目	1878年	1879年	1880年	1881年	1882年	1883年
収入						
前年ヨリ越高	1,068,064	1,234,617	928,369	1,012,150	1,051,156	1,168,878
当年中借入	—	—	—	—	—	—
当用金ヨリ加入	109,268	—	—	—	37,039	—
利子配当・地代家賃	58,639	50,558	76,601	69,394	75,815	76,156
株式売却益	—	—	—	—	—	—
地所売却益	3,896	403	—	—	—	—
金銀貨売却益	—	5,691	—	4,149	2,555	—
公債償還益・売却益	662	1,591	1,883	2,059	2,738	2,426
第二類ヨリ付渡金	—	—	16,034	28,363	952	2,239
その他	1,369	1,530	252	366	504	138
計	1,241,899	1,294,391	1,023,138	1,116,481	1,170,758	1,249,838
支出						
当用金へ渡高	—	40,000	—	—	—	—
地所売却損・建築費	1,401	308	—	—	—	—
賞典分与関係	—	—	—	—	—	—
寄付	—	—	—	—	—	—
一族・家職らへ分与	—	—	—	—	—	—
所得税	—	—	—	—	—	—
借入金返済	—	—	—	—	—	—
借入金利子	—	—	—	—	—	—
第二類へ	—	325,714	10,988	65,325	1,880	50,299
その他	5,880	—	—	—	—	2,506
計	7,281	366,023	10,988	65,325	1,880	52,806
差引残, 翌年へ越高	1,234,617	928,369	1,012,150	1,051,156	1,168,878	1,197,032

(出所) 『御要用品 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』。

注: 1) 1880年以降は要用品第一類, 90年は第一類収支に前年末の当用金残および要用品第二類残を加

2) 1888年以降の「前年ヨリ越高」は, 前期末資本金・前期末借入金残・前期末賞典証書残等負債

表 3-11 要 用 金 収 支 (第 二 類, 1880-89 年)

(円)

項 目	1880年	1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年
収入										
前年ヨリ越高	325,714	321,723	353,913	358,639	356,235	360,015	373,392	357,910	317,977	339,002
第一類ヨリ付渡など	—	65,325	1,880	50,299	—	113,886	17,043	—	62,655	45,579
新公債利子取入	—	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613
八家仕組掛貸与公債利子	—	—	—	585	1,170	1,170	1,470	1,470	1,470	1,610
貸金利子, 株配当など	—	—	—	82	—	220	1,061	577	901	22,206
地代店貸賃	2,997	2,977	2,543	2,933	3,376	2,976	2,380	443	—	—
地所売却益	—	—	—	—	—	—	1,668	576	—	—
計	339,700	392,848	360,949	415,151	363,395	480,880	399,627	363,589	385,616	411,009
支出										
第一類へ付渡	16,034	28,363	952	2,239	1,625	102,234	36,855	10,611	5,701	72,334
貸金出資金償却	—	—	—	—	—	—	—	14,235	40,000	—
地所建物売却損	1,223	7,890	—	—	—	—	2,310	19,314	—	950
その他	719	2,682	1,358	56,678	1,754	5,254	2,554	1,452	913	2,379
計	17,977	38,936	2,310	58,916	3,379	107,488	41,718	45,612	46,614	75,663
差引残, 翌年へ越高	321,723	353,913	358,639	356,235	360,015	373,392	357,910	317,977	339,002	335,346

(出所) 前表と同じ。

注: 1) 1880年収入には, 「広沢万須貸金, 要用品ヨリ組入」1万988円がある。

2) 1881年収入には, その他209円がある。同年支出の「地所建物売却損」は, 有価証券売却損を含む。

3) 1889年収入の「貸金利子・株配当など」には, 有価証券(七分金禄公債)売却益1万9,074円を含む。

4) 支出の「貸金出資金償却」は, 三谷三九郎(1887年)・横浜水道会社(1888年)によるもの。

(円)

1884年	1885年	1886年	1887年	1888年	1889年	1890年
1,197,032	1,277,284	1,312,146	1,436,505	1,656,489	1,505,807	1,500,596
—	—	—	230,000	108,000	15,500	48,000
—	56,201	—	—	—	—	653,425
77,762	77,357	85,469	108,417	111,197	104,657	99,852
—	—	9,101	1,518	20,219	968	1,183
—	—	6,390	1,300	—	2,027	60,000
—	—	—	—	—	—	—
734	16,719	3,587	21,025	21,985	18,694	132
1,625	102,234	36,855	10,611	2,301	72,334	348,005
131	—	—	—	—	—	—
1,277,284	1,529,795	1,453,548	1,809,376	1,920,191	1,719,988	2,711,193
—	—	—	—	29,005	—	—
—	—	—	—	5,418	—	—
—	—	—	16,664	16,232	15,703	14,836
—	103,763	—	101,000	—	12,950	—
—	—	—	10,000	31,694	—	—
—	—	—	—	3,035	3,193	3,864
—	—	—	20,000	259,000	74,500	—
—	—	—	5,223	7,516	2,304	958
—	113,886	12,543	—	51,461	39,600	8,537
—	—	4,500	—	11,022	71,141	28,631
—	217,649	—	152,887	414,383	219,392	56,826
1,277,284	1,312,146	1,436,505	1,656,489	1,505,807	1,500,596	2,654,367

えたものであり、同年の当用金・要入金第二類の収支は反映されていない。
 の計。86年までは賞典分与は当用金の扱いであった。

た。当時伊藤は首相であり、海防費の重要性を各府県知事らに説いていた²⁶¹。要するに、政府からの献金要請に対して、井上・伊藤とも話を通じさせて、毛利家としてよく合意して出願せよということであろう。この頃、毛利は何よりも島津と歩調を合わせて大名華族の範を示そうとした。この時、前田家も海防費を5万円寄付しているが、毛利・島津と前田では金額差が大きく、まだ足並みを揃えて行ったとはいえない。しかしやがて日清戦争期頃になると政府への資金拠出などはこの3家が足並みを揃えるようになる（後述）。防長教育会への寄付も、海防費と同様に、井上馨・山県有朋ら有力旧臣主導だったことはすでに述べた。

88年の「一族・家職らへ分与」3万円余のうち2万円は、家令柏村への下賜金である。家令など家職や井上馨のような家政顧問への下賜金の額が非常に大きい点も毛利家の特徴である。柏村への下賜金については、『柏村日記』明治21年1月21日条に、次のような記述がある。

本日、家令奉職以来御家計向、万端遂心配候ニ付、御資産ノ内、整理公債券式万円御分与下賜候段、正二位公〔元徳のこと〕ノ被申聞、御書付ハ追而御下付可被遊との御事ニ付、御礼申上、直ニ帰邸、老母へ申聞候処、難有々々ト三度御礼申演、枕を揚拜礼了而、就寝

261 東條正「港湾都市長崎における近代交通体系の形成過程」（『放送大学研究年報』31号、2013年）109頁。

柏村が71年に家令に任命されて以来、長年誠実に奉職してきたことに対して、元徳が公債2万円を与えた。柏村は御礼を申し上げたのち、急ぎ帰宅し、病床の老母に報告すると、母は枕を掲げて3度感謝した。柏村・広沢真臣兄弟の母は、この2日後に没した。作り話のようではあるが、事実である。

第二類収支の表3-11には、「八家仕組掛貸与公債」なるものがある。八家とは、長州藩毛利家家臣の最上層の1万石前後の8家であり、毛利家とは縁続きでもあった。この8家の財政状況は様々であったが、没落させないために、特別のしくみを作った。83年10月付の「八家申合條款」には、元徳名で、

第八条

各家収支予算及ヒ決算表ヲ製シ、普通会計年度ニ随ヒ、毎年七月中、高輪邸へ差出ス可キ事

第九条

各家保存ノ為メ、高輪邸へ稟議ノ上、適宜ノ方法ヲ設ケ、家財ヲ預ケ、其保護ヲ受ク可キ事

第十条

各家、互ニ冗費ヲ省キ、家産ノ増殖ヲ計リ、容易ニ高輪邸ノ助成ヲ乞フ可カラサル事

但、万一助成ヲ乞フ者アル時ハ、各家連署申立可シ

などとする²⁶²。この83年の規定に基づいて、公債を貸与した。この規約やしきも、『世外井上公伝』によれば、井上馨の発案であり、井上は山田顕義や八家である宍戸親基^{ちかもと}、幹部家職、さらに他の八家との協議の上に作成し、これは後の毛利家家憲制定の前提となったとされる²⁶³。しかし『柏村日記』によると、旧八家保護のしくみを作る契機は、83年1月に旧八家の毛利藤内が内情を毛利家に訴え、柏村ら幹部家職らが井上馨・山田顕義・宍戸璣・毛利藤内を招集して会合を開き、家職作成案を承認したとある²⁶⁴。これまで本稿で示したように、井上馨の毛利家家政に対する主導性はたしかにめだつものがあつたが、従来、同家家政運営における井上の役割のイメージは、もっぱら『世外井上公伝』に依拠して作られてきた。しかしこれも本稿で示してきたように、毛利家家政はもう少し幅広い有力旧臣たちによる合議によって執行された。

それはともかく、家憲制定後の91年からはより詳細な規定を設けて、八家のための積立金を設定した(後述)。毛利家には、83年6月に八家に次ぐ重臣である寄組^{くににしすみゆき}の国司純行からも援助の

262 『職制事務章程』(明治14年)所収。1883年9月に旧領在住の旧八家当主と家事担当者らを高輪邸に招集して、数日会合を開催した(『柏村日記』明治16年9月25日~同29日条)。

263 『世外井上公伝』第4巻、617-618頁。

264 『柏村日記』明治16年1月12日・同19日条。会合には、欠席したが山尾庸三も招集されていた。伊藤博文は憲法調査のためヨーロッパに出張中であつた。杉孫七郎は前年12月にハワイ国王カラカウアの戴冠式(83年2月)参列のため特命全権公使として出国した(『柏村日記』明治15年12月12日条)。山県有朋は参事院議長として多忙ゆえに招集しなかつたのであろう(伊藤之雄『山県有朋』文藝春秋、2009年、189-190頁)。

嘆願書が出されていたし²⁶⁵、91年に改めて「旧家老八家家産整理法」が制定された時、8家のうち2家を除いて財政が困難を来たしていた²⁶⁶。ちなみに、前田家はここまではしない。加賀藩重臣旧八家のうち3家の財政破綻が露見したのは1903年であり、その際に前田家（および事業に成功した旧八家の横山家）は相応の支援を行ったが²⁶⁷、制度として八家を保護するしくみは作っていない。それは、長州藩八家の方が事態は深刻だったからかもしれないが、しかし毛利家中は、明治になっても前田家より一層共同体的ないし集団主義的とも感じられ、元就以来といわれる「百万一心」「家中の団結」という理念と響き合うところがある。表3-11のその他の項目は、おおむね抵当流れとなった地所建物の貸地貸家収支・売却損益等である。

表3-12は、71～89年までの貸金焦げ付き分や抵当流れ不動産を売却しても貸金を回収できなかった損失の一覧であり、前記のように井上馨が家職に調査を依頼して作成したものである。しかしこれも過少である。たとえば藤井希璞に貸した9万円は日銀からの借入で賄ったが、同行への支払利子は含まれない。このような機会費用をすべて計上すれば、もっと多額になる。さらに89年時点においてまだ損失が確定せず、のちに損失となる貸金等がかなりある。ただし70年代からの三井組・小野組・広岡久右衛門への貸金は一応全部回収した。

結局、前田家との比較では、毛利家は賞典参与の負担が長く残ったとともに、貸金・出資金の失敗がめだつた。やむをえざる貸付による損失もあったが、アグレッシブに「利倍増殖」なるスローガンをかかげ、必ずしも成功の目算が定かでない事業も含めて、前田家よりもはるかに積極

表3-12 毛利家貸金損失・質流土地建物売却損（1871-89年）

貸先等	金額(円)	備考
横浜水道会社	40,000	73年出資、88年損失確定
専崎弥五平	19,314	神戸の幕末期長州藩御用商人
藤井希璞	14,801	87年9万円貸付、89年損失確定
三谷三九郎	14,234	72年から利付預け金あり
東京府京橋区越前堀町地所	5,390	
東京府本所区外手町地所	2,500	
尾崎斑象	2,307	85年頃東京府南足立郡長
玉川辰五郎	1,371	77年貸付、玉川は不詳
東京府深川区西大工町地所	1,223	
東京府深川区平野町地所	1,000	
東京府麹町区地所	558	
福原芳山	380	旧宇部領主福原家当主、82年35歳で没
東京府芝区三田君塚町地所	33	
計（13件）	103,114	

（出所）『御要用品 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』。

注：備考の論拠は、他に『用達所日記』『奉伺録』など。

265 在県用達所『諸記録』（明治13年、9諸省/662）。国司純行は、第1次長州征討の責任として切腹を強要された国司信濃の養嗣子。純行も、第2次長州征討の際に小倉城の戦いで奮戦した。

266 『旧家老八家家産整理法、八家規約書』（明治24年）。8家のうち2家は余裕があるが、などと記している。

267 拙稿「武士の近代—1890年代を中心とした金沢士族—」（神奈川大学『商経論叢』45巻4号、1910年）223-224頁、および拙稿「明治後期における前田侯爵家の資産と経済行動」（未定稿）。

的な投資を展開したことによる。もっとも失敗ばかりとはいえないし、損失の額もこの時期までは、表3-12によると最大の案件で横浜水道会社の4万円であった。そして多くの大藩大名華族と同様に、第十五国立銀行・日本銀行・横浜正金銀行・日本鉄道等の優良株を大量に所有し、また公債投資も積極的に行っていたから、毎年13~18万円という安定した利子配当を得て、松方デフレなどがあるとしても、財政基盤はまったく揺らぐことはなかった。

4. 明治後期の家政と資産運用 —1891~1906年—

(1) 家憲の制定と資産運用体制

(i) 家憲の制定

同家は1890年12月15日に家憲発布式を行い、会計制度なども大幅に改変した。この家憲制定は、大日本帝国憲法の制定が契機であった。同日付の、家憲前文ともいべき毛利元徳「家憲ヲ定ムル旨意」には、「邦国ニ憲法ナケレハ根柢定マラス、皇室ニ典範ナケレハ基礎固カラス、曩ニ帝国憲法皇室典範制定セラレ上ハ、祖宗ノ鴻烈ヲ無窮ニ弘張シ、下ハ今日ノ盛業ヲ万世ニ保持シタマハントス……夫レ家ハ国ノ小ナルナリ、人臣ノ家亦家憲ナカルヘケンヤ」云々とある²⁶⁸。帝国憲法・皇室典範が制定され、皇室の下にいる我々としては経済興隆を「万世」に継続せんとする、国家に憲法あるからには、家にも家憲があるべきである、という。ただしこれら家憲制定や会計制度変更はやはり元徳の発意ではなく、井上馨などが主導した。同家は井上に家憲制定準備の功労金として1万円を与えている²⁶⁹。『世外井上公伝』第4巻によれば、まず井上が家憲の必要性を元徳に進言して、主に家令柏村が草案を作成した。

草案の大体が纏るに及んで、[井上馨]公は之を在京旧藩臣の主なる者に告げて諒解を得させ置くことが必要であるとして、[1890年]十一月六日に井上逸叟以下十三名を毛利邸に招き説明する所があつた。……[その後]家憲は杉孫七郎と相談の下に、柏村によつて大体完成された²⁷⁰。

さらに井上が一覧して意見書を柏村に送り、協議の上、関係者一同が逐条審議して完成した、という。幕末期長州藩の行動と同様に旧藩士らの主導・了解のもとで作成された。毛利家はたんなる一個人の家ではなく、依然、公的な存在であった。

やや後の1896年12月に元徳が没した際に、同家では、夫人や子の夫婦ら一族・幹部家職・有力旧臣らの立会のもとで、家中に対する元徳の「遺命書」が開封され、井上馨が朗読した。その遺言の要旨は、政党に関係せざること、酒食に溺れざること、重要な事項は吉川家に相談すべき

268 家憲と家憲附録は、『忠愛公伝』第9編第6章参考史料(「両公伝史料」1926忠愛公伝)に収録されている。毛利博物館所蔵の「家憲」(明治23年)は作成途上のものであり、『忠愛公伝』収録の家憲と異なっており、章条が少なく、日付も家憲附録もない。

269 『忠愛公伝』第9編第6章「家憲の制定と家史の編纂」(「両公伝史料」1926忠愛公伝)。

270 同書、619頁。引用文中の井上逸叟は、井上勝の実父(旧長州藩士)。

こと、宗家一門相親しむことなどとともに、「国家の為には毛利家を絶やすも可なるべきこと」との事項もあった。この点は、これに先立つ300年以上前の元就による、毛利の苗字を絶やすなと、毛利隆元・吉川元春・小早川隆景の3人の子に厳命した（俗に「三本の矢の教え」で知られる）「三子教訓状」の精神とはまったく逆である。こうした点をあげて、『忠愛公伝』には、「国家の為には毛利の社稷をも絶つべしとなすは、[元徳]公の一貫せる忠義の信念を知るに十分なるべし」と評価している²⁷¹。しかし、じつはこの遺言も、すでに90年12月の家憲発布式直前頃に、井上・杉・柏村らによって作成され、元徳に上申して納得させたものだったのである。90年12月10日付け井上馨宛柏村信書翰（毛利博物館所蔵）によると、同月9日に、「元昭、家主タル時モ、如何ナル事情有之トモ、家憲何条ノ主意ニ基ツキ、速ニ山口県下根拠定住ノ地ニ移住スヘシ」との文言を元徳の遺書の中に取り入れるべきことを、「昨夜、杉[孫七郎]氏ハ正二位公[元徳]ニ篤ト申上ラレ、御納得被遊候」とある。むろん元徳が了解しておれば、元徳の遺言と違って差支えなからう。しかしそれは元徳が自発的にしたための遺言状ではなく、とりわけ、少年期から教えられてきたはずの「三子教訓状」とは異なる「国家の為には毛利家を絶やすも可なるべきこと」を入れるについては、人の好い元徳も、逡巡しながら了承したのではないか。天皇への忠義において「万世に燦たる」楠正成を祀る湊川神社が明治初期に創建されたように、家は絶えても名声は残ると、取巻きらは説得したであろう。毛利家にとっての「御家の安泰」とは、自己犠牲的な行動をも伴う天皇制国家における社会的地位ないし名声・名望の維持であった。これに対して、元徳死去の3年半後に亡くなった前田家当主利嗣の遺言状は知られていない。おそらく存在しなかったのではないか。いわんや、当主の遺言状を幹部家職や有力旧臣らが総出で作成することなど、前田家ではありえなかったと思われる。これは明治30年前後のことであるが、幕末期長州藩の行動がいかに主流派有力藩士層によって主導されていたかの証左である。いづれにせよ、井上馨は自分らが作成した元徳の遺言状が開封されると、それをあたかも初めて目にするかのようなふりをしつつ朗読したのである。

上記の杉孫七郎の建言にある、大名華族の居住地に関する有力旧臣らの見解を付言すると、旧大名は廃藩置県によって東京に集住を命じられ、元徳も東京に移住したが、1880年代になると長州系政府高官らは、大名華族の旧領への移住を主張するようになった。すなわち80年頃に、神奈川県令野村靖は、大名華族の東京集住によって地方が「自治と繁栄の中核を失ってしまった」ために大名華族の旧領への帰住を主張した。また82年4月に同家顧問となっていた山県有朋や、伊藤博文、岩倉具視も1880年代前半に同様な見解を示した。これに対して、井上馨は83年時点では華族教育の点から華族の地方移住には反対していた²⁷²。しかし井上ものちに見解を変

271 以上、『忠愛公伝』第9編第8章「薨去と国葬」（『両公伝史料』1926 忠愛公伝）。

272 以上、坂本一登「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」（『東京都立大学法学会雑誌』26巻1号、1985年）354～355、382、386、388頁。引用は同論文。ちなみに福沢諭吉も、華族は帰郷して旧領の殖産興業に投資すべしとの意見であった。小川原正道「福沢諭吉の華族批判」（慶應義塾大学『法学研究』82巻10号、2009年）15頁以下。

えたらしい。そして1887年10月に、華族の地方移住を可とする宮内省達第5号が出され²⁷³、それが家憲に反映されて、第7章「住居地ノ件」第21条に「東京府下ハ常住地トナスヘカラス、山口県ニ於テ……撰定スヘシ」とされ、東京邸は天皇への拝謁その他の用に充てるとされた。つまり毛利家憲は、井上が主導して制定した家憲とはいえ、山県有朋、伊藤博文、野村靖らを含めた長州系政府高官（および岩倉具視）が構想した、あるべき大名華族の姿を示したものともいえる。そして元徳はその後も多くを期間を高輪邸で過ごしたとはいえ、92年4月に山口県（山口町野田邸）への貫属替えが行われた²⁷⁴。嗣子元昭も、元徳没時まで東京邸に居住しつつ防府三田尻邸に長期滞在することもあったが、元徳没後は予定通り三田尻邸に「永住」することとなり（ただし1916年に、竣工した防府多々良邸に転居）、以後1938年に没するまで、「年一回の恒例の上京及び皇室国家の重大事のみ上京して天機を奉伺するに過ぎず。その間、貴族院議員に任ぜられしも、一度も登院せず」とされている²⁷⁵。

さて家憲の内容に戻ると、全体的な特徴としては、1882年制定の前田家家憲たる「家法条目」に比して、より詳細な規定となっている。むろん帝国憲法発布の前と後という時期の差も重要かもしれないが、規定が詳細であることはそれだけ当主の行動を制約することになるのであり、有力旧臣たちはむしろそれを志向した。たとえば毛利家憲には、家継承者の妻、養子先、娘の嫁ぎ先は華族に限るといった条項があるが、前田家では自明のためか、あるいは家憲に記すような内容ではなかったのか、あえて規定していない。また第6章第31条には、旧支藩主家ほか分家について共済システムの規定があり（共有積立金を設けて「利倍増殖」させ、メンバーが困難に陥った際にはそこから救助金を出すなど）、家憲附録にも関連規定があるが²⁷⁶、前田家「家法条目」にはこの種の規定はない。前田家でもむろん本家が分家を助けることはあったが、前記のように前近代以来毛利家は、分家・親族のみならず、旧家臣などとの一体感が強く、彼らとの距離

273 内閣官報局編『明治年間法令全書 明治二十年-3』（原書房、1974年）127頁。

274 『用達所日記』明治25年4月12日条、『公爵毛利邸起源略誌』。その直前の92年2月に、井上馨・杉孫七郎・吉川経健らが、元徳は山口県へ貫属替、東京寄留として、「[90年に取得した]鎌倉御別荘へ御常住、折々御帰京」すべきと元徳に上申している（『柏村日記』明治25年2月17日条）。

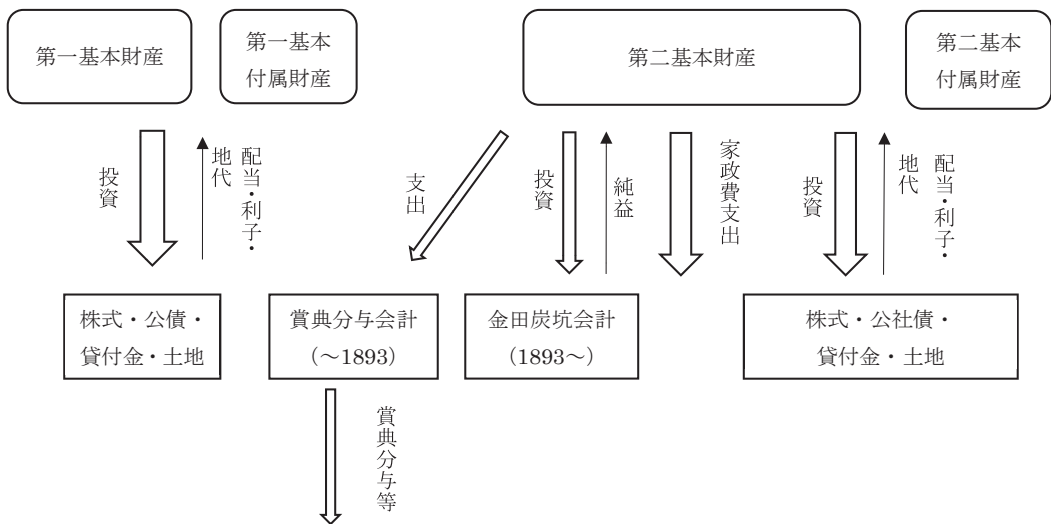
275 『忠愛公伝』第9編第9章「公の家庭」（『両公伝史料』1926忠愛公伝）。元昭が家督相続後、大半を三田尻邸で過ごした証左として、1898～1907年に出生した6人の子のうち5人は正室美佐子を生母として三田尻邸で生まれている（前掲『増補訂正もりのしげり』132-134頁）。

276 これらの規定に基づいて、親属会を当初年2回高輪邸で開いて、各分家・支藩主家の家政状況を相互に報告・相談することとしたが、実際の会合は、家政の議論も早々に切り上げて宴会に移るなど緊張感を欠くものだったらしい。『柏村日記』明治25年9月3日条によると、「御会同当日ハ早々御打寄り、只嚴格ニ無之、各家政談ハ午前ニ相済、午後御親睦会ニシテ、御酒宴中、琴三味線等御手芸、男子ハ謡ナリ仕舞ナリ」などとあり、家憲の「親族会」は「懇親会」と改名すべきとの意見も出る始末だった。結局、⁽⁸⁾1901年に「各家懇親会」は「親族協議会」の翌日に行うという規約を設けた（「会同規約」明治34年5月19日、「御会同議決書類」3公統255）。もっとも、旧支藩主家も宗家にならって次第に旧領に在住するようになったから、親属会のために多くの場合わざわざ上京して、一応家憲の規定通り開催していた。

が近い、相対的にフラットな性格があった。たとえば、大村益次郎が1869年に京都で殺された後、すでに華族（子爵）になっていた孫の大村寛人に子がなく、大村家が断絶しそうになった92年10月に、元徳は自身の6男である六郎を養子として送り、大村家を継承させた。益次郎は幕末に藩士として取り立てられたが、元は村医であり百姓身分であった。明治期の大藩大名華族の子息が、すでに華族となっていたとはいえ百姓あがりの旧藩士の家を継承するなどということは、かなり珍しいと思われる²⁷⁷。

さて家憲制定によって、資産管理と運用のあり方が大幅に変更された（図3）。第8章「財産及経済ノ件」は、財産を、第一基本財産、第二基本財産、常用金、予備金の4種に区分する。第一基本財産は、7代藩主重就が創設した、藩の一般会計とは独立した特別会計「撫育方」の遺志を奉体するとして、50万円を分割して資金とし、それにより不動産を購入して世襲財産とする。またこれに、家憲附録で規定した、高輪邸・山口野田邸・山口香山墓地・山口県常住地所建物の組み入れて世襲財産とする。そして第一基本財産から上がる利益は他に支出せず、そのまま組入れるとする。要するに、万一のための費消させない資産という位置づけであり、家憲制定後

図3 毛利家会計のしくみ（1891年以降）



277 じつは大村寛人はすでに1892年7月に没し、大村家が断絶するため、山口県佐波郡長氏家禎介が継承者として毛利家から養子を出すことを最初に提案したらしい。『柏村日記』明治25年8月14日条によると、大村家の跡継ぎがないので、六郎または毛利元功の子息を養嗣子としてはどうかと申し出る者がおり、鎌倉別荘滞在中の元徳夫婦に「尊慮伺」の書簡を出したとある。その後氏家も上京して柏村らと相談し、柏村は伊藤博文・山県有朋・山田顕義・杉孫七郎などへも打診し、井上馨が鎌倉別荘に出向き、元徳夫婦の内意を聞くなどして話は進んでいった。最終的に同年9月27日に宮内大臣の許可が出され、翌10月に六郎（のちの大村徳敏）が襲爵した（同年8月20日、9月22日、9月27日条、および『平成新修旧華族家系大成』上巻、霞会館、1996年、328頁）。

の近代の毛利家会計制度は、じつは第二基本財産等の一般会計とは独立した特別会計を設けるといふ、18世紀以来の長州藩会計制度を踏襲したものであったのである。このしくみはこの後、1927年の家憲改正（「家範」制定）によっても変更されず、長く継承された。そして、山県有朋は1880年代に一般に華族の世襲財産として土地を所有させようとしており²⁷⁸、この山県の主張が、毛利家憲の第一基本財産や世襲財産のあり方に反映されたものと思われる。第二基本財産はその他の資産であり、そこから上がる利益は、常用金や予備金に当てる。家政費支出にも当てるが、利益の残金は同会計に繰り入れられるから、これが資産増殖のための主たる会計である。常用金と予備金は支出のための会計であり、常用金は経常費支出用であり、それは第二基本財産の収益で全額を支弁する。予備金は、第二基本財産の収益から常用金を引いた残金によって、臨時費や「子孫分与金」（次男以下の分家独立や娘の婚姻に際しての分与金）などに当てるが、10万円までとする。

したがって、具体的な各種資産を計上する会計は、基本的に第一基本財産と第二基本財産であるが、後述のように、91年には家憲の規定にない第三基本財産があり、翌92年以降これは第二基本付属財産と名称変更された。この会計は、89年までの要用金第二類別途金を継承して、利益を生まない旧公債や、やや確実にない株式という資産内容となっている。さらに93年には第一基本付属財産も登場し、これは家憲附録に規定してある上記の高輪邸・山口野田邸など自家用不動産である。91年には貸金規定も改訂され、有力旧臣への貸付金の半分程度が棄却され、残り半分のみ返済させることとした（後述）。

(ii) 資産運用体制

次に、投資等の意思決定のしくみと資産管理体制についてふれると、家憲で「家政協議人」を設定した。これは一族および旧臣から選び、定員は5人とする。資産の購入・売却・交換、貸金、予備費の支出は、財産管理者が家政協議人と協議の上、当主の裁決によって行うこととされた（第45条）。つまり前田家などの評議会とほぼ同等のしくみである。また家令とは別に、財産管理者を設けた。家令が予算の原案を作成し、財産管理者が家政協議人および家令と協議することが規定されている。したがって、家令を含む家職が投資案や予算案を作成し、それを財産管理者に提出し、家政協議人との協議によって決め、それを当主に上申して決裁してもらうというしくみになった。それまでの投資等の意思決定は、『立案録』をみると、投資案の末尾に4人ほどの担当家職の印があり、冒頭などに「可」「諾」または元徳の印があるから、山県有朋や井上馨・宍戸璣・杉孫七郎・山田顕義らが家政顧問ないし顧問格となっていたとはいえ²⁷⁹、制度的には内部のみで意思決定されるしくみだった。家憲発布後、家政協議人として嫡子の毛利元昭、支

278 前掲、坂本「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」382頁。

279 明治11年8月7日付、井上馨宛毛利元徳書翰（「井上馨関係文書」第18冊、国会図書館憲政資料室所蔵）および前注152。宍戸璣は山県有朋とともに1890年代も「御相談人」を務めていた（『用達所日記』明治24年12月22日条）。

藩主家当主の毛利元敏と吉川経健、および旧臣の井上馨と杉孫七郎の5名が、財産主管者としては家令だった柏村が選任された²⁸⁰。家政協議人は、他の華族における評議員にほぼ相当するが、嫡子を含む一族が過半を占めるというメンバー構成に特色がある（ただし後述のように、1900年代以降、一族メンバーが一時的にやや後退する）。しかも95年に柏村が死去すると、後任の財産主管者には元徳の5男である五郎が選任された²⁸¹。前田家の場合は、親族会議は別に設けて、当主が未成年の際に親権者を支援したり、当主と評議会の意向が異なる際に決裁するといった役割であり、評議会は一族外の者による純然たる外部の視点からのチェック機能を期待するものであった。前田家の方が、チェック体制としては完備されたしくみであろう。毛利家の場合は、外部者によるチェック機能を期待するというよりも、宗家の家政運営方針は、分家たる旧支藩主家や有力旧臣の合意で決めるという共同体的性格が濃厚である。他の大藩大名華族については未調査であるが、毛利家のような例の方が多いかもしい。

家政協議人集会は、少なくとも当初は、3ヶ月に1回、半日ほど開催され、時には元徳夫婦が臨席することもあった（『柏村日記』）。前田家の場合は、評議員に金沢在住の旧家老を含んでいたから、年1回、数日間にわたり通常評議会を開き、他に在京評議員による臨時評議会を適宜開催した。毛利家家政協議人は、少なくとも当初は全員東京在住者であった。大名華族の家政運営の要となる評議会のあり方も、じつは家によって様々だったのである。

会計監査については、家憲制定以前から内部監査のしくみはあった。1名の家職たる検査方が帳簿の検査を行う規定であった（『事務章程』第7条）²⁸²。しかし家憲や家憲附録には、会計監査の明確な規定がない。検査方とともに財産主管者がチェックし、家政協議人も必要に応じてチェックするという体制だったかもしれないが、前田家が、1882年の「家法条目」制定によって、評議会開設当初から会計の専門家を評議人に選任して、複数の評議人による不動産の現地調査、蔵品調査を含む監査を開始し、96年には細則である「会計検査規程」を設けて、監査の専門家たる2人の評議員によって詳細な「決算検査報告書」が作成されるようになったことと比較して、大きな相違がある。毛利家の場合、昭和戦前期までの諸規則を集めた『例規』にも会計監査に関する規則はとくになく、1927年「家範」でも、財産主管者の名を変更した財務監督が家政協議人会の監査に付する前に審査すべし、5名の家政協議人が、「家事及財産上ニ関スル監査ヲ行ヒ」などとあるだけであった。毛利家の制度的な未熟さがみられるようではあるが、あるいは前田家の方が例外的に進んでいて、大半の大名華族は毛利家に近い監査体制だったかもしれない。

さて毛利家家政の意思決定について、井上馨の影響力が強かったことから、家政協議人を選定して、他の大名華族のような評議会形式を採用したといっても、本当に「評議」していたのかと

280 『柏村日記』明治23年12月15日条。

281 『忠愛公伝』第9編第9章（『両公伝史料』1929忠愛公伝）

282 『職制事務章程』（明治14年）所収。

いう疑問もだされている²⁸³。たしかに本稿でも述べているように、井上の影響力は大きいものがあったが、井上とともに家政協議人だった杉孫七郎や財産主管者柏村信も、従来通り重要な役割を果たしていた。さらに前述した藤田組への貸金の例のように、井上・杉の提案が他の家政協議人の賛同を得られず否決されたこともあったし、毛利家家政運営とほぼ同じメンバーによる防長教育会商議会においても井上の提案とみられる案が否決されたように、井上の提案がいつも通ったわけではない。やはり「評議」していたのである。また家憲作成についても、井上が主導したとはいえ、前記のように野村靖・山県有朋・伊藤博文らの意見も取り入れられていた。要するに井上は、見方によってはそうした有力旧臣らの意見を取りまとめる役割を果たしていたともいえる。

家憲制定までは、たとえば防長教育会設立時などのように、有力旧臣らが非公式に会合を開いて案の大枠を決めていた。しかし、家憲制定によって他華族の評議会に相当する家政協議会が制度的に設置された後も、同家では、後述する百十銀行救済などの重要案件については家政協議人らに正式に付議する以前に、依然、柏村・井上馨・杉孫七郎らが、非公式に山県有朋・伊藤博文らを招集して少なくとも方向性を決めていたのである（ただし後述のように、山県・伊藤らも後に家政協議人になる）。これは前田家など他の多くの大名華族ではない意思決定システムだったのであろう。家臣から最有力の政府高官を輩出させた毛利家ならではの特徴であるし、多くが毛利一族の旧家老や旧支藩主ではない主流派有力旧家臣が主導する点は、幕末期と同じであった²⁸⁴。

当主元徳は1896年に死去し、政府は国葬にした。それはむろん明治維新の功績によるものであったが、政府を牛耳る長州系高官としては、これだけ自分たちの主張を自己犠牲的に受け入れてくれ、自分たちの顔を立ててくれた旧主君だったから、国葬にしたのもその意味で当然だったとも思える。

(2) 資産の推移

同家の会計書類には、前記のように1887年から資本金などの概念が現れ、複式簿記化した。

283 西沢直子「奥平家の資産運用と福沢諭吉」（『近代日本研究』11巻、慶應義塾福沢研究センター、1994年）214頁。この論文は、限られた史料によってではあるが、福沢の出身藩10万石中津奥平家の明治初期頃における資産運用などについて分析した好著である。同論文によれば、明治初年は知藩事もまだ自己の資産から藩債務を償却する義務を持っていたという。やはり毛利家の藩政期からの30万両継承は正当なものだったかについて、疑問は消えない。

284 毛利家家政だけではなく、旧領の公的な人事などにも、長州系政府高官は当然ながら大きな影響力を持った。87年の事例であるが、山口高等中学校の在京商議委員の会合で、校長・幹事推薦について、「野村氏を、井上顧問及山田山県両大臣へ相談ノ上、決スヘシト議決ス」とある（『柏村日記』明治20年1月28日条）。野村靖・井上馨・山田顕義・山県有朋などが実質を決めていたのである。

もっとも幕末期長州藩では重要案件の意思決定は御前会議でなされたと言われるが、明治期はたいていは御前会議ではない。それは戦争に関わるような切羽詰まった案件ではないからであろう。

そして現在残されている 1891 年以降の、資産や負債などを知りうる会計書類は、『第壹基本第式基本財産月計簿』など、毎月作成された複式簿記の残高試算表が多い。本稿でもそうした史料に基づいて、資産・負債・費用・収益を表す残高試算表を作成した。当時の当事者の資産管理のあり方、財務認識を知るためには、妙な加工をしない方がよいと思われる。

まず、第一基本財産の動向をみると（表 4-1）、家憲の規定通り、1890 年代前半は 50 万円程度であった。ただし土地所有は増加させていくが、まだ多く所有しておらず、それが 50 万円台になるのは 1900 年代になってからである。しかしその頃には第一基本財産の資産額は家憲の規定をはるかに超えて、100 万円規模になっている。このほか前記のように、第一基本付属財産があり、93 年には 2 万 5 千円が計上されている。そのうち 1 万 8 千円は防府多々良地所（表 4-8 参照）であり、これが家憲附録に規定されている山口県の常住（予定）地であった。この地所は 92 年に井上馨らが選定して購入したものであり²⁸⁵、ここに毛利本邸を建設する予定であったが、日清・日露戦争など種々の理由が重なり、本邸竣工は 1916 年とかなり遅れた。この第一基本付属財産は、第一基本財産と同じく同家資産の基礎という位置づけであるが、利益を生まない自家用不動産であり、従来は、深川獵場のように当用金に所属したものであった。当用金所属の自用不動産は第一基本付属財産へ、要用金第二類所属の、他の無収益ないし低収益予想資産の多くは

表 4-1 第一基本財産（1891-1906 年） (円)

年次	借方									貸方			
	地所	株式	公債	貸付金	預ヶ金	仮払金	出資金	現金	計	資本金	保険金	利益金	計
1891(明治24)年	111,136	100,000	—	189,200	41,726	18,100	68,500	46	528,708	500,000	—	28,708	528,708
92(ヶ25)年	141,184	100,000	—	211,200	561	15,247	68,500	30	536,722	525,313	11,410	—	536,722
93(ヶ26)年	159,018	100,000	—	288,800	1,950	17,000	—	564	567,332	525,313	6,751	35,269	567,332
95(ヶ28)年	…	100,000	—	324,173	…	…	…	…	…	…	…	…	…
96(ヶ29)年	…	115,000	—	292,123	…	…	…	…	…	…	…	…	…
97(ヶ30)年	…	—	85,500	287,361	…	諸経費	…	…	…	…	…	…	…
98(ヶ31)年	347,355	—	85,500	222,000	105,331	4,545	14,913	1,420	781,064	606,643	105,331	69,090	781,064
99(ヶ32)年	347,213	—	85,500	226,450	148,528	2,189	12,775	457	823,112	621,809	148,528	52,775	823,112
1900(ヶ33)年	416,789	—	85,500	184,000	181,740	1,680	16,417	713	886,839	637,354	181,740	67,745	886,839
01(ヶ34)年	461,624	—	85,500	141,489	228,126	3,102	15,123	556	935,522	653,288	228,126	54,108	935,522
02(ヶ35)年	513,436	—	85,500	93,000	263,474	3,227	15,070	11,165	984,872	669,620	263,474	51,777	984,872
03(ヶ36)年	520,573	—	85,500	110,000	297,032	2,123	14,872	3,044	1,033,145	686,361	297,032	49,752	1,033,145
04(ヶ37)年	520,459	—	85,500	134,000	333,467	2,378	13,648	641	1,090,093	703,520	333,467	53,106	1,090,093
05(ヶ38)年	564,474	—	85,500	105,000	345,625	3,706	17,528	842	1,122,674	721,108	345,625	55,942	1,122,674
06(ヶ39)年	570,224	—	—	182,410	345,625	3,785	…	…	1,102,043	739,136	345,625	(17,283)	1,102,043

(出所) 『第壹基本第式基本財産月計簿』(明治 24 年, 同 31 年, 同 37 年), 『第壹基本第式基本財産月計表』(明治 33 年), 『第壹基本財産台帳』(明治 39 年)。

- 注: 1) 地所・有価証券は取得額ないし支出額。各年末。
 2) 1901 年など「利益金」は「収益金」, 1904 年は「収入金」とある。要するに費用は差引いていない。
 3) 1906 年「利益金」は差引による推定。損益表の算出差引額は 18,478 円であり, 若干相違する。
 4) 1895~97 年は『第一基本財産出納簿』からの推定であり, 正確を期し難い。
 5) 1896・97 年の貸付金の大半は藤田組に対するものであるが, 1901~04 年の貸付金・預ヶ金はすべて第二基本財産への貸付金・預ヶ金。

285 堀雅昭『井上馨—開明的ナショナリズム』(弦書房, 2013 年) 171 頁など。表 4-1 の史料の, 92 年「保険金勘定」の中に佐波村山林田畑宅地 58 町がある。

第二基本付属財産へ、という関係になっている。

毛利家が最初の世襲財産設定の申請を宮内省に行ったのは、1887年10月であり、認可は翌88年4月であった²⁸⁶。そして91年以降、第一基本財産の地所は世襲財産であった²⁸⁷。このほか、第一基本付属財産として、やはり利益を生まない「未定価財産」たる古金銀類82種があり、資産額は計上しないが、これも世襲財産に設定している。この頃の前田家世襲財産は、シンプルにほぼ数種の株式公債のみだったのに対して(1896年以降は本郷邸地を加えた)、毛利家は、各地の地所や古金銀までと、雑多な点が特徴である。前田家はおそらく資産の扱いやすさを考慮して、(自家用や墓地を除いた)土地所有はなるべく拡大させず、むしろ世襲財産にもしないという合理的な姿勢だったのに対して、毛利家は地所家屋や地金こそが資産の基礎となるという理念が、資産管理や評価の容易さに先行しているように思われる。同家は近代的のようにみえて、共同体的性格といい、じつはやや古風なところもあった。

第一基本財産には、貸方に外部資金つまり他人資本に当たるものはなく、全部自己資本とみなせるものである。これに対して、借方の貸金・預け金には、第二基本財産に対するものがあり、たとえば97年は貸金・預け金28万円のうち第二基本へのそれが10万円余ある²⁸⁸。98~1900年の第二基本への貸金・預け金は不明であるが、1901~04年は貸金・預け金とも全額第二基本に対するものであった(05・06年もその可能性が大である)。つまり第一基本財産は、積極的な投資を控えて、それは第二基本に委ねるという姿勢である。

第二基本財産は、同家資産の基幹であり、これが毛利家全体の資産・負債の特徴を規定している(表4-2は、98年から残高試算表)。第二基本財産にはかなり恒常的に多額の借入金・預り金があり(ただし上記のように1900年代の外部資金は表より40~50万円ほど少ない)、支払利子も多額に上っている。前田家でも一時的に銀行借入をすることはあったが、すぐに返済しており、この点も両家の大きな相違であった。とくに、表4-2では1904年から借入金が増加し、対応して借方の仮出金も急増した。これは百十銀行救済のための銀行借入等による。毛利家は同行の前身たる第百十国立銀行への救済も1893年頃に行ったが、いずれも後述する。

第二基本付属財産の試算表をみると(表4-3)、91~93年の借方貸方各計は20~40万円であり、資産として「北海道開墾費」12万円が含まれる(これは98年以降第一基本財産に所属させたと推定)。北海道開墾は、前記のように1880年代末頃に当面利益を生まないとの認識から要資金第二類に、次いで第二基本付属財産に所属させ、さらに利益を生むようになると認識を変えて

286 『用達所日記』明治20年10月26日条、明治21年4月7日条。前田家の世襲財産創設も同じ1888年4月7日である(『淳正公家伝』40頁)。

287 『世襲財産目録』による。表4-1の株式(日本鉄道株)10万円も世襲財産だったはずである。

288 96年は期中に第二基本への貸金が数万円あるが、12月31日に全額返済され、翌97年1月1日にまた貸し付けるといった便宜的な操作を行っている。95年以前は不明であるが、96年頃から第一基本から第二基本への貸金・預け金が始まったかもしれない。

第一基本財産に移行させたい。株式も第二基本付属の明細から同家が配当を多く期待しなかった銘柄がわかるし、実際破綻した会社も多かった（後掲表4-6）。公債は第二基本付属に無利子の旧公債を所属させていた。92年には、貸方に第二基本財産から資本金として22万9千円を編入させており、借方の貸付金が23万8千万円に急増している。そして93年には「貸付金棄却」10万6千円を計上している。92年に不良債権となった貸付金を第二基本財産から付属財産に付け替え、実際まもなくその多くが最終的に回収不能となって、損金処理をしたというわけである。この「棄却」10万6千円は、前記の品川硝子会社・東京家畜市場会社・広岡助五郎および元幹部家職島田誠介らへの貸金償却であった（後掲表4-18からの算出額と一致）。93年の貸付金10万7千円は、前記の第百十国立銀行への貸付の可能性はある。

毛利家史料には、家憲条文を含めて、明治後期も「利倍増殖」なる用語がよく現れる。依然、高い期待収益率の投資を好む利益追求姿勢がみられ、その裏面として当然生じる損失等を前提に、第二基本付属のような不良債権ないし低収益予想資産のための会計を設定した。これに対して慎重な投資姿勢を維持する前田家では、このような会計を設定する必要はなかった。すでに指摘したように、前田家のそうした姿勢は藩祖利家以来のものであった²⁸⁹。では毛利家の攻撃的な姿勢は、元就以来の伝統なのか。そうではなかろう。たしかに、前田家が百万石大名になるには利家・利長^{としなが}の2代を要したのに対して、元就は果敢な行動によって1代で中国一円112万石を領する戦国大名に成り上がった。しかし戦国大名だから、どの大名についても全然攻撃的でないといえは語弊があろう。攻撃的か否かというよりも、どの程度慎重かといいかえた方がよい。すると、元就は元来熟慮を重ねる慎重な性格であったというのが定説と思われるし、これ以上天下をめざしてはいけないと論じたことが遺訓となっていたこともよく知られている。輝元も、関ヶ原の戦いで大坂城を動かなかった²⁹⁰。毛利家の攻撃的な（あるいはやや慎重さを欠く、急進的な、理念先行型の）性格は、おそらく幕末に長州藩士らが水戸流の過激な尊王攘夷思想にいかれてしまってからと筆者は考える。

さて、第一基本付属財産、第二基本付属財産ともに、史料には1893年までの数値しか見当たらないが、第二基本付属財産は1905・06年頃にも存在している記述があるし、第一基本付属も存続した可能性が大である。やはり同家にとって、このような会計は必要だった。

次に、同家資産の全体を可能な限りみるために、第一・第二基本財産を足したものが表4-4である。同表は、表4-1、表4-2を単純に足したため、資産の「貸付金」「預け金」は外部へのそれとみなすと、数十万円過大であり、負債の「第二基本預り金」も外部負債としては数十万円過大となる。また98年以降、同家総資産としては、第一・第二基本付属財産が不明のため集計して

289 前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」122頁、注236、前田利建・酒井美意子『君主学入門—加賀前田家“お家安泰”の秘密—』（徳間書店、1974年）。

290 元就や輝元については、河合正治『安芸毛利一族』（吉川弘文館、2014年）、岸田裕之『毛利元就』（ミネルヴァ書房、2014年）、光成準治『毛利輝元』（ミネルヴァ書房、2016年）などを参照した。

表 4-2 第二基本財産 (1891-1905 年)

年次	借方								
	株式	債券	貸付金	預ヶ金	炭坑支出 (元資)金	仮払金	「御常用費」	所得税	支払利子
1891(明治24)年	925,870	152,182	711,634	119,910	—	19,579	…	…	…
92(ノ25)年	909,824	111,998	591,786	19,914	222,980	29,861	…	…	…
93(ノ26)年	876,803	146,900	676,642	14,263	324,523	22,946	…	…	…
95(ノ28)年	…	…	…	…	…	…	…	…	…
98(ノ31)年	2,562,534	206,312	1,561,067	55,192	809,819	30,612	133,116	6,907	131,801
99(ノ32)年	2,382,465	206,312	1,623,563	43,278	824,005	118,102	129,786	5,474	116,584
1900(ノ33)年	2,592,202	206,312	1,828,418	360	840,828	105,698	149,881	4,115	137,869
01(ノ34)年	2,804,047	206,312	2,015,368	360	952,226	198,147	79,349	5,360	188,480
02(ノ35)年	2,696,928	201,675	2,193,679	360	697,976	61,548	113,509	7,346	191,487
03(ノ36)年	2,664,745	133,529	2,455,852	360	861,565	426,214	66,714	8,045	185,403
04(ノ37)年	2,691,018	339,879	2,668,636	631	935,888	537,462	95,148	11,609	201,937
05(ノ38)年	2,743,566	650,879	1,966,502	137,421	848,135	3,625,077	—	24,438	384,346

- (出所)『第壹基本第式基本財産月計簿』(明治24年, 同31年, 同37年), 『預り金台帳』(明治28年), 『第壹基本第式基本注: 1) 有価証券は取得額ないし支出額, 「御常用費」には財産部員俸給・旅費や事務所費を含まず, それは「諸支払高」
2) 1904年の「御常用費」「三田尻仮払金」は付箋の金額, 計が若干あわないがそのまま。
3) 1891年の貸方には他に, 「賞典証書等償還元資金」11万6,600円, 「賞典分与予備金」781円がある。
4) 1895年の数値は同年11月末現在。
5) 資産の分類等は史料のままであり, 「株式」には若干の出資金・社債・地所が含まれる場合がある。たとえば倉谷
6) 12月末の試算表の数値なので, 利益金の他勘定への組入など年度末の会計処理の前の数値, 1905年に「貸付金」

表 4-3 第二基本付属財産 (1891-93 年)

年次	借方							計	資本金	第二基本財産 より編入 資本金	北海道農協 収入
	地所	北海道 開墾費	株式	債券 (旧公債)	貸付金	現金・ 預ヶ金					
1891(明治24)年	36,675	120,201	62,549	3,390	3,000	1,244	227,059	223,279	—	3,126	
1892(明治25)年	45,175	125,659	26,510	3,277	238,430	—	439,051	227,059	229,477	4,197	
1893(明治26)年	41,843	127,526	16,060	3,164	107,000	—	295,592	439,051	3,535	—	

(出所)『第壹基本第式基本財産月計簿』(明治24年)。

注: 各年12月末。91年は第三基本財産, 92年以降は第二基本付属財産。

いないから, 同表の合計はいくぶん過少である。とはいえ, 筆者が設定した同表の負債「自己資本計」を一応同家の純資産とみなして, これと, 前田家の総資産(表4-5)を比較すると, 1890年代までは, 毛利が前田を上回っているが, 1900年代になると前田がほぼ追いついて同程度となった。ただし後述のように, 「第二基本預り金」の中には, 同家が所有する金田炭坑などの「鉱山予備積立預り金」という自己資本とみなせるものも数十万円あったので, 1905年まで, まだ毛利家の方が若干上回っていたかもしれない。もっとも両家とも時価評価していないし(したがって実勢より著しく過少な額である。前田家の時価評価額は, 表4-5の最右欄のように, 1.7~1.8倍になる), 資産に含めていない不動産もあるので, 純資産額の比較といってもかなりラフなものにすぎない。そして表4-4には反映されていないが, じつは後述のように1905年には百十銀行への多額の貸付・援助金のうちじつに265万円が同家の損失見込額となったのに対して, 前田家はこの後も順調に純資産を増加させ, 明治末年には600万円台となっているので, この05・

(円)

				貸 方						
臨時費	諸支払高	現金	計	資本金	利益(収入) 金	借入金	予備金	諸預り金	仮受金	計
…	…	259	1,929,433	1,757,753	54,300	—	—	—	—	1,929,433
…	…	412	1,886,775	1,649,657	37,114	—	4,300	195,705	—	1,886,775
…	…	637	2,062,714	1,608,994	46,153	—	41,414	366,154	—	2,062,714
…	…	…	…	…	…	452,250	…	1,148,040	…	…
58,127	35,169	10,321	5,600,975	2,534,837	436,671	525,000	40,254	1,991,741	72,472	5,600,975
3,601	49,832	4,007	5,507,009	2,566,468	429,364	—	81,241	2,378,066	51,869	5,507,009
—	42,008	13,777	5,921,468	2,585,459	432,670	400,287	21,121	2,432,275	49,657	5,921,468
—	101,173	11,608	6,562,430	2,611,377	426,434	744,902	69,430	2,659,439	50,847	6,562,430
—	204,294	14,688	6,383,490	2,621,978	445,301	711,318	54,273	2,451,962	98,658	6,383,490
—	30,735	1,637	6,834,798	2,679,629	445,914	544,729	70,442	2,964,172	129,912	6,834,798
—	29,897	3,556	7,518,035	2,757,576	486,118	1,150,202	77,234	3,011,098	35,807	7,518,035
—	25,143	3,982	10,409,490	2,947,681	631,143	3,678,591	40,634	3,088,551	22,891	10,409,490

財産月計表(明治33年)に含む。

鉱山株は「株式」に含まれる年と「炭坑元資金」に含まれる年がある。が前年より減少しているのは、「仮払金」に移したため。1905年11月まで「貸付金」は259万9千円あった。

(円)

		貸 方							
利子配当 地代収入	その他	計	支 出					計	残金
			株式公債棄 却・売却損	貸付金棄却	諸経費	第二財産へ			
1,092	4,000	231,496	—	4,406	31	—	4,438	227,059	
1,902	—	462,635	13,000	4,000	6,584	29,837	23,584	439,051	
—	—	442,585	10,526	106,630	—	29,837	146,993	295,592	

06年頃を画期に前田家の方が完全に(そしておそらく島津家も毛利家より)上回ったばかりでなく、前田家とは次第に大きな格差がついていったと思われる。もっとも毛利家も安定的な優良株・公債を大量に所有していたし、金田炭坑などで大きな利益を得て、百十銀行への救済融資による損失をかなり穴埋めしたはずであり、同家はこの後も大藩大名華族屈指の大資産家であり続け、1938年に元昭が亡くなった際の相続資産(相続税課税対象額)は2,176万円であった²⁹¹。

毛利・前田両家の資産内容の比較をすると、毛利は前田に比して、株式と貸付金が多いように見え、公債が少ない。もっとも1900年代の貸付金の大半は藤田組に対するものだった。前田の

291 『毛利元昭殿御薨去ニヨル 相続財産一件書類』(昭和13年9月24日相続開始)。もっとも、1928年の資産額とされる『全国金満家大番付』(1929年1月1日発行)では、前田家7千万円、毛利家2,500万円となっており、大きな差が生じている(千田稔『華族総覧』講談社現代新書、2009年、648-650頁)。これらはいずれも時価評価額。

表4-4 第一・第二基本財産合計(1891-1905年)

年次	資 産								計
	株式	債券	地所・北海道開墾費	炭坑支出(元資)金	貸付金	仮払金	現金・預ヶ金	諸経費	
1891(明治24)年	1,088,419	155,572	268,012	68,500	903,834	37,679	163,185	—	2,685,200
92(ノ25)年	1,036,334	115,275	312,017	291,480	1,041,416	45,108	20,918	—	2,862,548
93(ノ26)年	992,863	150,064	353,676	324,523	1,072,442	39,946	17,414	—	2,950,928
98(ノ31)年	2,562,534	291,812	347,355	809,819	1,783,067	35,158	172,263	380,032	6,382,039
99(ノ32)年	2,382,465	291,812	347,213	824,005	1,850,013	120,291	196,270	318,052	6,330,121
1900(ノ33)年	2,592,202	291,812	416,789	840,828	2,012,418	107,378	196,590	350,290	6,808,307
01(ノ34)年	2,804,047	291,812	461,624	952,226	2,156,857	201,250	240,651	389,485	7,497,952
02(ノ35)年	2,696,928	287,175	513,436	697,976	2,286,679	64,775	289,687	531,707	7,368,362
03(ノ36)年	2,664,745	219,029	520,573	861,565	2,565,852	428,337	302,074	305,769	7,867,943
04(ノ37)年	2,691,018	425,379	520,459	935,888	2,802,636	539,840	338,296	352,239	8,608,128
05(ノ38)年	2,743,566	736,379	564,474	848,135	2,071,502	3,628,783	487,870	451,455	11,532,164

(出所) 表4-1・表4-2により作成。

注: 1) 各年12月末。表4-2。注2に記したように、1904年資産は計が若干あわない。

2) 少なくとも1901年以降の第一基本財産・貸金は、全額第二基本財産に対するものであるため、上表の貸金は過大で

表4-5 前田侯爵家総資産(1886-1912年)

(円)

年次	株式	債券	不動産		農場資本	貸付金	滞貸	通貨・預入金	仮出等	仮入等	純資産計	同左時価
			土地	建物								
1886(明治19)年	984,937	433,137	25,898	3,513	—	44,755	330,173	179,289	74,153	△152,590	1,923,263	…
87(ノ20)年	931,537	442,436	26,305	3,513	—	9,254	266,717	132,628	163,959	△58,064	1,918,285	…
88(ノ21)年	913,761	621,393	19,237	3,513	—	8,351	15,161	154,946	6,160	△41,428	1,701,093	…
89(ノ22)年	920,808	656,298	19,237	3,513	—	13,862	4,205	77,676	59,692	△17	1,755,273	…
90(ノ23)年	931,464	647,750	21,187	3,513	—	16,270	4,205	80,873	154,399	△42,687	1,816,974	…
91(ノ24)年	974,477	649,483	32,187	3,513	—	16,192	4,205	88,310	153,539	△50,856	(1,870,933)	…
92(ノ25)年	1,009,407	657,726	34,403	5,178	—	38,946	4,205	85,830	62,719	△41,996	(1,856,312)	…
93(ノ26)年	989,273	719,990	38,183	6,739	—	30,060	—	40,177	4,148	—	1,884,978	…
94(ノ27)年	1,016,014	760,869	39,888	5,077	—	31,551	—	—	43,434	借入金	1,883,817	3,447,195
95(ノ28)年	1,056,920	711,769	71,694	17,367	14,784	31,042	—	3,806	793	△183,076	(1,886,548)	(3,229,738)
96(ノ29)年	1,077,050	858,269	104,555	42,355	8,991	31,032	—	12,155	793	—	2,135,203	3,642,804
97(ノ30)年	1,663,188	479,146	75,448	36,546	73,891	37,639	—	69,667	—	—	2,433,127	4,152,595
98(ノ31)年	2,021,079	927,280	79,833	36,822	70,344	403,922	—	69,541	—	—	3,608,823	…
99(ノ32)年	2,256,812	533,332	208,357	38,448	77,284	500,513	—	183,547	—	—	(3,798,297)	…
1900(ノ33)年	2,232,183	636,875	217,592	60,924	106,196	415,986	—	257,748	—	—	(3,927,505)	…
01(ノ34)年	2,311,302	715,936	220,166	61,653	107,508	501,799	—	139,470	7,984	—	(4,065,817)	…
02(ノ35)年	2,380,729	764,049	222,691	61,783	112,443	478,044	—	80,454	7,984	—	(4,108,178)	…
03(ノ36)年	2,430,586	741,101	225,498	116,504	114,182	656,090	—	63,879	55,172	—	(4,403,012)	…
04(ノ37)年	2,490,476	701,001	251,129	110,666	116,280	637,112	—	239,469	4,800	—	(4,586,026)	…
05(ノ38)年	2,520,749	995,851	350,027	118,253	124,535	593,841	—	8,524	—	—	4,742,828	…
06(ノ39)年	2,651,949	691,900	360,292	118,138	123,312	517,043	—	157,842	20,788	—	4,997,351	…
07(ノ40)年	3,110,879	646,051	425,692	127,494	126,314	291,191	—	37,400	4,473	—	5,211,641	…
08(ノ41)年	3,261,672	499,984	537,833	129,547	144,873	298,013	—	△64,640	1,442	—	5,377,965	…
09(ノ42)年	3,328,332	505,572	474,124	776,771	147,502	313,721	—	208,667	…	—	(5,755,289)	…
10(ノ43)年	2,592,850	2,086,047	494,875	811,298	169,910	235,806	—	…	…	—	(6,651,936)	…
11(ノ44)年	2,518,696	1,922,715	500,911	820,418	173,107	239,029	—	…	…	—	(6,604,008)	…
12(ノ45)年	2,660,816	2,005,786	505,004	868,704	191,276	241,678	—	…	…	—	(6,726,594)	…

(出所) 同家『資本財産台帳』『財産台帳』『歳計決算書類』, 1887年は『原簿』, 1886~89年は、「年度収支決算五ヶ年間一覧表」『評議会留』(明治24年)。

注: 1) 1886~93年は各年7月, 94~95年は各年10月, 96~1912年は各年4月。計の()は筆者による算出。一部省略した項目あり。

2) 1898年以降の貸付金の大半は、家職の名義株を家職への貸付金としたものであり、実質は株式投資である。

3) 1909年の建物の急増は、本邸(本郷邸)新築のため。1910年の株式急減と債券急増は、幹線鉄道国有化によるもの。

(円)

負債								
第一基本 財産	第一基本 付属	第二基本 自己資本	第二基本 付属	自己資本計	第二基本 借入金	第二基本 預り金	第二基本 仮受金	計
528,708	—	1,929,433	227,059	2,685,200	—	—	—	2,685,200
536,722	—	1,691,071	439,051	2,666,844	—	195,705	—	2,862,548
567,332	25,289	1,696,560	295,592	2,584,774	—	366,154	—	2,950,928
781,064	…	3,011,762	…	3,792,826	525,000	1,991,741	72,472	6,382,039
823,112	…	3,077,073	…	3,900,185	—	2,378,066	51,869	6,330,121
886,839	…	3,039,250	…	3,926,089	400,287	2,432,275	49,657	6,808,307
935,522	…	3,107,241	…	4,042,763	744,902	2,659,439	50,847	7,497,952
984,872	…	3,121,553	…	4,106,424	711,318	2,451,962	98,658	7,368,362
1,033,145	…	3,195,986	…	4,229,131	544,729	2,964,172	129,912	7,867,943
1,090,093	…	3,320,929	…	4,411,022	1,150,202	3,011,098	35,807	8,608,128
1,122,674	…	3,619,457	…	4,742,131	3,678,591	3,088,551	22,891	11,532,164

あり、負債の第二基本預り金もその分、家内部の調達である。

特徴は、債券所有が多いことであったが、日露戦時期の軍事公債への投資は、多額の応募を行った前田家より毛利家の方がさらに多額を取得しており、1904・05年に急増している。なお、前田家の貸付金が98年から急増しているが、これは名義株について名義人への資金貸付という形式を採っていたためであり、実質は株式投資であった。したがって株式投資は、1903年頃以降は前田家の方がやや多く、むろん優良株に投資していたから、時価でみた純資産はこの頃すでに前田家の方が多かったかもしれない。さらに前田が北海道炭鉱鉄道株以外は鉱山投資を（直接経営としても株式投資としても）行わなかったのに対して、毛利は炭坑元資金が100万円近くになっており、鉱山投資がめだつ。前掲、千田稔「華族資本の成立・展開」は、島津公爵家・延岡内藤子爵家・加賀横山男爵家を三大鉱山華族として注目したが、毛利家も彼らに匹敵する鉱山華族だったのである。負債では98年以降、借入金のみならず預り金も継続的に多い。1900年代半ば頃には外部負債が自己資本に匹敵するか上回るようになってきている。仮払金の05年からの急増（百十銀行への支出）にみられるように、毛利家は救済事案がめだち、巨額であった。「預り金」は、旧家臣や防長育英会に対する優遇策とみられるものが多かった。

むろん前田と同様に毛利には、この時期も大藩大名華族の特徴が顕著にみられる。1893年と98年を比較すると不連続に純資産が増加しているが、前田家が98年に第十五国立銀行の普通銀行化によって103万円の積立金分配を受けて資産が急増したように、毛利家も大量の同行株を所有していたことから、97年に92万円の分配を受けて純資産が急増したはずである。以下、各種の投資について、より詳しく分析する。

(3) 有価証券投資

(i) 株式

この時期の所有株式をみると（表4-6）、銀行・鉄道株を中心に、多くの有力大名華族が所有

した優良株が並ぶが、やはり西日本で事業を展開する企業の株が多い。山口県関係の企業もあるが、それに限らず、北九州や大阪関係銘柄もめだつ。福岡県地域は、もともと毛利元就の時代から勢力を広げようとした地域ではあるが、こんにちでも山口県との関係は深い。有力旧臣の考える毛利家にとっての地域・地方とは、必ずしも旧藩領に限定されなかった。とはいえ、山口県に基盤を置く企業に配慮した株式投資は行われた。これに対して前田家では、そうした事例が皆無ではないが、あまり多くない。毛利は、前記の品川硝子会社や日本舎密会社のみならず、小野田セメントに97年に新たに出資している。『小野田セメント百年史』には、同社の91年増資の際に毛利元徳が出資して筆頭株主になったとあるが²⁹²、これは毛利家ではなく防長教育会による出資であった。毛利家史料には96年まで小野田セメントへの出資記録はなく、前記のように、同教育会はまだ法人化していなかったから、横浜正金株と同様に小野田セメント株を会長元徳の名義にしていたのである²⁹³。また百十銀行にも97年に出資している。同家財産主管者となった毛利五郎は同年に同行取締役役に選任されている²⁹⁴。これも、前田家が自ら主導して設立した金沢第十二国立銀行から早々に出資を引き揚げたのとは²⁹⁵、まったく異なる。

他方、とくに井上馨と実業家・企業との特別な関係によって株式を所有していた例もある。

北海道鉱山会社は、1888年に設立されたが、90年に社長の堀基が北海道炭鉄道社長に転出したため、一旦解散し、田中平八(2代)が社長となって、同名の会社を立ち上げ、北海道の金属鉱山開発を開始した²⁹⁶。その中核は、毛利農場がある大江村の然別鉱山(金銀鉛鉄等、のちの大江鉱山)であった。ところが、従来の研究では、同社の経営について不可解な点があることが指摘されている²⁹⁷。すなわち田中家は北海道庁長官からの依頼などによって道内で石炭業から金属鉱山業に転換したが、田中鉱業『社史草稿』では1906年の北海道鉱山会社解散時まで同社は田中家による経営とされているにもかかわらず、『銀行会社要録』所収「役員録」の田中平八の項から北海道鉱山会社が1899年に消えている。また『銀行会社要録』に同社の財務データなどが掲載されるようになった第7版(1903年刊)には、田中一族が同社の役員・大株主にまったく現れない。このため、どうやら1899年に田中家が同社から出資を引き揚げたと推測され、しかしその後の同社の経営実態については不明とされる。

他方、表4-6の史料には、1901年に毛利家が同社株を「田中商店ヨリ買入」れたとある。じ

292 同書、91頁。

293 『小野田セメント百年史』93-94頁によると、93年の元徳名義新株はなく、かつ旧株数は97年防長教育会旧株数と連続しているが、97年元昭名義株は連続せず新たに現れている。したがって毛利家は表4-6のように97年に元昭名義で新たに出資したはずである。

294 前掲『山口銀行史』290頁。ただし1880年代にも同家は山口用達所当用金として同行株を若干所有していた。

295 『石川県銀行誌』(北國新聞社、1980年)第3章第5節、参照。

296 『天下の糸平—糸平の祖先とその子孫』(信濃郷土出版社、1967年)70-73頁。

297 斎藤憲「鉱業(産銅)財閥」(渋谷隆一ほか編『地方財閥の展開と銀行』日本評論社、1989年、所収)91頁。

つは毛利家が同社株を田中家から譲り受けたのである。しかも『銀行会社要録』第7版によると、同社は、総株数1万株、資本金100万円、うち払込高75万円とある。これに対して表4-6の史料に、毛利家は同社旧株（100円券、全額払込）と新株（100円券、50円払込）を各5千株買い入れたとある。払込額は計75万円である。つまり同家は、田中商店から発行株全部を買い取ったのである。したがって、『銀行会社要録』第7版に記されている今村繁三以下9名の大株主の所有株は、全部毛利家の名義株であった。このため、従来田中家が同社株を手放したことは推測できて、同社が毛利家の所有へ移ったことはわからなかった。筆頭株主今村繁三は今村清之助の次男であり、清之助の事業の継承者であるが、毛利家は1890年代～1900年代に今村清之助や今村銀行との間で多額の貸借関係があり（後述）、両者は深い関係にあった。北海道鉱山会社の他の大株主である、熊谷良三同社取締役、内山直吉監査役、田島武夫（『銀行会社要録』第8版は田島信夫）らは、いずれも毛利家家職ないしその子弟であった。

毛利家が北海道鉱山会社株を買い取った契機は、田中平八を支援していた井上馨の仲介にちがない。じつは、然別鉱山は1890年代半ば頃に鉱脈が枯渇し、精錬のための燃料も不足して経営不振に陥り、さらに96年に大規模な争議も発生して一時休山するなど、赤字に苦しんでいた²⁹⁸。『銀行会社要録』第7版に記載された同社の各勘定価額を計算すると、債務超過とまではいえないが、厳しい財務内容であることが明らかである。このため、井上はこれを救済せんと、毛利家に株の全面買取りを進言したはずである。むろん、再生可能と踏んでのことであろう（実際に、後注300のように相当な年月を経た後に再生した）。『世外井上公伝』第4巻には、84年の初代平八の没後について、

〔田中家の〕鉱山経営も経済界の消長と共に盛衰があり、その維持困難を告げることがあれば、公は常に我が事のやうにその不振を憂慮し、自分ら北海道の鉱区を視察して実情を調査し、救済の途を講じた。

とある²⁹⁹。『世外井上公伝』の執筆者は、北海道鉱山会社の実情を知っていたが、具体的には記さなかったのである。また井上と田中の関係からであろう、1890年代から毛利家は田中銀行から多額の預り金もあった（後述）。ただし、毛利家は当然北海道鉱山会社株を払込額よりかなり安く買い取った。買入価格は、払込額1株50円の旧株を36円74銭、同1株25円の新株は18円37銭であった。しかし名家たる毛利公爵家は、争議も起こしたこの不良企業への出資を公にしなかつた。このため、所有株全部を関係者の名義株にしたのである。こうして北海道鉱山会社および然別鉱山が、ある期間は毛利家の所有であったことは、こんにちまで100年以上にわ

298 前掲『新仁木町史』222-234頁。ちなみに同書は然別鉱山について立ち入った考察をしている貴重な文献であるが、大正期の地元史料に基づいて、同鉱山は田中家の経営の後、三井の所有に移ったとの認識である（328頁）。要するに、同鉱山の所有者が毛利家になったという事実は、当時の地元でもほとんど知られていなかったことを窺わせる。

299 同書、198頁。

表4-6 所有株式・出資金 (1891-1905年)

銘柄	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1898年	1899年
第一基本財産							
日本鉄道	100,000	100,000	100,000	100,000	—	—	—
第二基本財産							
第十五国立銀行	650,000	650,000	650,000	515,100	515,100	515,100	385,100
東京海上保険	50,000	50,000	50,000	—	—	—	—
大阪紡績	45,020	—	—	—	—	—	—
日本銀行	10,000	10,000	10,000	22,500	22,500	22,500	30,000
横浜正金銀行	100,000	80,000	30,000	15,000	30,000	30,000	152,500
〃 新	—	—	—	—	7,500	15,000	119,000
〃 第3新	—	—	—	—	—	—	—
百十銀行	—	—	—	—	40,000	40,000	48,000
日本勧業銀行	—	—	—	—	—	1,600	—
台湾銀行	—	—	—	—	—	—	20,125
北浜銀行	—	—	—	—	—	—	—
東京電灯	10,000	33,000	37,125	40,230	40,230	} 67,089	69,700
〃 新	—	—	690	5,213	18,000		
〃 新2	—	—	—	—	—	—	—
東京家畜市場会社	1,575	—	—	—	—	—	—
品川硝子会社	4,875	—	—	—	—	—	—
日本酒問屋会社	4,000	—	—	—	—	—	—
日本舎密製造会社	—	5,000	5,000	5,000	5,000	…	6,200
日本郵船	—	—	—	24,050	19,050	5,000	—
大阪商船	—	26,123	26,123	16,050	16,050	16,050	} 54,618
〃 新	—	—	—	5,542	24,780	36,406	
〃 新2	—	—	—	—	—	—	—
総武鉄道	—	9,000	25,000	50,000	50,000	} 100,000	100,000
〃 新	—	—	—	—	47,014		
〃 第3回新	—	—	—	—	—	10,800	25,000
〃 第4回新	—	—	—	—	—	—	5,000
〃 第5回新	—	—	—	—	—	—	—
日本鉄道	—	—	—	—	150,650	150,650	56,966
〃 第7回新	—	—	—	—	3,000	20,500	20,500
〃 第8回新	—	—	—	—	—	16,741	10,125
大阪鉄道	—	—	—	—	—	—	117,910
〃 新	—	—	—	—	—	—	8,483
西成鉄道	—	—	—	—	—	…	4,500
九州鉄道新3	—	—	—	—	—	88,623	} 237,016
〃 新4	—	—	—	—	—	27,877	
〃 新5	—	—	—	—	—	—	573
〃 新6	—	—	—	—	—	—	1,935
〃 第2新	—	—	—	—	—	—	—
東武鉄道	—	—	—	—	—	—	—
東京人造肥料	—	—	—	10,000	10,000	} 20,000	20,000
〃 新	—	—	—	3,000	6,666		
〃 新2	—	—	—	—	—	—	—
〃 第2新	—	—	—	—	—	—	—
北海道炭鉄新	—	—	—	500,000	440,000	435,000	602,965
〃 新	—	—	—	—	—	—	12,250
北海道釧山	—	—	—	—	—	—	—
〃 新	—	—	—	—	—	—	—
倉谷釧山	—	—	—	54,850	56,350	56,350	56,350
小野田セメント	—	—	—	—	10,620	30,000	73,000
〃 新	—	—	—	—	—	—	42,100
日本精製糖	—	—	—	—	—	—	—
台湾製糖	—	—	—	—	—	—	—
若松築港会社 第3	—	—	—	—	—	—	—
〃 新	—	—	—	—	—	—	—
帝国ホテル	—	—	—	—	—	6,000	—
第二基本付属財産							
東京人造肥料	11,000	11,000	10,000	—	—	—	—
日本舎密製造会社	4,400	—	—	—	—	—	—
帝国ホテル	6,000	6,000	6,000	(6,000)	(6,000)	—	…
大阪商船	27,149	—	—	—	—	—	—
日報社	10,000	—	—	—	—	—	—
忠愛社	1,000	—	—	—	—	—	—
東京牛商會	3,000	3,000	—	—	—	—	—
東京家畜市場会社	—	1,575	—	—	—	—	—
品川硝子会社	—	4,875	—	—	—	—	—
三田尻築堤会社	—	60	60	…	…	…	…
出資金(第二基本財産)							
汽車製造合資	—	—	—	…	…	…	76,000
洞海北湾埋深合資	—	—	—	—	—	—	16,800

(出所) 『第壹基本第貳基本財産月計簿』(明治24年), 『第貳基本財産出納簿』(明治29年~同31年), 『第貳基本財産台帳』(明治注:1) 各年12月末, 1896~98年以外は, 取得額ないし支出額。

2) 1896~98年の株式は, 配当額・年率から逆算した。したがって払込額であり, また無配の株式は含まず, かなり過少

3) 1896~98年の第二基本付属財産は推定。

(円)

1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年	備 考
—	—	—	—	—	—	97年に第二基本財産へ
285,100	235,100	242,500	242,500	200,000	200,000	97年から十五銀行
—	—	—	—	—	18,750	05年付属財産より1600株付渡、100株売却
30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	92年に売却
152,500	152,500	271,500	271,500	271,500	271,500	
119,000	119,000					
80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	
48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
—	—	—	—	—	—	
7,625	7,625	—	—	—	—	
118,750	118,750	118,750	118,750	118,750	118,750	1897年設立
85,600	85,600	85,600	75,100	65,000	65,000	
—	—	—	—	6,275	10,000	
—	—	—	—	—	—	92年に第二付属財産へ
—	—	—	—	—	—	旧要資金第二類、92年第二付属財産へ
—	—	—	—	—	—	92年に広岡助五郎へ下付
6,200	7,400	8,600	8,600	8,600	8,600	91年は第二基本付属財産
54,618	54,618	26,328	24,000	24,000	24,000	91年は第二基本付属財産
—	—	—	—	5,000	15,000	
100,000	75,000	125,000	125,000	125,000	125,000	
50,000	50,000					
5,000	12,500	23,000	23,000	23,000	23,000	
5,000	12,500					
56,966	56,966	36,250	36,250	61,250	61,250	97年第一基本財産から移管分あり
22,000	23,500	25,000	25,000			
10,125	10,125	10,125	—	—	—	
104,000	104,000	54,800	54,800	40,000	40,000	00年から関西鉄道
12,675	15,600	—	—	—	—	
4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	96年設立
262,016	287,016	177,940	177,940	177,940	171,000	05年に100株売却
14,630	14,630	8,400	8,400	14,280	14,280	
—	—	—	—	—	820	
30,202	40,602	47,102	53,602	60,102	66,602	
20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	93年まで第二付属財産
—	—	—	5,000			
—	—	—	—	—	7,500	
602,965	404,165	404,165	404,165	404,165	462,000	05年に200株売却
12,250	12,250	35,200	39,600	52,800		05年に260株売却
—	183,700	183,700	183,700	183,700	183,700	01年田中商店より買入
—	91,850	91,850	91,850	91,850	91,850	
56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	
73,000	79,050	89,800	92,200	96,084	96,084	
57,150	63,150	63,150	63,150	63,160	63,160	
6,020	7,020	7,020	—	—	—	
25,000	62,000	86,000	100,000	100,000	100,000	00年12月設立
25,000	51,000	67,000	74,000	80,000	112,530	02年洞海北湾埋渚合資会社の合併による
—	—	16,800	16,800	16,800		
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	第二基本財産へ
—	—	—	—	—	—	第二基本財産へ、89年小野田に設立
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	第二基本財産へ
—	—	—	—	—	—	旧要資金第二類、92年売却
—	—	—	—	—	—	旧要資金第二類、92年売却
—	—	—	—	—	—	93年会社解散
—	—	—	—	—	—	93年売却(減資、売却)
—	—	—	—	—	—	92年11月解散
—	—	—	—	—	—	
91,160	132,673	144,030	144,030	123,132	123,132	97年設立、02年若松築港会社に合併
16,800	16,800	—	—	—	—	

治33年、同35年、同37年).

である(たとえば、北海道炭鉄道の98年は8,700株、99年は8,500株であるが、前者の金額は払込額、後者は取得額).

たつて、ごく一部の関係者以外には知られなかったのである。

同社は毛利家の完全な単独所有になったから、その後、同社が再び苦境に陥ると、同家以外に資金拠出する主体はなかった。後掲表4-9のように、1903年から毛利家は同社への多額の「仮出金」を計上していった。しかし結局、然別鉱山は1905年営業廃止届を提出し、会社も1906年に解散したから、毛利家はかなり大きな損失を被ったはずである³⁰⁰。田中鉱業『社史草稿』が、北海道鉱山会社は解散時まで田中家による経営としたのは、経営が苦境に陥って毛利家に買い取ってもらった上に、結局解散となって同家に多大な迷惑をかけたため、同家に配慮してそれを公にしないようにするためだったであろう。

同家は九州鉄道株も多く所有していたが、同社は、筑豊鉄道を1897年に合併しており、金田炭坑などがある筑豊炭鉱を背景とした筑豊鉄道株を取得し、それが九鉄新株になったものが多かったとみられる。また九鉄は、1897年に株主と経営者の間の紛争が起こり、井上が調停に入って1900年に裁定を下し、問題は解決した³⁰¹。毛利家が同株を買い増したのはこの頃なので、これも井上の助言によるものと思われる。

若松築港会社への出資については、井上が福岡県に来た際に貝島太助と相談して増資し、毛利家はそれに応募しているから、これも井上経由によるものであろう。貝島らが設立した洞海北湾埋渚合資会社への投資も、やはり井上の仲介と思われる³⁰²。両社の事業は、洞海湾の浚渫などにより若松港の汽船停泊機能を強化するものであり、これによって、大正期にかけて門司港の石炭積出港としての地位が停滞したのに対して、若松港と、新たに開港した戸畑の地位が大きく上昇した³⁰³。

1900年の台湾製糖・日本精製糖への投資についても、井上馨の関与が明白である。98年に井上が大蔵大臣の際に、砂糖輸入額が年々増大していったため、台湾総督に就任した児玉源太郎（徳山藩士家出身）に、同地での製糖業の発展をめざす政策を説いた³⁰⁴。そして製糖会社設立の中軸として三井物産に白羽の矢が立ち、物産の益田孝は井上の助言・援助を受けていた日本精製糖の鈴木藤三郎にも謀って賛同を得た。こうして1900年に井上は益田孝に、「『宜しく予が三井家並びに毛利家を説き、此処に資本の中堅を定めて三期・五期の損耗無配当は予め覚悟して当らせ

300 然別鉱山はその後大正期に久原鉱業によって再興された（前掲『新仁木町史』328-329頁）。なお、日本鉱業株式会社『五十年史』（1957年）558頁によれば、1914～15年に久原鉱業が同鉱山を田中鉱業などから買収しているから、1906年に北海道鉱山会社が解散した際に、田中家ないし田中鉱業が同鉱山を毛利家から買い取ったのであろう。したがって、毛利家は同社への投資額の幾分かは回収したはずである。

1906年の同社解散については、前掲、斎藤「鉱業（産銅）財閥」91頁、前掲『新仁木町史』328頁。

301 『世外井上公伝』第4巻、680-688頁。

302 以上、前掲『貝島太助伝（稿本）』142-144頁参照。若松築港会社および洞海北湾埋渚合資会社については、『七十年史：若松築港株式会社』（同社、1960年）、『北九州市史』産業経済Ⅰ（1991年）73-75、215-227、272-286頁、『世外井上公伝』第4巻、710-712頁などを参照。

303 『福岡県史』通史編近代産業経済（一）（2003年）第3編第16章第3節、同第4節。

304 以下、『世外井上公伝』第4巻、700-706頁。引用は、702、703頁。

よう。』といつて公は大いに奨励する所があつた」とされる。そして益田・鈴木らの計画に賛同した井上は、三井と毛利家を説得して資金を出させ、1900年台湾製糖の設立となった（初代社長鈴木藤三郎）。台湾総督府からの補助金も得て、これはむろん発展した。

北浜銀行は、藤田伝三郎ら関西の実業家によって設立されたが、もともと井上馨も関係しており、一時、原敬を同行頭取に据えたのも井上であった³⁰⁵。井上の助言により毛利家も同行に出資したのであろう。

なお、倉谷鉦山会社（1894年設立、石川県石川郡犀川村）への出資株は、同家会計史料では「炭坑元資金」に含んでいるので、表4-6には示していないが、後掲表4-9のように、遅くとも98年以降（おそらく設立当初から）5万6千円（1,127株）を出資している。これは、従来の研究では、資本金20万円の三井系企業とされ、田中平八家も出資していた³⁰⁶。しかし三井鉦山側の史料によると、「毛利侯との組合」であったという³⁰⁷。田中家や石川県の地元資産家などの少数株主を除いて、三井と毛利のほぼ折半の出資だったのであろう。同鉦山は、金沢市街を流れる犀川の最上流域にあり、かつて加賀藩3代藩主利常が力を注いで、金沢城の瓦も同鉦山産出の鉛をもってしたともいわれる³⁰⁸、いわば前田家お膝元の鉦山であった。しかし前田侯爵家はまったく出資せず、長州毛利家が出資したのである。ここにも両家の投資姿勢の相違が顕著に表れている。鉦山投資は、富鉦脈に当たれば比較的安定した収益を得られるが、ともすれば枯渇などによってなかなか安定しない場合が多い。前田家はそれを嫌ったのであろう。倉谷鉦山は配当からみて比較的順調な経営成績を残したが、1909年頃、さらなる採鉦には巨額の投資が必要になったことや、廃水が下流の金沢兼六公園に流れ込むことなどから、一旦休山となった。毛利の同鉦山への出資も、台湾製糖と同様に、三井と毛利の両方に顔が利く井上馨の仲介の気配が濃厚である。

次に興味深いのが、第二基本付属財産所属株、ないし当初第二基本財産だったが同付属財産に移された株、あるいはその逆方向に移管された株についてである。前記のように付属財産は、収益を生まないか低収益と見込まれるもの、したがって事業成功を確実とみなしていない企業株であり、同家の各企業への見方・期待度が窺える。まず91年に第二基本付属財産だったのは、東京人造肥料・日本舎密製造・帝国ホテル・大阪商船・日報社・忠愛社・東京牛商会であった。継承会社を含めて現在も存続する東京人造肥料・日本舎密製造（ともに、現、日産化学）・帝国ホテル・大阪商船（現、商船三井）は、90年代初頭頃に同家にとって期待薄の銘柄だったらしい。

東京人造肥料は90年には要資金第一類だったが、91年から第二付属財産となり、しかし遅く

305 前掲、砂川『藤田伝三郎の雄渾なる生涯』228-230頁。

306 前掲、斎藤「鉦業（産銅）財閥」84-85頁。

307 以下、『三井鉦山五十年史稿』（三井文庫所蔵、『金沢市史』資料編11近代1、1999年、434-437頁、所収）。三井は4万円出資したとある。

308 もっとも、板垣英治「書評『塩硝の道—五箇山から土清水へ—』」（『市史かなざわ』9号、2003年）135頁によれば、金沢城の瓦は倉谷鉦山産という説は誤りとのことであるが、藩政期に倉谷鉦山が稼行され、主に銀が産出されていたことは事実である。

とも99年には第二基本財産に格上げされている。日本舎密は、91年まで要資金第二類・第二付属財産だったが、東京人造肥料より早く、92年から第二基本財産に格上げされた。化学肥料普及には時間を要したということであろうか。帝国ホテルは前期と同様に収益性に不安があったとみえて、93年まで付属財産であったし、その後も第二基本財産に格上げされていない。欧化あるいは富裕化のスピードは緩慢だったことを物語っているようでもある。大阪商船は91年には第二付属だったが、翌92年以降第二基本財産になっている。大阪商船が瀬戸内海航路を席卷していき、さらに朝鮮航路など海外航路へ進出していったことを反映しているのであろう。他方で、91年には第二基本財産であった東京家畜市場会社・品川硝子が翌92年に第二付属財産へ降格されている。そしてこれらは翌93年に東京牛商會とともに解散し、株金は損失となった(後掲表4-18)。

こうした点を見ると、財産主管者柏村信以下、担当家職らは、所有資産について決して粗雑な扱いをしていたわけではなく、その質を冷静に評価して計上していたとはいえる。そして毛利家は、投資先企業の経営破綻により損失を被ることもあったが、他方で多くの優良株から安定的な配当を得て、同家の財政基盤は容易に揺るがなかったが、それは、優良株が優良株であり続けたからであり、いいかえれば日本経済の順調な発展に負っていた。この点は、他の多くの大藩大名華族と同様だった。

(ii) 債券

前記のように同家の所有債券はあまり多くない。そして国債が中心であるが、比較的早くから、筑豊興業鉄道や小野田セメントなど地方企業の社債に投資している点が特徴である(表4-7)³⁰⁹。山口県・福岡県企業重視の姿勢がここにも表れている。

さて日清・日露両戦争の軍事公債に、毛利家など有力大名華族がどのように対応したか。両戦争の軍事公債はともに募集額に対してそれを上回る応募が殺到し、有力大名華族らはそれを見込んで多めに応募した。まず日清戦時の軍事公債への対応について、94年12月8日付の井上馨宛杉孫七郎書簡が³¹⁰、その舞台裏を記している。

過日、申上候軍事公債応募之儀ニ而、御廻答候趣、決定ノ差控候処、伊藤伯ヨリ催促も有之、華族中、島津毛利両家之応募額を聞合之上、自家之額を決定之様子ニ而、松方伯と協議、五十万円申込之事ニ決定致候、尤、日本銀行於て借入金ハ七朱之約束相調、……前田侯爵ハ島津毛利両家倣ヒ、五十万円と決定之由ニ候、其外華族中、応募者有之候処、好結果……

毛利家は応募額の決定を控えていたところ、伊藤博文首相から催促が来て、また華族のなかには、島津・毛利がどれだけ応募するかをみて、自家の応募額を決める様子なので、島津家財政顧

309 筑豊興業鉄道については、前掲『福岡県史』通史編近代産業経済(一)、第3編第15章を参照。毛利家は、同鉄道の経営が順調だった93年の社債発行に応募したようである(同書、1297頁)。

310 「井上馨関係文書」第27冊(国会図書館憲政資料室所蔵)。

表 4-7 所有債券 (1891-1905 年)

(各年末, 円)

銘柄	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1898年	1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年
第一基本財産 金禄公債	—	—	—	—	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500	85,500
第二基本財産 社債													
筑豊(興業)鉄道	—	—	48,300	39,000	37,000	35,000	28,350	23,100	13,650	—	—	—	—
九州鉄道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,150	2,100	—	—
小野田セメント 公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35,000	—	—	—
起業公債	39,898	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中山道鉄道公債	54,984	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
整理公債	17,300	93,600	98,600	101,600	79,800	79,800	77,496	77,496	77,496	77,496	77,496	77,496	77,496
新公債	40,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六分金禄公債	—	18,398	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五分金禄公債	—	—	—	115,000	372,500	122,900	111,336	111,336	111,336	106,700	38,553	38,553	38,553
軍事公債	—	—	—	17,400	18,400	18,400	17,480	17,480	17,480	17,480	17,480	17,480	17,480
国庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	206,350	517,350	—

(出所) 前表と同じ。

- 注：1) 96～98 年は額面（ただし第一基本財産の金禄公債は取得額であり、額面は 9 万 5 千円）、他は取得額ないし支出額。
 2) 筑豊興業鉄道は 94 年に筑豊鉄道に改称。筑豊鉄道社債は、史料には 1901 年までであるが、同社は 97 年に九州鉄道に合併されたので、上表の 1899 年以降は九州鉄道社債である。
 3) 新公債の 91 年 4 万円は広岡助五郎に貸しており、92 年これを実価 3 万 8 千円として貸金に振り替えたため、所有債券としては消えている。

問の松方正義と相談して、50 万円応募に決めた、必要資金は日銀から借り入れる、前田も島津・毛利に倣って 50 万円と決めたそうである、という。多くの大名華族は、まずはそのリーダー的存在であった島津・毛利両家の出方を見て決めるという。実際、前田家はこの 94 年 12 月に、第十五国立銀行から借入のうえ、50 万円応募して 17 万円購入した。毛利家では、日銀から年利 7% で借りるといふが、軍事公債は年 5% だから、これは損失を見込んでのことであった。前田家も第十五銀行から日歩 2 銭 4 厘（年利 8.76%）で借りたから、こちらも損失覚悟であった。そしてこの頃、毛利家は政府への巨額の寄付も島津家と歩調を合わせながら行い、前田家も歩調を合わせるようになった。島津・毛利・前田が横並びで、あるいは連絡を取り合って、戦時国債に応募したり種々の寄付を行う点はこの後ますます必要となっていく³¹¹。

ところで 96 年末以降の軍事公債所有額は、額面 1 万 8 千円程度にすぎない（表 4-7）。そこで同家を実際に 50 万円応募し、前田家と同様に 17 万円程度買入れたのかという疑問が生じる。じつは買入して、しばらく後に大半を売却したのである。96 年 3 月に額面 5 千円、4 月に 13 万円、5 月に 2 万円売却して、計 9 千円の売却益を得ていた。その後同年中にさらに少額の売却を繰り返している（『第弐基本財産出納簿』明治 29 年）。金利が低下して価格が上昇し、売却して

311 長州・薩摩の懇親会はすでに 1881 年 12 月には開設されていたが（『柏村日記』明治 14 年 12 月 21 日条に、「薩長懇親会、玉泉楼ニテ開設ニ付、出席」とある）、前田家『諸事留』（明治 44 年）によると、1911 年 3 月の汽車製造会社総会の席で、毛利家財産主管者毛利五郎から前田家財務部理事羽野知顕に、「嶋津、毛利、前田三家ヨリ寄附金等ニ付、打合ヲ為ス必要有之候ニ付テハ、事ノ有無ニ拘ハラズ、隔月一回代表者会合有得度」との話があり、2 週間後、「隔月一回三家代表者会合御催云々之儀、抑々至極有益と奉存候ニ付、御賛成之被為候間、宜敷御執行被成度奉存候」と回答している。3 家会合はこの後、実際に行われたであろう。

も政府が困るわけではないし、借入金利の方が高かったから早めに売却して借入金を返済するのが得策と考えたのかもしれない。しかしじつは4月売却の13万円のうち10万円は伊藤博文に売却した可能性が大である。残り3万円は山県有朋に売却したらしい。そして軍事公債は売却前まで日銀借入金の担保に供しており、借入金返済、担保受戻と同時に売却したようである(以上、後述)。前田家も早めに借入金を返済する点は同様だったが、軍事公債自体は有利とみなしたのであろう、長く所有した。

日露戦期の軍事公債は、当然ながら日清戦争期よりはるかに多く買い入れた。表4-7最下欄「国庫債券」がそれであり、1905年末残額は51万円に達している。他方、前田家はもともと毛利家より安全な国債投資に重点を置いており、日露戦時の軍事国債にも、国家への貢献姿勢を示すために、第1回から第3回まで各回100万円、第4回・第5回も各50万円応募した。そして同家の募入決定額(買入額)は、第1回4万1千円、第2回30万円、第3回32万円、第4回1万8千円、第5回8万円、あわせて額面75万9千円であり、むしろ毛利家より多く買い入れた。これは毛利家が、後述のように百十銀行救済のために財政が逼迫していたことも影響したであろう。しかし前田家も、毛利家が日清戦時軍事公債を早く手離したのと同様に、日露戦争が終了すると国債価格上昇と借入金返済を理由にさっさと売却し、1905年度末(06年3月)の残高は早くもゼロとなっていた³¹²。国策への協力という姿勢を示すことが重要であり、とくに政府としては国債消化が順調にいくかが問題であったから、その関門が過ぎ、勝利で戦争が終了すれば、あとの処理は問題ではなくなった。

(4) 不動産投資

毛利家は、前記のように山県有朋らの主張によって土地所有を資産の基礎にする姿勢があり、それが第一基本財産の地所であった(表4-8)。多くは前期(表3-5)を継承したものであるが、宮城県仙台地所は93年まで3万4千円だったものが、1905年には15万8千円と大幅に増加している。これは1898年に第七十七国立銀行を七十七銀行へ改組する際に、抵当流れとなっていた田108町・畑10町のうち、同家が約100町を買い取ったことによるものであった。これは銀行側にとっても資産整理に都合のよいものであった³¹³。表4-8のように96・97年に所有面積が121町、180町と増加しているのはこれを示している。88年の第七十七国立銀行頭取遠藤敬止の仲介による取得も同行の抵当地だったかもしれない。こうして同家は一貫して第七十七国立銀行と提携して、スムーズに土地集積を行った。大名華族や大地主らが北海道以外の内地で大規模な耕地集積を行った方法の1つも同様だった可能性がある。

福岡県門司港地所は、当初は第一基本財産であったが、1901年に第二基本財産へ振り替え

312 前田家『評議会留』(明治38年)評第20号、同『財産台帳』(明治37年度、同38年度)。

313 『七十七銀行小史』(1954年)51頁。

表 4-8 所有不動産 (1891-1906 年)

(各年末, 円)

物件	1891年	1892年	1893年	1905年	1906年	備考
第一基本財産						
東京府南葛飾郡砂村新田地所	29,539	29,539	29,539	29,847	29,847	
埼玉県川口町地所	13,459	13,459	13,459	13,459	13,459	
宮城県仙台地所	32,929	33,747	34,746	158,769	158,769	耕地, 96年121町2反, 97年180町2反
福岡県門司港地所	23,223	23,223	23,223	—	—	96年4,111坪, 01年第二基本財産へ
福岡県地所	8,482	24,421	35,501	74,342	74,342	
山口県地所	3,505	16,796	22,551	74,491	74,491	
北海道函館区弁天町地所	—	—	—	170,000	175,750	函館港付近の市街地
北海道余市郡黒川村地所	—	—	—	43,567	43,567	
第一基本付属財産						
山口県防府佐波村多々良	—	—	18,813	…	…	92年, 山林畑宅地58町
高輪邸地所家屋	—	—	5,986	…	…	
山口町野田邸	—	—	452	…	…	
山口町香山墓地	—	—	39	…	…	敬親らの墓所
第二基本財産						
門司港地所	—	—	—	21,208	…	01年第一基本財産より振替, 7反6歩
第二基本付属財産						
山口県萩土原別邸地所家屋	3,500	3,500	3,500	…	…	旧要用金第二類
東京府芝区白金猿町地所	1,175	1,175	1,175	…	…	旧要用金第二類
東京府麹町区中六番町地所家屋	32,000	40,500	35,500	…	…	旧要用金第一類
東京府高輪邸	—	—	661	…	…	梅御殿等と推定
東京府荏原郡世田谷村若林	—	—	110	…	…	
京都府上京区仲ノ町別邸土地家屋	—	—	103	…	…	
山口県三田尻別邸土地家屋	—	—	529	…	…	旧三田尻御茶屋
山口県萩別邸等3ヶ所土地家屋	—	—	264	…	…	
北海道大江村黒川村開墾資金	120,201	125,659	127,526	…	…	旧要用金第二類, のち第一基本財産へ

(出所) 表 4-6 と同じ。

注: 第二基本財産の門司港地所は, 1901~05年に各年21,208円であり, 表 4-2では「株式」に含まれている。

た。これは, 海面埋立新開市街地宅地であった。当時, 門司港は福岡県などが政策的に発展させており, 88年に大倉喜八郎・渋沢栄一・豊永長吉らの出資によって門司築港会社が設立され, 大倉喜八郎・藤田伝三郎らの日本土木会社が海面埋立工事等を実施した。こうして門司港は筑豊炭積出港として急速に発展した³¹⁴。毛利家の門司港地所取得も, こうした動きと連動している。同家は, 洞海北湾埋渫・若松築港などへも出資するなど, 井上馨・貝島太助との関係のもとで北九州の地域開発に積極的に関わっていた(貝島との関係は後述)。

福岡県地所は, 田川郡香春町など炭鉱地域の耕地であり, 同家のもとで経営が行われていた金田炭坑などに貸して小作米を収取していた。同家の炭鉱経営の拡大とともに, 耕地所有を拡大していった。これは行橋町の豪商柏木勘八郎からの情報と仲介によって91年から買い入れ, 所有地管理も柏木勘八郎に依頼していた³¹⁵。

314 前掲『北九州市史』産業経済I, 75-79頁。

315 『柏村日記』明治25年1月4日条には, 柏木から電報があり, 福岡県地方は金融逼迫により耕地の売手が多く, 利回りが7.5~8分になっているので, 所望なら送金せよとあったが, この時は, 資金繰りが難しいので買入は見合わせよと返信した, と記している。同年4月3日条には, 上京した柏木から「昨年以来福岡県二面, 田地買入一条, 計算等聞取」とある。また第一基本財産に, 「福岡地所費」として柏木勘八郎への「諸税金給料」等の支出があった。地租支払いなどのためであろう(『第一基本財産出納簿』明治38年)。

山口県地所は、92・93年頃に小野田に小野田セメント社長笠井順八の仲介で耕地を有していたが³¹⁶、1905年には吉敷郡大道村（現、防府市）にも地所があり、同県の瀬戸内側で耕地所有を拡大した。防府多々良地所は本邸用として買入開始の92年は第一基本財産に、翌93年以降は第一基本付属財産に計上した。

北海道函館地所は函館港付近の市街地であり、表4-1の「地所」の金額から、1900年頃から買入し始めたと推測される。これは、もともと函館を拠点として活動していた北海道の著名な実業家柳田藤吉から購入したものである。『第式基本財産仮受仮払簿』（明治33年）によると、柳田へ「北海道地所買入代」として2回に分けて計5万3千円余を仮払いしている。柳田が拠点を函館から釧路に移したことに伴う売却であろう。表4-8の第一基本財産・最下欄にある北海道黒川村地所は、1890年代初頭には、大江村投資とともに第二基本付属財産であり、この時期も収益があまり期待できないとみなされていたことがわかる。それが1905年には黒川村地所のみとなって、12万円から4万円に減少したものの、第一基本財産に格上げされた。この価格減少は前記のように、87年に大江村の事業を停止し、95年に開墾地を小作人に分譲したためである。そして毛利家は黒川村（および仁木村）に転進して、採算がとれると踏んだのであろう。しかし1907年には黒川農場も売却して、同家は完全に余市郡から撤退した。

付属財産の不動産をみると、大半は93年に初めて資産に計上した。それはすべて自用地・墓地などであり、利殖目的のものはない。これらについては前述したので繰り返さないが、この93年から計上された不動産価格は、著しく低い価格のものが多く、それは、近世以来の継承資産ゆえに取得価格がゼロの場合のみならず、それまで取得費・建築費・修繕費等をたんなる消費支出として処理して、ある時期からの修繕費のみを計上したためと思われる。したがってこれらは、相当大きな含み益がある。

(5) 鉱山投資

表4-9のように、1891年にはすでに金田炭坑に出資しており、その後同炭坑への投資を拡大していった。こうして1900年代頃、毛利家は九州の有力炭鉱業者の1人として知られるようになっていた。前掲『貝島太助伝（稿本）』には、「当時 [1903年頃] 九州の大鉱業者は三菱合資会社、三井家、毛利家、貝島太助、安川敬一郎、平岡浩太郎、古河市兵衛、住友吉左衛門、中野徳次郎等にして」とある³¹⁷。ただし三井・三菱・古河や地元大手の貝島・安川などと比較すると、やはり規模は小さい。しかし同家は金田以外の筑豊炭鉱に、さらに岡山県などへの金属鉱山にも直接あるいは株式投資の形で投資を拡大していった。もっとも、明治末期には、失敗やおそらく資金需要のために、償却ないし売却して、完全に鉱山投資から撤退した。

316 『柏村日記』明治25年7月31日条によれば、小野田の耕地買入代金を笠井に直送することとしている。

317 同書、148頁。

表 4-9 鉱山出資金・仮払金 (1891-1905 年) (円)

項目	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1898年	1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年
第一基本財産													
金田採炭坑元資金	68,500	68,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二基本財産													
福岡県金田炭坑支出金	—	199,343	299,386	319,946	328,016	344,464	356,593	373,416	483,901	483,901	668,085	763,367	802,135
〃 神崎炭坑支出金	—	23,637	25,137	…	25,317	25,578	25,758	25,758	26,671	27,213	27,618	27,659	—
〃 伊田鉱区元資金	—	—	—	…	65,223	65,223	65,223	65,223	65,223	25,223	16,223	7,223	19,498
〃 大任鉱区元資金	—	—	—	…	115,000	115,289	115,289	115,289	115,289	105,289	93,289	81,289	46,000
岡山県岡山鉱区元資金	—	—	—	…	…	202,915	204,793	204,793	204,793	—	—	—	—
倉谷鉱山会社株式	—	—	—	54,850	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350	56,350
北海道鉱山会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	275,550	275,550	275,550	275,550	275,550
福岡県伊加利炭坑仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,275	13,275	—
〃 香春炭坑仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95,692	—	—
〃 平山炭坑仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50,000	—	—
〃 金田炭坑仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,902
北海道鉱山会社仮払金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	199,400	312,071	269,076

(出所) 表 4-6 と同じ。

注：1) 各年末、第二基本財産金田炭坑および神崎炭坑の 98 年以降は「元資金」。

2) 香春炭坑・平山炭坑への 1903 年仮払金は、後述のように、この頃経営危機に瀕していた百十銀行が不良債権の担保物件を自ら保全していたものに(『山口銀行史』335 頁)、毛利家が援助としてその費用を支出したもので、04 年には消えているのは、「百十銀行仮払金」(17 万 1 千円)に移管したためと思われる。

まず全体的な投資状況とリターンをみると(表 4-10, 表 4-11 など)、鉱山の大半は筑豊炭田にあった。また北海道鉱山会社は別として、金田に次ぐ大きな投資を行った岡山は、一時はそれなりのリターンもあった。しかし表の史料には、岡山鉱区について 1902 年に「将来見込無覚束二付、諸鉱山予備積立預り金之内ヨリ棄却」とあり、投資額 20 万 4 千円の全額を償却した。投資額からみて 1900 年には操業を停止していたようであり、相当な損失である。岡山鉱区の所在地は賀陽郡池田村(現、総社市)と記されているから、大笹鉱山(銅・鉛)と思われるが、詳細は不明である。

90 年前後から投資を開始した主力の金田炭坑は、表 4-9 のように、当初出資金は、おそらく土地所有に準じるものとして第一基本財産としていたが、93 年から消えており、他方 92 年から第二基本財産に同炭坑支出金が現れ、そのうちの炭坑譲受元資金高は、92 年 11 万 3 千円余、93 年は 18 万 5 千円余となっている(他は起業費と営業費)。93 年に第一基本の 6 万 8 千円を第二基本の炭坑譲受元資金に移したのであろう。後掲表 4-12 のように、90・91 年は金田炭坑を運営する豊柏採炭組合柏木勘八郎外 6 名に資金を貸し付けていたから、この頃まだ毛利家による経営ではなかった。上記のように 92 年の譲受元資金も翌年増加しているから、92 年時点でも譲受金をまだ完納していなかった。しかし 93 年には毛利家の単独経営になった。前記のように、高野江『筑豊炭鉱誌 完』には、「豊柏採炭組」は同炭坑を 92 年 11 月に柏村信に譲渡したとあるし、これは毛利家側の史料からも裏付けられる。『預り金台帳乙』(明治 28 年)、『第二基本財産預り金台帳 甲』(明治 35 年、同 37 年)によると、判明する 95 年以降、金田炭坑からの多額の「預り金」があり、同炭坑の純益金を毎期毛利家が預かっていた。その最初の記載に、95 年前期を「第五回」としているから(表 4-11)、93 年前期が第 1 回となる。同年から毛利家の単独事業と

表 4-10 鉱山収入金 (1896-1906 年)

(円)

鉱 区	1896年	1897年	1898年前	1898年後	1899年	1900年	1906年
第二基本財産							
福岡県金田炭坑	19,031	26,573	13,779	} 24,271	27,969	} 65,992	510,017
〃 神崎炭坑	—	2,025	1,018		2,046		—
〃 伊田鉱区	—	5,218	2,609		5,218		—
〃 大任鉱区	—	6,133	4,612		9,223		—
石川県倉谷鉱区	—	4,488	2,254	} 15,015	4,508	}	5,635
岡山県岡山鉱区	—	—	—		16,331		—
計	19,031	44,438	24,271	39,286	65,295	65,992	515,652

(出所) 『第式基本財産出納簿』(各年)。

注：第二基本財産への収入金であり、金田炭坑など実際の純益はもっと多い。倉谷鉱区は倉谷鉱山会社の株式配当金。

表 4-11 金田炭坑利益金と「積立預り金」(円)

年 次	利益金	積立預り金 残高
1895年前(第5回)	24,114	58,501
95年後(第6回)	28,316	91,370
96年前(第7回)	25,266	116,635
96年後(第8回)	35,729	152,364
97年前(第9回)	41,022	193,387
97年後(第10回)	41,904	235,291
1901年前(第17回)	5,698	662,095
01年後(第18回)	159,643	541,367
02年前(第19回)	45,037	586,403
02年後(第20回)	100,171	642,408
03年前(第21回)	109,850	753,750
03年後(第22回)	108,065	807,982
04年前(第23回)	60,170	822,766
04年後(第24回)	122,251	886,709
06年前(第27回)	224,465	(826,109)
06年後(第28回)	380,299	(920,806)

(出所) 『預り金台帳』(明治28年)、『第式基本財産 預り金台帳 甲』(明治35年、同37年)、『第式基本財産出納簿』(明治39年)。

- 注：1) 「利益金」の1895～97年は「純益金」、1901～04、06年前は「益金」。「益金」は、「純益金」と異なって、雇員退職慰労金・雇員死亡手当金など一部の費用を引いておらず、それらは積立金から支出している。
- 2) 「積立預り金残高」は、各回利益金の最終繰入日のそれ。
- 3) 1906年後期(第28回)の「利益金」は、賞与金等を控除後の純益。
- 4) 1906年前期(第27回)の「積立預り金残高」は、05年12月末の残高で、06年前期末もそのままと推定、同年後期(第28回)も推定。
- 5) 1897年後期(第10回)の「利益金」は、過少の可能性がある。

なり、法人化はしないものの、第一基本・第二基本財産などとは別会計で経営された³¹⁸。表4-10の鉱区別収入額をみると、金田炭坑が圧倒的な地位を占めているが、これは同炭坑の利益金では

318 なお、これまでの文献・研究では、『筑豊石炭鉱業史年表』(西日本文化協会、1973年)178頁に基づいて、金田炭坑は1896年3月に毛利元昭が柏村信から譲り受け、この時点で毛利家の所有になったかのように記しているものが多いが、これは前年に財産主管者の柏村が没したために、名義を元昭に変更したにすぎない。ちなみに、高野江『筑豊炭鉱誌 完』614頁によると、同炭坑の坑夫は、97年11月現在、530人となっており、91年に雇業者18名だったものが(前注251)、数年で大幅に増加している。また毛利経営下にあった1904年頃の金田炭坑「納屋規則」が、荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』(九州大学出版会、1993年)54-55頁に収録されている。

ない。表4-11のように、同炭坑はもっと多額の利益を上げ、かつ順調にそれを増加させており、利益の大半を積立金として同炭坑会計に留保して毛利家に預け、利益の一部を毛利家第二基本財産の収入としたにすぎない。

ただしこの「積立預り金」の性格および金田炭坑会計は、史料の残る1895～97年と1901～04年では、ある程度変化している。95～97年の「預り金」には、「純益金」とこの「預り金」に対する第二基本からの支払利子が加えられているが、この「預り金」から第二基本への利益配当は支出されておらず、「純益金」は利益配当控除後のものらしい。これに対して、01～04年になると、「預り金」から各期に第二基本からの出資金に対する年1割の利子を支払っている。つまり「益金」は、表に注記したように費用の一部を含むとともに、利益配当前のものであった。また「預り金」が鉱山事業の積立金という性格は不変であるが、95～97年は倉谷鉱山株配当は含まれず、筑豊地方の炭坑会計であったが、01～04年には倉谷株配当も「預り金」に一旦入金されており、岡山鉱区の出資償却金もここから支出されている。つまりたんに筑豊炭坑の積立金ではなく、史料に記されているように毛利家すべての「諸鉱山予備積立預り金」となった。さらに01～04年には「預り金」に対して利子が付与されなくなった。ただしいずれも第二基本財産の負債「諸預り金」(表4-2)に含まれる。

この「積立預り金」残高の推移をみると(表4-11)、ほぼ順調に増加したが、1901年後期(第18回)に減少したのは、岡山鉱区元資金を償却したことが大きく影響している。また06年前期(第27回)も04年後期より減少しているが、これも05年に神崎炭坑を5千円で売却し、同年に伊田炭坑と大任炭坑の一部も売却した際に、売却損がそれぞれ2万2千円、3万2千円発生したことが大きく響いていた(同表の史料)。それでも1900年代前半期に「積立預り金」は50～80万円あり、これは毛利家の自己資本と考えてよく、それが第二基本財産の「諸預り金」に含まれていたから、表4-4で示した同家の純資産に加えるべきものとなる。繰り返すが、毛利家は失敗や損失ばかり重ねていたのではなく、大きな成功もした。幕末期と同じである。

そして金田炭坑は1906年に60万円余という大きな利益を上げており、うち9万4千円のみを「金田炭坑積立金」とし、51万円を第二基本の収入としている。これは、益金の大きさのゆえでもあろうが、同時に同家が後述する05年の百十銀行への救済融資で莫大な損失を被ったために、益金の大半を同家収入とし、損失の穴埋めにしたと思われる。05年も利益を積み立てておらず、全部第二基本財産の収入としたらしい。

その後、毛利家は1909年に筑豊で所有していた金田・平山両炭坑を法人化した。金田鉱業株式会社がそれであり、『銀行会社要録』によると³¹⁹、同社は同年2月設立、本社は東京の毛利高輪邸内、公称資本金100万円、うち払込額25万円となっている。トップの取締役会長は毛利五郎

319 同書、第14版(1910年刊)。

(同家財産主管者、元徳5男)、大株主は、小早川四郎(元徳4男)³²⁰・毛利五郎・大村徳敏(元徳6男)・田島信夫(92年副財産主管者)・西園寺八郎(元徳8男)ら、元昭の実弟や幹部家職など毛利家関係者で、全部名義株のはずである。この頃、筑豊炭鉱業では、規模拡大によって個人経営から会社形態に移行させるなど組織の整備が進展しており³²¹、同家もそうした趨勢の一環として、有限責任制の株式会社にしたのであろう。

しかし翌年に、毛利家は金田炭坑を三菱に売却した。1910年9月、三菱合資は同炭坑を金田鉱業から127万円で譲渡され、三菱は筑豊でのシェアを大きく伸ばし、一時的に三井を凌駕したという³²²。実際、三菱金田炭坑は、大正前期にかけて大きな利益を上げている³²³。そして『銀行会社要録』第15版(1911年刊)の金田鉱業の項には、第14版にはあった金田炭坑事務所が消え、平山炭坑事務所(嘉保郡碓井村)があるが、それも「採炭事業中止」とあり、第16版から会社自体が消えている³²⁴。毛利家は金田炭坑を三菱に売却して、まもなく会社を清算したはずである。金田炭坑は不振に陥っていたわけではなく、この売却は、おそらく後述の百十銀行融資損失償却のための資金需要があり、かつ三菱の買取案を好条件と判断したためではないか。1906年後期に90万円あった「諸鉱山積立預り金」や三菱から受け取った売却代金はそれに当てられたであろう³²⁵。

筑豊のその他の炭坑について簡単に述べると、神崎・伊田・大任の各炭坑は、いずれも97年に藤田伝三郎から買い取ったと推測される。藤田は1881年の藤田組設立を契機に筑豊炭田への進出を試みたが、この時はうまくいかず、しかし1890年以降、頭山満との激しい借区競争の末に同炭田の7鉱区を所有するに至った。このうち93年中に神田村の鉱区を柏村信に譲渡したとされており³²⁶、これが毛利家の神崎炭坑(神田村)のはずである。さらに藤田組は、日清戦後恐

320 小早川家は、関ヶ原の戦いで東軍に寝返ったことで知られる秀秋に嫡子がなく1602年に断絶し、1879年に元徳3男の三郎によって再興された。

321 『川崎町史』上巻(2001年)657頁、前掲『福岡県史』通史編近代産業経済(一)、278頁。

322 前掲『福岡県史』通史編近代産業経済(一)、268-269頁。三菱合資が金田鉱業から買収した点の原史料は、『三菱社誌』21(三菱合資会社『社誌』第3冊第17巻[明治43年]の復刊、東京大学出版会、1980年)1260頁。

323 『三菱鉱業社史』(三菱鉱業セメント株式会社、1976年)211頁、表22。畠山秀樹『近代日本の巨大鉱業経営—三菱財閥の事例研究—』(多賀出版、2000年)も参照。

324 平山炭坑は、後述のように1905年頃、経営危機に瀕していた百十銀行が不良債権の担保として保全経営していたものらしく(『山口銀行史』335頁)、結局毛利家がそれを引き取ったと思われる。

325 この点、前掲、高村「筑豊炭鉱業の台頭」167頁、注73に、三菱が麻生から鯉田炭坑を高値で買い取って筑豊への進出を果たしたと同時に、麻生も売却によって大きな資金を得て、資金繰りの困難を脱したとあることと、類似の関係がある。ただし金田炭坑の売買価格は、投資額の数倍という鯉田ほどではなかった。

326 以上、前掲『福岡県史』通史編近代産業経済(一)、231-232頁。藤田が1890年頃、田川郡の炭坑をめぐって頭山満と激しい借区競争をしていた点は、『添田町史』上巻(1992年)587頁、前掲『川崎町史』上巻、644頁。前掲、佐藤『藤田組の発展』4、23頁は、藤田組の伊加利炭坑取得は1879年としているが、正しいであろうか。

慌で大打撃を受け、再度毛利家からの救済融資を受ける条件として事業整理をよぎなくされた。その整理案の中には、九州の5炭坑の売却も含まれていた³²⁷。藤田は95年頃に伊田村・大任村にも鉦区を所有しており、かつ経営危機を乗り越えるために、97年中に筑豊の全鉦区を売却して石炭業から撤退したというから³²⁸、毛利家の伊田・大任両炭坑はそれであろう。同家は、この時の藤田組の経営危機に対して、救済融資を行っただけではなく、資産の買取まで行って藤田組を助けたのである³²⁹。

ただし買い取った伊田炭坑（伊加利炭坑ともある）は、原六郎との「^{もやい}催合坑区」（共同所有・共同経営）であった³³⁰。原は、横浜正金頭取として同行を再建させたことなどで知られるが、幕末に尊攘派の志士として長州藩の軍に加わり、倒幕運動で活躍した。毛利家と共同で藤田から買い取ったのであろう。原は91年から当初は融資をする形で筑豊炭田に進出し、頭山満経営の大任炭坑に島津公爵家と共同で融資を開始した。94年には頭山から同炭坑を島津家とともに買取し、まもなく原の単独経営となった。さらに原は97年に、伊田炭坑とともに藤田伝三郎所有の大任炭坑も買取している³³¹。

表4-9の伊田炭坑元資金が1902年に4万円減少しているのは、原との「催合坑区」の一部を三井鉦山へ20万円で売却し、うち10万円は無利子5ヶ年賦で三井から受け取り、残り10万円のうち4万円を原へ渡し、2万円を伊加利炭坑経費仮払とし、残り4万円を「本元〔資金〕エ納入」（元資金を回収）したためである。翌03年にさらに9千円減少したのは、三井からの5ヶ年賦2万円のうち、原へ9千円を渡し、経費へ2千円「納入」し、残り9千円を元資金に「納入」したことによる。三井に20万円で売れたということは、毛利家の取り分が10万円としても、それだけで同鉦区元資金6万5千円をかなり上回っており、同炭坑が不振だったわけではないことがわかる。この炭坑は、その後三井鉦山田川炭鉦伊田坑として長く操業された。

同じ史料によって、大任鉦区の一部も02年にやはり三井鉦山に7万円で売却し、同年1万円を受け取り、残り6万円は5ヶ年賦1万2千円ずつの受取という契約を結んだ。三井に2鉦区を売却したのは、筑豊でのシェア拡大をめざす三井が好条件を提示したためであろう。残った伊加利鉦区、大任鉦区の一部や神崎炭坑も、前記のように05年に売却した。香春炭坑も07年に桑田政へ売却したらしい³³²。

こうして毛利家は、筑豊から手を引いてゆき、1910年に金田炭坑を三菱に売却して、他地域

327 以上、前掲、武田「明治前期の藤田組と毛利家融資」10-19頁。

328 前掲『福岡県史』通史編近代産業経済（一）、232頁。

329 前掲、佐藤『藤田組の発展』4頁は、藤田組の筑豊炭鉦の毛利家への売却は、毛利家からの融資の「見返り」としているが、その逆の支援のはずである。また藤田の炭坑経営は「毛利家との共同経営」でもなかった。

330 以下、『第弐基本財産台帳』（明治37年）の記録による。

331 前掲『川崎町史』上巻、651-654頁。

332 前掲『筑豊石炭鉦業史年表』226頁。

の鉱山や株式投資を含めて鉱山投資は全面的に廃止したはずである。一旦は拡大した鉱山事業から撤退した理由は種々ある。成績不振で操業停止をよぎなくされたものもあったし、資金需要や好条件提示による売却と思われるものもあった。毛利家鉱山事業は失敗も多かったが、伊田や倉谷は比較的好成績だったとみられるし、とくに金田炭坑は大成功した。これは同家の他の失敗・損失を補う役割を果たしたであろう。しかし元来が事業家でない毛利家が、このような未経験だった鉱山事業を長く継続することは容易でなかったことを示しているようにも思われる。

(6) 貸付金・仮払金・預り金

(i) 貸付金・預け金

毛利家は貸付金と預り金が巨額に上る点が、前田家と異なる特徴の1つである(表4-5の注2のように、前田家の実質的な貸付金は数万円レベルにすぎない)。毛利家には、仮払金や借入金も恒常的にあり、それも04・05年に急増した。まず貸付金(および預け金)は、第一基本財産と第二基本財産の両方にあり(表4-1, 表4-2)、この区別・振り分けについてはすでに若干述べた。96~97年の第一基本財産には、第二基本財産への10万円前後の貸付と、藤田組・藤波言忠(公家華族)など外部への貸付20~30万円程度があったが、遅くとも1901年以降の第一基本財産の貸金は、第二基本財産への貸付のみとなった。上記の変化は、当初は焦げ付く可能性の少ない(あるいは確実な担保がある)貸付金を第一基本財産に置いていたが、前記のように安全を考慮して1900年前後からは実質的な貸付は、第二基本財産に全面的に移したと理解できる。たとえば、藤田組への貸付金をみると、91年11月までは第二基本財産から20~40万円を貸付していたが、同年12月からそのうち8万8千円を第一基本財産の貸付金に振り替えていき、96~97年は第一基本財産から17~27万円の貸付となっていた。しかし1904~07年には、再び第二基本財産から160~200万円を貸付していた。これは、91年まではリスクを考慮して第二基本財産から貸し付け、その後、安全確実に変わったと認識を改め、第一基本財産からの貸付に変更し、97年に藤田組が再び経営危機に立ち至ったこともあろうが、第一基本財産からは外部への貸付・預けを行わない方針に転換して、1904~07年は第二基本財産からの貸付になっていたと解釈される。ただし第二基本財産の貸付金も、一概にリスクが高いという認識だったわけでもない。どうみても焦げ付く可能性の少ない貸付先も多いし、担保も取っていた。

次に、第二基本財産の貸付金には、判明する限り92年までは、「年限貸付金」「当期貸付金」の区別がある(表4-12)。これは、前記のように、明治一桁代以来の貸金規則にある用語であるが、「永期貸付金」は1889年限りでなくなっている。この頃のこの区別は、基本的に貸付期間の長短によるものであり、たとえば広岡助五郎への「年限貸付金」は5ヶ年据置、10ヶ年賦返済とかなり長くなっているが、「当期貸付金」はいずれも1ヶ年程度ないし1ヶ年未満であった。したがって広岡助五郎には「当期貸付金」もあったように、同じ貸付先でも両種の貸付金があった。件数も「当期貸付金」(61件)の方が「年限貸付金」(29件)より2倍多い。しかし遅くと

も1904年にはこのような区別はなくなっている。

貸付金の全般的な特徴をさらに述べると、貸付利率は概ね銀行より若干低いようである。同家の貸付の多くは東京において行われたとはいえ、山口県で貸し出されたと思われるものもある。また91年以降の貸付金利は不明の場合が多いが、90年末頃は、年1割を超えるものもあるとはいえ概ね5～7分であった（表4-12）。これに対して、92～93年の第一百国立銀行本店（下関）の貸付金利は平均7分～1割3分であり、同行山口・徳山両支店はもう少し高かった³³³。毛利家は、当然貸付先によってかなり金利を変えているが、全体として一族・旧家臣に対する貸付が多く、低利で便宜を図ったということであろう。

さらに同表に注記したように、1891年の8月～10月に、多くの貸付先に対して半額を償却した。これは債務者が返済不能になったのではない。『御要用金 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』（表2-1などの史料）に、「財産整理法改正ニ付、貸付金棄却」とあり、これは総額7万2千円に上った。同じ説明が、『世外井上公伝』第4巻にもある。前年末の家憲発布後、井上が「貸金規則を改正し、従来の貸渡金の処分を講じ、又八家保護積立金の方法を設けた」という³³⁴。したがってこれも井上の主導によるものであった。半額償却をした貸付先をみると、一族や、旧家臣の政府高官あるいは実業界で活躍中の者が多く、他方、大口の企業関係への貸金は免除していない。資産運用の方針を改めて、旧臣など個人への1万円未満の小口貸付は廃止することになり、このため債務者から頼まれもしないのに、残の半額は免除し、そうした貸金を整理した。いずれにしても、前田家のように、若い優秀な学生・学者らに奨学金・生活費・留学資金を援助するのがふつうと思われるが、毛利家は、近代日本の発展に貢献する長州関係の政府高官や実業家ら全般を優遇する姿勢が特徴であった。それは、毛利家が果たした歴史的役割からすれば当然だったかもしれない。そしてこの債務免除など寛大な姿勢を気前よく示してゆけば、いずれ資産額において前田家に追い抜かれるのは、必然だったともいえる。

次に、個別の貸付について、若干補足説明する。まず広岡助五郎には、「年限貸付金」として78年に1万円を貸し付け、89年にさらに2万円を貸し付けた。89年貸付の際に担保としたのは大阪市の広岡本家所有不動産だったから、この時点でも東京の助五郎店は、久右衛門家と密接な関係を保っていたことがわかる（以下、表4-12の史料による）。89年には、貸付金2万円のうちの1万円により大日本酒問屋会社株式100株「加入」という条件で貸金契約をした。貸金の使用方法を指定しているのだが、これはむしろ有力酒店たる助五郎家が借りたい理由として示したものであり、他に流用するなという意味であろう。さらに91年同人への4万4千円は、助五郎が東京家畜会社へ貸し出すための貸金であった。ところが前記のように93年に家畜会社が破綻して、助五郎も損失を被ったため、毛利家が助五郎への貸金1万6千円を償却する事態となっ

333 前掲『山口銀行史』302頁。

334 同書、621頁。

表 4-12 主な貸付金・預ヶ金 (1890~1907 年)

預け先・貸付先	1891年1月				1891年12月	1892年3月
	残額	91・92年 年利	貸付開始	棄却額	残額	残額
[預ヶ金]						
大蔵省預金局	125,440				2,290	2,290
第十五国立銀行	47,720				112,031	94,175
豊柏採炭組長末松房泰 今村銀行			91年6月		4,590	2,580
[年限貸付金]						
広岡助五郎	30,000	4分	78年7月		26,000	26,000
井上馨	6,718	5.5分	86年1月		5,758	5,758
藤田伝三郎	200,000	5.5分	87年		373,000	408,000
宍戸穣	8,991	5分	89年6月	4,692	4,692	
三浦三十郎	30,000	8分	90年3月		30,000	30,000
豊柏採炭組合	91,960	5分~7分	90年9月		118,910	134,455
毛利元功	10,000	3分	90年12月		8,500	8,500
貝島太助		1.1割~1.3割	91年9月		77,300	96,990
三井物産		1.2割	91年10月		60,100	22,934
今村清之助		6.3分	92年2月			50,000
[当期貸付金]						
吉富簡一	16,000	6分	90年6月		16,000	16,000
桂二郎	7,300	7分	90年6月	3,800	3,800	
桂太郎	3,545	7分	90年7月	1,822	1,822	
品川硝子社長柏村庸	75,000	8分	90年8月		75,000	75,000
有地品之允	4,050	7分	90年8月	1,555	1,555	
毛利元忠	8,000	5分	90年10月	4,000	4,000	
矢島作郎	5,000	7分	90年11月		5,000	5,000
広岡助五郎	90,840	5分~7分	91年1月		90,840	90,840
小早川四郎	6,000	5分	91年1月	3,000	3,000	
青木周蔵	3,240	7分	91年1月	1,620	1,620	1,620
広沢金次郎	6,132	7分	91年1月	1,978	1,978	
柏村信	5,000	6.5分	91年1月	2,250	2,250	
柏木勘八郎 内山直吉 百十銀行						

(出所)『第式基本財産貸付金預ヶ金明細簿』(明治24年, 同37年, 同39年)。

- 注: 1) 1892年までは, 第一基本財産・第二基本財産ともに含む。1904年以降は第二基本財産の貸付金・預
 2) 1904年以降は, 「年限貸付金」「当期貸付金」の区別はなく, たんに「貸付金」。
 3) 「1890年12月」欄の「棄却額」は, 翌91年8月~10月頃に貸付額の半分を返済免除としたもの。
 4) 藤田伝三郎の92年3月は, 91年12月に第一基本財産・貸付金に振り替えた8万8千円を含む。
 5) 1906年1月の百十銀行は, 同行への「仮払金」のすべてではない。

た。助五郎の家畜会社への貸付は, 先とは逆に毛利家の推奨・依頼だったのであろう。こうしたいきさつもあったためか, 1904年以降は助五郎への貸金はまったくみられなくなっている。

井上馨に対する貸金は, 「井上馨ヨリ来島信与へ」1万5千円を貸与と史料にあるように, 井上自身へのものではなかった。担保の地所がある山口県美祿郡厚保本郷村(現, 美祿市)は, 来島又兵衛(禁門の変で戦死)ゆかりの地である。そして禁門の変と同じ年に, 井上が山口で刺客に襲われ, 瀕死の重傷を負った時, 療養を兼ねて身を隠したのが, 厚保本郷村の来島家だった³³⁵。又兵衛長男亀之助(森清蔵)は井上の末妹厚子と結婚し, その養子祐三郎(三井銀行下関支店長など)は, 馨や厚子の甥であった。来島信与は, 来島家の本家筋の当主だったようである。井上が又兵衛関係者のために毛利家から借りたのである。この貸付は, すでに81年に始まってい

335 『世外井上公伝』第1巻, 184頁。

(円)

1904年1月	1906年1月	1907年1月	1890～92年頃または1904年頃の担保 / 備考
残額	残額	残額	
360	639	662	金貨, 1891年12月に12万5,440円売却
△ 544,728	136,782	76,283	十五銀行株, 日銀株, 正金株など / 当座貸越契約
1,921,164	1,800,000	1,600,000	大阪市西区地所建物 山口県美祿郡厚保本郷村地所 秋田県十輪田鉱山・小坂鉱山借区券 四谷地所 / 山県半蔵のこ, 子爵 太地捕鯨場地所家屋等 / 和歌山県太地で捕鯨 金田炭坑・添田炭坑借区券 / 柏木勘八郎外6名 日本鉄道株 / 徳山毛利家養嗣子, 子爵
95,700	67,030	38,500	左のうち3万円は1904年6月から柏木勘八郎へ振替 物産所有汽船頼朝丸 / 貸付開始時7万5千円 九州鉄道株, 関西鉄道株
64,750	14,907		日本郵船株 整理公債, 札幌第二葡萄園12万坪・家屋 / 証人桂太郎 整理公債, 赤坂区高樹町宅地4,251坪 / 証人桂二郎 品川硝子会社地所家屋器械類一式 整理公債, 麹町区地所家屋等 / 海軍中将, 96年男爵 芝区伊皿子町宅地2,393坪など / 清末藩主家, 子爵 神戸電灯株 酒店蔵々物, 霊岸島地所建物など / 預け金を含む 日銀株 整理公債, 麹町区上二番町宅地 / 借入期は外相 五分金禄公債 / 証人柏村庸 芝区白金台町地所など / 証人柏村庸
10,000	67,965		元家職
364,659	532,006		06年1月は前年末に貸付金から仮払金へ移管された額

ヶ金.

た³³⁶。

藤田伝三郎や豊柏採炭組合への貸付金については前述したので、三浦三十郎(旧幕臣)への貸金について述べると、彼は土佐出身の平松与一郎とともに、和歌山県太地で「鯨組」を組織し、捕鯨業を試みた。これに対して毛利家は90年から3万円の貸付を開始した³³⁷。しかし結局事業は失敗し、98年に日本漁獵会社(東京)が鯨組への貸金を継承して清算した。98年7月18日に「抵当品引渡済ニ付、該不足金ハ棄却」とある。太地捕鯨場地所家屋等の抵当品売却収入がある

336 『柏村日記』明治14年7月27日条に、「山田〔顕義〕 宍戸〔璣〕 一同、杉〔孫七郎〕 邸へ参集、井上〔馨〕 ヨリ来翰ヲ議シ、井上ヨリ所有物ヲ抵当ニシテ、高輪邸ヨリ借用シ、是ヲ来島へ貸与シテ救助スルヲニ決ス」とある。来島信与については、三原清堯『来島又兵衛伝』(1963年)所収の「系譜」による。

337 90年3月に、柏村が東京の鯨組店へ出向いて、平松・三浦らに3万円を渡している(『柏村日記』明治23年3月8日条)。以下、主に『鯨組一件物』(9諸省/646)による。

から、毛利家の損失は3万円よりは少ないはずである。

毛利家の貝島太助への融資が1890年恐慌による貝島の破産の危機を救った点などについては、すでに明らかにされている³³⁸。とくに、前掲『貝島太助伝（稿本）』は、毛利家による融資の細部の金額まで詳細に記しており、それは毛利家側（表4-12）の史料によっても、金額・利率までほぼ正確に裏付けられる。以下これらの点についてごく簡単に紹介する。

前掲『貝島太助伝（稿本）』によると³³⁹、貝島の炭鉱業は、1890年の借区競争の結果、高利・巨額の借入と同年の恐慌による炭価暴落によって負債8万円に上った。1891年3月井上馨の金田炭坑視察の際に、柏木勘八郎が仲介して貝島を紹介し、井上に財政的な支援を依頼せよという柏木の再三の助言にもかかわらず、貝島はそれを拒んでいたが、遂に同年6月下旬で再び井上・柏村・柏木と歓談した際に、自らの苦境を訴えた。これに対して井上は結局毛利家に頼んで資金を出してもらうほかなしと判断し、しかし毛利家の名を出すのは憚られるので、名義上は三井から貸与するという案を考えた。これを毛利家財産主管者柏村と三井物産社長益田孝に提案したところ、無事返済されるか不安があり、両者とも消極的だった。そこで井上は、もし貝島に資金貸与して失敗した場合は、「予は割腹して謝罪すべし」と断言した。すると、柏村と益田は「為めに黙せり」とある。

江戸時代はとうに終わっているのに、失敗に終れば自分は切腹すると啖呵を切ると、他は黙ってしまうところが毛利家らしい。前田家であれば、切腹すれば責任をとったことになるのかといった反論も出て、このような貸付案は通らなかったはずである。冷静で合理的な前田家に対して、毛利家は幕末以来、感情や理念が先走り、あるいは強引・性急な傾向がある。しかし、近代の毛利家家政については井上の性格も大いに与かっただろう³⁴⁰。井上はやはり倒幕の志士だった

338 畠山秀樹「筑豊炭鉱企業家の形成と発展(1)」(『大分大学経済論集』36巻3号, 1984年), 永江真夫「明治期貝島石炭業の経営構造」(福岡大学『経済学論叢』29巻2・3号合併号, 1984年), 宇田川勝「貝島財閥経営史の側面」(『福岡県史』近代研究編各論(一), 1989年), 前掲, 宇田川「貝島家の石炭業経営と井上馨」。さらに近年では、貝島家の会計帳簿を分析した大谷秀樹『貝島家の炭坑経営』(私家版, 2007年)によってもより詳しく実証されている。前掲, 高村「筑豊炭鉱業の台頭」は、研究史の見落としがあるようで、末尾で、1890年恐慌により筑豊御三家たる麻生・貝島・安川は苦境に陥り、貝島は「三井からの資金導入」によって対処していくことになることと展望しているが、貝島の三井からの資金導入は誤りであり、上記論文に記されているように、表面上は三井物産からの借入にして、毛利家からの資金導入によってこの時の苦境を乗り越えた。上記畠山論文にあるように、「[明治]二〇年代の毛利に代わって、三井が貝島を支配していた」のは「明治三〇年代」であった。なお、宇田川「貝島家の石炭業経営と井上馨」では、貝島の1890年代初頭の危機を毛利家による融資で乗り越えたとしつつも、貝島にとって井上馨が「大恩人」とされる点を強調するのみで、毛利家が「大恩人」とはどこにもない。つまり井上が貝島支援を決断すれば自動的に毛利家もそれに従うかのようなニュアンスがあり、実際、いくぶんやりとりがあったものの、そうなのであるが、なぜそうなるのかが問題であろう。

339 以下、同書、83頁以下。

340 伊藤博文は、89年の末松謙澄宛書簡の中で、井上について、「随分性急之氣質にて」なかなか決断できない人々と一緒にやるのは耐えがたい性格、と記しているそうである。伊藤之雄『伊藤博文』(講談社学術文庫, 2015年, 原書は2009年刊) 238頁。

のである。これに対して柏村や益田は、筑豊の炭鉱業者をあまり信用しておらず、井上より冷静・慎重であった。結局その後、若干の曲折を経て、毛利家が融資することとなった。『貝島太助伝（稿本）』によると、91年のうちに、同家から貝島に13万円融通したとされ、毛利家側の史料によっても、貸主名義を柏村にして同年に三井物産への貸付7万5千円を含めて13万6千円余を貸出している³⁴¹。92年にも追加融資を行ったが、93年から石炭業は好況に向かい、94年には貝島は事業拡張のため毛利家からさらに追加融資3万5千円を受け、同家からの融資残高は17万円になったという。そして96年3月までに貝島は同家からの負債を皆済したのち、同年に炭坑買収資金としてあらためて11万9千円を借り入れた³⁴²。

前掲、大谷『貝島家の炭坑経営』によると、98年5月でも、貝島への債権額が最も多いのは、毛利家であり、ついで百十銀行、三井物産、三井銀行の順であった（物産と三井銀行をあわせても毛利家に全然及ばない）。しかし98年の貝島鉱業合名会社創立後数年のうちに貝島の資金調達先の比重が、三井へ逆転していった³⁴³。ただし表4-12のように、1904年でも毛利家は貝島にまだ9万5千円余も貸残があったし、『貝島太助伝（稿本）』にはそれは1906年に完済されたとあるが³⁴⁴、実際には1907年上半期になってようやく返済され³⁴⁵、以後毛利家の融資はなくなった。それは大谷坑（満ノ浦炭坑）の販売不振によるものであり、「毛利家もこの満ノ浦炭坑への経営参加の失敗を最期に貝島の炭坑との関係を解消していくことになる」とされ³⁴⁶、大正期以降も毛利家の貝島との関係は見当たらない。

次に、実業家今村清之助は信州下伊那郡の出身であり、長州とは本来無縁のはずである。毛利と今村との関係の契機も井上馨によるものかもしれないが、不明である。しかし毛利家と今村家は、90年代以降、密接な関係となる。前記のように、1901年に北海道鉱山会社の全株を田中家から引き取った際に、筆頭の名義株主となったのは、清之助の嫡子繁三であった。また繁三の妻の母は、最後の清末藩主毛利元純の娘であるし、繁三妻の伯母武子は井上馨の妻であった。田中平八や貝島太助などと同様に、長州とは直接関係がない実業家でも、おそらく井上が見込んだ者への資金貸付を毛利家も同意したのではないか。1900年代に、今村銀行は毛利家にとって当座貸越契約を結んで大規模な貸借を行った唯一の銀行であった（この後、同行と毛利家の関係は昭和初期に同行が廃業するまで続くが、これは別稿で論じる）。

「当期貸付金」については、その筆頭にある吉富簡一も、幕末維新时期の長州を彩る一人であっ

341 表4-12の史料および『要旨実施備忘録』。

342 以上、『貝島太助伝（稿本）』95-96、111頁。

343 同書、77、105頁。

344 同書、111頁。

345 前掲、大谷『貝島家の炭坑経営』68頁、および表4-12の史料。

346 前掲、大谷『貝島家の炭坑経営』69頁。「満ノ浦炭坑への経営参加」とは、同家が融資した上に毛利旧臣の小沢富熊が事務長・坑長になったことなどをさしており、毛利家との共同経営ではなく、貝島と毛利家関係者との共同所有・共同経営のことである（67-68頁）。

た。山口・湯田の豪農の子であり、同郷の井上馨のおさな馴染で、尊王攘夷・倒幕運動に参加した。明治期も井上を支えつつ、山口県会議長・衆議院議員などとして活躍した、ということまではよく知られていたのであるが、吉富も株式投資を行い、かつ毛利家から資金借入をしていたことは指摘されていなかった。明治期の政治活動の背後で、やはり毛利家が支援していたのである。

桂二郎への貸金は、前記のように87年に北海道庁が元開拓使札幌葡萄酒醸造所を二郎に払い下げ、その支払いのため9千円貸し付けたものである。二郎はこれを一旦返却したはずであるが、90年6月に7,300円を借り（証人は桂太郎）、抵当は87年に借りた際とまったく同じ公債1千円・札幌葡萄園地所・その付属設備であった³⁴⁷。そして桂太郎も同年7月に3千円余を借りている（証人桂二郎、担保は整理公債500円および自邸の赤坂区高樹町宅地4千坪）。この時陸軍次官だった太郎は、おそらく二郎が追加の差入担保を用意できなかったために、弟のために借入してやったのではないか。このように旧臣の借入事情は様々だった。そして前記のように、太郎・二郎ともに、91年にほぼ半額を毛利家に免除してもらい、残額を完済している。ところが翌92年に太郎が第三師団長として名古屋に赴任している間に、二郎が勝手に太郎の自邸や株券などを担保に借入し、かつそれが焦げ付き、太郎は無一文になってしまったという。その借金の返済のめどがついたのは94年5月であった³⁴⁸。この借入先は、毛利家ではない。表4-12の史料によると、太郎の毛利家への返済は91年6月らしいので、同年6月1日に彼が名古屋に赴任した後であろう。二郎が太郎名義の借入金の返済手続きをしているのである。事業の資金繰りで困難に直面した二郎が、太郎の所有物たる担保を引き取る手続きを行って、そのまま他へ担保に入れたと思われる。

この後、桂太郎が毛利家から借り入れた記録はないが、いずれにせよ太郎は毛利家から弟の事業資金を貸してもらったうえに、後には自分の妻や長男の余裕資金を、有利な金利で毛利家に預かってもらっていた（後述）。第二次大戦後の木戸幸一の回想によれば、1912年に太郎の外遊のために毛利家で送別会が開かれた際に、「桂さんが殿様に対して家来のように敬意を表していたという話もききました。そういう、桂とか伊藤・山県というような元老・総理級の人びとが、殿様の前では、全く臣下として敬意を表していました」とある³⁴⁹。後述のように伊藤博文や山県有朋も特別に高い金利で毛利家に大金を預かってもらっていた。「殿様」に敬意を表するのも当然であった。

「当期貨付金」の矢島作郎や広岡助五郎分は、矢島の経営する電灯会社や広岡酒店の事業資金

347 表4-12の史料は、90年以前から継続して貸し付けている場合はその旨を記しているが、桂二郎へは90年6月からの貸金記載しかないので、一旦返却したと思われる。

348 小林道彦『桂太郎』（ミネルヴァ書房、2006年）76-77頁。

349 金沢誠・川北洋太郎・湯浅泰雄編『華族—明治百年の側面史』（北洋社、1978年、原本は1968年刊）136頁。

のためだったであろう。品川硝子会社への多額の貸付金の経緯については、既に述べた。品川硝子会社は結局 93 年に解散し、株金 4 千円と貸金 4 万 2 千円が損失となった³⁵⁰。このほか表 4-12 に示していない第二基本付属財産の貸金が 92 年には多額に上っている（表 4-3）。これらの多くは、翌 93 年に最終的に損失に帰した（後掲表 4-18）。

さらに、小口のため表 4-12 に示さなかった貸付先には、多くの有力旧臣・旧領民ないしその子弟がいた。野村素助（元老院議官、男爵）・楫取素彦（前出）・馬屋原二郎（大審院判事）・白根専一（内務官僚・逋信大臣、男爵）・白根勝二郎（白根専一の兄、白根竹介内閣書記官長の父、零戦エースパイロット白根斐夫^{あやお}の祖父）・大島義昌（陸軍大将、子爵、元首相安倍晋三の高祖父、証人桂太郎）・有地品之允（前出）・国重正文（幕末の月形半平太、内務官僚）・毛利重輔（家老・吉敷毛利家当主、鉄道技師、男爵）・梨羽景介（梨羽時起〔海軍中将・男爵〕の養父）・福原実（陸軍少将、男爵）・菊屋剛十郎（萩の有力商人、地主、萩銀行頭取、県会議員）・曾根千町（家職、証人は後の首相田中義一）などである。後述の預け金主の顔ぶれとあわせて、明治の政官軍界における長州閥、地元政財界の中核には、やはり毛利家が存在していた。明治期日本人の結末の中心に天皇が位置していたのと同様に、長州閥の結末の中心には毛利公爵家があった。

（ii）借入金・仮払金

借入金・仮払金ともに、1900 年代初頭まではそれほど多額でもなく、比較的安定的な推移を示していたが、1904 年頃からともに急増していく。これは、百十銀行の救済のためであった。

第一百国立銀行は、前記のように 78 年に山口に設立され、80 年に本店を下関に移転させた。設立には多くの旧長州藩士が出資し、当初の資本金 60 万円は、国立銀行としては、中四国・九州でトップであり、全国でも「五指に入る規模」であった³⁵¹。98 年に普通銀行化し、百十銀行となった。当初、旧家老の右田毛利家当主の毛利親信（藤内）が筆頭株主であり、初代頭取に就任したが、毛利宗家は、1880 年代に一時山口用達所で少数の株を所有したほかは、93 年まで全然出資しておらず、97 年に初めて第二基本財産に 800 株（払込額 4 万円）が現れる³⁵²。同行の公称資本金は 1913 年まで 60 万円（全額払込）のままであり、総株数 1 万 2 千株であったから、毛利家の持株比率は 6% 程度にすぎなかった。

同行は、92・93 年に最初の経営危機に陥った。これは、実業家神野金之助が完成させ、こんにち神野新田（愛知県豊橋市三河湾岸）として知られる三河新田（吉田新田、毛利新田）開墾事業の失敗によるものであった³⁵³。1885 年に上記右田毛利家の家督を継承した毛利祥久へ、愛知県令勝間田稔から話が持ち込まれて、88 年から開墾を始め、資金面は祥久が取締役であった第

350 93 年に品川硝子会社へ不動産担保による 6 万円の貸金あったが、抵当不動産を 1 万 7 千円余で売却し、差引 4 万 2 千円の損失となった（『第壹基本第貳基本財産月計簿』明治 24 年）。

351 以下、前掲『山口銀行史』3、140-165 頁。引用は 3 頁。

352 前掲表 3-3、表 4-6。なお 1 株払込額は 50 円であったのに対して、毛利家の簿価（99 年以降）は 1 株 60 円となっており、第三者から若干高く買ったはずである。

353 以下、主に『山口銀行史』265-271 頁。

百十国立銀行が担当した。勝間田は旧長州藩士であり、長州閩内での事業ではあったが、この頃殖産興業・士族授産のため政府の奨励によって全国でこの種の開墾事業が行われた。しかし三河新田開発事業は、濃尾大地震や台風による被害によって挫折し、93年に神野金之助に、投資額の1割に満たない4万1千円で譲渡した。『山口銀行史』は、同行が当時65万円の損失を醸し、伊藤博文・井上馨・山県有朋等の斡旋によって25万円の借入をしたことが、日銀資料に記録されていることを紹介しているが、借入先等については記録がなく、「このこと〔三河開墾事業の失敗による同行への影響〕に関しては当時厳秘にふせられたものらしく、現在これを左証する資料は皆無」とある³⁵⁴。近年刊行の、前掲、堀『井上馨』も、ほぼ同様の記述であり、「馨たちが用意した二五万円の出処は不明」としている³⁵⁵。しかし『世外井上公伝』第5巻には、「〔井上〕公は毛利家を中心として防長出身の元勳と相談の結果、毛利家から一時融通の方法を講じ、男爵毛利五郎を取締役に就任せしめ、こゝに漸く同行は悲境を切抜けることが出来た。時に〔明治〕二十六年であつた」と明記している。井上は、第百十国立銀行設立の際に、自ら旧長州藩士らに呼びかけて出資させた手前³⁵⁶、同行が窮地に追い込まれると、出資士族らのためにも同行救済に奔走せざるをえず、結局頼るところは毛利家しかなかったというわけである。ただし続く日清戦争期の好況によって、同行の負債はほとんど整理されたというから³⁵⁷、毛利家の融資も無事返済されたのであろう。これらの推移を毛利家側の史料で跡付けるのは困難である。93年末の第二基本財産の貸付金は、前年末より8万5千円増加している(表4-2)。また同年末の第二基本付属財産・貸付金には、品川硝子・東京家畜市場・広岡助五郎等の貸金償却を行った後の残が10万7千円ある(表4-3)。さらに同年末の第一基本財産・貸付金も前年より7万7千円増加している(表4-1)。しかしいずれも内訳の記録がない。

さて同行は、1900・01年恐慌を契機に再び経営を悪化させ、『世外井上公伝』第5巻、によると、井上馨が貝島太助と麻生太吉に調査させたところ、同行による九州地方諸炭鉱への貸付の大半が焦げ付いているとのことで、井上馨・山県有朋・杉孫七郎らが善後策を協議し、日銀総裁山本達雄や三井の益田孝らに資金融通の交渉を行った結果、日銀・十五・三井・第一・鴻池などの諸銀行から総額175万円、他に毛利家からも融資を仰ぐことになったという³⁵⁸。それでも事態は好転せず、三井に顔の効く井上が三井銀行に頼み込んで、同行は門司支店もあつたので下関支店

354 同書, 271, 278頁。

355 同書, 175-176頁。

356 以上、『世外井上公伝』第5巻, 122頁。ただし毛利五郎が同行取締役になったのは、前記のように『山口銀行史』によれば、1897年である。

357 『世外井上公伝』第5巻, 122頁、『山口銀行史』278頁以降も、その後日清戦争期の経営の好転を叙述している。

358 同書, 122-125頁。この時、伊藤博文も当然協議に参加するように要請されたのであるが、「伊藤は財政方面のことには通ぜぬ故、一切を〔井上馨〕公に委ねるといつて多く出席しなかつた」という(同書, 123頁)。これに対して山県有朋は、前掲、伊藤『山県有朋』の指摘のように、まことに生真面目であつた。

を閉店してもらい、その顧客を百十銀行に譲ってもらうことまでした。そして百十銀行は、1901年6月・7月に臨時株主総会を開いて、「銀行經理の毛利家への一任」を決め、翌02年には株主の連名で頭取に対して、「何卒毛利家ニ嘆願シ、固定シタル貸付金ノ整理並ニ其担保ノ引受方ヲ懇願シ、特別ノ御保護ヲ仰候様哀願被成下度」と依頼した³⁵⁹。

これによって、毛利家は02年上期欠損金の補填、同年下半年配当不足金の補填、頭取支配人の報酬、利息の援助を行ったが、1905年に至って、ついに毛利家がほとんど全部の泥をかぶることとなった。同家の事前了解の上で、同年1月の百十銀行臨時株主総会で決議された整理案は、これまでの毛利家からの無利子借入金225万円に対して、同額の債権とその担保を毛利家に引き渡して相殺する、むろん担保の保全等はすべて毛利家に属す、というものであった。要するに、同行債権総額255万円の大半を占める225万円の不良債権を毛利家に丸投げすることになった。担保物件の見込額は68万9千円であり、実質的な不足額は156万円に達した。これに加えて同家には、担保保全費などで109万円に上る同行関係支出があり、05年の救済案による毛利家の最終損失見込額は265万円に達した。

これらを毛利家側の史料で検証してみると、同行への貸付金として第二基本財産中に、1904年初頭に前年からの越金36万円余あり、そのうちには、「鴻池銀行へ返金シ分」つまり鴻池銀行による同行への貸付を毛利家が継承した15万円がある。鴻池銀行の債権を継承した分以外の21万4千円については、「補給金」「割引料」「頭取手当金共」とあり、上記の同行欠損金・配当不足金、頭取報酬や支払利子の補填用に貸付していた。利子は課していたが、同行は払えないので、貸金額に上乘せしている。05年には、同行への貸付金は増加して53万円となり、それを仮払金に移管した。表4-2によると、04年に第二基本財産の貸付金が266万円あったが、翌05年には196万円急減している。そして表4-12の史料をみても、ほぼ同様に貸付金は、05年11月に259万9千円あったが、翌12月に196万円に減少しており、これは主に貸付金の一部を仮払金に移管したためである。他方、第二基本財産の仮払金の推移と内訳をみると（表4-2の史料）、同行に対する分は、04年末に53万円のうち17万円であったが（この大半は、前掲表4-9、注2に記したように、百十銀行が担保として取っていた香春・平山両炭坑の保全費用とみられる）、05年12月には激増して、総額362万円の大半を占める320万円に達し、これがこの時点における毛利家の同行への債権総額であった。そして、この仮払金320万円のうち53万円は同年初には貸付金として存在していたから、05年中に新規に同行に投入された仮払金は250万円となる³⁶⁰。そしてその大半が焦げ付いた。その意味で毛利家にとって1905年は重要な画期となる年であった。

このような同行への投入金を調達するために、1904・05年に第二基本財産の借入金が急増した。上記のように05年12月に「百十銀行仮払金」が前月に比して急増したことと対応して、借

359 以下、『山口銀行史』332-337頁。

入金も同年11月までの111万円から12月には367万円に急増している(表4-2の史料)。

1890年代半ば頃の借入先は、表4-13のように、日銀・第十五国立銀行・小野田セメント・今村銀行などであった³⁶¹。これに対して、1906年前半の借入先と借入額は、支払利子の記録から判明するところを若干列挙すると、三井銀行115万円(05年10月5日借入、以下カッコ内は借入日)・35万円(06年2月3日)・25万円(05年11月28日)・10万円(06年2月3日)、日銀35万円(06年5月3日)・5万4千円(06年5月25日)、鴻池銀行10万円(06年2月22日)といった具合である。銀行はこの3行のみであった(後掲表4-16の史料)³⁶²。これら3行は、上記のようにいずれもそれまで百十銀行への救済融資を行っていた銀行である。これらの銀行は、百十銀行への融資から手を引き、その代わりに毛利家に貸すから、毛利家が始末せよということになったのであろう。そして表4-12の史料によると、日銀に1905年末に52万円、1906年末にも79万円相当の国債を「割引借担保」として差し入れ、三井銀行にも同様に正金株・日本鉄道株など多数の有価証券を担保差入している。

前記のように『山口銀行史』によれば、百十銀行側は、毛利家による同行への投入資金の大半が同家の損失となるとあるが、毛利家の財政史料は、百十銀行への巨額の貸付を少なくとも1905年末まで第二基本財産の仮払金に計上していたのであり、それはまだある程度は債権回収が可能と踏んでいた、あるいは可能な限り回収するつもりだったことを意味する。その後の経緯は、残念ながら直接示す史料は見当たらない。同家はこの不良債権をすぐには損金処理しなかったようであるが(表4-16)、まもなく日露戦後恐慌も発生したから、『山口銀行史』の記す損失見込額がほぼ現実となったと思われる。そしてこの頃、北海道然別鉱山に見切りをつけて北海道鉱山会社を解散させ、また筑豊のいくつかの炭坑を整理売却したことも、百十銀行支援により財政が逼迫したことと関係があろう。

それでも毛利家の華族大資産家としての基盤は、揺らぐことはなかったはずである。同家は幹線鉄道株を前田家と同程度所有しており、まもなく実施された鉄道国有化政策により百万円近い

360 05年中の同行への仮払金投入額は、320万円-53万円〔貸付金からの移管分〕-17万円〔04年末同行への仮払金〕=250万円。同行への貸付金は、05年初に、利子・頭取手当を9万円貸増して53万円となったから、05年中の同行への債権増加額は正確には259万円となる。なお、『山口銀行史』に記されている、05年1月の毛利家からの借入金225万円とは、三井銀行や鴻池銀行などの同行への債権を毛利家が継承することを予定した金額であろう。さらに05年1月の毛利家による貸付金225万円に対して、同年末に毛利家の同行への債権総額が320万円になったということは、不良債権225万円の担保保全等経費109万円も同行へ貸したものであると思われる。つまり同行は不良債権225万円分を担保とともに毛利家に「丸投げ」したといっても、実際は、さしあたり同行が担保物件(炭坑)の保全を担ったはずである。

361 これらのうち、小野田セメントからの借入は他の銀行と異なって、無担保かつ比較的小口で短期の借入・返済を繰り返している。他方で小野田もこの頃毛利家から借り入れることが少なくなかったようである(前掲『小野田セメント百年史』99, 102, 188頁)。おそらく同社東京出張所と毛利高輪邸の間で、相互に便宜を図って融通しあっていたのであろう。

362 ただし別に、百十銀行からの当座貸越金から振替の預り金30万円ないし40万円があった。

表 4-13 借入金 (第二基本財産, 1895-97 年) (円)

借入先	1895年1月		1896年1月		1897年1月		1897年12月		備 考
	残額	年利	残額	年利	残額	年利	残額	年利	
百十銀行	3,780	9.1分	—	—	—	—	—	—	93年12/27に2万5千円借入・95年9/2返済 藤田組名義、手形割引 「本店」は推定。
日本銀行大阪支店	195,000	8.0分	90,000	8.0分	—	—	—	—	
日本銀行(本店)	50,000	7.0分	140,000	7.0分	185,000	8.4分	—	—	96年11/20に5万円借入, 97年6/8返済
第十五国立銀行	—	—	—	—	50,000	8.4分	—	—	
小野田セメント	—	—	—	—	—	—	99,399	9.5分	96年11/12に7万円借入, 手形割引, 97年8/7返済, 同年11~12月に借入
今村銀行	—	—	—	—	70,000	8.4分	250,000	9.5分~1.02割	

(出所)『預り金台帳』(明治28年)。

含み益を実現させたことは確実である(前田家は77万円の利益)。また前記のように金田炭坑の三菱への売却によっても数十万円程度の利益を得たはずであり、それまでの90万円程度と思われる「諸鉱山予備積立金」などとあわせて、百十銀行関係の損失の大半を穴埋めし、明治末頃に同家純資産は、増えないまでも、せいぜい数十万円程度の減少に止まったものと推定される。いずれにせよ、前田家に比して、個々の案件の損益幅の大きい点が同家の特徴であった。

(iii) 預り金

貸付金と異なって、預り金は第一基本財産にはなく、第二基本財産のみである。そして第二基本財産にも1891年末まで、預り金は基本的になかったらしい(表3-1, 表4-2)。しかしその後1900年代にかけて増加し、300万円規模にもなっている。必要に迫られた借入金とは異なって、なぜ多額の預り金があったか。それは一族その他関係者の資金を、銀行預金より高い金利で預かって、保護するためであった。たとえば下関第百十国立銀行の定期預金金利は、95~96年に平均4~5分台、97~98年に平均5~6分台であり³⁶³、それと表4-14に示した預り金利を比較すると、やはり毛利家のそれは一般にやや高い。

制度面をさらに説明すると、第二基本財産の預り金には、97年までは甲乙の区別はなく、その後1902年までに甲と乙の2種が設定されている。甲種は、小早川家など毛利一族分家、旧家老預り金などであり、一族・旧家老に対する金利は相対的にやや高い。表示は略したが、一族の中には、財産主管者毛利五郎の幼い子である毛利元良(長男, 1897年生れ)・輝子(長女)・敬四郎(四男, 生物学者毛利秀雄の父)らから、少額であるが預り金がある。徹頭徹尾、宗家が一族の面倒を見るという姿勢であり、宗家は一族の公共物という感覚がある。前田家では、前記のように一族が困難に直面した場合などは支援するが、最初から保護し面倒をみるという姿勢はない。後者の方がふつうであろう。預り金甲種では、「御後室様」や、表示していないが「奥方様」(元昭夫人)もあり、家族からの預り金もある。つまり毛利家資産とは別に、家族個人の資産(「御手許金」)があった。これはたいていの有力大名華族では同様だったであろうが、家の財政

363 前掲『山口銀行史』296頁。

表4-14 主な預り金 (第二基本財産)

預り先	1895年1月		1896年1月		1897年1月		1897年12月	
	残額	年利	残額	年利	残額	年利	残額	年利
旧家老保護積立預り金	82,969	7分	89,790	7分	96,724	7分	105,094	7分
小早川四郎	—	—	—	—	—	—	14,399	6分
毛利五郎	31,026	5分	27,613	5分	37,680	8分	45,945	8分
大村徳敏	19,022	5分	13,870	5分	24,738	8分	59,289	8分
西園寺(毛利)八郎	—	—	—	—	—	—	10,410	6分
御後室様(梅御殿)	—	—	—	—	—	—	20,443	6分
於萬様	—	—	—	—	—	—	10,410	6分
中山者那子	—	—	—	—	—	—	10,210	6分
常磐御邸	—	—	—	—	—	—	—	—
清末毛利家	—	—	—	—	—	—	—	—
徳山毛利家	—	—	—	—	—	—	—	—
防長教育会	5,372	3分	3,400	3分	13,898	3分	17,300	3分
防長教育会 定期	295,000	6分	295,000	6分	295,000	6分	330,000	6分
武学生養成資金	—	—	—	6分	19,575	6分	39,372	6分
金田炭坑	36,387	5分	78,683	5分	133,285	5分	235,291	5分
第一基本財産	—	—	—	5分	65,000	5分	19,750	5分
第一基本財産 定期	—	—	—	—	87,362	5分	89,911	5分
田中銀行	269,177	7.5分	224,752	…	—	—	—	—
山県有朋	37,468	8分	39,090	8分	39,547	8分	45,022	8分
伊藤博文	63,139	6分	36,616	6分	49,986	6分	27,900	6分
井上馨	26,345	6分	11,716	6分	△ 6,173	6分	△ 2,147	6分
藤田開子	9,054	6分	10,285	6分	24,278	6分	28,522	6分
山田繁栄	7,018	5分	4,208	5分	5,954	5分	△ 2,691	5分
三浦梧楼	6,488	6分	24,000	6分	—	—	—	—
上野幾子	12,849	7分	13,765	7分	14,175	7分	14,101	7分
杉孫七郎	—	6分	—	6分	7,756	6分	4,010	6分
野村靖	—	7分	41	7分	8,272	7分	1,027	7分
藤田小太郎	—	—	—	—	—	—	—	—
品川弥一	—	—	—	—	—	—	—	—
岡沢精	—	—	—	—	—	—	—	—
杵島炭坑	—	—	—	—	—	—	—	—
穴戸功男	—	—	—	—	—	—	—	—

(出所)『預り金台帳』(明治28年),『第式基本財産預り金台帳 甲』(明治35年,同37年),『第式基本財産預り

注:1) 1897年までは甲乙の区別なし。

2) 太字は, その年の最高金利。

3) 一族には, 他に別口がある場合もあるが, 表示を略した。

部門が利子付で預かることはふつうはないと思われる(前田家では, 1900年までの当主利嗣は「御手許金」によって若干の株式投資も行っていたが, 当主・家族の「御手許金」を家財政部門にしかも利子付で預けるということはなかった。毛利家の方が, 家の資産の公的性格が強いことを物語っているのではないか。)

前記のように, 家憲制定後の91年に, 財政困難になりがちな旧家老八家を保護する積立金制度を設定した。その「旧家老保護積立金」も預かっており, その額は, 97年以降10万円を超えるようになっていた。

また防長教育会, 金田炭坑から多額の預り金もある。防長教育会の預り金利率はとくに高くないが(ただし前記のように銀行預金よりやや高い), すでに同家が多額の寄付をしているからであろう。「武学生養成資金」とは, 1884年に山口に設立された武学講習所が, 96年に防長武学養

(円)

1902年1月		1903年12月		1905年12月		備 考	
残額	年利	残額	年利	残額	年利		
[預り金 甲]							
134,133	7分	140,955	7分	147,465	7分	毛利元徳の4男, 男爵 毛利元徳の5男, 男爵, 1902年以降は「松御邸」 毛利元徳の6男, 子爵 毛利元徳の8男, 1899年西園寺公望養子 毛利元徳の未亡人, 安子 毛利元徳の娘, 万(かず)子 毛利元徳の側室, 中山はな 毛利敬親の未亡人, 都美子邸, 高輪邸内	
95,301	8分	103,318	8分	101,435	8分		
6,065	8分	58,236	8分	5,898	8分		
73,709	8分	74,471	8分	79,271	8分		
62,818	8分	73,318	8分	84,949	8分		
8,187	7分	7,487	7分	7,487	7分		
34,895	6分	39,206	6分	52,103	6分		
12,934	6分	12,042	6分	11,918	6分		
20,779	6分	20,779	6分	20,779	6分		
6,548	6~7分	64,396	6~7分	37,372	6~7分		
5,855	7分	64,198	7分	5,646	7分		
20,380	3分	21,029	3分	30,395	3分		
702,000	6.5分	730,000	6.5分	753,000	5.5分		
63,786	6.5分	69,217	6.5分	75,741	6.5分		
656,497	—	717,340	—	826,109	—		
—	—	—	—	—	—		
—	—	—	—	—	—		
[預り金 乙]							
—	—	—	—	—	—		「天下の糸平」田中平八家の機関銀行 井上馨の娘, 藤田四郎の妻 山田顕義の弟, 伯爵 陸軍中將, 子爵 外交官上野景範の妻 子爵, 他に若干の「別口」がある 子爵, 他に若干の「別口」がある 藤田伝三郎の甥 品川弥二郎の長男, 子爵 1904陸軍大將, 07子爵 佐賀・唐津炭田 宍戸環養子, 徳山・毛利元功5男, 子爵
48,204	8分	53,039	8分	41,068	7分		
206,090	9分	103,693	9分	103,529	7分		
9,856	6分	△ 6,910	6分	△ 9,670	6分		
3,592	6分	5,024	6分	4,595	6分		
12,229	5~7.5分	10,720	5~7.5分	7,088	5~7分		
—	—	—	—	—	—		
4,965	7分	3,528	7分	120	6分		
△ 2,530	6分	△ 8	6分	—	6分		
△ 238	7分	△ 876	7分	△ 7,786	7分		
—	—	—	—	200,000	6.5分		
17,070	6分	14,656	6分	1	6分		
10,000	6分	10,000	6分	10,000	6分		
—	—	—	—	35,884	8.3分		
—	6分	10,056	6分	10,015	6分		

金台帳乙』(明治35年, 同37年, 同39年).

成所となり³⁶⁴, その基金と思われる。

金田炭坑からの預り金は, 前記「諸鉦山予備積立預り金」であり, 毛利家の予備積立金の一種で, いわば自己資本であった。したがって甲種は, 広い意味で, 一族・身内のためのものといえる。

これに対して, 乙種は純然たる他からの預り金である。しかし乙種も, 甲種と同様に預り先によって金利にかなり差があった。表4-14のように, 90年代後半は山県有朋が, 1900年代初頭頃は伊藤博文がとくに高利で優遇されていた。預り金利は, 彼らに対する同家の評価ないし重要度を示しており, それは彼らの政官軍界における地位と連動していたと考えられる。毛利家家政へ

364 同養成所は, 現, 愛山青少年活動推進財団(「愛山」は山口を愛するの意)。

の貢献度は、山県・伊藤より井上馨が上であるが、預り金利は概して井上より山県・伊藤が高いのは、やはり山県・伊藤がすでに首相経験者であり、井上が伯爵だったのに対して、山県・伊藤はともに95年に侯爵になるなど、社会的地位に差があったことによるであろう。しかし山県と伊藤では、前者の方が年齢は上であるが、すでに1880年代から政界では伊藤が山県を凌ぐ第一人者になっていたはずである。にもかかわらず、表4-14の1890年代において山県への預り金利が最高であるのは、同人が80年代から毛利家家政顧問ないし相談人として、そうでなかった伊藤より頻繁に助言を与えていたことが加味されたと思われる³⁶⁵。しかしそれでは1902年になると、なぜ伊藤への預り金利が突如山県を上回る高利になったのか。筆者の推測は以下のものである。

表4-14をみると、山県の預け金額がそれほど大きな変動がみられないのに対して、伊藤のそれは大きく変動し、97年12月には3万円弱だったが、02年1月には20万円余に急増し、翌03年には10万円に減少した。これは何を物語るか。よく知られているように、伊藤は1900年9月に立憲政友会を創設した。前掲、伊藤『伊藤博文』によれば³⁶⁶、その際に、天皇から伊藤に多額の政治資金が流れ、井上馨も30万円をおそらく財界から工面したという。毛利家もなにかの政治資金を伊藤に提供したかもしれないが、同家史料の探索の結果、今のところ、『第式基本財産仮受仮払簿』（明治33年）にある、同年9月に伊藤勇吉（博文の養嗣子、井上馨の甥、のち博邦、当時宮内官僚）へ「暫時仮払トシテ」渡した1万5千円の記録にその可能性がある程度である。それはともかく、この伊藤之雄著によると、政友会創設後まもなく組閣した第4次伊藤内閣が倒れた1901年5月頃には、伊藤の手元に政友会の政治資金がまだ15万円ほど残っていたという。表4-14の97年における3万円弱から02年の20万円への急増は、政友会の残った政治資金を預けた可能性が大である。同表によるとその後また10万円減少しているから、それも政党活動に使用したのであろう。この頃毛利家は、伊藤を介して政友会の金庫代わりになっていた。これに対して、山県は政党嫌いであるが政党活動に必要な政治資金など不要だったから、毛利家への預け金に大した変動がなかった（もっとも第1次山県内閣時には、自由党の代議士に買取資金を送っている。前掲、伊藤『山県有朋』）。すると、1902・03年頃に毛利家が伊藤へ付した高金利は、預け金

365 もっとも、1903年1月頃には、伊藤博文や山県有朋も家政協議人になっており、他に井上馨・桂太郎（首相）・杉孫七郎（枢密顧問官）・野村靖（同）・吉川重吉・小早川四郎・毛利五郎という顔ぶれであった。伊藤暗殺後の1910年5月頃は、山県有朋（枢密院議長）・井上馨・桂太郎（首相）・杉孫七郎（枢密顧問官）・寺内正毅（陸相）・小早川四郎・毛利五郎らで家政協議会を開催している（『用達所日記』明治36年1月21日、同43年5月28日条、ただし出席者のみ）。寺内正毅は初代朝鮮総督（1910年10月就任）として知られるが、その前に最後の韓国統監に任じられた（同年5月30日）。毛利高輪邸での家政協議会はその直前であった。この後、寺内は山口で、毛利元就・敬親・元徳らを祀る豊栄神社・野田神社に参拝して、朝鮮に赴いた。毛利家用達所『山口出張所日記』（19日記/63）明治43年7月18日条には、「今朝、寺内〔陸軍〕大臣、御両社へ参詣セシ様子也（十六日午後着山、渡韓赴任途中）」とある。なお家政協議人は家憲制定当初は定員5人であり、その後昭和初期まで家憲を改正した形跡はないので、便宜的に増員したと思われる。

366 同書、484-486頁。

が個人資産ではなく政党の公的資金だったからではないかという推測が生じる。預け金が政友会の資金であることを伊藤が毛利家に伝えたか否かにかかわらず、同家用達所はカネの素性に気づいたであろう。同家家政協議人の井上馨も伊藤の政党活動を背後から支援していた。伊藤に付した高利は、山県に知られることなく井上が示唆したものだったかもしれない。そうだとすると、毛利家はますます鷹揚な大名華族だったと感じられる。家系を遡れば、桂家や木戸家は鎌倉時代の大江広元にたどり着き、毛利家と遠縁関係になる。井上馨家（安芸井上氏）も、元就以前から数百年来毛利家に付き従ってきた家系である。これらの旧中級藩士に比して、山県・伊藤両家の藩政期における地位は格段に低い。しかしそうした身分・家格とはまったく関係なく、彼らを優遇している点が毛利家らしいといえようか。それはまた近代における長州閥の当然の気風であった。実際、日露戦争期頃までの桂太郎は山県有朋の子分格であったことはよく知られている。

なお同表の1905年12月には、^{きしま}杵島炭坑からの預り金金利が最も高い。同炭坑は唐津炭田（佐賀県）の1つであり、本格的な発展はやや後であるが、この頃、株式会社化しており、貝島合名は98年に、貝島太助も遅くとも1907年に出資していた。また地元の『大町町史』下巻によれば、杵島炭坑は、1897年から1909年まで田島信夫らの経営になっていたというが³⁶⁷、毛利家の出資はないから、家職の田島や貝島らによる出資・経営だったと思われる。毛利家はこれら関係者による炭坑経営に対して便宜を図ったらしい。前記の満ノ浦炭坑（前注346）と同様である。そして杵島炭坑からの預り金の出入はかなり頻繁である。ただしその預り金の利率について、表4-14の史料に「今村銀行当座貸越金利息日歩二厘下ケニシテ利息ノ算出ノ事」とあって、これは、当時毛利家が当座貸越契約を結んでいた唯一の銀行の今村銀行より借入金利が高くないようにという趣旨である。つまり、毛利家は高い金利で預かっているようにみえるが、それでも銀行の当座貸越による借入より若干有利であった。同家の旧家臣その他関係者からの預り金は、何のメリットもないわけではなく、概ね銀行借入より低利であった。そうしたやや特殊な事情の預り先を除けば、1905年の預り金の最高利率はやはり当主元昭の実弟たちであった。

乙種には、田中銀行から1895・96年にやや高い利率での20数万円の預り金があり、田中家との関係も井上馨との関係で始まったはずである。史料によると、この預り金の出入りはあまり多くないが、毛利家から田中銀行への当座預金もあり、かつ互いに担保株券を差し入れているようである。そして当座預金およびその利子でこの預り金を返済したり、互いに支払うべき利子を差引いたりしている。互いに預けあって、時々に必要な資金を引き出すしくみのように思われる。

さて、このような預り先から、資金と同時に、多くの場合有価証券も預かっていた。その有価証券の利子配当も預け主を経由せず直に預かり、預かった株の追加払込もこの預り金勘定から行っていた。たとえば伊藤博文の例をあげると、近年の研究によれば、彼は1898年2月13日に万一のために遺言を書いており、それに分与予定財産の詳細も記している³⁶⁸。それによると、(1)

367 以上、前掲、大谷『貝島家の炭坑経営』128頁、『大町町史』下巻（1987年）361-362頁。

368 前掲、伊藤『伊藤博文』454-455頁。原史料は、「伊藤博文遺書」（伊藤博昭氏所蔵）。

軍事公債額面 10 万円, これは毛利家に預けてあり, 年利 8 分の利子を受け取る契約である, (2) 十五銀行株 200 株, 小野田セメント株 400 株, 日本鉄道旧株 183 株, 同新株 118 株, (3) 整理公債 4 万円, (4) 右のほか預金, とある。これに対して表 4-14 には, この遺言を記した 1 ヶ月半前である 97 年 12 月末における伊藤博文からの預り金が, 2 万 7 千円余 (年利 6 分) とある。そして同表の史料によると, 軍事公債 10 万円の利子と小野田セメント 400 株の配当を毛利家が直に預かっており, 遺書にあるように軍事公債を預かっていたほか, 小野田セメント株も預かっていたことがわかる (十五銀行株・日本鉄道株・整理公債は, その利子配当を毛利家が預かっていないから, これらの有価証券は預かっていなかったであろう。このように個別に預かっていた有価証券は概ね判明するが, これは表 4-2, 表 4-14 などの「預り金」には含まれない)。そして毛利家は, 97 年 12 月に, 伊藤に支払われた軍事公債 (年利 5 分) 10 万円の半期分利子 2,500 円を預かるとともに, 軍事公債に対する年 3 分の半期分利子 1,500 円を追加して「直に預」っていた。つまり, 毛利家は伊藤から軍事公債を預かって, 本来の 5 分の利子に上乘せして, 遺書にある契約の通りに, 8 分の利子を与えていた。なぜ本来の利率に上乘せした利子を支払ったのか。それは毛利家が預かった有価証券を銀行借入の差入担保に使ってもよいという使用貸借契約だったからであろう。伊藤から預かった小野田セメント株には, 配当以外に預り利子は支払っておらず, こちらは使用貸借契約になっていなかったはずである。井上馨からも東京電灯などの株券とともに軍事公債も預かっていたが, これには上乘せ利子を支払っていない。山県有朋からの預り株券についても同様である。少なくとも 1903 年までは, 毛利家は借入金に比して, 同家自身が大量の優良有価証券を所有していたから, 預り有価証券のごく一部にこのような使用貸借契約を結んで預り利子を支払ったのであろう。

とすると, とくに使用貸借契約を結ばない多くの有価証券を預かる理由は, 現代の証券会社が行うような, 配当受取, 追加払込, 所得税納入などの代行を含む保護預かりのためであったらう。またこの預り金口から, 預け主による寄付支出なども行っており, この預り金は支払手段としても機能する現代の銀行預金の性格も有していた。とりわけ, 井上馨・杉孫七郎・野村靖らの預り金口は, 資金の出入りがきわめて頻繁であり (一時的な残高は表 4-14 よりかなり多い場合もあった), 彼らにとって毛利家は財布代わりともいべき存在でもあった。要するに, 預り金は毛利家が保護すべきと考える者への恩恵であった。そして使用貸借契約を結んだ有価証券預り金利が年 3 分とは, かなり高い。90 年に藤田組に差入担保用に有価証券を貸した際の貸付利率は年 1 分であった。旧藩関係者らに貸すときは低利で, 預かる時は高利で, というのが同家の一貫した特徴であった。

ただし伊藤博文から預かった軍事公債は, 実際に毛利家の借入担保として利用されたようである。95 年 4 月に日銀から 9 万円を借り入れ, 翌年 4 月に返済した時の担保である軍事公債 10 万円と, 95 年 6 月に同行から 2 万円を借り入れ, 同年 12 月に返済した時の担保の軍事公債 7 万円は, 毛利家所有分だったのであろう (前記のように同家は軍事公債を 17 万円程度買い入れたはず

であり、表4-7の史料の同公債受取利子と売却のデータから買入額は17万5千円と算出される。しかし前記のように、同家は96年4月に担保の軍事公債10万円を受戻した直後頃に同公債15万円を売却したから、手元に同公債はあまり残っていなかった（この推算は、表4-7の軍事公債所有額と正確に一致する）。ところが、同家は96年10月にあらたに日銀から18万5千円を借り入れ（前掲表4-13）、その際の担保は、軍事公債6万円、他に北海道炭鉄鉄道株などであった。これは伊藤（少なくとも外部）から預かった軍事公債だったはずである。さらに翌97年6月には、同家は第百十国立銀行から、軍事公債4万円の「貸与ニ対スル使用料」を年2分で受け取っている（むろん同行が借入担保に利用）³⁶⁹。これも外部から預かった軍事公債だったはずである。そして毛利家が伊藤から軍事公債を預かったのも、すぐ述べるようにちょうどこの頃だった。結局、伊藤から預かった軍事公債10万円のうち、日銀借入の担保として6万円分を使用し、第百十銀行へ残り4万円分を貸した。同家は自家所有の軍事公債を売却してしまったので、伊藤から預かった公債を差入担保などに使用したのである。

じつは、この伊藤所有の軍事公債10万円は、96年4月に毛利家から購入したものらしい。伊藤は、日清戦争の功によって95年8月に、侯爵への陞爵とともに天皇の特旨によって10万円を下賜され、山県有朋も同様に侯爵への陞爵とともに3万円を下賜された（前掲、伊藤『伊藤博文』392-393頁）。これに対して、毛利家『預り金台帳』（明治28年）の伊藤博文の項には、97年6月3日に2,500円を預かり、これは「軍事公債拾万円ニ対スル三十年六月渡利子」とある。半年前の96年12月1日にも2,500円を預かっている。しかしそれ以前には2,500円の預かりはない。結局、伊藤は96年6月頃には軍事公債10万円を所有していた可能性が大であり、95年は所有していなかったであろう（96年4月に毛利家が売却した軍事公債13万円の残り3万円は山県有朋へ売却したかもしれないが、毛利家は山県からは預かっていない）。伊藤らへ下賜された資金は、日清戦争の功によるものだったから、この戦争のために発行された軍事公債に支出するのが、天皇への返礼としてふさわしいと考えられたのではないか。毛利家はその便宜を図るとともに、同家としても、それまで自家所有の軍事公債を借入の際の差入担保に使用していたから、伊藤に売却しても、それまで同様に差入担保に利用するために、使用貸借契約を結んだと思われる。

また詳細は不明ながら、1904年以降における同家の巨額借入の際は、諸方面から預かった大量の有価証券が銀行への担保に供された可能性がある。

預り額が1万円未満という比較的少額のため、表4-14には示さなかった者のなかにも、著名な、あるいは興味深い人物が多数いた。井上武子（井上馨の妻）・井上勝之助（井上馨の養子）・井上千代子（井上馨の娘、古代史家井上光貞の母）・都築光子（井上馨の養女、都筑馨六の妻）・兄玉幾太郎（井上馨の兄光遠の子）・藤田聞子（井上馨の娘）・藤田四郎（井上馨の娘聞子の夫）・新田忠純（新田義貞の子孫、井上馨妻の武子の弟、男爵）・小沢富熊（旧長州藩士、井上馨

369 『第式基本財産出納簿』（明治30年）。

の姉の縁者、貝島大谷坑の事務長・坑長)・桂与一(桂太郎の長男)・桂可那(桂太郎の妻)・山尾庸三(法制局長官など、子爵)・梨羽時起(のち海軍中將、男爵)・柏村とら(広沢真臣の娘、柏村信の養女)・柏村孝正(柏村信の養嗣子)・長井時彦(幕末期に長州藩の責任をとる形で切腹した長井雅楽の孫)・福原栄太郎(第一次長州征討の際に藩の責任をとって切腹した福原越後[毛利元徳の実兄]の孫、井上馨の甥、小野田セメント社長)・国司直行(前出の国司信濃の孫、国司純行の子、男爵)・広沢金次郎(広沢真臣の遺子、伯爵)・大村琴こと(大村益次郎の未亡人)・高杉政まさ(高杉晋作の未亡人)・谷梅所たにばいしよ(高杉晋作の愛妾おうの)・長寿吉(豊後出身の勤王の志士長三洲の子、西洋史学者)・鮎川弥八(旧長州藩士、鮎川義介の父、貝島大谷坑勤務)・三好東一(奇兵隊員三好重臣[陸軍中將、子爵]の孫、のち林学者・東京帝大教授)・田中一介(満鉄理事田中清次郎の父)・中丸一平(旧藩士中丸照一の子、三井物産門司支店長・取締役)・大島義昌(前出)などである。非業に斃れた英雄の遺族や、明治の政官軍界における長州閥要人を含む、まさに幕末維新时期長州のオールスターキャストである。このような長州関係功労者の一族郎党が悉く、毛利家の庇護のもとにあった。

(7) 損益

前期の表3-10などは一応収支表といってよいが、表4-15以下は、収支ではなく損益表というべきものである。

第一基本財産は安定的な資産だったから、損益も同様に安定的であった(表4-15)。1905年には第一基本財産になっていた北海道農場も、一応利益は上げていたが、大した額ではない。また利益は、家憲の規定通り、資本金または保険金(準備金)に繰り込んで、外部に流出させていない。06年には利益の一部を第二基本財産の歳入にしているが、これは百十銀行への救済による

表4-15 第一基本財産損益(1891-1906年) (円)

項目	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1905年	1906年
収益							
株式配当	9,500	10,000	7,500	11,625	—	—	—
債券利子	8,816	1,147	—	—	2,375	4,655	3,879
預金貸金利子	4,661	9,534	21,342	19,711	13,000	8	46
不動産収入	9,052	12,757	14,146	23,524	26,110	47,063	37,636
北海道黒川農場収入	—	—	—	—	—	4,216	4,234
雑収入	—	—	249	47	3	—	9,500
計	32,029	33,439	43,237	54,907	41,488	55,942	55,295
費用							
不動産経費	3,321	5,500	5,819	7,568	7,004	14,326	14,503
その他諸経費	—	1,930	2,149	213	3,419	467	214
北海道黒川農場経費	—	—	—	—	—	1,941	2,896
計	3,321	7,431	7,968	7,781	10,423	16,734	17,613
差引利益	28,708	26,008	35,269	47,125	31,065	39,207	37,682
元資組入高	12,500	12,813	13,133	…	…	第二基本 歳入へ	19,204
保険金組入高	16,208	13,196	22,136	…	…	残	18,478

(出所)『第一基本第式基本財産月計簿』(明治24年)、『第一基本財産出納簿』(明治29年~同39年)。

非常事態への対応であろう。なお、91・92年の年度末資産には債券がないが、期中に新公債や六分利金禄公債などがあったため、収益に債券利子が生じた。

第二基本財産は、臨時費を含めた家政費支出とともに、有価証券等への投資支出も行う会計であり、1890年までの第十五国立銀行株主体の「当用金」から家政費支出を行うしくみを変更した。前田家も、1892年まで第十五銀行株からなる「根基資本」の利益で家政費（「常費」）支出を行うしくみであったが、93年から毛利家とほぼ同様に、全収入から全支出を賄う（計算する）体制となった。毛利家が前田家と異なるのは、第一基本財産という、収益にほとんど手を付けない予備的会計を設けている点と、前田家よりはるかに多い賞典分与関係支出が続く点である。表4-16によると、賞典分与関係支出は次第に小規模になりつつも1900年まで続き、一旦なくなった後に1906年に少額ながら現れている。

なお、表3-2の賞典証書関係支出と表4-16の賞典分与関係支出は金額が一致せず、とくに93年6月における最後の賞典証書償還金6万円余の支出が表4-16に現れない。しかし93年3月の償還金は第二基本財産から支出されており³⁷⁰、この証書償還金が第二基本財産から支出されていたことはたしかである。そして91年には第二基本財産の貸方に、「賞典分与証書、及不具扶持米代、救助米代、償還元資金」11万6千円余と「同上不具扶持米代救助米代給与人員ノ内、死亡消滅ニ付、終身給与者積年超過予備金」781円があった（表4-2の注3）。ところが翌92年末にはいずれも貸方から消え、同時に借方の「預ヶ金」も10万円減少している（これは第十五国立銀行当座預金の減少）。要するに、93年に賞典証書を全額償還するために、その資金を92年に賞典分与会計に移し、そこから93年の償還等の支払いを行ったようである。あらかじめ証書償還金を引当金として負債に計上して費用としていたということである。ちなみに92・93年には、第二基本財産の貸方に「予備金」がある。これは91年にはなく、同年の「益金」5万4千円余を92年の「予備金」に組み入れ、そのうち3万円を毛利五郎分家のための財産分与に、2万円を六郎の大村家養子入りのための財産分与に支出し、92年残高は4千円余となった。その後94年当初の「予備金」まで、前年の「益金」を繰込んでいるだけであり、「予備金」からは賞典分与関係支出は行っていない。

次に表4-16において、収益の「貸付金利子」「預ヶ金利子」と、費用の「借入金・預り金利子」を比較してみよう。前記のように貸付金も預り金も相手により利率はかなり異なり、どちらが高いかは一概にいえませんが、大雑把に言えば大体同水準だった（要するに、貸付金利と預り金利の利鞘によって利益を得る気などないのである）。しかし90年代初頭頃は、貸付金に比して預り金は少なく、借入金もほとんどなかったため、借入金・預り金利子支出より貸付金利子収入の

370 93年3月の賞典証書償還1万5円についても、表4-16のどこに含まれるか不明であるが、『要旨実施備忘録』に、「明治廿六年度収支差引書」なるデータがあり、第二基本財産から「賞与抽籤元金」1万5円が支出されている。前記のように毛利家の会計処理は、すぐに決算に反映させないで、翌年に過年度払いにすることが多い。

表 4-16 第二基本財産損益 (1891-1906 年)

項 目	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1898年
収益						
株式配当	101,070	99,541	98,735	151,863	152,951	177,083
公社債利子	10,388	4,951	5,195	15,155	14,428	17,305
貸付金利子	40,589	32,177	} 54,810	45,827	86,830	130,581
預ヶ金利子	—	1,219				
炭坑収入	—	—	—	19,031	44,438	63,557
地代収入	—	—	162	1,239	1,370	1,969
北海道地代収入	—	—	—	—	—	—
株式売却益	—	5,806	8,889	89,165	888,483	38,970
公債償還売却益	72,919	11,168	—	—	—	—
金貨売却益	36,378	847	—	—	—	—
雑収入	—	5,007	2,600	1,287	7,083	7,207
計	261,344	160,715	170,390	323,567	1,195,583	436,671
費用・損失						
「御常用経費」	96,495	82,701	75,073	76,769	68,462	133,116
所得税・同付加税	5,800	5,712	5,418	6,002	6,568	6,907
賞典分与関係支出	5,956	19,881	7,880	2,648	3,296	3,131
借入金・預り金利子	8,226	5,817	18,344	67,350	96,556	131,801
旧家老仕組金へ補給	6,013	4,000	4,500	—	—	—
北海道地所補充金	1,000	—	2,117	—	—	—
貸付金棄却	72,224	—	—	—	—	—
株式公債売却損	3,292	2,069	177	—	—	—
臨時費	—	—	—	20,231	458,458	58,127
その他諸経費	8,038	3,420	10,729	6,200	27,519	32,038
計	207,044	123,601	124,237	179,199	660,859	365,119
差引利益	54,300	37,114	46,153	144,368	534,724	71,552

(出所) 1891~93 年, 1901~05 年は、『第壹基本第式基本財産月計簿』(明治 24 年), 1896 注: 1) 1891~93 年の「差引利益」は, 全額が「益金予備金組入高」とあり, 「予備金」2) 収入の「公社債利子」は, 93 年以外は公債利子。

方がかなり多かった。ところが 90 年代末頃にはとくに預り金が顕著に増加して, 利子収入と利子支出は同程度になっている。さらに 1900 年代半ば頃には借入金も急増して, 利子支払は 30 万円台にも達した。これは第二基本財産費用の 3 分の 2 を占めるようになり, 日常家政経費(「御常用経費」)の 3 倍以上にもなって, 財政を圧迫した。

ただし同表によると, 時々臨時的な多額の収益または費用支出がみられる。97 年の収益には, 株式売却益 88 万円があるが, その大半の 82 万 1 千円は第十五国立銀行満期に伴う配当であった。同行株を大量に所有していた前田・毛利・島津ともに莫大な利益を得ていた³⁷¹。また同年の費用支出には, 臨時費 45 万円余があり, これは, 多々良本邸建築費・東京別邸(高輪邸)修繕改築費などが 16 万 7 千円, 前年暮に没した元徳の死去諸費用(寄付金を含む)18 万円, 常用費外の臨時費 4 万 5 千円, 常盤別邸(東京高輪)新築費 3 万 4 千円余などであった。それでも

371 毛利家の満期時第十五国立銀行所有株は 5,151 株, 配当額は, 五分利金禄公債を額面の 9 割, 日本鉄道株を 1 株 80 円とし, 1 万 9 千円を「元金へ納入」として差引いた額。前田家の受取配当は, 138 万円(日本鉄道株は 1 株 100 円として計算), 島津家は 146 万円(日鉄株評価は前田家と同じ)であった(前田家『評議会留』明治 30 年, 報第 6 号, および前掲, 寺尾「大名華族資本の誕生」54 頁)。毛利の配当を前田・島津のように算出すると, 98 万円となる。

(円)

1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年	1906年
177,820	229,922	…	…	…	…	…	210,404
10,834	10,834	…	…	…	…	…	23,306
121,109	113,073	…	…	…	…	…	112,695
65,295	65,992	…	…	…	…	…	510,017
1,472	743	…	…	…	…	…	7,987
2,573	1,353	…	…	…	…	…	—
45,570	6,338	…	…	…	…	…	46,519
—	—	…	…	…	…	…	—
—	—	…	…	…	…	…	—
4,691	4,415	…	…	…	…	…	46,939
429,364	432,670	426,434	445,301	445,914	486,118	631,143	957,868
197,533	149,881	79,349	113,509	66,714	95,148	…	103,244
5,474	4,115	5,360	7,346	8,045	11,609	24,438	34,883
2,088	1,151	—	—	—	—	—	591
116,584	137,869	188,480	191,487	185,403	201,937	384,346	356,725
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,601	—	—	—	—	—	—	—
47,743	40,857	101,173	204,294	30,735	29,897	25,143	27,867
373,024	333,873	374,362	516,636	290,897	338,591	…	523,311
56,340	98,797	52,072	△ 71,335	155,017	147,527	…	434,558

~1900、1906年は、『第式基本財産出納簿』
 に繰り入れられている。

同年の第二基本財産損益は大きな黒字となった。1906年は、金田炭坑の利益金の大半を第二基本の収益として、例年よりかなり多くの差引利益を得ている。これは、前記のように百十銀行への融資で巨額損失を被ることがほぼ確実になっていたからであろう。

さて既述のように、同家財政は多くの会計に分かれており、たとえば第一基本付属財産や第二基本付属財産の内容は一部の時期しか判明しない。また各会計を統合した総括財務表も見当たらない。そこでやむをえず、第一基本と第二基本の損益のみを統合した表4-17をみると、収益規模は特別な年を除いて、20~70万円程度であり、とくに炭坑収入が増加していった。他方、費用は、特別な年を除いて90年代は10~20万円だったが、利子支払が増加して、1906年には50万円台となった。そして差引利益は、90年代初頭は数万円であったが、1906年には50万円台となっている。

繰り返すが、毛利家の第一基本・第二基本財産から生み出される収益の中には、前記の鉾山利益金のように、一部を直接、他会計たる「金田炭坑積立金」「諸鉾山予備積立金」に算入されるものがあつた（それは、負債の「諸預り金」に反映される）。また収支表でないから、これも前記のように、92年の「予備金」から5万円を、毛利五郎・六郎の分家や養子入りのための財産分与として支出したことや、同年に貸方の賞典分与関係引当金たる賞典分与証書等「償還元資

表4-17 第一基本財産・第二基本財産の合計損益(1891-1906年)

項目	1891年	1892年	1893年	1896年	1897年	1898年
収益						
株式配当	110,570	109,541	106,235	163,488	152,951	177,083
債券利子	19,204	6,098	5,195	15,155	16,803	…
貸付金・預け金利子	45,250	42,930	76,151	65,537	99,831	…
不動産収入	9,052	12,757	14,308	24,763	27,480	…
炭坑収入	—	—	—	19,031	44,438	63,557
株式売却益	—	5,806	8,889	89,165	888,483	38,970
公債償還売却益	72,919	11,168	—	—	—	—
金貨売却益	36,378	847	—	—	—	—
雑収入	—	5,007	2,849	1,334	7,086	…
第一基本計	32,029	33,439	43,237	54,907	41,488	…
第二基本計	261,344	160,715	170,390	323,567	1,195,583	436,671
総計	293,373	194,153	213,627	378,474	1,237,071	…
費用・損失						
〔御常用経費〕	96,495	82,701	75,073	76,769	68,462	133,116
所得税・同付加税	5,800	5,712	5,418	6,002	6,568	6,907
賞典分与関係支出	5,956	19,881	7,880	2,648	3,296	3,131
借入金・預り金利子	8,226	5,817	18,344	67,350	96,556	131,801
旧家老仕組金へ補給	6,013	4,000	4,500	—	—	—
不動産・北海道農場経費	4,321	5,500	7,936	7,568	7,004	…
貸付金棄却	72,224	—	—	—	—	—
株式公債売却損	3,292	2,069	177	—	—	—
臨時費	—	—	—	20,231	458,458	58,127
その他諸経費	8,038	5,350	12,877	6,414	30,938	…
第一基本計	3,321	7,431	7,968	7,781	10,423	…
第二基本計	207,044	123,601	124,237	179,199	660,859	365,119
総計	210,366	131,031	132,205	186,981	671,282	…
差引利益	83,008	63,122	81,422	191,493	565,789	…

(出所) 表4-16, 表4-17より作成。

注: 1) 1898~1900年の「諸支払高」は、「月計簿」の数値で支出計に含めない。

2) 1906年の炭坑収入は、金田炭坑積立金9万4千円余を含めた。

金」が、借方「預け金」の大幅減少とともに消えるが、それらは表4-17にはまったく反映されていない。当期の損失でないからである。

また限られた残存史料からの議論なので、確定的なことはいえないとしても、同家の会計史料をみる限り、資産の維持保全にはかなり気を配っているが、たとえば表に示した1906年の株式売却益は、史料にはこの収益をすぐに「積立預り金」に組み込み、株式売却益の「決算」額はゼロにするなど(同様に06年の「雑収入」も、「別途積立預金」へ6,700円を組み込み、「決算」は「臨時収入」4万円、「雑収入」238円としている)、どうも同家全体の年々の損益を正確に把握しようという意欲がみられない。つまり営利企業ではないから、「利倍増殖」といいつつも、じつのところ年々の利益額はそれほど重大な関心事ではないという印象さえ受ける。

要するに、藤島泰輔のいうところの「露骨な蓄財は、けっして美德とはされない。上流階級のモットーは、『維持』である」³⁷²との言が当てはまりそうである。もっともこの言明は、第二次大戦後あるいはせいぜい昭和戦前期以降についての観察である。他方、毛利家はとくに明治前期は

372 藤島『日本の上流階級』(光文社, 1965年)145頁。

(円)

1899年	1900年	1901年	1902年	1903年	1904年	1905年	1906年
177,820	229,922	210,404
...	27,185
...	112,741
...	49,857
65,295	65,992	604,714
45,570	6,338	46,519
—	—	9,500
—	—	—
...	46,939
...	55,942	55,295
429,364	432,670	426,434	445,301	445,914	486,118	631,143	1,052,565
...	687,084	1,107,860
197,533	149,881	79,349	113,509	66,714	95,148	...	103,244
5,474	4,115	5,360	7,346	8,045	11,609	24,438	34,883
2,088	1,151	—	—	—	—	—	591
116,584	137,869	188,480	191,487	185,403	201,937	384,346	356,725
—	—	—	—	—	—	—	—
...	16,267	17,399
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,601	—	—	—	—	—	—	—
...	25,610	28,081
...	16,734	17,613
373,024	333,873	374,362	516,636	290,897	338,591	...	523,311
...	540,923
...	566,937

積極的な利殖をめざしたが、次第に利殖よりも「維持」に重点を移してきたようにも受け取れる。いずれにせよ、大名華族の資産を、限りなく自己増殖していくかのようなマルクス経済学の資本概念やマルクス主義的歴史観にむりやり当てはめて理解しようとしても、うまくイメージが合わないのである。

最後に1891～1905年の同家の損失一覧を、判明する限り示したのが、表4-18である。最大の損失は百十銀行救済融資であり、他を圧している。次いで北海道鉱山会社に関する損失であるが、これは鉱山自体を田中家が引き取ったようなので、同表の金額がそのまま損失となったわけではない。その次が岡山鉱区元資金である。これは20万円ほぼ全額損失となったであろう。他はせいぜい数万円であり、同家にとって致命的なものはないが、借入金利子などの機会費用を含めれば、損失はかなり膨らむ³⁷³。それでも前記のように、同家の大資産家としての基盤は揺らぐことはなかった。

373 なお表4-18に、93年島田誠介・武次貸金2千円余の償却がある。誠介は同家元家職、^{なげつぐ}武次は誠介の子で医師であり、武次はドイツへ私費留学したから、この貸付は留学資金だったであろう。しかし武次は93年1月に病没し、返済免除とした（『柏村日記』明治26年2月23日条）。

表 4-18 毛利家損失一覧 (1891-1905 年, 1 千円以上のみ)

年次	事 項	金額(円)	備 考
1891年	財産整理法改正ニ付、貸付金棄却	72,224	91 年第二基本財産全体の貸付金棄却高
92年	日本酒問屋会社株棄却	4,000	毛利家所有の同株を広岡助五郎へ譲渡
〃	日報社株棄却	10,000	破綻したらしい
〃	忠愛社株棄却	1,000	破綻したらしい
93年	島田誠介・武次貸金償却	2,580	誠介は元家職、武次は誠介の子
〃	品川硝子会社、解散につき、貸金損失	42,050	貸金 6 万円、抵当不動産代価 1 万7,950円、差引残金棄却
〃	品川硝子会社、解散につき、株金損失	4,875	
〃	東京牛商会、解散につき、株金損失	3,000	
〃	東京家畜市場会社へ貸金、償却	46,000	
〃	東京家畜市場会社株、償却	1,300	減資、株も売却して 351 円 25 銭損失
〃	東京人造肥料切捨	1,000	減資によるものであろう
〃	広岡助五郎貸金償却	16,000	広岡助五郎貸付金残高 7 万 1 千円のうち
98年	鯨組への貸金 3 万円	(30,000)	抵当品売却収入があるから、損失は 3 万円よりは少ない
1902年	岡山鉦区元資金	204,793	
05年	福岡県田川郡神崎炭坑支出金	22,659	元資金 27,659 円のところ、5 千円で売却
〃	北海道鉦山会社株	(183,700)	同年、同社は営業停止
〃	〃 新株	(91,850)	〃
〃	〃 仮払金	(269,076)	〃
〃	百十銀行への救済融資	(2,650,000)	毛利家の損失見込額
計		(3,656,107)	

(出所)『御要用金 従明治四年至明治廿二年 収支計算書抜』『第壹基本第貳基本財産月計簿』。

注：1898 年鯨組は、『鯨組一件物』による。その他の典拠等は本文参照。

(8) 小括

毛利家の有価証券投資は、大藩大名華族らしく、中央の優良株や公債を大量に所有して、安定的な財政基盤を築いた。しかしそれに止まらず、旧臣の関係する企業、あるいは旧領に拠点を置く企業、さらに旧臣・旧領に関係なくても成長すべきと判断した新産業に、積極的に投資した。土地投資にも積極的に行い、旧領とはまったく関係のない宮城県・埼玉県などの耕地、函館の市街地を概ね長く所有した。さらに北海道の直営開墾事業は、大名華族として真っ先に開始した。

それら毛利家の投資の中で、最初から成功を危惧されたものもあったが、必ずしも多くはない。しかし結果として、成功したものも少なくないが、失敗も多かった。投資の意思決定については、ここでも井上の主導性がめだつが、しかし評議のうえて、多くの意思決定参画者も賛同したうえての投資であった。たとえば藤田組への融資も井上馨の強引な主導とはいえず、むしろ元徳の嗣子元昭を含めた毛利一族主体の家政協議人たちの合意で進んだ。井上による強引な主導があるとすれば、むしろ貝島に対する貸金であろう。しかしそれも家政協議人たちおよび当主元徳は同意したのである。他方前田家では、リスクの大きい投資は、家職や評議員から異論が出て、このような投資は阻止されたであろう。両家のリスク許容度の相違でもあるし、リスク管理の問題でもある。また主家が置かれた社会的位置の相違でもある。

そして利殖目的の投資の失敗ではなく、百十銀行に対するように、救済・支援のために最初から損失が見込まれる支出が、前田家に比してめだつ。これも両家が置かれた社会的位置の相違といえる。旧領の有力国立銀行系譜の銀行への支援などは、前田家ならば行ったか疑わしい(鳥津家でも行わなかったのではないか)。

そして毛利家は、旧臣の政府高官、幕末以来の長州関係功労者、その遺族らへの貸付・預り金を通じた手厚い配慮が特徴的であった。これは当主・家職・一族を含む家政協議人・その他の有力旧臣らの一致した姿勢のようである。やはり倒幕・新政府樹立の立役者としては、大名華族の模範となるべき行動をとらざるを得ず、中央政府で活躍する政治家らを支援しないわけにはいかなかったし、維新の志なかばにして斃れた者の遺族らを保護する義務があった。しかしそれらは、元就以来の「百万一心」という言葉に示されるような、伝統的な毛利家中の強い共同体的性格を表している。

おわりに

以下に、本稿で判明したことをまとめる。

1. 意思決定システム

まず藩政期加賀藩からふれると、同藩は、藩主の世代交代が比較的スムーズにいった。藩主の男子が誕生・育成し（男子がない場合は藩主の弟が養嗣子になる場合もあったが）、藩政期全般にわたって跡継ぎ問題が深刻化しなかった。藩祖利家の血筋を引く正統な藩主には不動の権威があった。これに対して、藩政期の毛利家は、元就の血は引いていても、輝元の血筋ではないなどの問題があったり、幕末期にも繰り返し（一族の）家老家や支藩主家から養嗣子を迎えざるをえなかった。しかも養子を迎える場合は、通常、養父が養子を選定するのであるが、敬親の場合、養父斎広の急死によって、家臣らの合意によって決められたという経緯があった（末期養子）³⁷⁴。いきおい幕末期長州の藩主・世子の権威は相対的に高まらなかつたと思われる。さらに元就の「三子教訓状」や（伝説的ではあるが）「百万一心」の教え以来、家中の団結が強調される毛利家の共同体的性格は、相対的に家臣らの発言力を増したと思われる。石高の大きさも関係すると思われる。表高百万石を越える加賀藩主と36万石の長州藩主では、おのずと備わる権威も異なるというものであろう。そしてこれらの事情は水戸流の過激な尊攘思想にいかれた主流派家臣らを、いよいよ調子づかせることになった。かくして日本の近代は開始された。

明治になっても、毛利家当主は、むろん自らの意見表明もするが、具体的な資産運用については家職や井上馨らの上申を受け入れる点で、基本的に「そうせい侯」であり続けたといつてよい。それらは敬親・元徳・元昭らの個性・性格にもよっているが、同時に近世期の藩の体質を継承している。

むろん加賀藩をはじめ近世の諸藩、さらに近代の大名華族の（とくに財政面の）意思決定システムは基本的にボトムアップ方式であり、家臣・旧臣（家職・評議員）らに審議させて、それをたいてい藩主・当主が承認したのだが、「名君」と呼ばれたような幕末の藩主—たとえば島津斉彬・松平春嶽・山内容堂ら—は、なんらかのリーダーシップをとる面があったからこそ「名君」

374 以上、前掲、根本『近世大名家における「家」と「御家」』182頁など。

とされてきた。敬親が「名君」と評価されることもあるが、その場合も、有能な人材を登用したとか、文武の振興を進めたとか、なんらかの主体的な指示・行動を根拠に主張するのである³⁷⁵。やはり「そうせい」というだけでは「名君」になりえないのである。そして、従来、天保期長州藩の藩政改革は敬親主導で行われたとされてきたが、最近の研究では、「敬親の積極的関与は当初からあったわけではなかったようである」とされる³⁷⁶。幕末の加賀藩主前田斎泰も、毛利敬親よりリーダーシップは窺える³⁷⁷。

また幕末期加賀藩では、意思決定において下からの「言路」はある程度保障されていたが、八家をはじめとする家老層の権限は従来通り保持された³⁷⁸。これに対して幕末の長州藩では、たとえば禁門の変の前後をみても家老層は十分に存在感を示しているが、それとともに中級藩士層が直接藩論に与える影響力が強かった。つまり加賀藩の方が相対的に旧来のヒエラルキーの秩序が維持された。いいかえれば、毛利家は（そして島津家も）相対的により下位者の発言力が強かったのに対して、加賀藩は、身分制を基礎とした上意下達のシステムが幕末まで維持された³⁷⁹。あるいは極端に誇張すれば、毛利家の方が平等主義的ないし下剋上のといえる³⁸⁰。これらの特徴は明治期の両家に概ね持ち越された。明治期前田家の家政は、旧八家の当主らが、（旧中級藩士とともに）家令や評議人・評議員となって支えた。明治期毛利家の家政を支えた（ないし牛耳った）のは、柏村信・井上馨・杉孫七郎ら、もっぱら旧中級藩士であり、旧家老らは保護の対象にはなっても、毛利家家政への貢献はほとんどみられない。

375 小山良昌『名君 毛利敬親』（萩ものがたり、2017年）。

376 前掲、根本『近世大名家における「家」と「御家』』183頁。

377 幕末期長州藩の意思決定について、上田純子「安政五年萩藩における『会議』と政治機構」（『史学雑誌』107編6号、1998年）、同「萩藩文久改革期の政治組織」（同誌、109編11号、2000年）が興味深い実証研究であり、敬親は主体的な判断をしなかったわけではない点などが指摘されている。それでも、根本、前掲書が（今後の課題でもあると留保しつつも）指摘するように、筆者も、相対的には敬親の主流派家臣らの意見を尊重する面は強かったと考えている。また加賀藩では、禁門の変というクリティカルな時期の意思決定に際しても、じつは長州藩と異なって、御前会議（君前会議）は開かれていなかった（つまり藩主斎泰自身が判断を下した）という指摘がある（長山直治『加賀藩を考える』桂書房、2013年、77-79頁）。ただし近刊の宮下和幸『加賀藩の明治維新』（有志舎、2019年）第1章によると、この頃御前会議（御前評議）がまったく開かれなかったわけではなく、むしろ藩主斎泰自身が御前評議を重視したとある。興味深い研究の進展ではあるが、意思決定が困難なクリティカルな時期に、最高責任者が衆議を求めるのはごく自然であり、やはり相対的に、長州藩より加賀藩の方が、藩主に権威とリーダーシップがあったと、筆者は考える。宮下、同上書でも、「（文久3年以降王政復古後までの斎泰・慶寧）両藩主の決断は、藩内の政治意思が暴走して藩組織が崩壊することを防ぎ、藩の政治運動を可能にさせていることから、『決断の君主』としての一側面を看取することも可能である」（353頁）という。

378 幕末維新时期加賀藩の意思決定について、宮下、同上書、第1部が詳しい。

379 宮下、同上書は、「加賀藩の家臣団編制はかなり体系的な面がみられたが、それが幕末期にあっても機能していた」（351-352頁）という。

380 これはむしろ、（明治維新のめざした）身分・形式より実力を重んじるという良い面もあるだろうが、結局は「発言力を重んじる」昭和の陸軍の暴走につながったという理解もありうる。

ただし明治期とくに1890年の家憲制定以降は、家政協議人や財産主管者を務める旧支藩主家当主、分家当主らも、毛利家家政に影響力を及ぼした（この点が、評議会に支藩主家を入れず、より客観的な視点を求める前田家と異なる）。しかし毛利家家政審議に参加する一族らのスタンスは、明治期の毛利家が置かれた社会的位置に規定されて、また同家の歴史的な共同体的性格もあってであろう、井上馨・山県有朋ら有力な旧中下級藩士層や家職らの志向とあまり変わらなかったし、さらに当主自身も同様であった。毛利家家政運営において井上馨の大きな影響力があったことは、本稿でも指摘したが、同家の意思決定は決して井上のみによって行われたのではなく、以上のような家職、政府高官たる有力旧中下級藩士層、旧支藩主家当主、分家当主らによる評議に基づき、当主の決裁によって行われた。

2. 藩政期からの資産継承

前田家など多くの大名家は近世から直接継承した金融資産は多くなかったと推定されるが、倒幕の旗手となった長州系の毛利家・吉川家は近世からの継承資産について、それぞれ独自の経緯によって政府から目こぼしがあり、近代のスタート時点で有利に取り計らわれたと考えられる。毛利家は7代藩主重就以来蓄積してきた撫育金から30万両（70万円）を継承し、明治初期頃から同家の資産は、家禄賞典禄がより多い前田家の資産より、若干多くなりえた。わずか6万石の吉川家も近世期岩国領に関する資産は個人資産と主張して、旧石高に見合わない資産家に成長しえた。

要するに新政府官吏（じつは旧長州藩士）は、毛利・吉川両家に対して、近世以来の帰属のややあいまいな資産を、藩主の個人資産であるという彼らの主張をかなり認めた。これは倒幕の主勢力という背景なしには考えがたいことである。

3. 多額の賞典分与

従来、倒幕・戊辰戦争の旗手だった毛利・島津両家に対して、突出した多額の賞典禄が支給され、さらに家禄に賞典禄が加えられて金禄公債交付額が算定されたため、これらに基づいて、両家は富裕な大名華族資産家として成長していったと想定されていた。しかし毛利家は、受領した多額の賞典禄をそのまま実入りにできたのではなく、そこからきわめて多数の旧家臣ら功労者への賞典分与がなされた。それには、むろん戦死者遺族や戦傷者への救助なども加わった。これに対して、島津家の場合は、明治一桁代は、政府から直接藩士らに軍功禄が支給され、同家が受け取った多額の賞典禄から旧家臣らに分与されることはなかった（ただし賞典禄は同家の実入りになったのではなく、全額鹿兒島県に学校費として寄付された）。他方、前田家の賞典禄は多くなかったが、賞典分与の必要もほとんどなかった。どの程度、賞典分与したかは、旧大名によって大きく異なり、一概にいえない。しかし、毛利家ほど旧家臣らへ多額の賞典分与を行った大名華族は他になかったし、受給者数も他の旧大名に比して突出していたはずである。そして同家は、1877年に七分利金禄公債証書と同じ利率・償還条件の賞典証書を分与受給資格者に交付し、1893年まで利払いと証書の償還を行った。

4. 資産運用の姿勢と資産の性格

毛利家が藩政期から多額の金融資産を継承し、家禄賞典禄や金禄公債受領額も前田家と大差はなく、明治初年から前田家より多額の資産を有したにもかかわらず、その後、資産額において前田家に迫られ、やがて追い抜かれた要因の1つは、賞典分与の相違であるが、とうていそれだけで説明できるものではない。その差は資産運用にあった。

それは、(i)資産管理ないし資産増殖をめざすための運用方法の差と、(ii)他者ないし社会への貢献の差、に分けられる。

(i)については、前田家がきわめて慎重かつ厳格に資産を管理・運用し、大雑把に言えばローリスク・ローリターンをめざした。幕末期加賀藩の行動姿勢と同じである。これに対して毛利家は、一貫して期待収益率が高く、またリスク許容度が高く、こちらも大雑把に言えばハイリスク・ハイリターンをめざし、かつリスク管理も甘いのではないかと思わせるところがある。したがって大きな成功もみられるが、失敗も少なくないし、ある程度それを見込んであるふしもある。こちらも幕末期長州藩と同じである。

資産管理については、前田家が早くから会計の専門家を評議人に任命して厳格な会計監査を実施していたのに対して、毛利家では1880年代から内部監査は行っていたが、明治期に外部者による組織だった会計監査が行われていた形跡がない。しかも1890年代の家政協議人の過半は毛利一族であり、財産主管者も1896年から当主元徳の子弟が選任され、彼らは会計の専門家ではなかった。前田家では、資産の運用を審議する評議会のメンバーは、旧家臣とはいえ、基本的に一族一門外の者であり、評議会に完全な外部の視点によるチェック機能を期待したのと、毛利家はかなり異なる。

こうした点がどこから生じるのか。両家とも意思決定は少なくとも幕末以降、基本的にボトムアップ方式だったから、両家藩主・当主にリーダーシップの相違はあったとしても、藩主・当主の志向の相違だけでは上記の行動様式の相違は説明できない。彼らは、近代の天皇と同様に、専制君主的・絶対君主的ではなかった。要するに幕末期においては、藩の決定に大きな影響を与える主流派家臣たち、明治になってからは、家職や家政協議人・評議員など両家をとりまく人々の志向・性格・思想の相違が重要と思われる。それは、彼らや当主らが主家の歴史と特質についてどのように教育を受け理解していたかにもよる。前田家では、藩祖利家以来、リスクを避けて慎重な守勢重視の行動姿勢が同家のポリシーだったとされ、江戸時代を通じて幕末までいかにして百万石を維持してきたかについて、昭和期になっても組織的に当主家族に教育を施していた³⁸¹。

381 前田家16代当主利為の長女、酒井美意子は次のように記している。「私は娘時代、八歳ぐらいのときですが[1934年頃]、わが家の歴史について講義を受けていたことがありました。結婚もない兄嫁の政子のお相伴ということでした。前田家の尊経閣文庫の責任者・永山老先生[永山近彰、『加賀藩史稿』の編者]の「……でござりまする」といった独特の口調に笑いをこらえながら、ノートをとったものです」(酒井『加賀百万石物語—秘史—前田家の戦争と平和』主婦と生活社、1992年、248頁)。昭和戦前期でも次代当主予定者の新妻が他家から嫁いでくると、早速自家についての歴史教育が始まるのであった。

これに対して毛利家は、かつては慎重な面が少なくなかったかもしれないが、幕末期には必ずしもそうではなく、周知のように毛利家臣には、大胆な改革に立ち向かうことに伴うリスクをいとわないメンバーが多かった。それは通説のように、水戸流の尊王攘夷思想に大きく影響され、また吉田松陰の影響も小さくなかったであろう。

たとえば、前掲、伊藤之雄『伊藤博文』は、松下村塾における吉田松陰の思想が博文に対して大きな影響力を持ったという。博文が松陰から学んだものとして、

第一に、既存の体制を否定し、変革するために、藩主や天皇という絶対的なものを設定する論理である。

松陰は藩主への絶対的な「忠誠」の論理を立てた。それは藩主毛利敬親への単なる服従ではなく、毛利敬親を「尊攘の大義」に目覚めさせることであった。幕府に従い長州藩や自らの家の保全を藩主の意思よりも優先させるような「俗論派」を、松陰は敵視した。

とある³⁸²。これを読む限り、昭和戦前期の二・二六事件の首謀者などとあまり変わらないが（だから彼らは「昭和維新」を叫んだ）³⁸³、それはともかく、藩や毛利家の保全（安泰）を優先するのではなく、国家全体のために家臣・旧臣らが藩主・当主を説得して動かし、リスクを恐れず行動するという点は、幕末期だけでなく明治期の毛利家の特徴ともいえる。それは、松陰に学んだ経験のなかった井上馨らも同様の考え方を有していたし、説得された藩主・当主も最終的にそのように振る舞った。

井上馨の毛利家家政への関与について、『世外井上公伝』第4巻にも、「之〔井上の毛利家への貢献〕を難ずる者は、公は毛利家の為に尽した事も多いが、亦迷惑を懸けた事も少なくない、功過相半ばするといつてゐる」とある³⁸⁴。同書の著者らは、事情をよく知る毛利家家職らからも聞き取りを行ったのであろう、かなり正確なところを指摘している（従来、政府高官たる井上馨が財政顧問となって毛利家は有利に蓄財したはずだという先入観からであろう、こうした記述はまったく注目されてこなかった）。

これに対して幕末期加賀藩でも尊攘派は存在したが、幕府からの圧力により、禁門の変、第一次長州征討の際に大半が切腹を命じられるなど厳しく処分され、世子慶寧まで謹慎の身となった³⁸⁵。松陰らとは逆に、既存の体制に歯向かうような、過激ないし軽率な行動は戒められ、藩主・藩士ともいよいよ慎重な行動が重視された。

(ii)の他者ないし社会への貢献について。幕末維新期の勝者となった毛利家は、明治期になる

382 同書、39頁。

383 これと若干似たようなことが、原田伊織『明治維新という過ち―日本を滅ぼした吉田松陰と長州テロリスト』（講談社文庫、2017年）に記されている。ただし、同書の論評は本稿から外れるので、しない。

384 同書、614-615頁。

385 徳田寿秋『前田慶寧と幕末維新』（北國新聞社、2007年）、前掲、長山『加賀藩を考える』第1章3「慶寧の二度の退京」。

と、当然ながら日本の新時代を切り開く先導者たらざるを得ない立場となった。その過程を主導してきた毛利有力家臣らも、他藩士とともに「五箇条の御誓文」を格調高く発布して新政府を樹立させた手前、旧主君が大名華族の範を示してくれないと困るのであった。もっとも、毛利家が旧大名のお手本を示そうとしたのは、実際にそのような自己犠牲的経済行動をとる余裕があったからである。要するに、有力旧臣らは旧主家にノブレス・オブリージュを強く求めた³⁸⁶。したがって毛利家の社会貢献の対象は、通常の大名家とはやや異なって、旧臣や旧領に止まらない。大袈裟に言えば、日本社会全体への貢献が望まれた。たとえば同家は、1880年代に電気・硝子製造・化学・食肉などの新産業の企業が立ち上がると真っ先に投資し、また旧領・旧臣とは無関係の企業にも投資し、北海道農場経営も大名華族で真っ先に開始した。経済行動以外にも、天皇家に倣って、仏教から神道への改宗も前田家より早かったし、「殿様」「御姫様」の呼称も1877年までに廃止という異例の早さであった。何事も先頭を切って、大藩大名華族の模範とみなされるような行動を示すように努めた。

企業や企業家の救済・支援例も多い。それも百十銀行や藤田伝三郎といった旧領・旧領民関係だけではなく、田中平八・貝島太助など旧領とは関係のない企業家への支援・救済がみられた。藩政期以来の御用商人の救済もめだつ。広岡久右衛門・三谷三九郎などである。ただしこれは尾張徳川家や前田家でもみられた。近年の日本経済史研究では、近世以来の商人たちが近代資本主義を確立させたという議論が優勢であるが、広岡家や伊藤次郎左衛門家のように旧大名が近世以来の有力商人を救済・支援したからこそ、彼らは近代へ継続して活動できたと思われる（広岡家を救済した旧大名は毛利家だけではない）。

さらに、毛利家は前田家より、いわば共同体的性格が相対的に強いように感じられ、藩主・当主と家臣・旧臣との距離も近いといえる。前田家の方がより上下・序列意識が強く、前記のように毛利家の方が強くいえばより庶民的ないしフラットな気配が感じられる³⁸⁷。それらと関係するかのようには、毛利家は、明治期に政府高官などとして活躍する旧家臣ばかりか、幕末以来の旧藩関係功労者の遺族までを保護した³⁸⁸。これらについても井上馨の毛利家への取り計らいが指摘されているし³⁸⁹、それは事実であろうが、しかし井上に限ったことではなく、柏村家職らや山県有朋・伊藤博文・野村靖・杉孫七郎ら有力旧臣らの共通の志向であった。こうして毛利家は幕末以来の長州関係功労者・長州閥の中心に位置し、彼らの生活と繁栄を支えた。

386 瀧井一博『伊藤博文』（中公新書、2010年）99頁には、伊藤博文は憲法発布に当たって皇族華族宛にノブレス・オブリージュとともに憲法による権力の制約を説いたとある。

387 たとえば、毛利家では明治前期でもしばしば御用商人邸に当主や家族が招かれて行ったが、前田家ではそういうことは確認できない。

388 もっとも明治期の前田家も、幕末期に厳しい処分を受けた尊攘派家臣の名誉回復や、遺族らに対する支援を行っている。

389 『世外井上公伝』第4巻、616頁。

ところで、これらを貴族が示すべきたんなるヨーロッパ流のノブレス・オブリージュと片づけられるであろうか。ノブレス・オブリージュは社会的な要請ではあっても、他から強制されるものではなく、基本的には貴族自身が自発的に示すべきものであろう。しかし毛利家では、有力旧臣らが事前に協議して大枠を決めてしまう場合が多かった。ここで思い出されるのは、長州藩の撫育金について、田中誠二が「公私二重の性格を帯びていた」とした点である。すでに述べたように、同藩の特別会計では、毛利家の私有資産と藩資産の厳密な区別は成立し難く、それはより一般に近世大名の個人資産と藩資産についてもいえる。近世期にはまだ近代的な私的所有権は存在せず、かつ幕末に近くなるほど大名は社会の公器という感覚が成長したであろう。そして、公私二重の性格という点は、じつは明治期の毛利家資産にもある程度当てはまるように思われる。

むろん明治期の大名華族の資産は、法的には当主が近代的私的所有権を持つ個人資産となったが、もともと藩政期の現石を基準とした政府支給の多額の家禄（および金禄公債）を主な収入として蓄積した資産だったから、公私二重の性格は観念的には付きまとった（賞典禄はなおのこと旧家臣らとの共有物的性格があった）。ただし公私二重の性格といっても、大名華族によって濃淡があった。中小藩大名華族は資産が少なく、自らの生計のための必要な規模を出ないとすると、このような性格は希薄といってよい。他方、大藩大名華族の場合、旧領・旧臣らとの共有物という意味とは限らず、その資産はむしろ（天皇の「しらす」）国家に対して公的な性格を持つという観念があったと思われる。したがって大藩大名華族は、とくに明治前期に政府その他に多額の寄付・献金を行った。明治期の毛利家資産は、こうした性格が相対的に強く、また相対的に長く残ったのは、同家の幕末維新期の役割と意思決定システム、同家の共同体的性格からきているであろう。明治期の前田家資産にもそうした公私二重の性格はもちろんあった。それゆえ一部の金沢士族らは、明治前期に同家に対して（藩政期同様に）資産の使用・運用について介入しようとした。

しかしそれらは、時間の経過とともにより薄くなってゆき、名実ともに当主の純然たる個人資産ないし家の資産になっていった。毛利・前田両家とも明治後期にはそれまでほどの巨額の寄付は少なくなっていることも、これと関係があると思われる（もっとも、次第に近代日本の国家体制が確立していったこともあろう）。また前田家の場合、明治後期にはそれまでにみられたような金沢士族らの過激な旧主家への運動・介入の試みはほぼなくなった³⁹⁰。毛利家も、大正初期（1912～13年）に百十銀行の3度目の危機が発生したが、それには関知しなかったし、銀行側も同家に救済を求めなかった³⁹¹。とはいえ、時間が経過しても、富裕な有力大名華族である以上、

390 これも、前田家が1883年以降に抛出した資金で金沢士族らが実施した士族授産事業がごとごとく失敗に帰したこともよるであろう（金沢士族らの起業会の活動とその帰結は、『稿本金沢市史』政治編第一、1933年に詳しい）。

391 前掲『山口銀行史』344-350頁。この時は首相兼蔵相の桂太郎を介して、三菱銀行・山口銀行（大阪）の支援を仰いだ。

その資産の公私二重的な性格は容易にはなくならなかったと思われる³⁹²。

5. 大名華族の個性の背景

要するに、大名華族ないし武家家族は、それぞれ固有の家の歴史を背負って行動した。本稿で取り上げた毛利家・前田家・吉川家は、近代において、当主の個性もそれなりに反映されていると思われるが³⁹³、各家がそれまでたどってきた独自の歴史に大きく制約・規定された行動を示し、それはそれなりに合理的な選択だったであろう。それは繰り返さないとして、たとえば旧加賀藩家老横山家は、近代に鉱山開発などを積極的に行う企業家として活動し³⁹⁴、それは一見前近代と無関係のようにみえるが、同家は江戸時代に大名ではなく家老だったからこそ、近代に自由な企業家活動ができたのである。一方、横山家と同様に、明治期に旧領で鉱山開発に成功した旧延岡藩主内藤政挙子爵は、旧領が西南戦争や大火で荒廃し、その復興と人材育成・教育振興のために1890年に一家を挙げて帰郷した。旧領における諸事業の展開は、自家の蓄財よりもそうした公益目的だったとされている³⁹⁵。こちらは延岡藩主だったからこそ、旧領において鉱山開発その他の事業を展開したのである。

結局、大名華族ないし武家華族は、それぞれ自家の歴史を背負って行動する主体であり、正確に言えば各家は全部異なった性格を有し、豊かな個性をもって近代を生きたのである。かつての日本経済史学では、マルクス主義的歴史観もあって、近世（＝封建制社会）と近代（＝資本制社会）の断絶が強調されたのに対して、近年ではその連続性が経済発展や商人活動などで強調されるようになってきたが、じつは「封建領主」・大名華族のあり方も、制度面での断絶的な変化にもかかわらず、そのような意味で連続する面があった。

6. 大藩大名華族と近代日本経済

有力大名華族の近代的企業への株式投資が、その資金調達を助け、日本の近代経済成長を促すのに貢献したという議論は、個別の実例を念頭におくと、誤りとはいえないであろう。しかし大名華族が出資しなかったら、近代的企業が株式資本調達に支障を来たような例ばかりともいえ

392 関連して、本論でも述べたように毛利・前田ら大名華族は、家職らが管理し家政協議会・評議会において支出・運用が決定される家資産とは別に、当主の手許金があった。どちらも法的には当主の個人資産である。しかし当事者らの観念では明確に区別され、後者は当主の自由裁量の資産であるが、前者はそうではなかった。このように、近代的私的所有権が制度的に確立されても、それが人々にスムーズに受け入れられるかは別問題であることについて、たとえば、鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界—転換期の民衆運動とその思想』（東京大学出版会、1992年）も参照。

393 前出の第二次大戦後における木戸幸一の回想によると、「失礼な言い方だけど、毛利の殿様〔元昭のこと〕なんか、あまりお利口な方じゃなかったですが、その前に出たら、やはり、みんな敬意を表している。……」とあるが（前掲、金沢ほか編『華族』136頁）、「お利口な方じゃなかった」とは、先代の元徳とともにあまりに人が好すぎるとの意味と筆者は解釈する。

394 さしあたり、前掲、拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉱山業への転換」を参照。

395 前掲、小川原「福沢諭吉の華族批判」19頁、および原史料の『宮崎県立延岡高等学校百年史』（2000年）14-15頁。内藤家の鉱山経営や女子教育については、同書、第3部を参照。

ない。むしろ華族資産家の財政面を考えると、日本経済の成長が華族の中核となる優良企業への株式投資に果実をもたらして、彼らの財政基盤を強固にさせた面、つまり日本経済の発展に背負われて資産を増加させていった面が重要である。実際、昭和金融恐慌にみられるように、かつての優良企業が優良企業でなくなった時、華族は大打撃を受けた。

また毛利家は、株式投資とは別に、広岡久右衛門・藤田伝三郎・貝島太助・百十銀行などの事業経営を破綻から救った可能性が大である。さらに小野組・三谷三九郎・桂二郎・品川硝子・東京家畜市場会社など、結果として破綻した実業家・企業にも融資した。しかしこれほど多方面の実業家・企業に多額の支援・融資することは、どの大藩大名華族も行ったことではないはずである。この点で、毛利家はかなり異色と思われる。

7. 毛利家・前田家の性格と明治維新

結局、倒幕・明治維新がああ時、あのような形で展開したのは、幕末維新期の国際環境なども基礎的な条件としてむしろ重要であるが、長州藩のようなリスク許容度が高く、リスク管理もやや甘い藩が存在したからである。もっといえば、人の好い敬親・元徳という藩主父子と、その下で調子づく過激な主流派家臣らがいたからである。昭和金融恐慌で大打撃を被った島津家ももともとリスク管理の甘いところがあったかもしれない。加賀藩のような慎重な大藩大名ばかりであったら、歴史は大きく異なっていたであろう³⁹⁶。歴史の展開は、後からみて必然として説明されるべきものもたしかにあるが、偶然的な要素が大きく左右することは多い。

それはともかく、前田家にとって、加賀藩が戊辰戦争にわずかにしか関わらなかったことは、後に資産を増やすという点からみると、結果としてそれほど拙いものではなかったのではないか。じつは同家は、藩祖利家以来、ずっとそれに類した行動をとってきた。1584年の小牧・長久手の戦いでは、利家の軍勢は主戦場の濃尾平野に赴かず、口能登（能登半島南部）で佐々成政と末森城をめぐって戦っただけであり、しかもこの戦いの勝利は前田家がのちに百万石大名に成長する基盤となったと評価されている³⁹⁷。関ヶ原の戦いにおいて、次代の利長は、東軍側に付くものの、これまた主戦場には赴かず、北陸方面で若干の戦闘を行い、その結果、論功行賞の領地を加えて加越能3国を支配する百万石大名にのし上がった。むしろ多分に偶然という要素はあるにしても、前田家は最初から天下の覇者になるつもりなど毛頭なく、一貫して慎重なあるいは控えめな姿勢であったことはたしかである³⁹⁸。

そして本稿で示したように、加賀藩は近世最大の藩であったために前田家は明治期に自動的に最大の華族資産家になったのではない。明治末になって毛利家の資産額を抜いたのである。そして第二次大戦後の1965年頃に、旧華族らの間で、「(富裕な戦前の上流階級を構成した大名華族の中では) なんといっても前田さんですよ」というのが定評となっていたのは³⁹⁹、主に昭和戦前

396 念のためにいえば、筆者は、明治維新について肯定的または否定的な立場で議論しているのではなく、そうした価値判断とは関係のない議論をしているつもりである。

397 前掲、前田利建ほか『君主学入門』38-42頁など、この点は加賀藩史研究の通説である。

期のイメージが残っていたからと思われる⁴⁰⁰。

かくして毛利は、16世紀に元就が調略と勇戦により中国一円を支配する112万石大名として台頭したものの、関ヶ原の戦いで吉川広家の進言に促されてやや中途半端な姿勢をとったため大幅に減封されてしまい、同じ関ヶ原の論功行賞によって120万石となった前田に追い抜かれた。幕末維新时期に毛利は果敢な行動によって倒幕・新政府樹立に成功して、再び爵位も資産額も最大の大名家におどり出たが、旧臣らの進言を受け入れて家政を運営した結果、またまた前田に追い抜かれたというわけである。

(付記) 本稿は、社会経済史学会第90回全国大会(2021年5月)において、その骨子を報告したものである。本稿作成にあたって、史料所蔵機関である山口県文書館、公益財団法人毛利報公会(毛利博物館)、高崎経済大学図書館、公益財団法人前田育徳会の関係の方々に変お世話になりました。

398 前田家17代当主利建としなつ(1908-89)らによれば、同家代々の哲学・ポリシーとして、次のようなものがあった。「つねに二番手であれ。そうすれば減ぶことはない」「権力者から憎まれてはならぬ。同時に、一心同体になってはならぬ。天下の形勢が、いつどころぶかわからぬではないか。要はつかず離れずの関係がもっとも好ましい」(前掲、前田ほか『君主学入門』33, 57-58頁)。明治期も同家は薩長藩閥政府につかず離れずのスタンスだったのであろう。筆者は、前掲、拙稿「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程」において、同家は「倒幕期に朝廷側につくのが決定的に遅れたことがその後も長くトラウマになった」と記したが(61頁)、それはだいぶん後の16代利為の時代になってからかもしれない。少なくとも倒幕直後頃は、同家代々のポリシーの実践によって百万石を守った安堵感で満ちていたようである。1869年正月に、金沢城竹沢御殿の庭(現、兼六園)において、12代藩主斎広正室真龍院の80余歳の賀を祝う囃子が昼過ぎから翌日午前3時まで盛大に行われたが、長山直治は、「それは同時に維新の動乱を乗り越え、なんとか百万石を維持できたことの喜びを表すものでもあった」と記している(長山『兼六園を読み解く』桂書房、2006年、250頁)。1884年華族令によって、当主利嗣は上から2番目の爵位である侯爵が授けられたが、それも十分満足だったのではないか。

399 前掲、藤島『日本の上流階級』78頁。

400 もっとも戦後についても「財産税や農地解放で、やられた、やられたといっても、大大名と小大名とは大違い。もとが大きければ、財産税で九〇パーセント取られても、残ったものは大きい。……もともとにもなくて、明治天皇のお情けで蚊帳から着物に昇格したわれわれ貧乏公卿とは、くらべものになりませんよ」とある元公家は述べている(同上書、74頁)。